ISSN 0286－5831

國學院大學

博物館學紀要

第 33 輯

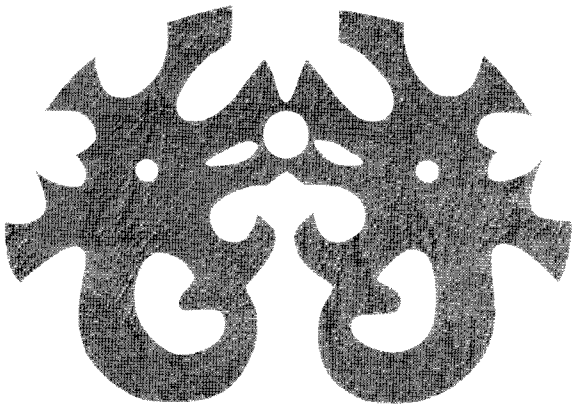

2008年度

國學院大學博物館学研究室

Bulletin of Museology, Kokugakuin University
HAKUBUTUKANGAKU-KIYO

2008, No.33

CONTENTS

Northern European Open-Air Museums modeled after by Japanese ..... OCHIAI Tomoko 1

A Museology of Tsuboi Shogoro (1862～1913) ..... AOKI Yutaka 23

A Museology of Botanist in the Meiji Era Japan ..... SHIMOYU Naoki 31

Proposals of Museums at the End of the Meiji Era and the Beginning of the Taisho Era
—Focusing on the Investigation Commission for Popular Education—
..... KONNO Yutaka 43

A study of the evaluation of the Japan-British exhibition ..... ITO Daisuke 97

Protection and exhibition of Tokyo imperial house
museum collection in the wartime ..... MORIIZUMI Kai 109

Utilization and process of models in a Japanese museum ..... ONUKI Yousuke 117

Collection and Learning ..... SANADA Yoshiaki 127

The Conservation and Exhibition of "Jinya"in Hokkaido ..... ARITA Daigo 135

Public Library and Literary Display ..... WATANABE Mai 143

A Study of Floor Display and Under Floor Display ..... KOJIMA Yukiko 151

A Consideration on the Display of Nihontou(Introduction)
—The Present Condition and Subject— ..... OTAKE Hirotaka 165

A study of the display of local archives on early modern age at regional museums.
..... KAMAGATA Shintarou 171

The problem and tentative plan of educational activity in Literature museum
..... FUJISAKI Harumi 191

The germ of modern museum in Turkey
—Achievements of Osman Hamdi Bey— ..... NONAKA Yuko 201

Museum Law Revision and Left System Problem ..... ONUKI Hideaki 209

The Museum Study Room
KOKUGAKUIN UNIVERSITY
Shibuya, Tokyo, Japan

國學院大學

博物館學紀要

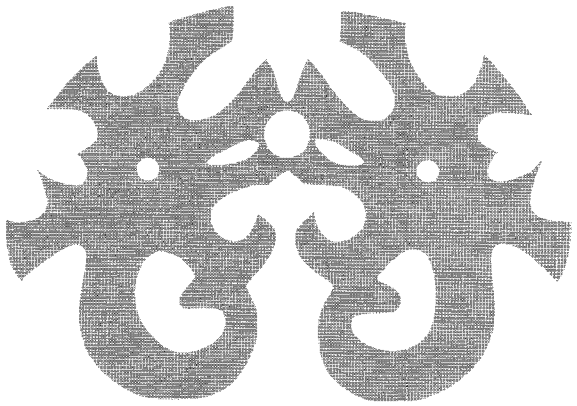

國學院大學博物館学研究室

日本人が範とした北欧の野外博物館

Northern European Open-Air Museums modeled after by Japanese

落合　知子
OCHIAI Tomoko

はじめに

北欧の植生は我が国の北海道の植生とよく似ている。街路樹にはナナカマドが植えられ、紫陽花や立葵、櫟、ハマナスなどが目に付く。植生だけを見る限り、さほど遠くの地に訪れたという感じは受けないが、行く先々の国の印象が常に新鮮なのは風景・植生が多様であり、それにより文化・風土が独自のものを形成していくからである。つまり植物は文化であり、風土の基本といえよう。

野外博物館はその建物が置かれていた環境と共に展示されるところに最大の特徴があり、その環境を含めてあらゆるものが展示物となり、その中から自国の文化を継承していくのが博物館なのである。我が国の野外博物館は建物の保存のみを第一義に置いている館、教育を重視している館、テーマパーク的な施設というように多種多様の形態があるが、その基本理念である文化の継承を目的としている館は限られているのが現状のようである。

野外博物館の嚆矢はスウェーデン王国に見られるもので、その後も北欧を中心に欧米諸国に発展を遂げた。北欧の野外博物館誕生の要因は、19世紀の産業革命により伝統的民俗文化の減少を招き、それに対する危機感から保存活用に取り組んだものであった。同様に我が国においても戦後の農地改革や高度成長による開発により、伝統的建築物が取り壊されていくことに対する焦燥感からの保存意識が大きな要因となったものである。

本稿は明治期から昭和初期にかけて、北欧の野外博物館を見聞した学者の記録を採り上げ、さらに『Norsk Folkemuseum The Open-Air Museum』、『NORSK　FOLKEMUSEUM』『SKANSEN Traditional Swedish Style』を参考にしながら、スカンセン野外博物館にあえて複製を建設したアートゥル・ハセリウスの野外博物館論を考察し、ノルウェー民俗博物館の概要と現状を紹介するものである。

1．日本人が観た北欧の野外博物館

黒板勝美の観た北欧の野外博物館

黒板勝美は博物館学においてはその業績をあまり知られることのなかった学者であるが、その研究に先鞭をつけた青木豊が「黒板博士の博物館学思想」の中で論じた如く、黒板の博物館学的意識は非常に強く、中でも明治44年に「博物館学」なる語を使用し、その嚆矢となったことは特筆すべきことであろう。更に大学博物館、町並み保存、動植物園の教育等を論じており

博物館を教育機関として捉えていることの意義は大きいもので、我が国で博物館学的意識をもって様々な資料保存を述べたのは黒板が始まりといえる。

黒板は野外博物館に相当する施設を「野天のミューゼアム」「博物館的公園」「公園的博物館」「動植物園的公園」「動植物園的博物館」と呼称し、野外博物館である史跡整備の保護は博物館が行う必要があるという論を展開した。

> 意義ある博物館　かくて博物館といへば、最早いろいろのものを出来るだけ多く雑然と陳列するところでなくつて了つた、そして過去十〇年来「博物館學」とも称すべき新しい研究が欧州に起こつたのである、（略）すべての陳列品に連絡がなければならぬ、そしてその陳列品の時代及びその地方の文化的風氣を復現せしめねばならぬのである。
>
> 文化的風氣の復現　然らば文化的風氣の復現とは何であるかといふに、（略）前にいつたスカンセンやビグドーの陳列館が古代の建築物をそのまま用ひて居るのは、實にこの理想を現出した一といつてよい。（博物館に就て（二）大正元年八月二十六日　第九千三百六十五号）

というように、自らが訪れたスカンセン野外博物館やビグドー（ノルウェー民俗博物館）を挙げており、北欧の野外博物館から少なからず影響を受けていることがわかる。『西遊弐年欧米文明記』においてはさらに詳細に北欧の野外博物館について論じている。

> 我が國で博物館といふのは、元来ミューゼアムといふ欧州語の翻訳で、恰かもライブラリ又はビブリオテークを単に図書館と訳した誤謬とその誤謬を同じくして居る、ミューゼアムといふのは単に品物を陳列する場所で、その種類が百般博物に亙るべきものと定まらぬ、それが独立した一の建築物であらうが、また或る一室であらうが、或は数多の建築物から成つた一廓であらうが、皆或る物を陳列して縦列して縦覧せしむるところを指すのである、余は陳列所とか列品場とか命名することが最も當れるであらうと思う。欧州に於ても単にミューゼアムといへば、はじめ古物または動植礦物等の標本を陳列する建築物などを名づけたのであるが、ミューゼアムの研究次第に進んで、その陳列法はいふに及ばず、その組織にすら大変動を来すに及び、ここに博物館的公園といふものも起り、動植物的博物館といふものも創められ、今はミューゼアムを博物館とすることが全く妥當でないこととなつた。
>
> 前者の好例はクリスチャニの附近ビグドーにある諾威國民博物館で、後者の模範はストックホルムなるスカンセンである、一は公園的設備がまた博物館とも観らるべく、一は動植物園の設備に博物館を合わせたものといふべく、しかも建築物そのものが既に一箇の陳列品と称すべきである。
>
> 元来博物館の陳列法で第一に注意すべきことは、その陳列品の出来た時代とその場所のアトモスフェヤとが、なるべくその陳列品の上に現はれ、その陳列室の内に溢れるやうにせなければならぬ、観るものをして何となくその時代の人となり、その遺跡やその土地にあるやうな感を起さしめねばならぬ、ただ古物を列べ、標本を陳ぬるだけで満足すべきものではない、若しここに一國の風俗を示し、習慣を示し、また美術工藝を示さんとならば、その如何なる服装をなし、如何なる家屋に住し、如何なる家業に勤労し、如何なる遊戯を

楽しみしかを、一目の下に分明ならしむるやうに、その陳列法を考へねばならぬ、これがビグドーの博物館となり、スカンセンとなった理由である。(中略)

スカンセンはストックホルムなるヂュルガルド大公園の西部を劃して、一千八百九十一年ハゼリウス博士によつて創立された野天の博物館ともいふべき大仕掛のものである、その廣さは凡そ七十エーカーにも及ぶであらう、峨々たる巌山もあれば、清冽なる湖水もあり、彼方の森林、此方の牧場田畝ここに瑞典一國を凝集し縮寫したものといふも過言ではない、天然の花卉草木はいふに及ばず、處々に鳥獣魚蟲を飼養してよく馴れしめたるなど、大動植物園の設備完きと共に、各州の風俗習慣はその地方地方から移住し来た人民によつて示され、地方特有の服装で、各その家業を営める様、この大公園の景趣を添ゆること幾千ぞや、カール十二世時代の軍服を着けた番人に過ぎ去つた國民的自負の名残を留めたのは瑞典人がせめてもの慰藉なるべく、ブレダブリックの塔上よりストックホルム全市を眺望しながら、一杯のカフェーに渇を醫するは観光の客が最も喜ぶところであらう。

各地の風俗で特に珍しいのはラップの部落である、冬と夏との家をはじめ、馴鹿の飼養場など宛然としていてその故郷に入るが如き心地がする、また十七世紀の哲學者エマヌエル、スヴェデンボルグの遺物を傳へたるスヴェデンボルグ亭、ヘルシング州より持来れる十六世紀ごろの建築等をはじめ、古色蒼然たる諸州の建物に往昔を回顧するに足るもの多く、その廣大なる余は二回ここに遊んで、遂に全体を観ることが出来なかつた程であつた。

この種の博物館的大公園は、果して我が國に必要なる設備の一でないであらうか、また古建築の保存すべきもの必ずしも寺社に限るべきことであらうか、現今における古社寺保存法は更に大に改革すべき余地がないであらうか、我が當局者はこのスカンセン及びビグドーの博物館を参考し、且つ西欧諸國の施設しつつあるところを観て、公園や博物館の設備について研究すべきであらう。余はここにただ一言この種の設備をなすべき我が國の大公園が奈良の春日公園たるべきことを提供するに止めて置く。

このようにビグドーのノルウェー民俗博物館とスウェーデンのスカンセン野外博物館の事例を挙げて博物館的公園・野天博物館を述べている。スカンセンの描写は詳細に書かれており、二回訪れて遊んだと記述していることからも、かなり興味を持った博物館であったことが読み取れるのである。遊ぶという表現からアミューズメント性の高さも窺うことができる。古い建物自体が陳列品であり、その陳列方法はただ単に並べて見せるのではなく、その陳列品が置かれていた雰囲気が必要であり、その時代、その土地に自分があたかもいるかの如く錯覚するようでなければならないことを論じ、一國の風俗・習慣・美術を公開する方法としてこのようなタイプの博物館が出現したことを述べたものであった。

ノルウェー民俗博物館の移築建築物には其々の時代の雰囲気が室に満ちていることを述べており、路傍に立てた一里塚の石札に払う注意力、観察力などは博物館学意識を持っての見方といえる。また、スカンセン野外博物館については植物の植栽・動物の飼育・コスチュームスタッフから受ける印象をその故郷に入るが如き心地がすると述べてはいるものの、野外博物館が我が国に必要か、古建築保存が寺社に限ることでよいのかを、これらの博物館を参考にして研究すべきであるという程度に留めており断定的な意見は述べていない。

次に他の文献資料に見られる野外博物館を考察していくと、

野天のミューゼアムがある。それに近頃は野天のミューゼアム、換言すれば博物館的公園という者も出来た、諾威のクリスチヤニヤ府の附近なるドグドウや、瑞典ストックホルムのスカンセンにあるミューゼアムが其よい實例である。そして此等のミューゼアムでは古物などを陳列した建物それ自身が古い時代の建築で、既に一の陳列品となつて居るばかりでなく、百花卉を争ふ植物も培養してある、優悠自適せる動物も飼養してある。甚だしきに至つてはその一部にある喫茶店の給仕女が地方特有の服装で御茶を汲む、番人中古武士の服を着けて槍など提げて居るのを観れば、彼等もまた實に陳列品なるが如き心地がせらるる。(博物館に就て(一)大正元年八月二十四日　第九千三百六十三号)

公園的博物館　初めに一寸述べた野天のミューゼアムに就て、今一度ここに言はして貰ひたい、諾威のビグドウにしても、瑞典のスカンセンにしても、野天のミューゼアムであるが、同時にまた一の公園を成して居る、それで公園的博物館ともいへるが、是に動物や植物が自然のまま養はれ植られてあるのを観れば、更に動植物的公園とも称することが出来るであらう、これは中々大仕掛けのもので、無論國立たるべき性質を有するのであるが、その目的はその國自身の縮寫をここに示さんとしたものである、例へばスカンセンは瑞典國の縮図で、山川渓谷の有様から動植物の主なる分布を實物で示すのみならず、北方に住むラプランド人の天幕生活も観ることが出来れば、ストックホルム附近の風俗も知ることが出来る、そしてその内なる建築物、建築物の中なる古代の工藝品等はまた歴史的に瑞典を語つて居るのである。そして此等の建築はまた遺物として保存すべき必要からここに移して来たともいふことが出来るので、この種のミューゼアムは史蹟遺物保存の一法として實行せられたものとしても可い。(博物館に就て(六)大正元年八月三十日　第九千三百六十九号)

「博物館に就て」は大正元年の東京朝日新聞に連載されたものであり、この考え及び知識は欧米の博物館施設を実際の見聞によるものであることは前述したとおりである。博物館資料は其々の時代、文化的風気の復現が伴なわなければならないことを強調し、建築物をそのまま保存活用することの重要性を説いたものであった。その中でも野外博物館はその国の風俗・風土・文化を表すものであり、まさに当該国の縮図といえるものと解釈したが、黒板の主張は史跡整備を主軸としたものであり、野外博物館はあくまで史跡整備に活用することであった。

しかし、北欧の野外博物館を訪れた日本人はスカンセンのみを論じることが多く、ビグドーの野外博物館の記述にまで及ばないのが特徴であるが、黒板はスカンセンを動植物園的博物館、ビグドーを博物館的公園と呼称して、同じ北欧圏の野外博物館を分類しているとともに、その解釈も黒板の細やかな観察と博物館学的考察が読み取れる。スカンセンは動物園もあり、演示者も多く、多くの人が訪れていつも賑わっており躍動感を感じさせる野外博物館である。一方ビグドーはスカンセンほどの賑わいもなく、演示者も動物も少ないが、ずっしりと歴史の重みを感じさせるほど臨場感のある野外博物館である。つまりスカンセンを動とすればビグドーを静の野外博物館という解釈をした黒板の博物館に対する眼は鋭く洗練されたものであったといえよう。

棚橋源太郎の観たスカンセン野外博物館

棚橋は野外博物館に相当する施設について「路傍博物館」「公園博物館」「戸外博物館」「戸外文化史博物館」「地下博物館」「民俗園」「考古学園」「地学園」を用いている。博物館といえば、これまでは一般に内部に物品を並べた建物であったが、建物の外の露天にまでも陳列して、戸外博物館の名称が用いられることになった。これは博物館の歴史の上で見逃すことのできない大変な変わり方であると論じている。

①戸外博物館

〈戸外博物館の発達〉 アウト・ドア・ミュージアム、即ち戸外博物館の問題である。これは本邦の古社寺や史蹟、名勝、天然記念物保存事業と関係のある施設で、博物館の内に持ち込めないやうな大きい古建築物とか、或はその他の歴史的遺物、或は天然記念物の類を戸外に保存して、公衆の観覧に供せんとする新しい施設の一つである。土俗、歴史、考古学の博物館には、古い物を蒐集して館内に陳列してゐるが、昔の農民の住宅、農舎風車のやうな大きい物になると、博物館の内へ入れることが出来ないから、その博物館の附近の野天にそれを移築するのである。そして建物のみでなく、家具の類までも、在りし當時のままに備へ附けて置くのである。土俗を示すためには、その特別な服装をした住民までも、その住宅と一緒に移して来るのである。この企てを一番早くやり出したのは、瑞典のストックホルムのノルディスカ、ムゼーと称する博物館で、スカンセンの戸外博物館と称してゐる。

〈スカンセンの戸外博物館〉 この博物館はノルテイスカムゼーの本館から遠くない小高い公園地に設けられてゐる。それが同博物館の附属になつたのは、1890年である。此處には114の種々な建物で以て瑞典の歴史や民俗が示されてゐる。そして其等の家屋の多くは、全國各地から本物を移築したもので、極めて少数のものは模造したものである。此處には農民の住宅や農舎ばかりでなく、農民及び農業生活に必要な戸外のすべての附属物並に種々な記念碑、鐘楼、尖塔の類が設けられてゐる。そしてその目的の一つは、瑞典の各地に於いて、各時代に行はれてゐた種々な建築法を紹介せんとするにある。この戸外博物館は著しく世間の注目を引き瑞典を始め諸國に於けるこの種の博物館陳列方法の模範となつた。スカンセンの戸外博物館が創設されて、一たび世界の注意を惹いてから、その影響として各國に同様の企てが盛んに起つて来た。

〈戸外博物館に對する新舊兩思想〉 由来博物館は、蒐集に重きを置いて来たのである。即ち博物館は世界の何れの場所に存在する物をも、館内に蒐集することに腐心し来つたのである。然しながら近来に至つては、館内に陳列品を集めようとする思想ちやうど反対側をゆく思想に、多くの注意が向けられるゝこととなつた。要は戸外に於いて自然のまゝに存する物を陳列品としようとするのである。さはいへ、戸外博物館なるものは、決して新奇なものではなく、既にストツクホルムのスカンセンに久しい以前から有名なものがあるのである。然しながらスカンセンでは戸外に存在するものを、そのまま利用するといふよりは、寧ろそれを特に戸外に据附けて博物館としての作用をなさしめんとしたのである。新らしい思想から云ふと、戸外博物館なるものは、特に戸外へ物を陳列するのではなく、

既に戸外に存在する物を単に利用するに過ぎないのである。かういふ原則から推せば、何れの博物館も、戸外に存在する自然物なり、人工物なりを博物館の見地から説明紹介すれば、それで或る程度まで戸外博物館となり得るのである。然しながらこの職能たるや、全然新しい様式のものを造つて、それで以て戸外博物館の事業を蠶食しようとするが如きことは萬々なく、明かに戸外博物館に対する補充施設の一とし、博物館の屋外に於ける余計な事業として、将来ますますその作用を発揮することになるであらう。

②民俗園

民俗学資料の陳列は館内だけでなく、博物館に接続して民俗園を設け露天陳列をしなければならないとしており、世界戸外博物館であるスカンセンを理想の民俗園（Fork park）と紹介している。我が国の民俗園として石器時代から現代までの各時代の建物を移築したり、模造して、そこにその時代の民具を収集し、当時の服装で仕事をさせ、地方的季節料理を提供させることを提案している。

この民俗園は、人類学博物館と共に、東京の中心から余り遠くない交通の便利な高台で、東京湾を見おろして、ながめのよい所に設けたいと思います。そして園内へは、石器時代から現代までの各時代の建物、たとえば石器時代の竪穴住居や上代家屋の実物大模型、室町時代の町家の実物大の模型、飛騨白川村の大家族が一緒に住んでいる民家、村中の婦人たちがお産に行く不浄小屋、江戸時代の農家、家庭の蚕糸取り場と機織場、古風な陶器工場、木竹工場、紙すき場、水車場、染物屋（こう屋）、時の太鼓、やぐら、一里づか、道しるべ、道祖神、宿場の本陣、数奇屋風の茶室、昔の街道の茶店（菓子・団子・もち・甘酒の類）、居酒屋（日本酒、季節的一品料理）、晝食所（季節の郷土料理）などの本物を、各地から園内へ移して来たり、または昔の本物そっくりに模造したりするのです。そしてその時代の本物の家庭用具、農具、糸取り器械、木竹工具などを集めて、それぞれの建物へ配置したり、取り付けたりするのです。陶器焼き、紙すき、蚕の糸とり、機織、木彫り、竹細工などは、職人をその地方から呼びよせ、家族と共にその建物に住まわせ、その時代の服装で仕事をさせて入場者に見物させ、造った陶器、木彫りのおもちゃ、竹細工、和紙の類は、その場で見物人に賣らせるのです。また、茶室、茶店、居酒屋、晝食所でも、それぞれの職業の人を出張らせるか、住まわせるかして、まっ茶、菓子、団子、もち、日本酒、甘酒、地方的季節料理などを、なるべく清潔に取扱わせ、安価に提供させて、民俗園の呼び物の一つにしたいものです。

野外博物館では、その地方の郷土食を体験できることがとても重要であり、必要なことであるが我が国の野外博物館で郷土食を味わえる博物館は少ない。これは野外博物館に限定していえることではなく、屋内博物館においても附帯するレストランの多くが一般のレストランのメニューと変わりなく、その地方の郷土食を提供しているところはあまり見られないのが現状となっている。食文化こそがその地方の特色を強く反映しているものであり、移設収集型の野外博物館などは各々の地方の建物において各地方の郷土料理が味わえれば、さらに個性豊かな地域色の濃い博物館の確立が見られるものとなろう。

③スカンセンと復製展示

世界最初の戸外博物館スカンセンについての記述は、

博士の意見では昔の生活状態を示すには、陳列ケース内に物品を羅列したり、或集團式の時代陳列室を設けたりしただけでは充分でない。宜しく館外の適當な土地に昔の建物を移築して、それへ當時使用してゐた本物の家具、調度、衣服、器物の類を配し、取附けなければならぬと云ふのであつた。一八九〇年には博物館前、丘陵の島の上の舊宮廷鹿林の一小區劃が博物館へ下賜され、茲に始めて博士が豫ての理想を實現する機會を得、數年ならずして小規模ながらスカンセン戸外博物館が出来たのである。この庭園は丘陵をなし、流れや湖があり、眺望も絶佳で、戸外博物館に欠くことの出来ない必要條件を備へてゐる。ここへ瑞典、ノルウェイその他の各地から、昔の農民住宅、小百姓の住宅、領主の館（中略）百十四の建築物が移築又は再建されてゐる。建設を始めてから余程後まで、これ等諸建築物を集めて何にするか、即ち昔の一つの町に造りあげるとか、或は田舎の村にするとか云ふ、何人の計画もなかつたらしい。併し各建物の内部設備、家具の類は何れも完全して居り、建物の外にもスカンディナビア産の家畜や野獣が飼育されている。現在のところスカンセンは大体に於て観覧者を古い町地区から町の場末へ、それから園の奥の方の一層原始的建物へと次第に進ませるやうに出来てゐる。特殊民族の生活に關するこのやうな施設は、観覧者に鮮明適確な印象を與えてゐる。例へば製粉所の附近では甘味な粉の香りを、また澁工場の側では鼻を衝く澁の臭を嗅がされる如きもその一つ、そしてこれ等の努力に依り、見物人に對し、それが各家屋や工場に於ける特殊の服装であることを示すばかりでなく、同時にまた奮い時代の大衆の通常服装であつたことをも想はしめるのである。（中略）この戸外博物館創設の目的は既に述べた通り、一般の各國の民俗や、並に文化を紹介し、各時代に於ける建築法や知識としようためであるが、その獨得の陳列方法は、著しく世人の注目するところとなり、更に諸國に於けるこの種施設の模範となつてゐる。

このようにスカンセン野外博物館については、動物の飼育展示・臭覚に訴える澁の臭いという野外博物館には重要とされる五感に訴える展示技法の必要性をすでに指摘している。我が国の野外博物館にも北海道開拓の村のように動物のいない牧場や、博物館網走監獄の人形による展示では時の止まった展示となってしまう。それに対して足助村の牛の展示や、琉球村の水牛の展示は臭覚、視覚、聴覚に訴えるものとなっており、五感に訴える生態展示の好例であろう。これは野外博物館であるからこそ可能な展示であり、積極的に取り入れることが望まれるものである。

特筆すべきはスカンセンに複製が含まれていることを記述していることである。前述の①戸外博物館〈スカンセンの戸外博物館〉に「そして其等の家屋の多くは、全國各地から本物を移築したもので、極めて少数のものは模造したものである。」と③スカンセンと複製展示に「昔の農民住宅、小百姓の住居、領主の館（中略）百十四の建築物が移築又は再建されてゐる。」と論じており、さらに『博物館・美術館史』においてもスカンセンの展示に複製が含まれていることを論じている。

ストツクホルム北方博物館の創立者アツエリウスは、歴史資料の陳列は、ケース内の展

示や時代室だけでは充分でないとして、戸外博物館を思ひたち、一八九〇年博物館隣接の王家の御料地スカンセンの丘陵を手に入れて、スエーデンその他の原地から、古い建物を移築して民俗園を設けた。この民俗園の地域は次第に擴張され、それへ原始的な農民夏期居住地山岳地夏季酪農場の復原から始めて、各種の民族資料を歴史的發達の順序に移築することにした。陳列物は原地から移築した本物と復原した物とから成り、すべてゞ百十五の多きを算するに至つた。最初が古式農家の原物・玉石壁の農舎・兵舎・炭焼小屋・製粉風車小舎・製麻小屋・鍛冶工場・ラプランド人の居住部落・夏季別荘・古教會堂・一里塚石等で、内部備えつけの家具用品・地方的服装をした住人・家畜までも建物とともに移されている。

棚橋はこのように、スカンセンは実物資料を移築しただけではなく、複製も展示していることを指摘している。この観点からの指摘は他の研究者には見られないもので、棚橋の博物館学的意識の高さを端的に表しているものといえよう。しかしこの時点においては、「各種の民族資料を歴史的發達の順序に移築することにした」と僅かにその理念に触れてはいるものの、アートウル・ハセリウスの複製展示の理念までは言及されていない。

藤山一雄の観たスカンセン野外博物館

藤山は『新博物館態勢』の中で、野外博物館を露天博物館と呼称して紹介している。

一、文化縮図　（前略）或はアテネのアクロポリス博物館の如く、古代文化遺跡地の出土品のみを収蔵、展示する考古博物館、ストックホルムのスカンセン、或は和蘭のアムンヘムの如く特殊な歴史的、土俗を展示するため廣大なる地域に跨る露天博物館、（中略）各都市に一つの大きな博物館を有しない所はないし、又その建築もその国家を代表する型態の美を極め、その国民、市民の関心も博物館にかかつて居ることは言ふまでない。

スエーデンのストックホルムに近きスカンセン博物館は博物館といふものの再認識を促す一存在である。多くの日本人は「博物館」を骨董品の陳列場位にしか考へさせられて居ない。實際何處の博物館に行つても佛像とか古刀、甲冑、陶器、瓦のかけら、乃至古書畫等が塵のかかつた硝子戸棚に雑然と監禁、拘束されて居る。博物館は「生きて居るもの」でなく、それ自体が冷たい棺桶のやうな感を與へる。（中略）ストックホルムのスカンセン博物館の如き一つの建物ではなく、大きな自然の一角を占める世界の縮図であつて、山あり、耕地あり、入江の一角には古代の海村が現存し、古風な住宅には、昔ながらの生活が展開せる土俗博物館である。（中略）

これだけかいたので、博物館は静態的でもあるが、又動態でなければならんことが理解される。古きを温ね、将来を創造する魂の工場でなければならないのである。

藤山は1929年に渡欧した際にスカンセンを見学することにより、博物館の概念に対して自らが再認識をして、その時に受けた感銘が後に手がけた満州国の民俗博物館構想の範となったのである。

満州国の民俗博物館は1939年から1945年にかけて手がけたもので、前述したようにこの民俗博物館はスカンセンを範としており、「現住諸民族の生活を如実に展示し北圏生活を自然に順

応せしめ、合理化して生活文化の水準を向上せしめようとする」、「生活試験場ともいふべき機関」として目指したものである。また満州における民俗、此の国の文化に存する残存物Survival in cultureを丹念に蒐集保存して、可及的体系化し、科学的研究の客観的対象にすることであり、日本の満州移民政策問題と密接にかかわって構想されたもので、現実社会に存在根拠を具体的に有した、実用の博物館であった。

この民俗博物館は「廣域の博物館となせば廣大なる点において断然世界一となるであろう」と推測しており、「公園は自然的景観のうちに人文景観を点綴することによりて初めて完全するのである、近代の所謂公園施設は余りに人工に堕する傾向があるが、少くも民俗博物館構内はなるたけ自然の生長に委する景観の展開が望ましい。」とし、植樹も樹齢の高い楓、白樺を選び、百年の大計としている。これは野外博物館の基本的な理念を指摘したものとして評価されるものであろう。

さらに、ハセリウスの構想によるスカンセンについて、「夥しい民藝品の蒐集、保存、及び展示により、博物館に全く新生命を吹き込んだ。然しながらその大半はものであつて「生活」ではなかつた。私は更に進んで「生活」を展示したいのである。」としてスカンセンを越えた野外博物館を目指したものであった。しかし1941年になると民俗博物館計画は急速に停滞し、結局民俗博物館計画は中止に追い込まれていったのである。しかしその後も民俗調査は続けられ、烏拉調査においては「烏拉の如きはその集落及び環境全体が一の展示資料として高い価値を有する」として集落全体を野外博物館あるいはエコミュージアムとして捉えているものと考えられる。このことからも藤山の野外博物館に対する思い入れと憧れを強く窺い知ることができよう。

満州国国立中央博物館副館長であった藤山一雄によって『新博物館態勢』が刊行されたのは1940年であり、満州国において日本人が博物館を論じた市販の初めての単行書であった。また、『帰去来抄』（1937年）は1937年に辞官した際に満州国に関する随筆を編んだ書であるが、『新博物館態勢』の考え方の原形が見られ、すでにスカンセンを模した博物館の必要性も説いているものである。藤山が博物館に求めたものは従来の「単なるモノの展示場」ではなく、「生きた博物館」であった。

濱田青陵の観たスカンセン野外博物館

濱田青陵は科学としての考古学の開拓者であり『通論考古学』で、我が国に正しい考古学の研究法を知らしめると同時に博物館の正しいあり方を説いた。また、日本児童文庫『博物館』で、若者層への博物館普及に努めた。この『博物館』において次のように述べている。

> 西洋各国にあるいろいろの博物館の中で、一風変つた特色があつて非常に面白く感じたのは、ヨーロッパのスエーデンの土地の風俗や習慣などを示す博物館であって、ハゼリウスという一人の熱心な人が、古い風俗や品物がだんだん亡びて行くのを悲しんで、初めはわづかの品物を集め出し、それがだんだん大きくなつて行つて今日の国立の大博物館となり、北方博物館といふ名称がつけられたのであります。（中略）ところがまたこの博物館のすぐ傍にスカンセンといふ丘陵があつて、それが野外博物館になつてをります。その丘

の上にはスエーデンの各地方の植物を移植し、また特有の動物をも飼養してゐるところは、ちょっと植物園か動物園のようでもあります。そしてその間に各地方からそのままもつて来た農民の小屋があり、古い式の教会堂が木の間がくれに建つてゐるかと思うと、面白い風車があり、倉庫のような古い建て物が昔のままに設けてあるといふ風であります。さてその農民小屋にはひつて見ると炉辺には薪が燃やされてあつて、その地方の風俗をした爺さんがたばこを燻らしてゐたり、娘さんはまた糸を紡いで熱心に働いてゐるといふ実際生活を見ることが出来、また料理屋や茶店も各地方にあるそのままの建築で、料理もまたその地方の名物を食はせ、給仕女は故郷の風俗をしてお客の給仕に出るといふふうになつてゐます。

これは単に旅人を面白く思はせるために設けられたものではなくて、だんだん文明に進むに従ひ、昔の良い風俗や面白い建築物が次第に滅んで行くのを保存するために出来たものであります。私は日本においても、文化の進むに従つて、田舎にある古い風俗や道具類が、次第に滅び行くことを残念に思うので、一日も早くかういふふうな民俗博物館が設けられることを希望するものであります。そして、このスエーデンの博物館を造った人は、最初から多くの金銭を投じて着手したのではなく、少しづつ集めて長い年月の間に一人の力でもつて完成させたことを思ふときは、誰でも熱心と時間とをもつてやりだせば、成しあげることが出来ることと信じます。

この『博物館』は昭和４年に刊行されたものであり、昭和16年『考古学入門』と改名し、さらに昭和37年に『やさしい考古学』と改名されたものである。内容はスカンセンの紹介に止まったものではあるが、野外博物館という名称を明確に使っていることに注目したい。濱田は考古学の意識が強いことからスカンセンを野外博物館と呼ぶことに何ら問題はなかったのである。

後藤守一の観たスカンセン野外博物館

後藤守一は野外博物館について『欧米博物館の施設』で、土俗博物館という名称で紹介している。

土俗博物館即ち自己の国内の土俗を示すべきものとしては、伯林の土俗博物館を好例と挙ぐべく、瑞典のストックホルム、丁抹のアールフス及びリンビイ、和蘭のアルンヘム等にある野外土俗博物館も、著しいものといふてよい。

伯林のは極めて旧式の建物の中に、雑駁に陳列されてゐるが、独逸国内の土俗品を数多く集めて居り、ストックホルムのスカンセンは瑞典の自然科学及び土俗を示すべく、廣さ七十エーカーの土地の中には小山もあり、池もあり、森林も鬱蒼とし、牧野も廣くして、ここに瑞典の地方を縮図し、動植物界もよく之を集め、各地方の住宅を点綴し、家にはその地方地方の農民男女をすまはせ、日曜日には各地方の踊等をも実演せしめてゐる。(中略)

〈土俗品の露出陳列〉　土俗関係のものは多く露出陳列による。これに伯林国立博物館土俗部に於いて見る如く、室の半ばを限り、土人を中心として彼等の生活状態を復原して陳列せるものが、あり、またライプチツヒのグラシイ博物館の土俗部の如く、一室内を土人の村の一部となし、観覧者は自由にその間を歩いて土人の家の内部をも窺ひ得る如くせる

ものもあり、ミュンヘンの独逸博物館の如く、家を実物大にして単独に陳列せる如き、北欧のスカンセンの如く、建物全部を移し来り、かつこれに其の地方の農民を移して住はしめてゐるものもある。

このように後藤は野外博物館という用語を使わず、土俗博物館・土俗品の露出展示というように土俗という用語のみを使用し、あくまで紹介するまでに止まったものであった。

また、藤島亥治郎は1978年、社団法人日本博物館協会発行の『野外博物館総覧』に、「野外博物館展示の家」として論じている。

当総覧の内容は調査対象を多種類にわたる博物館施設から、自然博物館系のものを除き、専ら生活文化の展示系のものに限ると共に、「風土記の丘」や「歴史の道」的なものを除き、一般的な野外博物館に絞り、それを全国的に網羅して対象を求め、その現状と今後の対策等につき具体的な資料を集めたものである。

自らが実際に見学したスカンセンを例に挙げて、日本における民俗博物館への国民の関心が薄いことを指摘しながら、今和次郎の農村調査や保谷の民家園を社会的展示であると論じている。野外博物館の盛況は文化史的に価値のある建物を主体とする展示方式により行われ、これらは建築や集落の博物館で、その中に生活文化の展示を行っているものとし、この家を主体とした博物館が盛況した理由として、戦後の民主化に伴う文化史料の価値の拡大、戦後の経済発展と生活の向上、新時代を志向する再開発による建築物の消失に対する保護策として挙げている。

澁澤敬三が観た北欧の野外博物館

我が国に民家園の考えが入ってきたのは1920年代～1930年代にかけてであるが、それは澁澤敬三、今和次郎たちが海外の野外博物館を見学して感銘を受けたことによるところが大きい。澁澤は大正11年～14年にかけて横浜正金銀行ロンドン支店に勤務の合間に、スカンセン民族博物館をはじめとしてオスロー野外博物館、その他コペンハーゲン人類学博物館、ウイーン美術史博物館、ロンドンナショナルギャラリー、大英博物館、自然博物館、ヴィクトリアンドアルバート博物館などを見学し、我が国にもこのような大規模な民俗園の実現を強く念願したのであった。昭和34年11月29日付けの朝日新聞「きのうきょう」にスカンセンやグリーンビレッジを紹介したあとで「わが国にも一つ立派な野外博物館がほしい。東京保谷、大阪豊中、土呂等その他各地に既にその芽ばえを見せている。」と述べている。しかしその実現が困難なことから、小規模ながら可能な範囲で直実にその計画を進めたのである。

昭和28年（1953）日本民族学会・日本人類学会・日本常民文化研究所・全国博物館大会は「国立民俗博物館設置方に関する建議書」を発表し、その建議は翌昭和29年に『民俗博物館はなぜ必要か』に掲載された。この冊子の表紙はスカンセン、裏表紙はフリーランドムゼーの案内図が掲載されており、野外展示の必要性が窺われるものとなっている。また、国立民俗博物館の図面の野外展示鳥瞰図は、今和次郎が設計した日本民族博物館のものと極めてよく似ており、まさに澁澤が構想していた日本民族博物館であった。

それは具体的な展示施設として野外展覧が含まれたものであり、実際の状況を具現化するた

めのものであった。野外展覧には民族植物園も計画されており、今和次郎が設計した鳥瞰図はスカンセンと酷似しており、澁澤が調査した民家が描かれたものであった。今和次郎は昭和５年（1930）に欧州を訪れた際に、澁澤からスカンセンの解説書を入手しており、澁澤は建築学的調査およびアチック関係の博物館の設計を今和次郎に依頼している。今和次郎は日本青年館郷土資料陳列所開設の際に「小博物館の開設に際して」で次の如く述べている。

> スカンセンには、その国の各地方の古い民家その他の建物が、一区域に集められて保存されているのである。そして各建物の周囲には夫々の地方の畑や牧場の様子が添えられているから、遠隔の土地を旅行している様な感が博物館を逍遥う事によって与えられる。

このように今和次郎が設計した日本民族博物館の鳥瞰図の発想はスカンセンが基本となっていたもので、今和次郎が設計した「日本民族博物館　屋外部設計俯眼図」と設立建議案を見る限り、現在我が国で管理運営されている野外博物館とさほど大きな変化はなく、澁澤が構想した民族博物館が今も生き続けているものであり、また当時の概念を越えていないともいえるものであろう。

「日本民族学協会会長新村出・理事長高田保馬宛書簡」は昭和19年（1944）７月４日に財団法人日本民族学協会に民族学博物館を寄贈する際に、澁澤が記した書簡であるが、この中で野外博物館をオープングラウンドミュージアムと称して、その必要性を述べている。

> 現保管場所を選定致したるはちと甘き夢を見たる為に候それは少くとも民族学的標本に於ては堅牢なる建物内に展観保存を要すべきは勿論乍ら一部はオープングラウンドミュージアムに致し度各地の民家夫の物迄もその儘に移して保存致す方よろしくさすれば屋根等も当時の東京市外たる方便宜と存じたることと、会々紀元二千六百年記念事業に関連せしめてこの意図成就せしめんとしたるが為に（略）

澁澤は戦後になって野外博物館という言葉を使用することになるが、澁澤が実現しよとした野外博物館は単に建築物を移築しただけのものではなく、スカンセンのように生活を再現したものであった。

２．スカンセン野外博物館とノルウェー民俗博物館の比較と現状

スカンセン野外博物館の概要

①アートゥル・ハセリウス（Artur Hazelius）と複製展示の理念

スカンセンは、1891年に Artur Hazelius（1833 ～ 1901）によってスウェーデン国内の異なった地域の過去の生活や仕事を現代の人にいかに伝えるかを目的として、ストックホルムのジュールゴーデン島に設立された世界初の野外博物館である。

アートゥル・ハセリウスは1833年に、陸軍士官の父のもとストックホルムに生まれ、ウプサラ大学でスカンジナビア語を学びスカンジナビア言語学で博士を取得した。語学の教師になったハセリウスは1872年の夏にスウェーデンのダラーナ地方を長期旅行し、自分の足と目で、伝統的農業社会が苦境に立たされている急激な変化を目のあたりにしたのである。これを契機とし講義の仕事と並行して広範囲に国内を旅行し、異なった州の特質を調査し、地方文化の知識を得ることにより、国の伝統的文化が下降の兆しを見せていることに気づいたのであった。

Artur Hazelius(1833-1901),the founder of Skansen.
Painting by Julious Kronberg.
『SKANSEN Traditional Swedish Style』より転載

ハセリウスはダラーナ州で朝の礼拝の為に教会の小舟に乗って谷を行き来する人々を見て、彼らの伝統的衣装が現代に如何にして伝承したかを理解し、その伝統的衣装が失われていく過程に憂いを感じて、まず衣装を中心に収集を始めたのであった。これらのコレクションが歴史博物館への最初の大きな寄贈コレクションとなり、その後も収集活動は続き、より大規模のコレクションになっていったのである。

1870年初頭、スウェーデンは人口400万人強のうち300万人が地方に暮らしていたが、国自体の生活の変化により独自の農業を営む多くの農民が仕事を離れ、それに伴い土地を持たない階級が成長し、人口増加も相俟って借家の日雇い人夫や召使い、契約労働者層が多く形成されていったのである。土地改革は村を破壊・再分割し、暮らしを変形させ、それと同時にビルが建てられていった。農業は機械化し、組合を伴う工業化生産は優秀な商品の効率化を上げ、土地を持たない階層は北スウェーデンの造船所、工場、製材工場に職を探す為、列車で家を離れたのである。1860年の終末、不作により10万人以上のスウェーデン人がアメリカに出稼ぎに行き、1880年にはこの出稼ぎの波は増大し325,000人のスウェーデン人がアメリカに、52,000人がさらに遠い国に流れて行く事態が生じたのである。このような情況の中、スウェーデンの社会は変わったとハセリウスは痛感したのである。

ダラーナ地方に滞在中は、急速な変化で消失していく田舎が、いかに魅力的な地域であったかを記録し、まず古い農業文化を後世に残す為に必要な衣服、ありふれた家具、手作りの玩具などから収集を始めたのであった。衣装のコレクションを借家（その博物館は平屋で室内には民族衣装を着けた等身大の人形が展示され、背景にはパノラマが描かれた）で公開したのち、ストックホルムの中央、ドロットニングガータンの南北二つの展示場に資料を移し、1873年10月24日にはスカンジナビア民族学博物館（The Scandinavian Ethnographic Collection）として展示公開を始めたのであった。

これは現在のノルディカ博物館（Nordiska Museet）へと成長展開していくのであるが、伝統的展示と博物館の内装はハセリウスの教育的意図を満たすには十分なものではなかったのである。彼は自然環境を伴う展示、つまり自然の中で飼育された動物とともに、その時代の衣装を身に付けた人々や調度品が備わった家の展示で歴史観を強調したかったのである。

ハセリウスは野外博物館の構想を長く抱いており、1885年にダラーナ地方で一般にモラ小屋と呼ばれていた建物を入手し、これにより、彼の計画は一層確実な姿となり、1891年にはスカンセン初の用地購入が実現したのであった。

1878年パリ万国博覧会において、ハセリウスはスウェーデンの農民の暮らしを中心とした展

示で、世界的な評価を得て金メダルが授与された。それは伝統的衣装を着たダラーナ地方の実物女性を模した蝋人形や、コスチュームスタッフを配置するなど、平面的展示から脱した新しい技法を採り入れた展示法が高い評価を得たからであった。このようなパリでの成功とストックホルムのコレクションの増加に伴って、1880年に博物館の名称は北方民族学博物館に推移したのである。ハセリウスは後年、誇り高く「北方民族学博物館はスウェーデンの人々の財産と見做されるに違いない」と書き残している。国中至るところに張り巡らせたネットワークによりコレクションは敏速に成長し、より大きな建物の必要に迫られた。1882年、ドロットニングガータンに利用できる土地を作るように王を説き伏せて、巨大な建築物はIsak Gustaf Clasonによって1888年から建設され、その後1907年まで続き、ハセリウスの死後６年経ってから一般公開されたのである。

北方民族学博物館の建設により、ハセリウスの新しい発想はさらに進展していったのである。展示目的とした絵画描写を使う方法は成功したにもかかわらず、伝統文化の維持や教育的目的に満足し得なかったのである。つまり、古い農場を再建し、過去と同じように家の中に住み、猫はストーブの前でゴロゴロとのどを鳴らし、犬は犬舎の前で日向ぼっこをし、草原では家畜が牧草を食むといった、日常生活すべてを生き生きと描きたかったのである。まさに、このような先駆的な発想が野外博物館設立へと導いた原点となったのである。

ハセリウスは「私の考えは、調度の整った博物館から離れた、他のいかなる博物館とは違った、即ち民俗学と文明の歴史を目的とした野外博物館である」という言葉を残している。その後スカンセンの土地も徐々に拡張され、スカンセンの活動もハセリウスの意図のもとに着々と組織されていったのである。

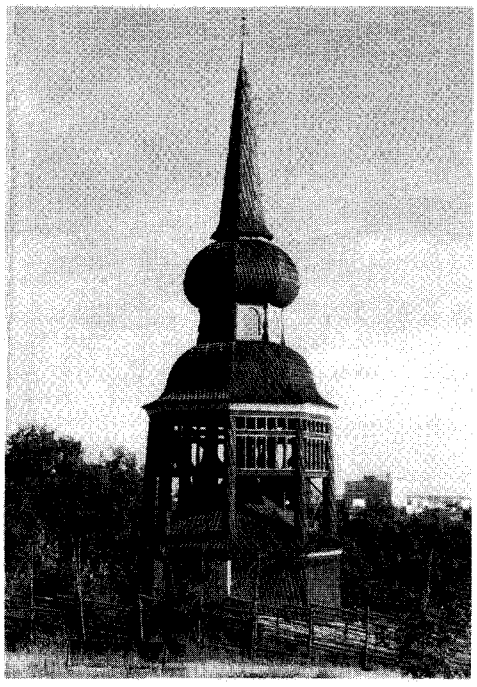

スカンセンの複製展示
『SKANSEN Traditional Swedish Style』より転載

現在のスカンセンがある場所は、19世紀初頭は岩と松林だけのジュールゴーデン王立公園に所在しており、1810年頃に貿易商ジョン・バーグマンがストックホルムの見晴らしのよい丘の頂上に大きな別荘を建て、素晴らしい庭園も造った。広大な所有地は８エーカーもあり、彼の使用人のために建てられた赤い家がある「赤い通り」と、彼の別荘である「黄色い家」で知られた建物が続いていたと記されている。

アートゥル・ハセリウスは1891年にその敷地の一部を購入し、５年後に全敷地を手に入れ、別荘は水族館と植物栽培室にあてられ、後にハセリウス自身の家としたもので、赤い家はハセリウスの労働者の主力を成すダラーナ地方の女性を含むスタッフの家としたのである。最初の年は歴史上関心のある建物、動物を飼育するための土地、散歩道、庭園を伴う野外博物館の建設に充てられたのであった。

1892年、スカンセンはボルナスの家、牧場、ヤムト

ランド地方のハスヨーから来た鐘楼の複製（The Håsjö belfy. Built in 1892, this is a copy of the belfry of Håsjö church in the province of Jämtland, erected 1778-9 by Pål Pehrsson of Stugum.）を主とした建築物から構成されていた。ハセリウスはオリジナルを移築したかったが、強い反対に遭ったため、複製で満足せざるを得なかったのである。1893年には次の複製として、オスターゴットランド地方のビョーグヴィックから壮大な貯蔵所の複製が、その翌年にはオスターゴットランド地方北部のハレスタッドからスウェーデンで最も高い鐘楼が移築された。1895年にはラスクブロ農場内の家屋が加えられ（現在はアイアンマスターの農場の一部を形成する）、1896年には初めて完全な農場としてハランド地方からオクトープ農場が移された。同年、エマヌエル・スウェーデンホーグの東屋が取り付けられた。さらにその翌年、ヴァスターゴットランド地方からはホーシボルガ小屋及びフラメスタッド製粉場が、またスマランドのヴィルセンスガタンからは東屋が加えられた。これらと一緒にダラーナのファイルナスから貯蔵小屋が加えられ、ハセリウスの晩年にはノルウェーからヴィストヴエイトの貯蔵所が加わったのである。

スウェーデンは当時まだノルウェーと統合されていた頃、スカンセンとノルディック博物館それ自体をもって、新の北欧人の博物館を創設しようというのがハセリウスの狙いであった。

野外博物館に建築物の複製を建設することは独特の考えで、一風変わっていると思われるが、ハセリウスはその地方、その時代の形式と典型的な建物が重要であると考えていたのである。そして彼が選んだ建築物の移設が不可能であったなら、稀少な存在の実物資料を移動させるよりはむしろ複製を作るほうが良いと考えたからであった。

また、ハセリウスは一般庶民にとって祝いの行事が魅力的であることを知っていたので、この頃からスカンセンでは多くのイベントが企画され、春の祭りなどの歴史的イベントは愛国心として人々の記憶に根付いていった。スカンセンでは子どもから全ての年齢層に対して、年間を通じて祝宴や伝統舞踊、民俗音楽、生活工芸が執り行なわれたのである。

ハセリウスは単に木や花があるというだけの自然空間を造るのではなく、鶏や鵞鳥を放し飼いにする展示を実践したかったのである。つまりスカンジナビアに属する動物や植物などの自然現象を展示し、教育的かつスウェーデンの原風景としての役割を担う野外博物館としたのである。野外博物館は実際に家の中で伝統衣装を着て、歴史的な品々に囲まれ、草原や森林の環境の中で牛や羊を飼うといった、完備された幻想的空間であるという点において、他の博物館とは本質を異にするものである。殆どの博物館では、来館者はその時代の眼鏡や柵を通して、あるいは描写されたものを通して現在という空間で展示物を見出す。しかし、野外博物館においては過去に踏み込むことが可能で、庭の入口を通って歩き、家々の玄関の中に踏み込めば、来館者は現在という空間から非日常的空間への移動が可能なのである。それらすべての情報が来館者に時の柵を越えて、過ぎ去りし日々にタイムスリップして昔を体験できるはずなのである。来館者の五感を刺激することによって、野外博物館は情報利用の効果的成長が期待できるのである。スカンセンを逍遙すれば、来館者はスウェーデンの北から南の文化的景観の特徴と形式を見る機会が提供されるのである。

ハセリウスは屋内・屋外の両分野とも民俗博物館の必須構成と見なしたことから、北方博物

館は資料保存・修復・調査・出版等を行い、スカンセンは五感に訴える教育に重きを置いたものであった。特筆すべき事は野外博物館に開館当初から動物園が含まれていたことと、複製を展示したことである。ハセリウスは移築が不可能な資料に関しては、あえて実物を収集せずに複製を造って展示を実践した。それは資料の保存という概念よりもその建物が置かれている地域性やその建物の形式を重視したからであり、地方の特色ある典型的な建築物を環境とともに展示することで、国民に消失しつつある地方文化や郷土心を啓蒙しようとしたのである。このような理由でオリジナルでなく複製でもよかったのである。したがってスカンセンは資料の保存よりも教育を主たる目的とした野外博物館であると考えられるのである。

②入館者

杉本尚次も「非常に市民に開放されていわゆる博物館である一方では、遊園地でもある」と述べているように、現在スカンセンは園内に動物園、水族館、遊園地を設け、国民の娯楽施設としての活用の需用が高く、年間を通じて多入館者数を誇っている。我が国のように多種多様の娯楽施設が氾濫している環境のなかでは、博物館を憩いの場として利用している国民の割合は非常に少ないと見受けられる。それに対してスウェーデンには娯楽施設が少ないことからスカンセンが唯一のレジャー施設、テーマパークであり、人々の憩いの場となっているのである。中でも乳母車を押して館内を見学する若い母親や、幼子を連れた若い夫婦が多く訪れているのには驚かされる。雪深い季節が訪れる前の貴重な時期を屋外で過ごす為であろうが、かなり強い雨にも拘わらず傘をさす事もなく、雨のことなど全く気にも留めず楽しく館内を見学しているのである。我が国では晴れた日でさえ、博物館内に乳母車を眼にすることは殆んどないであろう。これはスカンセンに限ったことではなく、北欧圏全体にいえることであり、博物館でも美術館でも幼い子どもからお年寄りまで多くの人々で賑わっているのが実状である。博物館は間違いなく人々の生活の一部となっており、それは幼少から培われた躾ともいえるものと比喩できよう。日頃から親が子どもの手を引いて博物館に訪れることで自然と鑑賞方法が身に付き、博物館の利用の仕方や学ぶ力が養われていくのであろう。そしてその子が成人した時に自然と自分が経たことを繰り返していくのである。これが文化の継承であり愛国心の育成につながっているのである。

③点景技法

建物の多くにはショップが配置され、展示施設や映像を持つものもある。ガラス工房などは体験型展示のワークショップが行われ、屋外の歩道はガラスチップを敷き詰めることによりその臨場感を高めている。展示の特徴は点景技法が至る所に施されていることである。スカンセンの展示はこの点景一つでその場の空間が非常に生きてくる好事例であろう。中にはいかにも故意に感じる点景展示も見られるが、多くは展示効果が発揮されたものとなっている。

荷車の配置による点景技法（スカンセン）

点景技法（スカンセン）

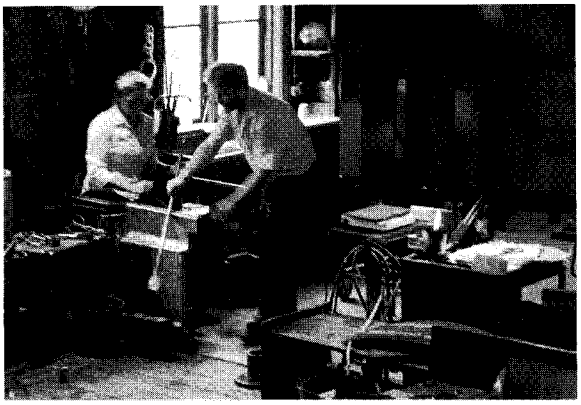

ガラス工房でのワークショップ（スカンセン）

同　ミュージアムショップ（スカンセン）

④チルドレンミュージアム

スウェーデンには子ども博物館が多く存在する。スカンセンがある王立ジュールゴーデン島（Kungliga Djurgarden）にはスカンセン野外博物館のミニスカンセン（Lill-Skansen）の中に子ども動物園やスカンジナビアに生息する動物を集めた生態動物園がある。また、スカンセンに隣接して子ども物語博物館“ユニバッケンチルドレンミュージアム”があり、これは子どもの教育を主眼とした施設で、郷土文学的な教育性が強いものである。日本の子ども博物館は多くが科学館であり、ユニバッケンのような子ども博物館はまだ見られない。その他遊園地グレナンドや水族博物館アクアリアもある。ストックホルムの博物館は特別に子ども用の展覧をしており、市の公共交通機関は子どもと乳母車を乗せやすく工夫され、週末には12歳以下の子どもはバスと地下鉄が無料になる。このように町全体が子どもたちにとって住みやすい町になっているのである。

ノルウェー民俗博物館（Norsk Folkemuseum）

博物館の歴史

ノルウェー民俗博物館はノルウェー最大の文化的歴史博物館で、欧州の野外博物館でも最大級の一つである。博物館設立の目的は1500年前から住んでいたノルウェーの民族・文化を紹介し展示するところにある。博物館は1894年に設立され、1898年にビグドーに環境とともに移築

Hans Aall（1869～1946）
『NORSK FOLKMUSEUM』より転載

された。当時はノルウェー人が国家からの独立を望み、国民意識が最高峰に達した時でもあった。1881年に王の別荘がビグドーに建設され、1907年に民俗博物館の一部ができてオスカー２世のコレクションは民俗博物館の中で最も古いものとなっている。民俗博物館初代館長のハンス・アール（Hans Aall 1869～1946）が博物館建設の為に働き始めた時は弱冠25歳であった。ハンスは収集されたノルウェーの民俗芸術が自国ノルウェーではなく、スウェーデンのストックホルムにあるノルディック美術館に収蔵されることに疑問と憂いを感じていたのである。そのようなことから1898年になって、美術館はビグドーのオスカー２世コレクションの隣に移されたという経緯がある。

1900年、パリ万国博覧会でハンスは博物館設立計画の模型を展示したが、あるノルウェー新聞はそれを実現は不可能という解釈から「空の城」と呼んだのである。しかし、1901年にノルウェーで最初の大規模な文化的歴史展覧会が開催され、民俗芸術、民族衣装、教会美術、肖像画、軍服等の展示物がさらなる研究の対象となったのである。ハンスは民俗博物館が科学の方法と理論の基礎になることを目的とし、また上流階級から下層階級までの輸入家具や手作りの玩具といった、ノルウェーのあらゆる国家的遺産を収集対象とし、この要望は博物館の設計図に反映されていったのである。

また、この博物館は積極的にノルウェーの文化的歴史の研究を行い、それらの成果を数多く出版した。1946年、ハンスは亡くなる前に野外部門の完成を企て、1950年から60年代におけるオスロの労働階級、農家の小作地、荘重な農家の所蔵品、大学寮、ノルウェー薬博物館などの建物を収集したのである。中世から維持されている155棟の建物が、整然と野外に区分され、移築されている。中でも中心となっている展示物は1250年から1300年建築のローランド地方から移築されたGol教会で、それは民俗博物館の象徴展示となっている。

その後1970年から80年の間の民俗博物館の活動の特質は、学校教育と連携を図るべく、新しい活動や企画によって人々を魅了させた点である。1990年には歴史的対象物を20世紀に移し、新しい建物を建て、現代の道具の収集をもしている。博物館は屋内においても民俗芸能・民族衣装・玩具・ラップ人の人工物などを上手に流動的話題と幅広い時代で常設展示している。野外博物館において博物館の職員は、年間を通じて沢山の参加型の踊りやガイドツアーを一般市民向けに企画し、それらの行事案内はパンフレットで一覧できるようになっている。

博物館の図書や写真、古文書も一般公開されており、それらのガイドは野外博物館の各建物を端的に説明しており、最も重要なタイプの建物には説明がなされているなど、細やかな展示意識が所々に認められる。この博物館はまた、偉人やノルウェーの文化的歴史の情報を与える重要なガイドブックとしての役を果たしているのである。

平日ということもあろうが、スカンセンと比較すると多くの人々で賑わっているということはなかった。しかし、幼稚園の子どもたちが雨降りにもかかわらず見学に訪れていたことから

も市民の中の博物館になっていることが理解できた。

演示者も少なくテーマパーク的内容の野外博物館ではなく、建築物の保存を主とした野外博物館といえるものである。コスチュームスタッフなどの人間を配するとかえって現実に引き戻されてしまうため、演示者が少ないことで当時の環境に身を置いたまま逍遥でき、野外博物館だからこそ体感できる環境と共に文化を学ぶことが可能となっている。この点のみをもって考察すると、スカンセンよりノルウェー民俗博物館の方が野外博物館の基本であり、歴史の重みが伝わる力が強いといえよう。

また、ノルウェー民俗博物館は敷地内に屋内展示施設を持っていることも高く評価でき、その内容もかなり充実したものとなっている。移築民家に関する情報は屋内の展示施設でも展示され、核となる博物館が同じ場所で公開されることは非常に重要であり野外博物館の理想形態でもある。この点から考えてもノルウェー民俗博物館は歴史的重みのある、基本的、且つ優秀な野外博物館といえるものである。

おわりに

現在のスカンセンはかなりテーマパーク的な要素が強いが、当時日本人が北欧の地を踏んで、初めて スカンセンという野外博物館を見て異国を訪れた新鮮さと相俟って博物館をとりまく

ノルウェー民俗博物館

幼い子どもたちの見学者

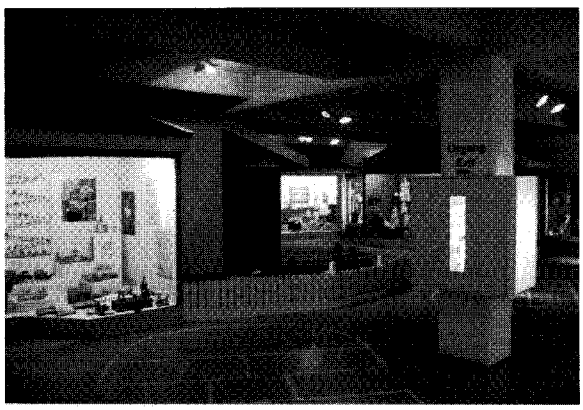

ノルウェー民俗博物館（チルドレンミュージアム）

チルドレンミュージアムの展示

素晴らしい風景に驚きに似た感動を受けたのであろう。これまで見たことも無いものを見た時の驚きと発見こそが博物館から受ける最大の情報なのである。

我が国の学者たちがスカンセンを見て、日本にもそのような野外博物館の必要性を説いた。黒板勝美は歴史学者であったが、博物館学者ではなかった故に前述した以上の展開には至らなかった。我が国の野外博物館建設に尽力した澁澤敬三もスカンセンとノルウェー民俗博物館の両方を見ているにも拘らず、ビグドーには興味を示さず、スカンセンに傾注したのである。澁澤がビグドーに関心を持っていたら、日本の野外博物館はまた違った方向に展開していた可能性も指摘できよう。

博物館とは何かという基本理念に戻ることになるが、アミューズメント施設・テーマパークと博物館の違いをどこで線引きするかという問題は難しい。動物園に関しても民俗学博物館の中の動物園としては当該地域の属性に欠ける動物も展示されており、明らかにハセリウスの理念が踏襲されていない点も現在多々存在している。さらに、スカンセンは惜しむらくは核となる屋内展示施設である北方博物館が敷地内に位置していないことである。したがって、スカンセンはあくまでも文化の伝承、教育を第一義とした野外博物館であり、資料保存は第二義であるといえよう。

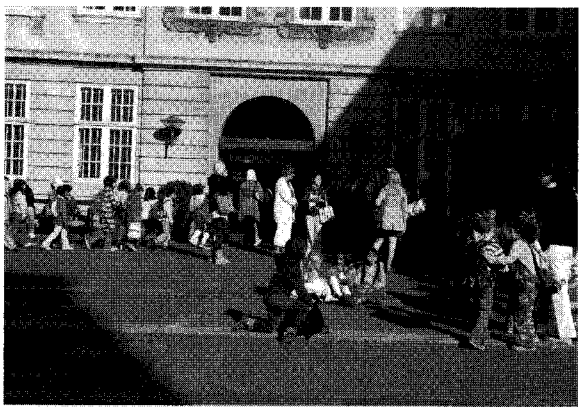

開館を待つ子どもたち（デンマーク国立博物館）

音声ガイドで見学する学生たち
（コペンハーゲン市立博物館）

祖母と来館する少年
（コペンハーゲン大学附属地質学博物館）

野外美術館に訪れる女子学生
（オスロ フログネル彫刻公園）

北欧圏の国立・王立博物館や美術館の多くが入館料は無料である。それ故、人々は気軽に博物館に立ち寄り、何度でも訪れることができる。コペンハーゲン大学附属地質学博物館では祖母たちが小学校から帰った孫を連れて見学に訪れていた。少年たちは慣れた様子でロッカーに荷物を置く様子などから、博物館内の動線を熟知していることを窺い知ることができた。特別な用事が無い限り、まず日本では学校から帰って祖母と博物館に訪れる子どもは少ないであろう。子どもの頃から国立大学の博物館に親しんでいれば、少なからず科学の芽も育っていこう。また、コペンハーゲン市立博物館では高校生と思われる少年・少女たちが音声ガイドを片手に楽しく見学しており、また一方では高齢者のコミュニティの場にもなっていた。国立博物館ではカフェで若い夫婦が赤ん坊にミルクを与えていたり、館内のチルドレンミュージアムでは多くの子どもたちが遊んでいた。沢山の入館者とその見学者たちの日常の過ごし方は羨ましい限りである。無料であるから何度でも訪れることができ、無理な見学もせずに、残りは明日にというように自然とリピートするようになっているのである。我が国も市民の中の博物館・市民のための博物館を目指すには、教育機関である博物館の無料化を先ず第一に考えなければならないのである。

末筆になりましたが本稿の執筆にあたり、慶應義塾大学法科大学院生二村佑君にスウェーデン語及びノルウェー語の翻訳をご指導戴きました。記して御礼申し上げます。

参考文献

黒板勝美　1911 『西遊二年欧米文明記』文會堂書店
黒板勝美　1912 「博物館に就て」東京朝日新聞　第9363・9365・9366・9371号
黒板勝美　1915 「史蹟遺物に関する研究の概説」『史蹟名勝天然記念物』第１巻第３号
落合知子　2007「野外博物館の歴史」『國學院大學博物館学紀要』第31輯
記者「海外の戸外博物館」『博物館研究』第２巻第２号
棚橋源太郎「米國に於ける路傍博物館に就いて」『博物館研究』第３巻第５号
棚橋源太郎　1948「國立公園の戸外教育施設」『博物館研究』復興第２巻第１号
棚橋源太郎　1930 『眼に訴える教育機関』寶文館
棚橋源太郎　1932 『郷土博物館』刀江書院
棚橋源太郎　1949『世界の博物館』大日本雄辯會講談社
棚橋源太郎　1950 『博物館学綱要』理想社
棚橋源太郎　1957『博物館・美術館』長谷川書房
棚橋源太郎　1949『博物館』三省堂
濱田青陵　1929『博物館』ARS
後藤守一　1931『欧米博物館の施設』帝室博物館
藤山一雄　1940『新博物館態勢』満日文化協会
藤山一雄　1971『満洲国史』満洲国史編纂刊行会編　満蒙同胞援護会
藤山一雄　1942「小型地方博物館の組立て（Ⅰ）」『国立中央博物館時報』第16号
藤山一雄　1939『ある北満の農家』国立中央博物館時報』第２号

尊田是　1941 「民俗博物館に関する座談会記録」『国立中央博物館時報』第10号
杉本尚次　2000 『世界の野外博物館』 学芸出版社
1995 「新博物館態勢」名古屋市博物館図録
犬塚康博　1994 「藤山一雄と満州国の民俗博物館」『名古屋市博物館研究紀要』第17巻
網干善教　1991 「野外博物館」『全国大学博物館学講座協議会研究紀要』第２号
藤島亥治郎　1978「野外博物館総覧」 日本博物館協会
落合知子　2006「野外博物館小史」『國學院大学博物館学紀要』第30輯
矢島國雄・本間与之　訳　2002「アーサー・ハゼリウスとスカンセン野外博物館」Museum study 14
1983 『Museum Master』Edward Porter Alexander
1996 『Norsk Folkemuseum The Open-Air Museum』The Friends of Norsk Folkemuseum
1995『NORSK FOLKEMUSEUM』Guide to Open-Air Museum
1995 『SKANSEN Traditional Swedish Style』SCALA BOOKS
岩井宏實　1993 「学者・澁澤敬三」『展示学』第15号
渋沢敬三　1964「野外博物館」『博物館研究』第37巻第10号
宮本馨太郎　1964「渋沢先生の生涯と博物館」『博物館研究』第37巻第９号
徳川宗敬　1963「故渋沢敬三氏」『博物館研究』第36巻第12号
丸山泰明　2006「文化政策としての民俗博物館」『21世紀 COE プログラム神奈川大学年報 人類文化研究のための非文字資料の体系化』第３号
2001 『屋根裏の博物館』横浜市歴史博物館・神奈川大学日本常民研究所
1957 『民俗』第１巻第１号　　豊中市立民俗館
鳥越憲三郎　1974「日本民家集落博物館開設の経緯」『民具マンスリー』第７巻１号
杉本尚次　1977「市民のふるさとスカンセン」『季刊民族学』１　千里文化財団

坪井正五郎博士の博物館学思想

A Museology of Tsuboi Shogoro (1862～1913)

青木　豊
AOKI Yutaka

理学博士坪井正五郎の専攻は人類学であったが、当時考古学は一般に人類学の中の考古学と位置づけられており、その中から日本考古学の確立に努めたことは坪井の最大の業績であるところから、明治期を代表する考古学者であったと評価されている。

人類学者・考古学者としての坪井の学統は、同じく明治期を代表する考古学者三宅米吉（1860～1929）とは大きく異なるものと看取される。三宅の意図する考古学とは、『考古学会雑誌』創刊号に三宅自身が著した「考古学会趣意書」には、「各自代のあらゆる事物を総合して時代時代の社会の有様を故の如く構成し、以って後人をして一目瞭然前代の世代を知らしむべきもの」、「歴世社会の有様を漸次総合構成すること」と考古学の趣旨と目的を記している。即ち、考古学を歴史学に位置づけたのに対し、一方坪井の考古学はあくまで人類学の中の考古学であり、その人類学は学際的であったことを最大の特徴とする。それ故に坪井自身は明記こそしていないが博物館学的思想をも確立した人物であったことは邊見端[註1]が指摘した通りであり、明治期に於ける博物館学萌芽期の先駆者として評価されねばならない学者であると考えられるのである。

出自

出自については、ご自身が著された「坪井正五郎小伝」[註2]に詳しいので、該書を要約する。

江戸両国浜町矢ノ倉（現東京都墨田区）に、文久三年（1862）正月五日に生まれる。拠って、誕生の月日に因んで正五郎と命名したと伝えている。

父は信良、母は坪井信道の女で、父信良は幕府の奥医師であった。二歳の時母を亡くし、以降義母に育てられる。兄弟は無く、明治維新により徳川家に従がい明治元年（1868）、五歳の時に静岡へ一家で転住したが、明治六年に再び東京に戻り、以降東京で過した。五歳から十歳までの幼少期の静岡での生活について、「坪井正五郎小伝」は次の如く著す。

> 静岡に御薬園とて小なる植物園有りて鶴岡某氏管理し居れり。余屡ば此所に至り植物培養の状を見、面白き事に思ひ、家に在りても小草を植え、種子を播き、花実を画き、名の知れぬ草には何々草と勝手なる名を命じ楽みとせり。又色の異なりたる石、形の奇なる石等を拾い集めて小箱に貯へ置けり。其頃惑る寺に珍物展覧会の催し有りしが余之を見て早速真似を試み父母に乞ふて二三の小道具を取り出し貰ひ、自ら採集せり草花、小石等と共に陳列し家人朋友に向ひ、好い加減の説明をして遊び興じたる事有り。

明確な年令は不明であるが、十歳までの幼年者が、言うなれば博物館展示を行っているのである。この点が、後にパリ万国博覧会の人類学部の、今日で言う展示評価や我が国で最初の学術の展覧会である人類学教室標本展覧会等を実施する、正しく前兆であったことは十分納得させられる。

また、画をよくする同家の書生に感化され画を描き、八歳の時に本格的に画を学び雅号を小梧と称した。小梧とは、正五の音を取ったもので父信良の命名であると言う。九歳の折には上中下三冊からなる総紙数二十葉の「草花画譜」を編み、それは着色写生図であり、更に果実解剖図、根の形状図等も描き、培養上の注意をも集録し、寄生虫さえも描いたもので、我が国の本草学に於ける植物図をはるかに凌駕したものであったようで、西洋植物書等の影響を受けたものであると自身は記している。

つまり、坪井は博物画的図化の技量の面でも天才であったと推定せられる。ここで彷彿することは、坪井は考古学に於いてエドワード・S・モースの影響を少なからずも受けたことは自身も回顧している通りであるが、何故かモースの研究方法であった製図による土器の実測方法を継承しなかったことは不可解な事実とされている。その理由は自らも自負する天才的な博物画を描く技量を有していたところからも、モースの実測図は相容れなかったのではなかろうかと推察される。

本題に戻し、明治六年二月、十歳の時に両親と東京に戻り、翌明治七年三月に湯島麟祥院内、湯島小学校に入学する。明治八年三月には神田淡路町共立学校入学。明治九年九月、十三歳の時東京英和学校に入学し、翌明治十年に東京大学予備門に入学する。明治十四年、十八歳で動物学専修の東京大学理学部に入学する。理学部に於いて動物学を選択した理由については、「坪井正五郎小伝」に記している。

> 父は専門の選択に付きては一言もせず、全く余自身の意に任したるなり。余は何故に此学科を専門として撰みしにや今は当時の考へを正しく思い出す能はず。友人は多分文学部に入るならんと思い居りしと云へり。余が幼時の博物学的傾向と、モールス氏佐々木氏の動物学者なりとの事実とが余を此学科に導きしにも有らん。

つまり、動物学専攻の理由は、坪井本人が生まれながらにして持ち合わせた博物学的素養と、動物学者で大森貝塚を考古学的に発掘調査したエドワード・S・モースの影響があったことが窺い知れるのである。こうした中で、その思潮は人類学の中の考古学に傾注した余りに、動物学の正課試験に不合格となり理学部第一年終を落第するに至っている。

明治十五年四月に、『東洋学芸雑誌』に「目黒土器塚考」を、福家梅太郎（駒場農学校在学）と共著で投稿し、当該論文が坪井の公刊論著の嚆矢となったものである。

明治十七年に、同窓生であり後に植物学に転じた白井光太郎らと人類学会を設立し、『人類学会報告』を、明治十九年二月に初刊している。

明治十九年七月同大を卒業し、今度は動物学ではなく人類学を専攻すべく大学院に進学し、二十三歳で少年期より前途の目的であった官費生と成り、その夢を果したのであった。同年夏季休暇中に栃木県足利古墳の調査を実施している。本調査は、我が国に於ける古墳の学術調査の濫觴となるものであった。

明治二十二年五月から明治二十五年十月までの三年余り、人類学研究の為め英仏両国に官費留学し、これが坪井にとって博覧会・博物館との遭遇であった。帰朝後直ちに東京大学理学部教授に任じられ、翌明治二十六年九月人類学講座担任を拝命している。

また、帰朝後すぐに箕作直と結婚。箕作直は美作国津山藩洋学家系を祖とする東京帝国大学動物学の教授であった箕作佳吉と、後の東大総長及び文部大臣となった菊池大麓を兄に持つ麗人であった。坪井は、少年期の家庭環境の上でも恵まれ、結婚後も東京帝国大学教授というアカデミズムの最高の地位に留まると同時に、学問を遂行する上での周辺環境にも極めて恵まれた人物であったと思われる。

人類学の中の考古学

坪井の学問的業績の一つは、日本考古学の確立と人類学・考古学の普及啓蒙に努めたことである。

明治十七年、二十一歳の時、能登島に於いて塚穴二ヶ所を調査したのが古墳調査の始まりで、明治十九年には前述した我が国で最初となった古墳の学術調査を、栃木県足利古墳で実施するなど、古墳時代研究に意欲的に取り組んだ。その後埼玉県所在の吉見百穴、東京芝公園内の丸山古墳、福岡県所在の日ノ岡古墳等々の発掘を重ねた。明治三十三年刊行の『古墳横穴及同時代遺物発見地名表』の刊行にも全力を投入した。

次いで、明治二十九年に刊行された『日本石器時代人民遺物発見地名表』は、考古学と石器時代研究を定着、促進させた業績と評価されている。

また、東京市本郷弥生町（現文京区向が岡弥生町）の東京大学農学部内より、明治十七年に有坂銘蔵らとともに検出した口縁部を欠失した壷形土器に対し、明治二十七年「弥生式土器」と命名したのは坪井であったことは周知の通りである。

坪井の学際的人類学

坪井の人類学、あるいは人類学の中の考古学を見る時、それは非常に広範な視座に立脚した学域であったことが窺い知れるのである。例をあげれば切が無い程であるが、例えば明治十八年に設立した人類学会の会誌である『人類学会報告』第二号（1886年）に、広報と原稿応募者に対する学術範囲を明確にする為に、「研究項目」と称し詳細に記している。これによると坪井の人類学の概念は極めて広く、所謂人類学を基本に大学での専攻であった動物学、それに考古学は基より、歴史学・民俗学、言語学、美学等々の自然系・人文系の諸学を取り入れた学際的学統で、それは正に博物館学と言えるものであったと考えらるのである。この件に関し坂野徹[註3]は、坪井の人類学は博物学であったとの指摘もなされているが、坪井の人類学は江戸時代よりの博物学を学際的にもはるかに凌駕したものであり、更に展示論を構築している点が最大の根拠である。また、坪井は好古家ではなかった。

更に、坪井は啓蒙意識を持った研究者であったことも大きな特質であり、出版や講演は元より学術の展示を行うことにより、更なる啓蒙を企てたのであった。当該期、あるいは前後に於いても資料の収集に軸足を置く博物館学の片鱗となる先駆者は多数存在したが、学術の展示を

具体化したことは坪井の最大の特徴と言っても過言ではない。かかる観点では、我が国最初の学術の展示者であり、展示論者であったと言えよう。このことはつまり、換言すれば、明治期の欧米化に感化されない博物館学意識の持ち主であったのである。これは坪井自身が記すように五・六歳にして草花・小石等々を陳列し、さらにそれらの解説を周人に行う事を遊びとしたことに始まるのであろうと推定されるところから、正に坪井の天賦の才であったと看取されるのである。

坪井の博物館学思想

坪井正五郎二十六歳、明治二十二年五月から明治二十五年十月までの三年余り、人類学研究の目的で官費留学したことは、既に述べた通りである。学際的で広範な視座に立つ坪井にとっての仏英の人類学は、余りに未熟なものに思えたのであろう。大学にも属さず、博物館を唯一の研究の場として自学自習を行うなかで、その内容は博物館学展示論、資料論にも及んでゆくのである。

仏英留学地での博物館学思想の発露

坪井の博物館学思想、中でも博物館展示論を代表する論著として「パリー通信」[註4]があり、これは展示論の中でも博物館展示の配列に関する必要性と考え方を明示した論文で、我が国での博物館展示論の濫觴となる理論展開であった。

つまり、博物館展示の命題は、資料をただ見せるといった直截なものではなく、資料が内蔵する資料の背後に潜む情報を研究という形で抽出し、資料を通して紡ぎ出した研究の成果、即ち情報を見学者に伝達することである。

従って、提示型展示であるところの羅列は学術情報伝達を目的とする展示ではないのである。当該情報を具体的に展示という形で表現するにあたっては、当然ながら見せる順序、即ちある一定の意図に基づく配列が自ずと発生するであろうし、またそれは展示の基本として不可避な要件なのである。換言すれば展示の配列こそが、博物館展示に於ける具体的展示の意図の表現の第一歩であり、配列により展示意図が生ずるのではなく、展示の意図により展示資料の配列は、自ずと浮上してこなければならないのである。

当時文化の先進地であったパリにあっても誰もが理解し得なかったのであろうこの展示の基本理論点を坪井は、簡単明瞭に指摘したのであった。1889年（明治22）開催のパリ万国博覧会でのフランスの人類学展示に「パリー通信」の全文を通して正鵠を射た批評を加えたものであるが、要点のみを記すと次の如くである。

> 萬國博覧會人類學部物品陳列の詳、棚の片隅に鉢植えの五葉松有り次に藁にて根を包みたる萬年青あり次に鉢植えのサボテン有り次にまた鉢植えの五葉松有り其隣に石菖の水盤有り其下に石臺に植えた柘榴有り其隣にヘゴに着けたる忍草有り其隣に根こぎにしたる夏菊有り、一千八百八十九年パリー府開設萬國博覧會人類學部物品陳列の模様は之に似たる所無しとと云う可あらず、縁日商人の植木棚に似たる所無しと云ふ可あらず嗚呼、パリーは人類學の中心とも言はるゝ地に非ずや、（中略）専門家の為に作ったのなら取調べ上の

不便言ふべからず専門家外の人の為に作ったのなら斯学の主意を解する事難し何れにしても陳列法宜きを得たりとは決して言ふ能はず骨董會とか好事會とか言ふものなら深く咎めるにも及ばず一千八百八十九年パリー開設萬國博覧會人類學部としては實に不出来と言はざるを得ず（中略）

三月の雛にも飾り方有り、五月の幟にも建て方有り繪の順が好ければ讀まなくとも草双紙の作意は大概推量出来るものなり千字文を截り離れて投げ出しては讀み得る者幾人かある、当局者は斯道の学者なり必此陳列法を以って十分なものとは信じて居られぬならん、信じて居られる筈が無し、熟ら不都合なる陳列の現はれた原因を考ふるに全く室の都合、棚の都合、箱の都合右左前後照応杯と云ふ所に在る様なり、物品は本なり、入れ物は未なり、入れ物の形状大小の為めに物品陳列の法を曲げたるとは呉々も、残念なる次第ならずや私は物品の好く集まったのには感服します、列べ方の好く無いのは遺憾に思ひます、縁日商人の植木棚の草木の様で無く理学的の植物園の草木の様に是等の物品が順序好く列べて有ったならば人類学部設置の功はさらに大でござりましたように遺憾なる哉、遺憾なる哉。

日本文化の中の展示意識の強さの発露を見い出すと同時に、明治人の面目躍如に溜飲が下がる思いすら感ずる。坪井は、確固たる展示命題を保有する中で、命題より発生する展示の配列、即ち展示の意図と目的に基づく配列の必要性について言及しているのである。パリ万国博覧會人類学部物品陳列の展示が、人類学の研究成果による何らの意図的分類と配列がなされず、その展示状況はまさに「縁日商人の植木棚の草木」の如くとし、更に展示上の配列の必要性については「三月の雛にも飾り方有り、五月の幟にも建て方有り繪の順が好ければ讀まなくとも草双紙の作意は大概推量出来るものなり」と的確なまでの例を取り、展示の基本論を展開したのであった。明治二十二年の事である。

更に坪井は、大英博物館の展示と分類に至っても厳しい批判を「ロンドン通信」[註5]で行っているのである。

私は世界に名を轟したるブルチッシーミュージアムにして斯く不道理な分類を用ゐるは何の故たるを解す事が出来ません、（中略）エドワード・エ・ボンド氏（プリンシバル、ライブラリヤン）は案内書諸室の末において「・・・蒐集品は物好きや一時の慰みの為に示して有るのではなく工芸と考古学とに益の有る様にとて示し有るので有る・・・」と書かれましたが之また疑ふ所でございます。

美術工芸資料に於いては有る程度は許容されるであろうが、資料の分類なき研究は有り得ず、その結果である展示に於いても分類なき展示は有り得ないのである。何故なら展示とはある一定意図、考え方に基づく情報伝達行為であるからであり、分類が不具合であること自体が、情報伝達を目的とする展示が不充分であり、抜本的な研究に於いても不具合である点を坪井は指摘したのであった。諄いようであるが、1890年、明治二十三年の事である。

坪井正五郎の展示技術論

坪井は、明治三十二年に「土俗的標本の蒐集と陳列とに関する意見」[註6]と題する論文で、博

物館展示技術論を展開したのであった。展示技術論、即ち展示工学に関する論文は、勿論のことながら我が国初の快挙であったことはいうまでもない。当該論文で著されている技術論は、前述の如く確かな展示理論に基づく技法であったことは確認するまでもなく、理論・技術学ともに我が国の博物館展示に於ける先駆けであるところから、我が国の“博物館展示学の父”と尊称するに価する人物であることが、窺い知れるのである。以下当該論文の要所のみを記すと下記の通りである。

事の順序としては標本蒐集が標本陳列に先だつ事勿論でござりますが、物の集めるに當っては何とか主義を立てて置くのが必要で、此主義と云ふものは其物を何にするかと云ふ目的に由って定まるものでございます。今述べやうと云ふのは、土俗的標本を人類学上の役に立てる様に陳列するには、如何にしたら宜からうか、随って此目的に適ふ様に標本を集めるには如何に心掛けたら宜からうかと云ふ事でござります。

（中略）

假りに衣服の原料が木の皮を裂いて織り上げた物で有るとすれば、先ず其木の皮の小片を板の一部に括り付け何樹の皮と云ふ事を明記し、其一端裂き掛けて置き、其脇に此皮から製した糸を添へ、裂き掛けの部と此糸とを色糸で連続させ、更に色糸を機織りの写真か図画かへ引き付け、若し機織り道具が有るならば、夫れ等をも適宜に板へ括り付けて、各器具と写真或は図画中の其物とを例の色糸で繋ぎ合わせて置く。機織り道具の大に過ぎた場合には縮小模造を以て之に代へるが宜し。写真或は図画中織り上げに成った所の示して有る部からは又色糸を引き出して実際に織り上げた布の小片に結び付けて置く。彼様に述べ末ったら他は一々申さずとも類推出来ませう。有る可く文字を書かず、出来る丈解設を省いて、しかも多くの文字を列ね長い説明を添へたよりも理解し易く仕やうと云ふのが、此陳列法の竟でございます。

（中略）

衣服器具は必しも完全な物を持って来るには及ばない。写真か図画が有れば実物は其質を示す丈の小片でも沢山である。住居構造の諸部分は小片でも好いから成る可く取って来るが宜しい。固より完全な物が十分に揃へば夫れに越した事はござりませんが、或る一つの完全な物を得んが為に他の物が整はないと云ふ様な事が有っては誠に遺憾でござります。

土俗的標本蒐集に際しては常に摘要の二字を忘れない様に致度いのでござります。

坪井は先ず基本機能であるところの資料の収集は、確固たる目的がなければならないとし、中でも抜本的目的は展示であることを断じたのであった。これは、人類学の情報伝達に於ける補助資料としての土俗資料について述べたものであるが、その展示を意図した学際的思考には驚くべきものがあると言えよう。

現在でも、まだまだ資料を見せるのみの提示型展示が一般的であるのに対し、明治32年にここで坪井の意図する展示は、あくまでも資料を見せるのではなく、二次資料を活用し資料で情報を伝える説示型展示を意図している点に驚愕すら覚えるのである。

坪井正五郎が実施した展示

坪井は、明治十九年九月に人類学研究の目的で大学院に入学した。この事を機に、かってエドワード・S・モースが発掘した大森貝塚出土資料等々を展示していた標本室を担当する事となり、この折に坪井自身が今まで収集して来た資料等々をも含め、新たに陳列場を設置したと記す。最初は一ツ橋外の倉庫を利用したものであり、次いで本郷の大学構内の一室に転じ、ここで人類学標本を天覧に供し、「無位無官の一書生たる身を以て咫尺に奉るの栄を得たり。」と『坪井正五郎小伝』に明記している。坪井二十三歳の事である。幼少期からの展示は、ここで学術の展示になったのであった。

以上のような経験を踏まえてであろうが、坪井は帰朝後の明治三十七年に、東京帝國大學人類學標本展覧會を企画、実施するのであって、それは坪井の人類学とその啓蒙を目的とする展示理論の実施であり、また集大成であったと見做るのである。

この展示の構想と実施結果は、「人類學標本展覧會開催趣旨設計及び効果」[註7]と題する論文に詳しい。論題からも明確であるように、展示そのものについて具体的に著した論文としては、勿論のこと内容は我が国の嚆矢を成すものであった点でも評価しなければならない。

そこには、端緒・方針・配置・分擔・準備・開場・説明・結果・希望の節となし、細かく本展示について記されている。内容的には、充分なる構想に基づく資料の配列、展示室の構成が実施されているのである。配列により生ずる動線計画も充分に考慮されたものであることは挿図からも看取される。展示動線は左回りに展開されていることにも驚くばかりであるし、所謂掛図等々の二次資料の活用も驚くばかりである。

さらには、休憩コーナーを設けると同時に、当該展示の延長上の人類学関係の絵はがき等々を設置するなど、今日の博物館展示と何らの遜色なきものと看取される。坪井の思考の中には「博物館学」なる学術名称こそなかったにしろ、既に博物館展示論を核とする博物館学については完成していたと見做せるのである。

更に重要な事は、坪井の弟子であった前田不二三に博物館学思想が継承され、前田は、「學の展覧會か物の展覧會か」[註8]と題する論文を著し、その中で我が国初の展示命題論を展開し、「情的展覧會」と「智的展覧會」なる呼称をもって展示を区別し、情的展覧會の美術資料の展示を除いては学の展示でなければならないと決定づけたのであった。

つまり、「ものを見せる」のではなく、「もので伝える」展示であらねばならないと結論づけたのであったが、当然ながら当該思想は坪井により醸成されたことは確認するまでもない。

余技

学術の啓蒙者であるが故に、児童博覧会等々にも関与したり、明治四十二年には三越流行会に参加し三越百貨店のブレーンとして玩具等々の開発も手がける。

また、洒落や狂歌にも秀れていた人物である事は今に伝えられている。「『三』の字尽くし―第三回児童博覧会褒賞授与式に於て」と題する挨拶の中[註9]に、三のつく言葉を意味を持って使用し、その数五十回使用しているのである。何故「三」なのかは不明であるが第三回児童博物会の「三」なのか、あるいは賛辞の「三」であったかとも思われる。狂歌に於いて著名なの

は、

遺跡にて　よき物獲んとあせるとき　こころはせっき（石器）　胸はどきどき（土器）

ふるさとの　はつ日をしのぶたびがらす　声はりあげて　ガァ賀新年

展示論の展開レベルまでは至っていないように思えるが、独自の世界を展開している。

大正二年（1913）にロシアのペテルブルグで開かれた、第五回万国学士院連合大会に日本を代表して出席するも病気の為めに同地にて客死。享年五十一

註

註１　邊見端1986「明治期“博物館学”の面目－坪井正五郎博士の業績－」『博物館学雑誌』第11巻第２号

註２　坪井正五郎「坪井正五郎小伝」2005　山口昌男監修『知の自由人叢書　うしのよだれ』所収　初出は1899「坪井正五郎小伝」『日本之小学教師』第一巻第六号

註３　坂野徹1999「坪井正五郎の人類学」『年報　科学・技術・社会』第８巻

註４　坪井正五郎　1889・1890「パリー通信」『東京人類學會雑誌』第五巻第四十六・四十七號

註５　坪井正五郎　1890「ロンドン通信」『東京人類學會雑誌』第五巻第四十八號

註６　坪井正五郎　1899「土俗的標本の蒐集と陳列とに関する意見」『東洋學藝雑誌』第16巻　東洋學藝社

註７　坪井正五郎　1904「人類學標本展覧會開催趣旨設計及び効果」『東京人類學會雑誌』第二百十九號

註８　前田不二三　1904「學の展覧會か物の展覧會か」『東京人類學會雑誌』第二百十九號

註９　註１と同じ

（國學院大學教授）

明治期の植物学者の博物館学意識

A Museology of Botanist in the Meiji Era Japan

下湯　直樹
SHIMOYU Naoki

はじめに

我が国の博物館学は、「棚橋学」と揶揄されるように、明治から昭和に至るまで活躍した棚橋源太郎の博物館学意識を基礎として今日に至っている。また、その棚橋が遺した博物館学の業績もこれまで往々にして語られ、今なお論究の対象とされている。しかし、1986年、邊見端が『博物館学雑誌』「明治期“博物館学”の面目－坪井正五郎博士の業績－」において明治の博物館学者、坪井正五郎の博物館学の業績を発掘、著述した際に「我々が現在の博物館を考える時、このような先人の業績を等閑にしては、その根本を見失いかねない。」[註1]と警鐘を鳴らしているように、一部の先人の業績のみ扱うのでは博物館学における断片的な事象を捉えるに留まることと思われる。また、博物館学の根本的な問題の所在を言えば、博物館学が学際的な学問であるが故に、研究者がそれぞれ人文系、自然系、理工系などの専門を持っているため、専門外の研究者が発する専門外の「博物館学の研究」には疎くなるのは必然のことであろう。そして、これは先人の業績に関しても同じことが言えよう。そこで、本稿ではあえて人文系研究者の立場から明治から昭和初期までを代表する自然系、特に植物学の先人、白井光太郎と三好学に着目し、再評価してみたい。

これまで、白井光太郎は木村陽二郎編『白井光太郎著作集』や上野益三の『博物学者列伝』などで、三好学は同上の『博物学者列伝』や酒井敏雄『評伝 三好学－日本近代植物学の開拓者』などで、両氏の業績が明らかとなってきている。しかし、こと両氏の博物館学意識については上記の論著は勿論のこと、博物館学研究の中においても断片的に扱われるのみであり、その全貌は明らかとなっていない。そこで本稿は先行研究を基に各氏の略歴及び専門の植物学や天然記念物保存事業等の業績に触れ、その上でこれまで語られることが少なかった博物館学意識について迫ることとしたい。

1　白井光太郎（1863～1932）

1－1　略歴

文久３年６月２日に江戸霊岸島の福井藩邸内で、父幾太郎、母花の長男として生まれた。藩主、松平慶永（隠居後は春嶽と名乗る）は幕末の困難な時代にあって幕府や新政府の要職を歴任し、明治という年号を命名した人物であった。「光太郎」という名の名付け親はこの春嶽であり、白井は春嶽の薫陶をうけて育った。

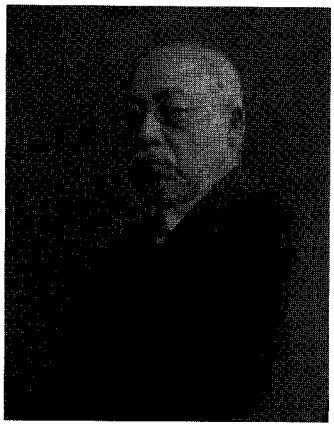

白井光太郎

白井は東京英語学校、東京大学予備門を経て、帝国大学理科大学（現、東大理学部）に入学した。大学では植物学科の矢田部良吉（1851～99）のもとで蘚類を研究し、1886（明治19）年7月10日に同校を卒業した。卒業論文は「東京及びその近郊の蘚類」であり、この論文で理学士の称号を得た。同年7月24日には、東京農林学校助教となり、翌年12月28日に教授となった。そして、1899年にドイツへ留学、1906年東京帝国大学教授となり、我が国の植物病理学の発展に大きく貢献した。

1-2　植物学の業績

大学卒業後、東京農林学校助教授となり、翌年教授となってからの白井の関心はもっぱら樹木で、林学上重要なマツ、クヌギ、ヤナギ、ポプラ、カンバ、カエデ、ガンビの諸属に詳しかった。白井が新学名を付した樹木はウメウツギとジゾウカンバの二種に過ぎないが白井は樹木学でもまた一流の先覚者であったといえよう。

1899（明治32）年、三十五歳の白井は当時学問の発達が目覚ましかったドイツへ留学を命ぜられた。これは将来の教授候補として、植物病理学研究のための二年二ヶ月あまりの官費留学であった。その間、白井はベルリン大学教授兼王立植物団長、王立博物館長のアー・エングラー（Adolf Engler 1844-1930）に付き、ベルリン大学やベルリン王立植物園博物館（現在のダーレム植物博物館）などの研究室で学んだ。中でも、日本のヤナギ属、カシ属、ハンノキ属、イヌシデ属を検討して得るところがあったようであった。

しかし、実のところ命ぜられた留学期間は満三年間であり、白井の留学期間はそれに満たなかった。それは一つに白井が少年時代から保守的な思想を持ち、西洋風を嫌い、先祖伝来の風習を好む人物であったことに起因したのではなかろうか。恐らく、異国の生活に、心情的に同化できないストレスが相当溜まり帰国が早まったと推察できる。宮岡謙次は『旅芸人始末記』の中で、白井は「発狂してダルドルフのきちがい病院に収容され」[註2]たとやや誇張して書いているが、あながち間違いでもないようであった。また、「白井太郎伝」を書いた木村陽二郎は「筆者にはしかし誰の尽力か知らないが、白井にベルリン植物園を紹介させて精神を安定化して、調査費という名義で、下宿火災のべん償や入院費用が政府から出されたように思えてならない。すなわち彼が留学中明治三四年三月大学は彼にドイツの植物園設計取調を依託し九月には手当三百円を給した。彼はもちろん政府に報告書を提出したであろうが、一般人のために関連記事を『植物博物館および植物園の話』として丸善書店から明治三十六年四月刊行した」[註3]とも書いている。

明治34年にドイツから帰国した白井は、明治39年に東京農林学校で欧米各国に先んじて植物病理学を新設し、翌年教授に進んだ。そして43年には理学博士の学位を授与され、大正14年依願退官まで教授職にあった。同年7月帝国大学名誉教授の名誉を受けた。

白井の専門は先述の如く、植物病理学であった。筆者は門外漢なので詳述出来ないが、植物病理学とは植物の病害を診断し、予防あるいは治療するための学問領域である。今日農林業の

ためには植物を害する病菌や害虫の研究がもっとも大切であるのは周知のことであろうと思うが、つまるところ白井が稲のイモチ病を研究したように、白井がその基礎を築いたといえよう。

1-3　考古学・人類学の業績

白井ほど、多くの顔を持つ人物はいるのであろうか。これは別に誇張した言葉ではない。事実、白井は考古学でもプロフェッショナルだった。白井は、大学生時代に、後に人類学や考古学の礎を築いた坪井正五郎と出会い、知己を得た。２人は同級生であり、在学中にお互い出土品に興味を持ち、共に採集したり、またそれについて議論したりした。坪井が人類学会を立ち上げた際も『人類学会報告』第一号に「人類学会報告発刊祝詞」を寄せるなど２人の関係は学問上においても非常に良好なものだった。しかし、その関係は一転することとなる。

京都文化財団研究員の山田邦和によれば「白井は人類学会報告後の五年間に、同誌に十四編の論文を発表している。これは決して数多いものではないけれども、そのいずれもが学史に残る珠玉の論考である」[註4]と評し、その中でも重要なのは坪井との二つの論争であるという。お雇い外国人教師の時代より、日本の先住民族は誰かという問題に関心が持たれてきた。それが日本人の手によって問題提起されたのがこれらであった。一つは旧石器時代の住民が白井によればアイヌ人、坪井によれば未知の民族であるコロボックルというもので、もう一つは吉見百穴などの横穴について、白井は葬穴説、坪井が穴居住居説であった。坪井正五郎の主張するコロボックル遺跡は同系統のものが内地にもあり、国内に蔓延していたことになると白井光太郎が矛盾をつけば、その通りコロボックルは内地にも住んでいたと主張を返し、貝塚から発見される古代人の骨格は蝦夷そのものであり、これはアイヌを証明するものと主張すればコロボックルの骨格の特徴のアイヌとの類似性で反論するなど二人は共に妥協せず、この問題は後代まで学者の論争の的となっていった。白井のこの反証は、かなり緻密な論理であり、後に坪井正五郎の弟子となる鳥居龍蔵が回顧に人類学にめばえた鳥居少年は坪井より白井の方が「むしろ専門家のように」思い、白井に今後の指導を乞う手紙を書いたというほどであった。その後も「アイヌ・コロボックル論争」は小金井良精、鳥居龍蔵ら明治期の人類学界の主要メンバーを巻き込みながら断続的に続いたが、次第に、アイヌこそが日本の先住民族だとするアイヌ説が優勢になっていった。論争の過程で、坪井はコロボックル説の整備に努め、『コロボックル風俗考』などの数多くの論考を発表したが、最終的には坪井の突然の死により、コロボックル説は消滅した。白井は出張のため坪井の葬式に出席することが出来なかったが、坪井の死を悼み、主催する人類学会に左記のような歌を送った。[註6]

同じ窓一つ机にいそしみし　学の道あはれはらから
携へて探りし跡はありながら　君を再び見んよしもなし
あはれ君同じ学の友垣に　迫めぎし事も昔なりけり

この歌について木村陽二郎は「せめぎあう、はげしい論争と親愛とをはっきり区別した両者の関係が美しい」[註7]と語っている。白井は、大学卒業後、綺麗さっぱりと考古学から足を洗い、植物学に邁進することとなったため、白井の考古学における業績が評価されることは少ない。しかし、白井が端を発した「アイヌ・コロボックル論争」により実証主義を基本とする考古学

者達が競ってお互いの説を崩そうと考古学史上の貴重な発見や学説を発表し続け、多くの遺跡発掘を体系的に研究する契機となったことは間違いのない事実であり、氏の大きな業績の一つといって良いものである。また、今日我々が縄文土器と呼び親しんでいる名称の創始者が白井であったことを忘れてはならない事実である。当時縄文土器は、貝塚土器という名で知られていたが、明治19年４月の『人類学報告』「石鏃考」の中で、同土器の文様が縄目であると認識し「縄紋土器」という名称を使用している。そしてまた、白井は1884年３月、有坂鉊蔵、坪井正五郎とともに東京府本郷区向ヶ岡弥生町（現東京都文京区）で素焼きの壷を発見した。これが縄文式土器とは異なるものと認められ、発見地の地名から「弥生式土器」と名付けられることとなった。つまり、白井は縄文式土器、弥生式土器両者の命名と発見とに関わったこととなり、これも白井の考古学における大きな業績の一つに挙げられるものである。

1-4　博物学・本草学の業績

白井の人類学、考古学の業績については先述した通りだが、考古学から足を洗い植物業理学に邁進していた白井であったが、生来の好古癖は治らず、いつしかその対象は考古遺物から古書籍へと変わっていくこととなった。これは「僕（白井）は西洋の事は嫌で日本の事が好きなのであるが、飯を喰ふ為めに仕方なく西洋の学問をやったので、外国へも行けと云ふから夫が為めに行った様な訳だから、今日の様に農科大学をやめてからは、全く自分の好きな日本の舊い事にのみ研究が出来て愉快だと話された」[註8]という海藻学者の岡村金太郎の懐古談の一文によく現れている。

その片鱗は学生時代からあったようで過去の本草学に興味を持ち、ドイツ留学中に下宿先の壁に貝原益軒の像を飾っており、学生時代に自らを新風仙人とも号したことからも分かる通り、古い日本を愛していた。そのため白井は、本草書が海外の流出するのを惜しみ私費での購入を生涯続けたのであった。その集大成が1891年に発行された『日本博物学年表』（後、矢野宗幹によって改訂増補）であり、実に白井27歳の時のことである。「余は本草研究の範囲は、本邦における本草学発達史・本草学者の伝記・墳墓の所在・薬草そのほか有用植物の効能・産地の研究・本草学著書の保存・遺物の保存・採集品の保存および支那・朝鮮における同上事項の研究等に亘る」[註9]と自身述べるように、当著作も多角的な視点で著され、日本生物学史を研究する者にとっては不可欠の書となった。またその後、白井が先鞭を付けた博物学史は上野益三に引き継がれることとなり、博物学は我々一般人にも解りやすく、より身近な存在となったのである。

1-5　天然記念物保存事業の業績

1906年、明治政府は国家神道の権威を高める為に、各集落にある神社を１村１社にまとめ、日本書紀など古文書に記載された神だけを残す「神社合祀令」を出した。これに対し、1909年、南方熊楠が研究対象である隠花植物の絶滅の危惧し、巨木老樹が繁茂する社叢の意義を訴え、神社合祀反対運動を開始した。次第に、この反対運動に賛同する者達も現れ、その一人であった内閣法制局参事官・柳田国男（民俗学者）は、1911（明治44）年、熊楠の抗議書（『南方二書』）

を印刷して識者に配布した。同年誕生した史蹟名勝天然記念物保存協会の発起人で、評議員であった白井は『南方二書』を読み、「かかる多数の神社神林之廃滅談をききては夢の如き心地いたし、実事とは思はれ不申候」[註10]と柳田に手紙を送り、柳田を介して南方熊楠と白井は邂逅することとなった。直ぐさま、二人は文通を開始し、同年白井もまた『日本及日本人』や『太陽』に合併の不可を唱えた「神社の合併史跡名勝の破壊は国家の深憂」等を投稿した。白井は、その後も自然保護活動に邁進し、「古墳」、「名木」、「名山」といった史蹟名勝天然記念物の保護を訴え続けていった。結果、徳川頼倫候、徳川達孝伯、田中芳男、三宅秀の４氏によって明治44年３月１日貴族院へ「史跡名勝天然記念物ニ関スル建議案」が提出され、大正８年４月に「史跡名勝天然記念物保存法」が発布されるに至った。その後、史蹟名勝天然記念物の保存事務が内務省で行われるようになると白井は調査会の委員を命ぜられ、大正13年まで会が廃止されるまで在職した。そして、内務省の天然記念物調査嘱託となり、昭和３年保存事務が文部省に移管とともに嘱を辞した。白井はこのような自然保護活動を通して、終生文通の続く熊楠という思わぬ知己を得たが、一度その関係が破綻したことがあった。

先述した『南方二書』の刊行で、有識者から支援を得始め「大いに心も安く三年来始めて閑悠を得」[註11]た心境になっていた南方であったが、西牟婁群近野村の大杉樹伐採の一件が持ち上がった。このことから既に知己を得ていた柳田や白井に対し、伐採反対の請願書への連名を要請し、白井らも引き受けた。しかし、近野村大杉の一件はなかなか解決せず、業を煮やした南方が息子も巻き込み親子共々剃髪した上、県知事や白井に宛てに英国の旧知ディキンズをはじめとする国外有志に神社合祀反対の支援を依頼する旨を報告した。先述したように白井は武士の面影残る国粋主義者であったため、熊楠のこの行為を国辱行為と受取り、絶縁を申し渡したのであった。熊楠は生涯在野の研究者であり、官学者を嫌っていたが、明治以前の本草学を総括した『日本博物学年表』など白井の著作を座右の書としていた熊楠であったため、白井の絶縁にかなり狼狽した。これに対して柳田も「白井氏の手より貴下の手紙をうけとり拝見す。今後運動の方法明瞭二派にわかるものとすれば、小生は申すまでもなく白井氏に加担す。日本のこともわからず貴下の手紙一本にて直ちに運動をするような紅毛どもに声援をたのみ、今後わが邦のクルツスの問題に容喙せしむることなどは小生も大きらいなり。－中略－白井氏は正直な人故、貴下の無分別な行為にも責任を分かたねばならぬかと思われし故に、この際共同を解かんとせらるるならんも、何も人々の考え次第なればまずいと言ってもせん方もなし。－中略－とにかく今回の意見の相違につきては、東京のわれわれは決して折衷策や姑息主義を持するがため然るにはあらず候。今後といえども貴下の御本心だけには同情を表し申すべく、方法は皆だめだと評したく候」[註12]と述べている。結局、南方に同情し手を差し伸べた柳田のとりなしによって白井と絶縁を回復することとなるのだが、これは柳田、南方との交友から生まれた実に白井らしい逸話の一つであるといえよう。

１－６　博物館学意識

明治34年３月大学が白井にドイツの植物園設計取調を依託し、明治36年に白井が一般向けに『植物博物館および植物園の話』が刊行したことは既に述べた。それは実に105項にも及ぶ大著

であった。当時、「植物園と名の付くものは一ヶ所か二ヶ所に過ぎない植物博物館も有名無実の有様」[註13]であったようである。白井はこの様な我が国の状況に警鐘を鳴らすべく、当論考でまず植物博物館を「植物に関する内外古今の図書世界万国の植物腊葉、標本等を蒐集し学術的に分類整理して学術上及実業上の参考に供し且其研究材料を供給する所である」[註14]と定義付けた。また、植物博物館がないことによる弊害、例えば資料の散逸や植物学研究者の窮状などを訴え、植物博物館設立の必要性を懇々と説いた。そして、最後に理想ともすべき先進的なベルリン王立植物園博物館の様子を詳述し、当論考を通して世論の喚起を促す内容となっている。

しかし、植物園内に研究や保存、展示といった博物館機能を備えた博物館を付設している「植物博物館」は現在も我が国には存在していない。刊行当時の反応も「爾来外国における植物博物館および植物園の状況を詳述したる『植物博物館および植物園』なる一小冊子を刊行して警告したことがあった。当時の先輩はいまだこれを爾く重大視せず。あたかも風に対する牛馬の如き有様であった」[註15]と自身で述べている通り、「博物館」という存在そのものが危うかった時代的側面があったことも相俟って反応は芳しくなかったことと思われる。とはいえ近年では大阪自然史博物館や豊橋市自然史博物館のように公園内に動物園、植物園とともに「自然史博物館」や「総合博物館」が設置されるようになった。つまり白井が端を発した我が国での植物博物館構想は現在に至るまで実現しなかったが、植物学が自然科学の一分野として位置付けられ、総合的な形で実現されたといえよう。

また、非常に短篇ではあるが、白井の博物館学の論考として1918年『薬草輸出農産』第二巻第二号の中に収録された「本草博物館設立と古記録の保存」がある。これは雑誌名から分かるとおり、薬学関係者に対しての呼びかけであった。白井はその論考の中で「余の終局の目的とする所は、日本に模範的の本草博物館を設立し、本草学に関する我国の文化を国人および海外人に示し、もって我邦の開化に牢固たる根底のあることを知らしむにある」[註16]と述べている。つまり白井は、我が国は西洋からモノも知識も全て輸入して開化したのではなく、素地として本草学という学問があり、それを対外的に知らしめる施設として本草博物館を位置付けているに他ならない。これもまた国粋主義の白井らしい論の一つであったといえよう。

1-7　終焉

白井は若い頃からがっちりした体格でめったに病気をせず健康そのものであった。若いときは柔道をしており、動物学専攻の先輩であった石川千代松と柔道をとって下宿の壁を破ったこと、飯の中の少量のタンパク質から養分をとるという主張で早飯でたちまち四、五杯を平らげ、その後、散歩に供すると大変な甘党の白井は汁粉二杯ぐらいはペロリと平らげる[註17]、といった逸話も残っている。

岡村太郎によれば、白井は晩年「僕は西洋の事は嫌で日本の事が好きなのであるが、飯を喰ふ爲めに仕方なく西洋の学問をやったので、外国へ行けと云ふから夫の爲めに行った様な訳だから、今日の様に農科大学をやめてからは、全く自分の好きな日本の舊い事のみ研究が出来て愉快だ」[註18]と話していたという。しかし、そんな悠々自適な生活を送っていた白井も1932年5月30日、自身が調合した天雄（トリカブトの根）の量を誤り突然逝去した。享年70であった。

2　三好学（1861～1939）

2-1　略歴

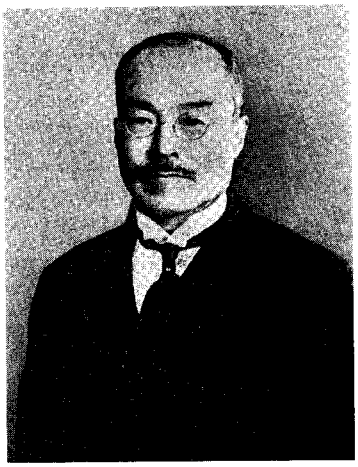

三好学

松平能登守（岩村藩）の江戸藩邸で生まれた。父は三好友衛であり、その次男にあたる。ちょうど七歳の時にちょうど明治維新が始まり、三好一家は江戸を逃れ、能登守の藩領地の美濃国岩村へ移り住んだ。その後、石川県第三師範学校に進学、東京大学理学部生物学科を経て、大学院へと進んだ。その在学中(1891年)にドイツ留学を命ぜられ、翌年、帰国しプフェッファー(Wilhelm Pfefeer,1845-1920）について植物生理学を修め、35歳の若さで東大教授に就任、理学博士の学位を受けた。東大教授在学中に発表した研究論文は、100編におよび、その著書も100冊といわれ、我が国植物学の基礎を築き、桜と菖蒲研究における、世界的な第一人者である。

2-2　植物学の業績

今日、我が国で広く知られている生態学という言葉だが、これを創製したのが三好学だったというのは意外に知られていない。三好は先に紹介した1891（明治24）年のドイツ留学の４年後に『欧州植物學輓近之進歩』を著し、植物学を植物生理学（Pflanzenphysiologie)、植物形態学(Pflanzen-morphologie)、植物分類学(Pflanzensystematik)、植物生態学(Pflanzenbiologie)に区分した。この分類の意義もさることながら、氏はヘッケルの造語であるoekologie（英語Ecology）ではなく、当時のドイツ学界で用いられていた「ここに言う所の〔Pflanzenbiologie〕ハ通常一般ニ動植物学ヲ総称スル所ノBiologie（生物学）トハ其意味ヲ異ニセルヲ以テ、予ハ新ニ植物生態学ノ訳語ヲ作レリ」[註19]という氏の注釈の如く、生物学の意（広義）のBiologieとは別に、生態学の意（狭義）として使われていたPflanzenbiologieに対し、内容表現の妙を得た名訳語「植物生態学」を当て嵌めたことに意義がある。

2-3　天然記念物保存事業の業績

我が国において、明治維新後に成立した新政府が慶応４年３月13日（1868年４月５日に発した太政官布告「神仏分離令」、明治３年１月３日（1870年２月３日）に出された詔書「大教宣布」などにより神道国教・祭政一致の政策がとられ、廃仏毀釈が引き起こされた。このことより、仏教施設の破壊や仏像や寺宝などが流出し、大きな傷跡を残した。しかし、明治十年前後を境として猛烈な破壊思想とともに、反作用となる保存思想の再認識がはじまり、後の1897年には「古社寺保存法」、1900年には帝国古蹟取調会が発足した。

日露戦争後、これまで史蹟や名勝であった保存運動の対象は後に「天然記念物」と呼ばれる分野が登場することとなる。三好は1906（明治39）年に初めて専門外の論文となる「名木ノ伐滅并ニ其保存ノ必要」を『東洋学芸雑誌』（第301号）に投稿し、天然記念物保存の先鞭を付けた。三好は、名木は「歴史的意味」を有し、「自然ノ記念碑」であり、「郷土ノ歴史」を連想さ

せるものとし、名木の保存は「学術上ヨリスルモ、歴史上ヨリスルモ、亦風致上ヨリスルモ、一トシテ必要ナラザル」[註20]と位置づけている。また当時、三好は東京植物学会会長という社会的立場にあり、その著作や講演活動は多大に天然記念物保存運動に影響を及ぼした。

1911年には史蹟及天然記念物保存研究茶話会（前身、史蹟紫史樹保存茶話会）が開催され、後に名勝が加えられ「史蹟名勝天然記念物保存協会」が設立されるに至った。その中で三好は植物学者の白井光太郎や地質学者の神保小虎らとともに常務委員となった。また、機関紙となる『史蹟名勝天然記念物』を発行し、専門研究と見紛うばかりに史蹟名勝天然記念物に関する数多くの著作を投稿した。その後、三好は再渡欧し欧米の天然記念物保存の現状を知り、『欧米植物観察』や「欧米各国に於ける天然記念物の保存」などの論考でつぶさに報告している。「史蹟名勝天然記念物の保存の目的は、前にも述べた通り、我邦の国宝として見る程の価値あるものを、出来るだけ完全に遺すのであって、固より学術の研究上其他の為めに必要であることは言ふまでもないが、其根本的観念としては更に大なるものがある。即ち以上の保存を行ふことは我国体上最も必要であつて、風教を維持し国民性を陶冶して行く上に欠くべからざることである。」[註21]三好のこのような論説に賛同する者も出始め、徳川頼倫侯、徳川達孝伯、田中芳男、三宅秀の４氏によって明治44年３月１日、貴族院へ「史跡名勝天然記念物ニ関スル建議案」が提出された。そして、大正８年４月に「史跡名勝天然記念物保存法」が発布され、三好が明治39年以来、唱え続けた国家事業として法による天然記念物保存がようやく確立されたのであった。

2-4　博物館学意識

三好の博物館に関する論考は後にも先にも1914年に出された『欧米植物観察』のみである。しかし、第七章の「博物館の目的及び其種類」は24ページにも及ぶものであり、その内容はかなり充実したものとなっている。

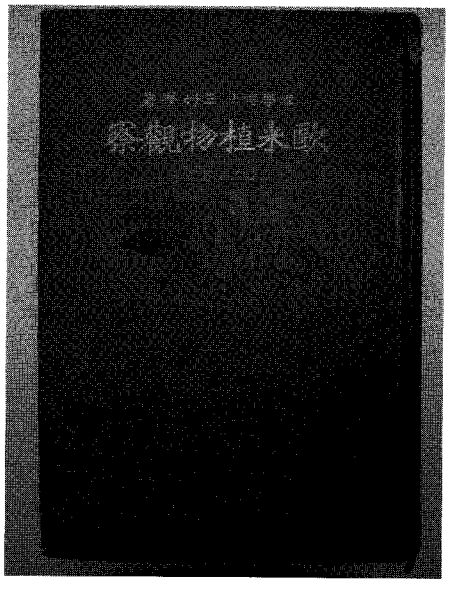

三好学 著『欧米植物観察』

三好は博物館に対して「其目的は博物館の種類に依つて異なるが、何れも公衆の智識を開く為めで、一般観覧者は自ら種々の事物を識り、学問することになる、殊に専門的研究者に取つては少からざる便宜と利益があつて、自己の調べて居る参考材料に対して比較攻究することが出来る」[註22]施設であると認識し、我が国の参考となる数多くの欧米各国の先進的な博物館の事例の紹介をした。

また、三好は博物館の種類にも触れ、博物館を「一般博物館と特殊博物館或は専門博物館」[註23]とに区別した。この分類は陳列品の種類や内容の違いよるもので、この一般博物館は棚橋源太郎の博物館学でいうところの総合博物館（General Museum）を指し、戦後の博物館学での分類と大差ないものである。三好の「一般博物館」の定義は展示物の内容によってなされ「第一人類に関係のない天然物即ち動物、植物、鉱物、地質、化石等で所謂博物學に属

するもの、第二人類に関係ある歴史、美術工芸品、考古学、人種学等に属するものが多い、従来の博物館は大抵是等の全部を網羅して居る、我が東京上野の帝室博物館の如きも其の一例である」[註24]と述べている。それに対し、あくまでも三好自身が目で見てきた博物館を対象に、専門博物館に類するものを欧米の博物館の事例を挙げ、9ページにもわたり詳述している。その種類だけここに列挙すると、絵画博物館、彫刻博物館、美術工芸博物館、人種学博物館、殖民博物館、商業博物館、郵便博物館、科学博物館、農業博物館、山林博物館、地質学博物館、動物学博物館、植物学博物館、高山博物館、海洋博物館、郷土博物館、以上16種である。これまで1888年岡倉天心の「博物館に就て」[註25]や、1899年高山林次郎の「博物館論」[註26]、1912年黒板勝美の「博物館に就て」[註27]の中で分類がなされてきたが、いずれも美術や歴史を専門とする人文系からなされた分類であり、自然系からとしては初の試みである。また、事例を踏まえ一つ一つ丁寧に説明を加えている論考は当時類をみないものである。

さらに、同論考の中で当時先進的な展示の代名詞ともいえる「生態陳列法」を紹介している。その一文を紹介すると「標本の作り方に就いても一層の改良を加へて、専ら動植物の生活の有様を実地に示すやうに出来て居る、彼の動物や植物の標本を器械的に並べたのでなく、其動植物が天然に生活して居る状態を見せるのであるから、鳥類なれば其常に止まる樹木や草叢の有様を現はし、獣類にても其棲んで居る場所を模擬してある、之が為め、実物の周囲は巧に細工を施し、模型や画を加へて全体の景色を出すことを努めて居る、此陳列法は所謂「生態陳列法」で、観覧者に深い趣味を惹起させる利益がある」[註28]と述べ、その展示法の特徴を見事に捉えている。

これまで三好以前に箕作佳吉や谷津直秀、黒板勝美などがアメリカで当展示を見学し、我が国に紹介しているものの、いずれも「生態を示すもの」[註29]「ジヨラマ的」[註30]などと言い表し、明確な言葉で示していなかった。つまり、名文章家でも知られる三好であるから自ら「生態学」という言葉を創製したように当展示も「生態陳列法」と、今日まで残る展示名称を創製したのであった。また、同論考の最後を「博物館が社会に努める効果は頗る多く、学校教育などで出来ない仕事を博物館では行つて居る、斯かる公益の教育参考機関は都市の設備として必須のものと思ふ」[註31]と締めくくっている通り、その思考は博物館学者そのものであった。

2-5　終焉

三好は1895（明治28）年から1924（大正13）年まで教授職を務め（その後、名誉教授）、大正9年には帝国学士院会員、二年後には小石川植物園長を兼ねた。三好は1919年の史跡名勝天然記念物保存法発布以後も、精力的に天然記念物調査を続け、植物で指定したものは297以上も達し、晩年は天然記念物漬けの毎日を送っていた。しかし、1937年5月5日、群馬県館林でのつつじ調査から帰宅した後、気分が優れず慶應病院に入院した。その後、急性肺炎を併発し、11日に死去した。享年79であった。

績に触れ、彼等の博物館学意識に迫ってみた。両氏が我が国の博物館学に遺した足跡は、他の博物館学意識を持った明治人と何ら遜色なく、自身の専門である植物学の進歩を望み、研究施設として博物館の有効性を見出す一方で、専門という殻を破り、一教育者としてモノと人を結びつける社会教育の場として博物館の意義を訴え続けたのであった。本稿は、『博物館学雑誌』第34巻第２号に投稿中の、箕作佳吉、谷津直秀、川村多実二といった明治の動物学者の博物館学意識を主題とした「師授伝統からなる博物館学意識－動物学者の思想を中心に－」に付随するものであり、白井光太郎、三好学は箕作佳吉、谷津直秀、川村多実二とともに当時自然科学分野におけるアカデミズムの最高位にあると同時に明治時代を代表する「博物館学者」であったといえよう。本稿が博物館学人物史の土台作りの一助となれば幸いであり、大方の御批判と御指導を仰ぎたい。

註

註１　邊見端1986「明治期“博物館学”の面目－坪井正五郎博士の業績－」『博物館学雑誌』第11巻第２号 p29

註２　宮岡謙二　1958『旅芸人始末書』修道社　p235-236

註３　木村陽二郎編1990『白井光太郎著作集第４巻　本草百家伝・その他』「白井光太郎伝」p318

註４　山田邦和 1986「やがて帰らぬ君ぞ悲しき－白井光太郎博士の一書状－」『古代文化』38巻11月号 pp,37-43

註５　鳥居龍蔵 1953『ある老学徒の手記』東京・大阪・小倉

註６　同上，木村（1990）p304

註７　同上，木村（1990）p304

註８　岡村金太郎1932「白井君と私」『本草』第２号

註９　白井光太郎1918「本草博物館設立と古記録の保存」『薬草輸出農産』第２巻 第２号

註10　郷間秀夫2006「南方熊楠と博物学者白井光太郎（承前）」『熊楠研究』No. 8　pp. 364 ～ 386

註11　同上，郷間（2006）

註12　同上，郷間（2006）

註13　白井光太郎1903『植物博物館及植物園の話』玩古齋蔵版

註14　同上，白井（1903）

註15　同上，白井（1918）

註16　同上，白井（1918）

註17　同上，木村（1990）

註18　岡村金太郎1931「白井君と私」『本草』第二号

註19　三好学1895『欧洲植物学輓近之進歩』pp 1-11敬業社

註20　三好学1906「名木ノ伐滅并ニ其保存ノ必要」『東洋学藝雑誌』第301号

註24　同上、三好（1914）p253

註25　岡倉天心1888「博物館に就て」『日出新聞』九月二日、四日、五日、六日に連載

註26　高山林次郎1899「博物館論」『文學會雑誌』『樗牛全集　第三巻』博文館に所収

註27　黒板勝美 1912「博物館に就て」『東京朝日新聞』

註28　同上、三好（1914）p257

註29　谷津直秀 1912「活気ある博物館を設立すべし」『新日本』２巻２号 pp.124-128

註30　黒板勝美　1911『西遊弐年　欧米文明記』文會堂　p76

明治期おいて見世物としてジオラマが浸透しており、先進的な博物館ではその手法を応用していた。再現展示の総称としてのジオラマ展示という名称が浸透するのは、昭和以降のことであり、あくまでも黒板は「生態陳列法」と見世物のジオラマの形態が類似していたことにより、「ジヨラマ的」と言い表した。

註31　同上、三好（1914）p275

参考文献

上野益三 1986『日本博物学史　補訂』平凡社

上野益三 1991『博物学者列伝』八坂書房

黒板勝美 1911『西遊二年欧米文明記』文會堂書店

後藤守一 1931『欧米博物館の施設』 帝室博物館

酒井敏雄 1998『評伝 三好学－日本近代植物学の開拓者』八坂書房

武内善信 1973「日露戦争後の自然保護運動と「エコロジー」：南方熊楠の神社合祀反対運動と三好学の天然記念物保護運動」『同志社法學』59巻 2号 pp.1051-1083

棚橋源太郎 1930『眼に訴える教育機関』寶文館

棚橋源太郎 1932『郷土博物館』刀江書院

棚橋源太郎 1949『世界の博物館』大日本雄辯會講談社

棚橋源太郎 1949『博物館』三省堂

棚橋源太郎 1950『博物館学綱要』理想社

棚橋源太郎 1957『博物館・美術館』長谷川書房

濱田青陵 1929『博物館』ARS

藤山一雄 1940『新博物館態勢』満日文化協会

本田正次 1973「三好学」『月刊文化財』通号115 pp. 4－9

（國學院大學文学部助手）

明治末・大正初期における博物館構想

— 通俗教育調査委員会の活動を中心に —

Proposals of Museums at the End of the Meiji Era and the Beginning of the Taisho Era – Focusing on the Investigation Commission for Popular Education –

今野　農
KONNO Yutaka

はじめに

明治時代末から大正時代初期は、日清・日露戦争と第一次大戦の間の時期であり、第二の維新とも称すべき変革の時期である。日露戦争後の社会的疲弊、国民意識の高揚、地方財政の逼迫による産業の振興、大逆事件と思想矯正といった社会的問題に直面し、「社会教育（通俗教育）」[1]の重要性が認識され、国家政策の中で位置付けられ始めた時期でもあった。

このような情勢下において、地方改良という運動を展開した内務省では、早くから社会教育に取り組んでいたが、文部省でも1911年に通俗教育調査委員会を設置し、学校以外の教育事業に着手し始める。通俗教育調査委員会[2]は僅か２年という短命な活動であったが、博物館に関する実績として、1912年、高等師範学校付属教育博物館の一角に創設された通俗教育館が挙げられる。

当該時代における政治史、思想史、教育史、図書館史からのアプローチ、地方改良運動や文化財保存といった視座からの検討は蓄積があるが、この内、社会教育に関する研究として、通俗教育調査委員会の活動を中心に検討した倉内史郎による『明治末期社会教育観の研究』（1961年・野間教育研究所）が顕著である。ただし、明治末期と題されているだけに、大正期の活動や通俗教育調査委員会官制の廃止後についての描出を欠く。

他方、博物館史においては、通俗教育館自体はともかく、通俗教育調査委員会の活動については通史の一部として僅かな紙片が費やされているのみであり、個別的、専門的な論考が希薄である。さらに、博物館に対する各人の論考に対する論考の整理も十分とは言い難い[3]。

そこで、本稿においては、第１章で研究小史をまとめ、第２章では通俗教育調査委員会の発足から廃止までを追う。第３章では、通俗教育調査委員による博物館論を、第４章では、当該時代におけるその他の博物館論を検討することで、博物館史に対する位置付けを試る。

1．研究小史

倉内史郎による『明治末期社会教育観の研究』は、小松原文相や通俗教育調査委員会委員の通俗教育観、ジャーナリストによる通俗教育調査委員会観と通俗教育観、地方における社会教

育観といった広範な視点による検討がなされた[1]。この時期に掲げられた事業である、演劇・寄席の取締まり、学術の補習、通俗講談会、通俗図書館、共同貯蓄等、それらを担う学校、教育会、青年団体、同窓会といった団体や学校教職員、官吏、神官、警察官、在郷軍人等といった教育活動が、思想や知識の教育である以上に、ひろく社会生活上の直接的な規制を考えているところに「社会教育」と呼ばれた理由があるとし、道徳・思想の方面の教化にはつねに重点がおかれていたが、図書館事業がかならず取り上げられ、知識啓発のための知育について従来よりも関心が示されたことを特徴として掲げた[2]。

小川利夫、橋口菊、大蔵隆雄、磯野昌蔵による「わが国社会教育の成立とその本質に関する一考察（一・二）」は、社会教育体制の確立において内務省、報徳会による地方改良運動が果たした役割を論じ[3]、文部省の通俗教育が財政的に不安定で、通俗講演会と通俗図書館という施設方法において実施された取締りという「消極的」なものであり、その後の昭和初頭における町村を基礎とする社会教育体制は文部官僚の「通俗教育」方策の延長ではなく、内務官僚の「自治民育」の踏襲であったいう[4]。さらに、報徳会は「地方自治体に基盤をおく教化方式を一層強化整備し」、「教化活動を末端の村にまで浸透させることができた」とした[5]。

近年、山梨あやは、地方運動改良において主導的な役割を担った内務官僚である井上友一について、井上の「自治民育」構想に基づく通俗教育と図書館事業を示し、内務官僚による共有のもとに実施された政策は、読書を通俗教育に位置付け、その後の文部省による通俗教育政策へ継承されていくものであるとした[6]。

高木博志は、内務省の政策をリードした人物として井上友一を挙げ、報徳会の機関誌『斯民』に寄稿された井上の著作を検討することで、「地方改良運動において、図書館の設立、郷土史の編纂、史蹟・名勝の保存、文化財の展示、歴史上の人物（偉人）の顕彰などの施策を示し」、さらに、「社会政策において皇室の慈恵性を説くとともに、皇室の権威慎重に文化財を利用した」とした[7]。高木が立論に用いた井上の論文は、「防長行啓地の民政資料」（長州藩主の事蹟顕彰）、「宮城福島采風録」（松島の樹木伐採禁止）、「偉人祭と偉人棚」（図書館に偉人棚を設置）、「大阪より、長府より、徳山より」（南朝史蹟の顕彰）、「教育家と地方改良」（奈良公園の保存・ドイツ史跡保存）、「再び二宮翁の墓に詣でゝ」（尊徳史跡保存）、「皇室と救済事業」（皇室と史蹟保存の結び付け）であり、その他、史蹟名勝天然紀念物保存協会の日光視察、および井上による日光宝物陳列館設立の訓示であった[8]。

こうした高木博志の研究に対して、井上による数多の著作の中から有用な記事の抜粋であり、「著述の中心であった地方自治や社会福祉との関連が不明瞭批判」と批判する由谷裕哉は、『欧西自治の大観』（1906年・報徳会）、主要著書による位置付けの必要を訴え、『田園都市』（1907年・博文館）、『楽翁と須田因』（1908年・良書刊行会）『救済制度要義』（1909年・博文館）、『自治要義』（1909年・博文館）による検討に基づき以下の結論を示した[9]。

①「公共図書館と比べて博物館や美術館への言及は希少である。〈中略〉博物館や美術館が補足的に述べられたり、節制や公徳心を醸成するための公共的な娯楽施設の一として美術館が言及されたり、といった程度であった」[10]

②「井上が天皇制を弥揚することに関わる史蹟・遺物の保存や顕彰に熱心だったとは、全く認められない」[11)※15]

③「過去の善政を表象する遺物やそれを記念する碑などを公開・展示することに関する限り、井上はきわめて積極的であった」[12)]

④「井上の関心は、天皇制に関わる史蹟遺物を「文化財」として確定し、国家的保護を与えるために博物館を建造する、といったマルクス主義者による戦前の文化財保護行政に対する位置付けからは大きくはずれ、むしろ過去の善政やそれをなした偉人のコメモレイションという方向性のものであった」[14)]

高木、由谷の両者によって述べられる「博物館」とは、天皇制イデオロギーを形成する道具立ての一つとしての観点に立脚したものであるが、当該時代における有力な行政官であり、学者でもあった井上友一の博物館観が如何なるものであったのか、検討の余地があろう。

博物館史からの見解として、椎名仙卓のスタンダードな研究書である『日本博物館発達史』では、通俗教育博物館の設立経緯において通俗教育調査委員会に触れ、第１回委員会の顛末から「当時の社会教育という概念のなかには、博物館という施設に対する認識が、きわめて低調であった」としつつも、田所美治等、文部省の考えとして「博物館や動物園などの積極的なの普及」を説いたとした[15)]。そして、通俗教育調査委員会の決議によって東京高等師範学校附属教育博物館に設立された通俗教育館の内容[16)]、および教育博物館主事であり「通俗教育館の基礎を築いた」棚橋源太郎の博物館論、さらには社会的背景を検討し、谷津直秀の論文「活気ある博物館を設立すべし」との比較によって、「日露戦争後における社会教育の在り方が検討される時期に博物館も在来のイメージから脱しようとしているが、こうしたときに博物館に関心を寄せる人たちの間で新しい構想が胎動していたので、棚橋も時代の波にのりそれに同調した」と結んだ[17)]。

文部省や通俗教育調査委員会の博物館普及方針や「新しい構想が胎動」については、それ以上の言及がなく、通俗教育調査委員会という組織に対する棚橋の考えの浸透度についても検討すべき課題を残している。

図書館事業が重視されたことは諸氏によって述べられたが、必ずしも博物館に対して等閑視されていた訳ではなく、当該時代における博物館に対する論調、特に社会教育への実行力を有していたとされる内務省の方針は史蹟名勝天然記念物保存の問題と併せて十分な言及を欠く。

以上より、第２章の課題としては、通俗教育調査委員会による通俗教育館設立の過程を通じて、委員会の博物館施策を検討し、第３章では、棚橋以外にも博物館に対する見識を持った文部省や委員の論調とその差異を明確にする。第４章では、内務省を中心として通俗教育調査委員会以外の博物館に対する見解を検討課題とするものである。

２. 通俗教育調査委員会

2.1) 通俗教育調査委員会の発足

文部省は年の大逆事件を機に風紀矯正に乗り出し、普通額務局より『戦時地方ニ於ケル教育

上ノ經營』を発刊して通俗教育にも関心を示した[1)]。小松原英太郎文相は、『時事新報』明治42年１月の記事に「教育は元来単に学校のみに限られたる事業に非ず家庭教育、学校教育等彼此相俟って始めて十分の効果を挙ぐべき」とし、「積極方面」として通俗講談会、通俗図書館、通俗博物館の設置、劇場寄席の改良等、「消極方面」として未成年者の飲酒喫煙の禁止、各種の矯風事業を社会教育の事業として掲げた[2)]。

さらに小松原は、５月に開催された第８回聯合教育会おいて、近頃の実況は、国民道徳上、祖先尊敬観念の頽廃に対する教育者や教育団体の役割を挙げ、通俗教育ついても、実施の際には各教育会との連絡を図り、青年教育に尽力を請う旨を演説し教育勅語･戊辰詔書の徹底を図った[3)]。さらに、文部省は、教育会や青年会を媒体とした事業方策を示し、欧米の「教育博物館」の役割を紹介している[4)]。

> （一）講談の如きも学校教育以外に健全なる国民性の養成に、其の効少なからざる　以て、出来得べくば中央に模範的講談会を設けて、善良なる講談師の要請等をなし（二）に於ては進歩せる海外の例を則り、巡回文庫を作り、或は巡回教師を派遣し、又は歴史物を活動写真に仕組み、郡教育会又は青年会の手を経て、一般に観覧せしむる等種々なる方法あり、独逸に於ては通俗教育拡張会を中心とし、又仏国及北米は教育博物館を中心として此方面に活動しつつあれば、是等に学ぶの意あらん

文部省による通俗教育への関心は、通俗教育調査委員会の設立という形で結実し、1911（明治44）年５月17日、文芸委員会官制とともに通俗教育調査委員会官制が定められ、両委員会を併せて２万円の予算と委員長、幹事、委員の氏名が発表された[5)]〈表.1〉。

委員会の目標は、教育勅語の普及徹底にあったが、小松原による一連の発言や、祖父の代からの報徳主義者である岡田良平の文部次官就任、岡田の弟である一木喜徳郎の内務次官就任もあり、通俗教育調査委員会や同時に成立した文芸委員会は、国民思想健全化の一環として見なされた[6)]。

委員	手島精一・東京高等工業学校校長	重田定一・文部省官吏	新渡戸稲造・第一高等学校長
	井上友一・内務省神社局長	正木直彦・美術学校長	千頭清臣・貴族院議員
	湯原元一・音楽学校長	桑田熊蔵・貴族院議員	小泉又一・高等師範学校教授
	三土忠造・衆議院議員	山崎直方・高等師範教授	荒川五郎・衆議院議員
	田中舘愛橘・理科大学教授	湯本武比古・帝国教育会主事	横井時敬・農科大学教授
	巖谷季雄・博文館記者	濱野虎吉・東京府学務課長	坪谷善四郎・博文館記者
	原田豊次郎・中央新聞記者	草野門平・国民新聞記者	小山完吾・時事新報記者
	相島勘次郎・日々新聞記者	高木信威・やまと新聞記者	笹川　潔・読売新聞記者
	上島長久・報知新聞記者	杉村廣太郎・朝日新聞記者	
委員長	岡田良平・文部次官		
幹事	田所美治・普通学務局長		

表.1：通俗教育調査委員会　※職名および順序は以下『報知新聞』記事に従う。
参考：--- 報知新聞社（1911/5/18）『報知新聞』第 12270 號、報知新聞社 p.3.

5月23日、文部省官邸において通俗教育委員招待会が催され、委員からは、田中館、井上、横井、正木、湯原、山崎、他14名が、文部省からは、小松原文相、岡田次官、福原、田所、眞野、赤司の各局長、黒澤秘書官が参加し、小松原は「社会の道徳を維持し物質的文明の進歩と精神的方面の向上とをして、常に平行せしめ国運の発展に資」すためには、「学校教育の効果のみ」でなく「社会通俗教育の企画経営に歩を進め」るべきであり、欧米の事例を紐解いた後、我が国において「施設すべき事項」として、通俗博物館、通俗図書館、巡回文庫、演劇改良、幻燈活動写真の改善を挙げ、当面は通俗講演や活動写」、講談読物の改善から着手すべき旨を演説した[7]。この招待会では、第1回委員会の開催日や、当面の課題として通俗教育の方針決定を図ること等が協議されたが、田所美治は第1回委員会の開催以前に11項目に渡る考案中の方針を提示した〈表.2〉[8]。

1	欧米諸国の通俗教育に於ける施設の調査
2	適当なる通俗講演者の選定
3	通俗教育の材料に関する材料の作成
4	通俗教育材料原本の編成
5	模範的通俗講演の開催
6	各地方より選出に係る講演者の講習
7	模範的幻燈及活動写真の映画の選択作成及貸与
8	通俗図書館又は巡回文庫の普及改善
9	通俗図書館書籍の選択標準目録の調整
10	青年読物の選択及編輯
11	社会教育の諸施設に就き例之ば博物館、公園、演劇、寄席等諸般の施設に対し通俗教育の趣旨精神を注入し之を通俗教育的に導くこと

表.2：田所美治の通俗教育に関する方針案
参考：--- 開發社（1911/6）「時事彙報　通俗教育調査方針」『教育時論』第941號、開發社 pp.28-29.

年月日	主な事項	出典
1905.9.?	通俗教育調査委員	『教育時論』第734・744・745號
1905.12.27	青年団に関する件　文部省普通学務局通牒	倉内1961
1911.5.17	通俗教育に関する	東京朝日第8898號
1911.5.17	通俗教育調査委員会管制　勅令第165号	報知新聞、教育時論940
1911.5.23	通俗教育調査委員招待会	教育研究88
1911.6.2	第1回委員会	
1911.6.13	通俗教育に関する通牒	教育界10-10
1911.6.14	通俗教育ノ施設奨励費ヘ教育資金充当方	倉内1961
1911.6.15	通俗教育ニ関シ普通教育励費使用ノ場合準拠事項	倉内1961
1911.7.7	第2回総会、文部省の部会と部長の選定問題	教育時論946
?	部会規則制定	教育研究90
	★「大博物館建設の議」文部省	教育研究92
1911.8.24	学校教育ノ余暇ヲ以テ通俗教育上適当ノ事業施設ニ尽力方	明治以降教育制度発達史6、倉内1961
1911.9.30	委員会第3回総会	教育研究92
1911.10.10	「通俗教育二規程」	明治以降教育制度発達史6、教育研究92
1911.11.2	帝国教育会第1回講演會	帝国教育353、教育時論957
1911.11.17	通俗教育調査委員会ノ議決事項施設方	倉内1961
1911.12.10	委員会第1回部会	教育研究94
1911.12.23	★棚橋源太郎帰朝	教育研究95
1911.12.25	第2回講演会（東京高等工業学校）	教育時論961
1912.1.29	帝国教育会第二回通俗教育講演會	帝国教育356
1912.2.5	講演会	教育時論965
1912.3.15	帝国教育会第三回通俗教育講演會	帝国教育357
1912.3月時点の成果	総会7回、第1部会3回、第2部会7回、第3部会5回、講演会4回	日本帝國文部省第三十九年報（上巻）

1912.5.6～10	帝国教育会春季講義会・博物館参観	帝国教育359
1912.6.22	帝国教育会第四回通俗教育講演會	帝国教育361
1912.7.2	棚橋源太郎の通俗教育調査委員会事務嘱託	岐阜県博物館（1992）
1912.7.12	委員会第？回総会（通俗教育館の件）	教育時論983
1912.8.?	文部省からの通牒（通俗教育館開設）	文部省年報40上、東京教育博物館一覧（大正２年）
1912.8.1	帝国教育会第二十二回夏期講習會・博物館参観	帝国教育363
1912.?.21	帝国教育会の通俗教育講習会勧誘状送付	教育研究105
1912.9.?	通俗教育館の事業に着手	棚橋源太郎（1913/9）「通俗教育上の展覧事業」
1912.10.18	通俗教育調査委員の陳列場巡視	斯民７－９、讀賣新聞12736
1912.11.3	帝国教育会第五回通俗教育講演會	帝國教育365
1912.11.10～16	通俗教育施設ニ関スル講習会	帝国教育365、
1912.11.31	通俗教育館公開	棚橋源太郎（1913/6）「通俗教育館施設の現況及將來来の計畫」
1912.12.25～30	帝国教育会冬季講習會、教育博物館参観	帝国教育367
1913.3.19	帝国教育会第六回通俗教育講演會	帝国教育370
1913.5.3～5	第九回全國聯合教育會・博物館参観	帝國教育371
1913.5.7～11	帝国教育会春季學術講義會	帝國教育371
1913.6.30	通俗教育調査委員会管制廃止　勅令第180号	明治以降教育制度発達史６
1913.8.1	帝国教育会第三十二回夏期講習會・博物館参観	帝国教育375
1913.9.10	帝国教育会評議会、文部省答申案修正可決	帝国教育375
1913.10.27～2	第二回通俗教育施設講習會・博物館参観	帝国教育377
1914.3月時点の成果	総会２回、第１部会４回、第２部会３回、第３部会３回、講演会３回	日本帝國文部省第四十年報（上巻）

表.3：通俗教育調査委員会、および周辺の諸活動　※出典の記事タイトル発行年や掲載頁等は省略した。

この頃、『教育界』第10巻第11号の「時評」では、通俗教育調査委員会と文芸委員会の新設を教育界における「刮目すべき新発展」としつつも、「如何なる方策をあるか如何」として、その実効性を問い、博物館については、「小額の予算にては到底覚束」ず、経費をかけたとしてもその効果は「通俗講演会や図書館に及」ばず、その実行を「他の日に譲り、寧ろ比較的実行し易」いものから着手すべきとの見解が掲載された[9]。

2.2）第１回通俗教育調査委員会

1911（明治44）年６月２日の午後２時、文部省に於いて第１回の通俗教育調査委員会が開催されたが、議事の模様については、断片的なものが残っているのみであるため、６月３日の報知[10]、時事新報[11]、東京朝日[12]、東京日日[13]各新聞記事から描出を試みる。

初めに、「通俗教育調査委員会規則」〈表.4〉が可決され（時事新報）、次いで、杉村廣太郎が議案審議の先決問題として通俗教育の意義について「過般文部大臣の訓示演説に據れば通俗教育とは専ら徳育を意味するが如きに聞こえ又他の委員に徴すれば専門学を通俗に教育するの意義にも解せられて其意義明瞭を欠く（時事新報）」として、通俗教育の意義・目的とする所の範囲確定を求めた。田所は、「要するに文部省の通俗教育なるものは学校教育以外の教育に於て、徳育、知育、体育の普及増進を図らんとするものに他ならず（時事新報）」と解答し、範囲確定説には、巖谷、原田、湯本等が賛同し、湯原、相島、小山等により「それには及ばす」とする反対説が出された後、採決によって範囲確定説は否決された（東京朝日）。

議事は「通俗教育調査及び施設に関する件」に移るが、これについては最終的に可決された９項が判明しているのみであり、原案は不明である。

まず、第１項についての議論は、個々の発言を報知の記事に掲載されている順序で以下に列挙する。

通俗教育調査委員会規則	
第1條	委員会は委員長之を召集す
第2條	会議は委員の二分の一以上出席するにあらざれば之を開くことを得ず
第3條	会議の議事は出席委員の過半数に依り之を決す可否同数なるときは議長の決する所に依る
第4條	幹事は会議に出席して意見を陳述することを得但し議決の数には加はらず

表.4：通俗教育調査委員会規則
参考：--- 報知新聞社（1911/6/3）「通俗教育調査會（第一回）」『報知新聞』第 12286 號、報知新聞社、p.2.

荒川　：原案に本会を通俗教育上の中機関とし広く全国に対し通俗教育とあるは地方教育会其他を統括する通俗教育局というが如きものを敷設されたる観あり如何にや

田中舘：通俗教育は専門の知識が一般社会に溢れ出でたるものにたらざる可らず欧米の例皆然り

杉村　：原案に通俗教育とは何事を指すや示さず此根本を定めざる可らず。田中館君の説の如くんば主として科学の知識普及に在り。是通俗教育に非ず、科学の教育を通俗的に施す迄也。本会の意義、果して斯の如き乎

田所　：知徳体の三育皆包含せざる無し

湯本　：（田所の見解を修正して）体育知育徳育に必要の資料を調査実施す

坪谷　：賛成

相島　：反対（他、上島、湯原、荒川も反対）

以上の結果、「通俗教育とは通俗教育也の主義に帰着し（報知）」て、「委員長の発議にて一同異議無く（東京朝日）」、原案第１号の「通俗教育上の中機関とし広く全国に対し」の20字が削除され、通俗教育とは何かという見解の一致は見出されなかった（時事新報）。さらに、以上のことから、原案第１号は「通俗教育調査委員に於ては通俗教育上の中機関とし広く全国に対し最有効適切なる通俗教育の方法及び事業を調査し且之を施設すること」であったことが類推される。

時事新報には原案第２項の前文が掲載されており、それによると「地方に於ける通俗教育の施設は主として地方公共団体、教育会、青年団体、其他地方諸団体をして之れに当たらしむる」というものであった。この原案第２項は、原案第１項の修正を受けて無用の条項となっただけでなく、掲げられた諸団体以外にも協会、農会、学校等の団体があり、一部のみを掲げるのは穏当でないとの意見をもって、削除となった（時事新報）。また、「原案に散見する地方の二字は文部省の見地」であり「総て之削るべし」との見解が出され、これに決した。

次いで、主な審議は原案第８項（決議案第７項）に移り、委員の発言は報知が詳しいので、以下に列挙する。

山崎　：通俗図書館巡回文庫の部へ通俗博物館を挿入すべし

手島　：通俗博物館は珍熟語也通俗の二字を削れ

濱野　：博物館を特記するとせば尚他の種々の事項をも挿入する要あり
横井　：植物園乃至動物園も挿入せざるべからず寧ろ原案の儘とせよ
井上　：博物館は大事業也資金に関する故商品陳列館音楽館等をも含ませ陳列事業とせよ

以上の結果、更なる議論を呼んだが、最終的に井上の説が通り、決議案第７項は「通俗図書館巡回文庫及び展覧事業等の普及改善利用を図ること▲図書列品の選択購入等に関しては成るべく便宜を図ること」となった。東京朝日は、山崎が「博物館を加えんと熱心に弁」じ、井上が「其意を拡張して「展覧事業」と修正」を加え、小山および巌谷が「普及改善」の下に「利用」を加えたと報じている。また、東京日日は、手島が「中央地方図書館の有無、相通ずるを計ること、並びに理化学機械を貸し出すこと」について、山崎が「簡易博物館の設置、並びに利用法」についての意見を出したものとしている。

その後、手島精一によって原案第９号に「本邦及び」の字句を加える案が、荒川五郎によって原案第10号に「模範的通俗講演会」から「模範的」の字句を削除する案が提出され、これに決した（報知）。また、笹川潔は、「通俗教育に害ある読物其他の禁止を含み、本会にて之を調査する事せよ」という追加条項についての意見が出されたが、「可らず」は「内務に一任」ということで決し（報知）、議事を終えた〈表.5〉。

この頃、文部省では、幻燈や活動写真のフィルム選定に着手していたが、通俗教育に関する今後の活動として、費用の増加と府県への分配、更なる幻燈や活動写真のフィルムの資料収集、読み物目録の作成と図書館への配送、風教に害のあるものを避けつつ、歴史訓古以外の農、商、工、地理、物理、動植物、鉱物、気象、機械、衛生、交通、生理等への分野拡張を挙げた。

田所によるこの時期の談話として、1875年に設立されたドイツ民育普及協会について、その目的や事業要目が紹介され、わが国での「民育事業即ち通俗教育」の方法として下の10項が掲げられた[14]〈表.6〉。

これらの方針に基づき、通俗教育調査委員会特別委員会を設置し、７月５日に手島、重田、湯原、田中舘、横井、井上等が1,000件余りの中から100種余りを選定した[15]。また、文部省は

通俗教育調査及び施設に関する件	
1	通俗教育調査委員に於ては最有効適切なる通俗教育の方法及び事業を調査し且之を施設すること
2	通俗教育に関する講演者を派遣し又は紹介を為すこと
3	講演の資料を蒐集編纂して之を配布すること
4	通俗教育に使用すべき幻燈の映画及び活動写真の活動画を選定し又は之を調整すること▲映画及び活動画の説明を編纂すること
5	映画及び活動画を備え置き要求に応じ之を貸付すること
6	通俗教育上有益なる読物を選択して広く図書館等に通知すること▲通俗教育上有益なる読物を編纂すること▲通俗教育上有益なる読物の懸賞募集を為すこと
7	通俗図書館巡回文庫及び展覧事業等の普及改善利用を図ること▲図書列品の選択購入等に関しては成るべく便宜を図ること
8	本邦及び欧米諸国に於ける通俗教育に関する施設を調査すること▲調査の結果は之を配布し通俗教育に関する施設上の参考に供すること
9	通俗教育に関する模範的講演会を開催すること

表.5：通俗教育調査及び施設に関する件決議事項
参考：--- 報知新聞社（1911/6）「通俗教育調査會（第一回）」『報知新聞』第 12286 號　報知新聞社　p.2

1. 通俗の学校及び道徳上の講演会	6. 通俗雑誌の刊行
2. 巡回講演	7. 通俗図書の編纂出版
3. 巡回演劇	8. 公園、動物園、植物園等の設置及改良
4. 活動写真、幻燈の原版製造及貸与	9. 博物館、展覧会共進会等の開設
5. 図書館読書室等の設立及改良	10. 観覧物寄席等の改善取締

表.6：田所美治による通俗教育の方法
参考：--- 開發社（1911/7）「時事彙報　通信（ママ）教育意見」『教育時論』第944號、開發社、pp.34-35.

各省に対し、調査資料収集を依頼した[16]。

以上のように、施策を実行し始めた文部省であったが、早くも内務省との対立、および文部省の越権による主査委員の選定という問題に直面した。

当初、内務省は通俗教育について地方改良運動と「相似たる事なれば、及ぶだけ文部の事業を賛助」するとしていたが[17]、他方において警察行政を所管し、風紀取締りの点から活動写真が青年たちに「醜行誘起の媒介」となっていることが提起された[18]。その後、内務省の地方自治体に関する通俗教育の資料提出は、慈善事業および感化救済事業については時間と経費を理由に延期となっている[19]。

さらに、７月７日に第２回の通俗教育調査委員会の総会が催されたが、文部省の越権によって委員会の承諾を得ずに主査委員が選定された点に関し、小山が特別委員の性質と活動写真の選定方法について遺憾の意を表し、「委員長の誠意を疑う（相島）」、「本会を侮辱する行為なり（杉村）」との意見が出され、主査委員は「特別委員にあらずして便宜上事務を委託せしもの」ということに決し、辛うじてこの難関は切り抜けられた[20]。その後、７月下旬に総会を開き、前任命を取り消し、改めて３部会と委員が選定された[21]〈表.7〉。

『日本帝國文部省第三十九年報（上巻）』によれば、明治45年３月時点における通俗教育調査委員会の成果は、総会７回、第１部会３回、第２部会７回、第３部会５回、講演会４回、図書158部等の選定であり[22]、翌大正２年３月時点の成果は、総会２回、第１部会４回、第２部会３回、第３部会３回、講演会３回、図書287部等の選定であった[23]。この内、講演会については、後に稿を割くこととする。

各地方に対する施策としては、〈表.8〉のような各種通牒、図書やフィルムの審査規程を発していたが、1911（明治44）年６月13日「通俗教育に関する通牒」が各府県宛に発せられ、主として各府県の教育会に7・800円以上、3,000円以下を割り当て、施設の標準として通俗講演や幻燈、通俗図書館等が掲げられた[24]。

さらに、「学校教育ノ余暇ヲ以

第一部 部員	井上（部長）、坪谷、桑田、草野、小泉、相島、笹川、湯本、三土、杉村
調査 事項	読物の選定、編纂、懸賞、募集並びに通俗図書館、巡回文庫、展覧事務等に関する事項
第二部 部員	手島（部長）、巖谷、井上（兼）、原田、濱野、横井、田中舘、山崎、正木、相島（兼）、重田
調査 事項	幻燈の映画、並びに活動写真のフイルムの選択、調整、説明の編纂等に関する事項
第三部 部員	千頭（部長）、巖谷（兼）、原田（兼）、濱野（兼）、新渡戸、高木、上島、小山、荒川、湯原
調査 事項	講演会に関する事項並に講演資料の編纂、及他部に属せざる事項

表.7 通俗教育調査委員会部員と調査事項
参考：--- 開發社（1911/8）「時事彙報　通俗教育委員會」『教育時論』第948號、開發社、p.32.

「青年団に関する件」	1905年12月27日発・文部省普通学務局通牒
「通俗教育に関する通牒」	1911年6月13日
「通俗教育ノ施設奨励費ヘ教育資金充当方」	1911年6月14日発普289号・各地方庁ヘ普通学務局通帳
「通俗教育ニ関シ普通教育励費使用ノ場合準拠事項」	1911年6月15日発普289号・各地方庁ヘ普通学務局通帳
「通俗教育調査委員会ノ議決事項施設方」	1911年11月17日発普525号・帝国大学総長、直轄諸学校長、中央気象台ヘ文部次官通帳
通俗図書審査規程、幻燈映画及活動写真審査規程	1911年9月30日

表.8：通俗教育関係通牒
参考：倉内史郎（1961/12）『明治末期社会教育観の研究 - 通俗教育調査委員会成立期 -』野間教育研究所、pp.139-141. および — 開發社（1911/10）「時事彙報　通俗教育調査會」『教育時論』第 954 號、開發社、pp.29-30.

テ通俗教育上適当ノ事業施設ニ尽力方」（1911年８月24日発普428号・東京広島男子各高等師範学校ヘ普通学務局通帳）を発した[25]。

> 通俗教育の施設方法等に関しては過般来本省通俗教育調査委員会に於て調査中に有之候得共大体は国民道徳を涵養し健全なる思想常識を養成するに在り而して其の普及に就ては地方の教育会を活動せしむるは勿論各学校に於ても夫々適当の施設を為し且教員は講師として務めて講演会等に出席尽力可致儀と存候処貴校は師範教育の中心として地方の師範学校中学校等に対し自然指導の位地に被立候儀に付学校教育の余暇を以て通俗教育上適当の事業御施設相成斯種教育に付ても之か中心となり御尽力相成候様致度猶本件に関しては予て御研究に相成居候ことと存候間地方の情況に応じ御意見有之候はば時々申越相成之か施設上十分の効果相挙候様一層御尽瘁相成度依命此段及通牒候也

これら一連の通牒において、「博物館」の語が盛り込まれることはなく、この点は、一般公衆に向けた講演会開催、施設や設備の利用、縦覧を学校に対して促す旨を決議した「通俗教育調査委員会ノ議決事項施設方」（1911年11月17日発普525号・帝国大学総長、直轄諸学校長、中央気象台ヘ文部次官通帳）においても引き継がれた。

しかしながら、発足当初の６月において「文部省では、通俗教育の一施設として各種博物館の改良発展の必要を認め、差当り御茶の水なる教育博物館の規模を拡張し、陳列品の整理珍奇なる資料の購入を行い、可及的一般公衆の便益に供す筈にて、之がの調査に着手す」るとの方針を示していた[26]。また、11月の『教育研究』第92號は、文部省の動向を報じ、「大博物館建設の議」として費用総額100万円の10か年継続事業を企図し、10万円の明年度中の予算に計上していたとされ、「我国は世界一等国の域に進み居れるにも拘わらず我国を代表すべき博物館の一個も無きは我国の恥辱なり、且又通俗教育上の博物館は非常に有効なり」との理由によるものであるとされる[27]。ただし、一方では近時の東北、九州大学の開校もあり、これらの充実が図られないまま新事業に着手すべきではないといった見解や、「如何に博物館が教育上有効」であったとしても「高が通俗教育」なのであり、文部省は学校教育の余力を通俗教育に用いるべきであって、「既設の学校が未だ完成せざる内に博物館などどは以ての外なり」といった反論も投じられていた[28]。なお、これとほぼ同様の記事は、『教育時論』にも掲載されている[29]。

2.3) 講演会と博物館参観

1911（明治44）年度は、通俗教育調査委員会による講演会は、東京高等工業学校との共催が1回、帝国教育会との共催が3回であり、1912（明治45・大正元）年度は帝国教育会との共催が3回催された〈表.9〉。講演者とタイトルから、帝国教育会主催・第二回通俗教育講演会のような「婦人」を対象としたものや、帝国教育会主催・第五回通俗教育講演会のような時節に適したものに加えて、科学的なものが選定されている傾向を窺うことができる。

帝国教育会は、かねてから「通俗講談会」を企図しており、明治37年2月に発会式を企画していたところ、日露戦争によって中止せざるを得なくなったが、通俗教育調査委員会から費用補助の話を受け、帝国教育会内外から24名の委員を嘱託し、1911年10月の第1会委員会において委員長と4名の幹事が選出された[30]。なお、この帝国教育会・通俗教育講演部委員の内、田所、湯本、千頭、巖谷、原田、濱野、上島、小山は通俗教育調査委員会委員を兼務している[31]。

敷衍して述べれば、1912年頃から、表中に示したように、帝国教育会主催の定期講演会やこの時期に開催された全国規模の教育大会は、北海道から台湾に至るまでの参加者があり、会期中において、各博物館の便宜の下、博物館見学が頻繁に成されている点にも注目される。

以上の講演は、公衆を対象としていが、帝国教育会は、教育者等を対象として通俗教育施設に関する講習会を11月10～16日に企画し、600通程の招待状が送付された[32]。演目は表に示したが、申込者349名中149名に終了証が授与されており[33]、講演の内容は『通俗教育施設方法講演集』として出版された。なお、通俗教育施設に関する講演は第2回も催されているため、併せて掲載する〈表.10・11〉。

年月日	講演および教育会大会とタイトル	参観と展示
1911.11.2	帝国教育会・第1回講演會（帝國教育353） 本多静六：亜非利加探検談特に樹木と国運との関係 志賀重昂：世界に於ける日本と地理学と	
1911.12.25	講演会（東京高等工業学校）（教育時論961） 田中舘愛橘：気流の状態に就て	
1912.1.29	帝国教育会・第二回通俗教育講演會（帝國教育356） 横手千代之助：衣服に就て	
1912.3.15	帝国教育会・第三回通俗教育講演會（帝國教育357） 加藤咄堂：人の心	衛生品の展示（一部教育博物館よりの出品）
1912.5.6～10	帝国教育会春季講義会（帝國教育359）	遊就館、帝室博物館、動物園、国民新聞社、海軍大学参考館、郵便貯金局、水産講習所、大倉美術館、大隈伯爵庭園、報知新聞社
1912.6.22	帝国教育会・第四回通俗教育講演會（帝國教育361） 山崎直方：地球上に於ける人間の住処	地理その他通俗教育に関する標本模型地図等の展覧
1912.8.1	帝国教育会第二十二回夏期講習會（帝國教育363）	（予定変更のため）植物園、動物園、遊就館等

明治末・大正初期における博物館構想

1912.12.25 ～30	帝国教育会冬季講習會（帝國教育367）	東京教育博物館
1913.3.19	帝国教育会・第六回通俗教育講演會（帝國教育370） 石川千代松：遺伝の話 巖谷季雄：足で立て	
1913.5.3 ～5	第九回全國聯合教育會（帝國教育371）	浜離宮、貴衆院、大隈伯爵庭園、遊就館、動物園、植物園、帝室博物館、海軍参考館、商品陳列館、逓信博物館、鉱物陳列館、東京教育博物館
1913.5.7 ～11	帝国教育会春季學術講義會（帝國教育371）	
1913.8.1	帝国教育会第三十二回夏期講習會（帝國教育375）	商船学校水産講習所、大隈伯庭園・厨房、所沢飛行場、報知新聞社、後楽園、帝室博物館、動物園、遊就館、小石川植物園

表.9：明治45年から大正２年にかけての講演および教育会大会
※通俗教育講演会では、講演の他に講談や幻燈、演奏会等が催されているが、それらのタイトルは省略した。
※出典は（　）内に、書誌と号数のみ記載した。

2.4）通俗教育館の創設

1912（大正元）年７月12日の通俗教育調査委員会総会において、審査出願図書や幻燈の選定の他、「通俗教育展覧事業の施設に関する件」が協議され、「部会案の通り取敢えず、東京教育博物館に嘱託して開始すること」、さらに「本館陳列場の一部を改造すること」となった[34]。その決議内容は以下の通りである[35]。

通俗教育展覧事業の施設に関する件
本施設は取敢えず、東京教育博物館に嘱托（ママ）して、適当の計画を立てしめ、常に一般公衆の縦覧に供し、且随時に関する講演なさしむ、其概要如左
東京教育博物館内に通俗教育部を新設して、
甲　普通の動植物及鉱物を組合せて、其生活の有様を示せる大陳列箱水族器及理学応用の器械、標本、模型、絵画、写真、通俗教育の趣旨に合するものの陳列解説
乙　理化学器械、博物標本、人体模型、骨骸、顕微鏡、楽器及回転式実体鏡、望遠鏡等の試用

この決議に基づき、８月に至って文部省から高等師範学校長に「通俗教育に関する展覧及講演等の施設を為さしむる旨」の通牒が発せられ[36]、９月から着手、11月30日に開館の運びとなった[37]。

「通俗教育施設ニ關スル講習會」のプログラム

第１日：11月10日　9:00-16:00			第５日：11月14日　9:00-		
辻 新次	帝国教育会会長	「開會の辞」pp.1-3.	久留島 武彦		「米國に於ける通俗教育」pp.193-　.
千頭 清臣	貴族院議員	「祝辞」pp.5-8.	佐野 友三郎	山口県山口図書館長	「通俗図書館（殊に巡回文庫に就て」.
根本 正	衆議院議員		加藤 咄堂		「通俗講演の方法」pp.495-　.
田所 美治	文部省普通学務局長 通俗教育委員会幹事	「通俗教育に就て」pp.9-36.	〈通俗講演試演会〉17:00-20:00		
			内崎 作三郎	私立早稲田大学講師	「一、オックスフォード大学教育普及事業」
山本 瀧之助	文部省嘱託	「青年團に關する希望」pp.449-494.	山崎 直方	東京帝国大学理科大学教授 東京高等師範学校教授	「ニ、講演」
吉田 熊次	東京女子高等師範学校講師	「通俗教育事業」pp.77-109.	細川 風谷	金工濱野長矩	「三、講談」
第２日：11月11日　9:00-			第６日：11月15日　9:00-		
新渡戸 稲造	第一高等学校長 通俗教育委員会委員 農学博士・法学博士	「歐米視察（通俗教育に就て）」pp.112-142.	佐野 友三郎	山口県山口図書館長	「通俗図書館（殊に巡回文庫に就て」pp.341-　.
佐々木 吉三郎	東京高等師範学校教授	「通俗教育と感情陶冶」pp.253-291.	棚橋 源太郎	東京高等師範学校教授 通俗教育委員会委員嘱託	「通俗教育上の展覧事業」pp.307-340
吉田 熊次	東京女子高等師範学校講師	「通俗教育事業」	永井 道明		「社会體育に就て」pp.413-.
第３日：11月12日9:00-			〈終了式〉		
湯原 元一	東京音楽学校長 通俗教育委員会委員	「歐米通俗教育の状況」pp.143-192.	辻 新次	帝国教育会会長	「講習證書授与式々辞」pp.619-620. .
巖谷 季雄	通俗教育委員会委員	「お伽噺に就て」pp.583-617.	小林 鼎		「講習員總代答辞」pp.621- 622. .
加藤 咄堂		「通俗講演の方法」pp.495-582.	田所 美治	文部省普通学務局長 通俗教育委員会幹事	「閉会式々辞」pp.623-624. .
〈幻燈〉18:00-20:00			〈懇親会〉17:00-20:00		
比佐 祐次郎	文部属	「日露戦争に於ける旅順鶏冠山砲台構造及攻陥方法等」	辻 新次	帝国教育会会長	「挨拶」
福士 末之助	文部属	「日本古代服装及支那長江沿岸風景」	相澤 英二郎	講習員總代 三重師範学校長	「謝辞」
第４日：11月13日　9:00-			第７日：11月16日		
井上 友一	内務省神社局長 通俗教育委員会委員 法学博士	「國民の實力」pp.37-76.	一、東京教育博物館（9:00-）縦覧の後、棚橋主事の演説（およそ200名）		
棚橋 源太郎	東京高等師範学校教授 通俗教育委員会委員嘱託	「通俗教育上の展覧事業」pp.293-340	二、逓信博物館、農商務商品陳列館、教育品展覧会、文部省美術展覧会（各自）		
			三、東京帝室博物館、同動物園、東京帝国大学理科大学附属植物園、遊就館		
湯原 元一	東京音楽学校長 通俗教育委員会委員	「歐米通俗教育の状況」			
久留島 武彦		「米國に於ける通俗教育」pp.193-252.			
〈見学〉18:00-20:00　於：東京高等工業学校附属職工補習学校 手島校長、杉田教授等の演説、授業参観					

表.10：「通俗教育施設ニ関スル講習会」のプログラム
※ページは帝国教育會・編、『通俗教育施設方法講演集』の掲載箇所を示す。
参考：--- 帝國教育會（191/.12）「通俗教育施設ニ關スル講習會」『帝國教育』第365號（再興46號）、帝國教育會、pp.117-120. および、同號、「彙報　靜養軒に於ける通俗教育講習會員の懇親會」pp.107-108.

明治末・大正初期における博物館構想

「第二回通俗教育施設講習會」のプログラム

第１日：10月27日　9:00-		
辻新次	帝国教育会長	式辞
千頭清臣	帝国教育会通俗教育部委員長	演説
田所美治	文部省普通学務局長 帝国教育会通俗教育部委員	「通俗教育と国民教育」
鳥谷　章	陸軍省軍務局歩兵課員陸軍歩兵少佐	壮丁在郷軍人の指導に就て
久留島武彦	文部省嘱託 帝国教育会通俗教育部委員	「通俗教育の施設に就て」
第２日：10月28日　9:00-		
嘉納治五郎	東京高等師範学校長	「国民一般の体育に就て」
鶴見左吉雄	農商務省書記	「産業の改善と通俗教育」
加藤咄堂		「通俗講演法」
正木直彦	東京美術学校長	「美術の話」
文展見学		
第３日：10月29日9:00-		
湯原元一	東京音楽学校長 帝国教育会通俗教育部委員	「欧米通俗教育の実況」
齋藤萬吉	農商務省農事試験場技師	「農村と通俗教育」
13:00-　大隈伯爵邸参観、講話の聴講		

第４日：10月30日　9:00-		
棚橋源太郎	東京高等師範学校教授 帝国教育会通俗教育部委員	「通俗教育上の展覧事業に就て」
小泉又一	帝国教育会通俗教育部委員	「補習教育の施設に就て」
戸川安宅	史蹟名勝天然紀念物保存協会主幹	「史蹟名勝天然紀念物保存に就て」
講演終了後、数番の実験談、講習委員会、懇親会、東京府教育会に赴き通俗教育講談会見学		
第５日：10月31日　8:00－　観兵式拝観		
第６日：11月1日　8:00－		
棚橋源太郎	東京高等師範学校教授 帝国教育会通俗教育部委員	「通俗教育上の展覧事業に就て」
湯原元一	東京音楽学校長 帝国教育会通俗教育部委員	「欧米通俗教育の実況」
久留島武彦	文部省嘱託 帝国教育会通俗教育部委員	「通俗教育の施設に就て」
井上友一	法学博士・内務省神社局長 帝国教育会通俗教育部委員	「地方の開発方法に就て」
第７日：11月2日　13:00－		
加藤咄堂		「通俗講演法」

表.11：「第二回通俗教育施設講習會」のプログラム
参考：--- 帝國教育會（1913/12）「第二回通俗教育施設講習會」『帝國教育』第377號（再興58號）、帝國教育會、pp.121-122.

なお、通俗教育調査委員は、通俗教育館開館前の10月18日、東京市内の博物館、陳列場の巡視が行われた。この巡視については、余り報じられることがなかったが、『斯民』第７編第９號、および10月19日の『讀賣新聞』に窺うことができる。

『斯民』によれば、文部省からは、田所美治・普通学務局長、武部欽一・書記官、重田定一・編修、委員からは井上友一、手島精一、湯原元一、山崎直方、巖谷小波、他十数名の参加があり、９時に東京高等商業学校集合、車３台に分乗して巡回し、午後２時過ぎに上の精養軒で午餐、午後５時頃散会したとされる[38]。

見学の主な内容は〈表.12〉に記したが、「一行が陳列上多くの参考となりしは、逓信博物館、及商品陳列所なりき。勿論其他は未だ陳列所としての設備をなせしものに非ずして、唯必要に應じて、其参考資料を蒐集ものに過ぎざれば、固より已むを得ざる所也」とも報じられている。

ただし、委員の巡覧目的に関し、『斯民』が「通俗教育博物館設立準備」と報じたのに対し、10月19日の『讀賣新聞』は以下のように報じた[39]。

> 文部省内通俗教育委員会にては過般決議の如く愈々通俗展覧会を設くることとなりしが、資金に制限があるを以って諸方面に亘れる百般の設備を一手に尽くす能わざる事情ある為め市中現在の各種展覧場を事情の許るす限り利用し、猶其の足らざる方面を通俗展覧会に於いて尽力する事とするが得策ならんとの事にて、今回その目的上、如何なる範囲まで利用し得可きか各展覧場につき実地検分せんがため・・・(後略)

見学施設	見学内容
東京高等商業学校陳列場	（記入なし）
逓信博物館	郵便交通に関する各時代の状況を示した模型、光格天皇が隠岐国造に賜った駅鈴入唐櫃（模造）、貿易船の模型、梅ヶ香丸の模型、大成丸が世界周航した際に暴風雨に遭遇した記念となる帆布の破片、平賀源内、佐久間象山、水戸烈公、島津斉彬諸氏の肖像や交通における功績
商品陳列館	鶴見館長案内、鶴見による分かりやすい商品（展示資料）の分類と陳列法（輸出入や地域による別や、比較、輸出入額を示す札の設置）
海軍参考館	大砲、銃槍、佐久間大尉自筆の遺書
越中島の商船学校	石橋校長案内、生徒の試作品陳列場、隣接の水産講習所、工業試験所
帝室博物館	急ぎ見学
衛生試験所	急ぎ見学

表.12：通俗教育委員会視察展示施設と内容
参考：― 中央報徳会（1912/11）「文部省通俗教育調査委員の陳列場巡視」『斯民』第７編第９號、中央報徳會、pp.61-62.

通俗教育館開館なのか、展覧会準備なのか、その目的は判然としないが、通俗教育調査委員会が展覧事業に対して起こしたアクションであり、その関心は理工系、ないしは産業系の展示施設に向けられていた。

通俗教育館の方針は、東京高等師範学校付属教育博物館主事の棚橋に付託され、同館の一角に設けられたが、当時の情況は棚橋の「通俗教育館施設の現況及將來来の計畫」によって述べられており[40]、「通俗教育上展覧の事業を以て刻下の急務」とする方針に基づき、天産、重要商品製造順序標品、理学器械及び器械模型、天文地学、衛生という５部門から成り立ち、図書閲覧設備（10月開館）を備えていた[41]。個々の収集品は椎名仙卓『日本博物館発達史』に詳であるため[42]、ここでは省略するが、「四季に於ける動植物生活の自然状態」を伴った東京附近に生息する動物標本の展示、ハンドル、キー、ボタンに触れさせる「器械の試用」、展示解説による参考図書の提示等が特筆される[43]。将来的な希望として、公開講演を成すべきこと、創設経費1,000円程に収まっているのは、教育博物館の経営に結合しているためであること、３ヶ月の維持費が56円30銭であること、掛員のすべてが教育博物館との兼務であること、開館以来の入館者数が１日平均375人であること、将来的な拡張の希望を述べた[44]。

以上の内、「楽器及回転式実体鏡、望遠鏡等の試用」や「普通の動植物及鉱物を組合せて、其生活の有様を示せる大陳列箱」という表現で「通俗教育展覧事業の施設に関する件」に盛り込まれていた。後に示すように、「通俗教育展覧事業の施設に関する件」の具体案に示される点は、棚橋源太郎の意向が反映されている。

このようにして開館した通俗教育館について、『帝國教育』の記者は、ジオラマとハンズ・オンへの関心を記し、棚橋の談として、「展覧の主意は博物や理科の実物教育と共に、自らボタンを推したりハンドルを廻して理科応用の実際的知識を普及せしめようとする」点にあり、イギリスの「サウスケンシントンの博物館」やドイツのウラニヤ「通俗博物館」に学んだとの旨を掲載した[45]。

2.5）通俗教育調査委員会廃止とその後

山本内閣の行政整理の結果、文芸委員会と共に通俗教育調査委員会は廃止となった。文部省参事官の武部欽一は官制廃止に際して事業を総括し、第一、目的及事業、第二、事業経営の方

法、第三、調査施設の情況（一）通俗図書の審査、（二）幻燈映画活動写真「フィルム」の審査、（三）講演会の開催、第四、展覧事業を略記し、同会の事業は文部省普通学務局の事務として継承していく方針を示したが、この内、展覧事業については「通俗教育に関する模範的博物館を施設せしむる方針を以て」、「通俗教育館を設け」、「来館者一日千名以上に達するの盛況に」あることや、「特別調査員を設けて」行った８月の博物館視察について述べた[46]。

『教育時論』第994號によれば、正木直彦は「経費も実に小額であるに拘らず、その効果は大なるものであった」とし[47]、巖谷小波は最近、かつ最後の事業として講習会と「通俗教育博物館」に触れ、「当局も手を焼いた」文芸委員会はともかく、通俗教育委員会の方は遺憾なく利用されていたのでもあるのだから、その事業は何らかの方法に依って、換言すれば金の掛からぬような形式に於いて継続されるであろう」と述べた[48]。

このような官制廃止を惜しむ声は、必ずしも身内からのみ出されたものではなく、『教育界』の社説においても、「文部の近時の事業中比較的評判のよいものであった。然るにこれ亦廃止の運命に際会した事は深く惜しむべき事と思う」との声が寄せられた[49]。

その後、６月25日の帝国教育会理事会において通俗教育部が設置に決し[50]、７月19日に通俗教育部委員会が開催された[51]。この時選出された委員の多くは、文部省の通俗教育委員会委員が多数含まれた〈表.13〉。この内には根本正や荒川五郎の名も見いだされ、大正８年の第41回帝国議会において「博物館完成ニ関スル建議案」を審議することとなる[52]。

文第９回聯合教育会にあっては、部省から「教育会に於いて行ふべき通俗教育の適切なる施設方法如何」という諮問が出され、同会は帝国教育会に付託された。帝国教育会は特別委員会を設置し、９月12日に答申を提出され、この内には博物館についても記されることとなった[53]〈表.14〉。

2.6）まとめ

通俗教育調査委員会は、思想善導以外にも、知識啓発の目的を掲げ、展示に対する効果に関心を有し、博物館についてもその施設計画に含めて考えられ、科学知識の普及政策と博物館が結びつけられることとなった。ただし、委員による博物館に対しての統一的見解を見いだすことはなく、一回性の強い「展覧事業」の一環として奨励されるにとどまり、明確な理念に基づくものではなかった。

委員会の実際の活動は、講演会や図書、フィルムの選定という手近なところから実践されたが、大正期に至り、「展覧事業」にも着手し始め、「展覧事業」の普及方針にあっては、欧米の事例や通俗教育館で模範的事例を示して周知を図りつつ、各地の事業を育成していくというものであった。さらに、展示の内容としては、歴史系、美術系よりも、理工系、産業系が重視されていた。

３．通俗教育調査委員会委員と博物館論

本項では、文部官僚、および委員として山崎直方、井上友一、棚橋源太郎の論考を検討する。他に吉田熊次・著『社会教育』（1912年）なども著されているが[1]、博物館については海外事

明治末・大正初期における博物館構想

部長	千頭清臣★				
委員兼幹事	岡　五郎	武部欽一	山口定太郎	福士末之助	比佐祐次郎
委員	伊藤房太郎	巖谷季雄★	井上友一・法博★	色川圀士	生駒萬治
	濱野虎吉★	原田豊次郎★	新渡戸稲造・農法博★	補永茂助	戸野周二郎
	富尾木知佳	渡部董之助	上島長久★	吉田熊次	横井時敬★
	棚橋源太郎★	田中敬一	多田房之輔	高木信威★	田所美治★
	坪谷善四郎★	根本　正	中川謙二郎	長沼賢濟	馬屋原彰
	本多熊蔵・法博	久留島武彦	牧瀬五一郎	正木直彦★	槇山榮次
	小泉又一★	古瀬安俊	小山完吾★	手島精一★	荒川五郎★
	佐野保太郎	佐々木吉三郎	笹川　潔★	湯本武比古★	湯原元一★
	三土忠造★	重田定一★	篠田利英	樋口勘次郎	杉村廣太郎★

表.13：帝国教育会通俗教育部委員氏名　※順序は『帝国教育』記事に従う。★は，文部省・通俗教育調査委員会継続を示す。
参考：--- 帝國教育會（1913/10）「會報　通俗教育部委員會」『帝国教育』第 375 號（再興 56）、帝國教育會、p.115.

諮問：教育会に於いて行ふべき通俗教育の適切なる施設方法如何

答申（1913年9月12日）

甲、通俗教育施設事項

一、通俗教育調査部を設置すること
二、通俗図書館を設置し及巡回文庫を設くること
三、通俗博物館を附設すること
四、通俗教育講演会を開催すること
五、通俗教育に関する展覧会を開催すること
六、演芸会音楽界を開催すること
七、体育機関を設置すること
八、教育会雑誌に通俗教育欄を設くること
九、新聞社と気脈を通ずること
十、地方各種団体との連絡を計ること
十一、通俗教育に関する印刷物を一般に配布すること
十二、新聞雑誌縦覧所を設置すること
十三、学校会社工場農園等に交渉して其縦覧を軽使ならしむること
十四、功労及篤行者を表彰すること

乙、通俗教育施設方法

一、通俗教育調査部の設置
　1、通俗教育調査部に委員を置き常に通俗教育に関する調査研究をなすこと
　2、委員は教育家宗教家市町村吏員医師警察官農会員在郷軍人青年会員等より選出すること
　3、調査部に於いては主として左の事項を調査研究すること
　　イ、通俗教育上施設改善を要すべき事項
　　ロ、図書館雑誌各種読物等の選択解説批評
　　ハ、幻燈活動写真等の選択解説批評
　　ニ、功労及篤行者の調査
　　ホ、其他必要なる事項の調査研究
二、通俗図書館の附設及巡回文庫の設置
　1、通俗図書館を附設し及巡回文庫を設くること
　2、学校社会工場等に交渉して可成多く附設せしむること
三、通俗博物館の設置
　1、可成通俗博物館を特設若しくは附設すること
　2、通俗博物館には主として左の物品を蒐集陳列すること
　　学校児童成績品、玩具、写真、歴史地理博物標本、理化機械、成績品等
四、通俗講演会の開催
　1、講師は教育者学者軍人宗教家医師及実業家等に依頼すること
　2、市町村民の会合に便利なる期日と場所とを選定して屢々開催すること
　3、講演の材料は主として左の事項より選択すること
　　イ、教育勅語戊辰詔書御趣旨の普及及徹底に資すべき事項
　　ロ、時勢並びに国勢の一斑を知得せしむべき事項
　　ハ、国民必須の事項並に其地方に於て奨励改善を要す事項
　　ニ、其他理科衛生産業家事等に関する事項
　4、講演には適宜に幻燈活動写真等を利用すること
　5、必要に応じ男女職業年齢等により適宜聴講者を区別して開催すること
五、通俗教育に関する展覧会の開催
　1、会場は学校図書館寺院等及公会場を利用すること
　2、会期は其の地方に便利なる季節を選ぶこと
　3、教育学芸及産業等に関する図書物品を陳列すること
六、演芸会音楽会の開催
　1、会場は全項に準じること
　2、其の地方の休業日又は夜間等を利用して可成多く開催すること
　3、材料及歌詞曲譜等は通俗教育調査部に於て選択すること
七、体育機関の設置
　1、公園社寺の境内等に備付くること
　2、撃劍柔道競技等の会を開催すること
　3、水泳場を開設すること
　4、学校に交渉して運動場の開放を促すこと
八、教育会雑誌の利用
　教育会雑誌に通俗教育欄を設け左の事項を掲載すること
　1、通俗教育部に於て調査研究したる結果
　2、内外の通俗教育に関する事項
　3、功労及篤行者の事蹟
　4、其他重要なる事項
九、新聞の利用
　1、新聞社に依頼して新聞紙上に俗教育欄を設くること
　2、其の資料は通俗教育部より供給すること
十、地方各種団体との連絡
　衛生会農会在郷軍人会青年会等と連絡を図ること
十一、印刷物の配布
　臨時必要の場合に於て通俗教育に関する印刷物を一般に配布すること
十二、新聞雑誌縦覧所の設置
　1、便宜の場所に可成多く設置すること
　2、篤志家より新聞雑誌の寄贈を仰ぐこと
十三、学校会社工場農園等に交渉して可成軽使に且つ有効に縦覧を為さしむること
　1、学校会社工場農園等に交渉して可成軽使に且つ有効に縦覧を為さしむること
　2、縦覧者には予め留意すべき要点を指示すること
十四、功労及篤行者の表彰
　通俗教育調査部に於て個人及現存者中功労及篤行のある者を調査し適当の時期と方法とを選みて表彰すること

以上通俗教育の施設及方法に就て列挙したる所のものは極めて普遍的のものなれば之れが実施に当たりては土地の情況によりて適宜取捨斟酌するを要す

表.14：教育会に於いて行ふべき通俗教育の適切なる施設方法如何についての諮問と答申
参考：--- 明治教育社（1912/12）「教育曾に於いて行ふべき通俗教育の適切なる施設方法」『教育界』第 12 巻第 12 號、明治教育社、pp.60-61.

例の列挙にとどまるため、本稿では略したい。

3.1）田所美治およびその他の文部官僚による通俗教育論と博物館の位置付け

1910年の３月から７ヶ月に渡り欧州の教育施設を視察し、帝国教育会第26回総会では、イギリスにおける教育勅語の顕彰やロンドンのイートン中学校における人物教育、「ケンシングトン」の博物館、ミュンヘンの「独逸博物館」、スウェーデンにおいて「博物館、其他社会教育の機関」を備えた「公園」としての「スカンゼン」を挙げ[2]、さらに『全國神社協會々報』では、ベルリン博物館、専門博物館としての建築木工博物館、通俗教育を主としているミュンヘンの博物館、国家精神の鼓吹として旧城跡の保存および内部の博物館利用を挙げた[3]。

『教育界』に寄稿した「通俗教育に就て」では[4]、近年実施されている通俗教育の事業として、①日露戦争以来、忠君愛国の志気を鼓舞する目的、あるいは学問知識の普及を図る目的を持った講和講演、②図書館と巡回文庫、③運動遊戯を奨励する施設、④教育品や地方事業に関する展覧会、博物館の萌芽というべきもの等を挙げ、これらの増加傾向を喜びつつも、調査研究を欠き、教育に対し系統的な位置付けや組織立てて施設されることがなかったとした[5]。そして調査研究に基づかない事業の弊害に触れた後、文部省の通俗教育委員会の発足と事業方針を述べた[6]。さらに、ドイツにおける民育事業について、1840年頃、自由思想の出現に対して政治家が国民思想の教育を目的とした団体、工業発展に伴う一般教育の普及拡張を目的とした職工の協会や職業協会、愛国主義を本にしたもの、宗教上の目的から信仰心を普及しようとしたもの等、各種協会、団体を挙げ、これらの協会を「国民全体に向かって其の生業上の準備を与え、国家の物質的発達、並に国民精神上の涵養に資せんが為に国民全体を目的として教化を施すという趣意」に基づく今日的な民育普及協会の始まりであるとした[7]。その後、1860年頃のドイツ統一以来、民育事業は発展を始め、ドイツ帝国が得た政治上の権力を維持するには「挙国一致で精神的に、道徳的に、知識的、技術的に民力というものが充実発達」すれば可能であるとういう観念が生まれ、1870年の普仏戦争期に至り、民育普及協会の基礎が築かれたと結んだ[8]。

「通俗教育に就て」と同時期の論考である「通俗教育の必要」では、紙面の多くをドイツにおける民育普及協会の紹介に費やし、その他海外で一般的に行われている事業として10項を掲げ、わが国のように未だ通俗教育の萌芽を発するに止まる状態にあっては、各種の者、各種の機関が協力して教育に従事し、挙国一致で国防に臨む如く、挙国一致して国民の教育にあたる必要性を訴えた[9]〈表.15〉。

以上の内容は、通俗教育施設に関する講習会の講演においても踏襲されている[10]。

文部省視学官・服部教一は、『帝国教育』において近時の「社会教育

1	巡回講演、教会講演、夏期講習等
2	巡回演劇
3	派遣博物館
4	通俗図書館、学級図書館、巡回文庫、書籍供給等
5	博物館、記念展覧場、動植物園等
6	天然紀念物の保護展覧会等
7	青年休養場、児童預り場等の施設等
8	活動写真、幻燈に関する施設等
9	演劇絵葉書、新聞、雑誌等の改善
10	新刊雑誌の発行等

表.15：田所美治による欧米の通俗教育施設紹介
参考：田所美治（1911/7）「通俗教育の必要」『帝国教育』第348號（再興29）、帝國教育會、p.20.

の状態」を1.社会教育者としての個人及団体、2.紀念像及其他の紀念物、3.図書館、4.出版物、5.博物館動物園等、6.美術博物館及其他美的趣味の養成、7.音楽会其他美的趣味の養成、8.体操会其他体育、9.演劇活動其他興業物、10.通俗講演会及講習会、11.社会の害悪を避けしむる設備、12.寺院と社会教育、13.小学校と社会教育を挙げ、この内、5.博物館動物園等については、知識教育の上において普及を図るとし、6.美術博物館及其他美的趣味の養成では、「美術博物館」以外にも名所旧跡の風致保存を其の内に含めて論じた[11]。

文部省普通学務局の福士末之助は、通俗講演会の開催を成すべき施設として、図書館、博物館、史蹟等の利用を挙げた[12]。『教育界』に掲載された「通俗教育の經營」では、第一章・緒論、第二章・通俗教育の意義、第三章・通俗教育の目的、第四章・通俗教育の方法、第五章・結章という通俗教育の理論展開が試みられているが、『教育界』第12巻第2號に掲載された第四章以降が検出できなかったため、研究を差し控える[13]。

欧州の事例を模範とし、民育普及協会を通俗教育調査委員会のモデルとしていたと考えられるが、管見に触れた限りでは、個人的論考において体系だった社会教育論が提示されることはなく、博物館については関心が窺えるものの、好事例の列挙にとどまり、明確な定義や事業方針についての具体案は示されなかった。

3.2) 山崎直方と国立博物館構想

通俗教育調査委員や史蹟名勝天然記念物保存協会評議員、さらには博物館事業促進会の委員をも委嘱されることになる高等師範学校教授・山崎直方（地理学）はかねてから展示に関心を抱き、第5回内国勧業博覧会の教育館に高等師範学校から出品した「地殻の成生をしめす標本」は山崎の考案によるもので、山崎が編纂した『手引草』と対照することで一般知識が会得されるようにできていたという[14]。

1911年の通俗教育調査委員会・第1回において、博物館に対する積極的な発言をした山崎であったが、それに先立つ1907年の論文「国立博物館の設立を望む」において、国立博物館の必要を訴え、緒論を展開した[15]。

山崎は、国立博物館の設立を国民の知識増進上の急務とした上で、従来の書物中心主義から、あらゆる分野において実地の調査・観察が重要視されるようになり、文明国の首府において一方に図書館があれば、もう一方には必ず「国立の大博物館」が存在し、2・3万人ほどの小都会にも相応の「小博物館」を備えているとした[16]。このような諸外国の状況に反して、美術史伝部に偏重した結果、帝室博物館は山下町にあった頃よりも陳列品の種類において退歩し、独立時代には、設備、陳列方法等が整っていた教育博物館も、聖堂移転後は世人に忘れ去られているというわが国の実情を述べた[17]。そして、帝室頼みではなく、国民自らによる経営が義務であるとし、山崎流の博物館「経営」論を展開した[18]。

> 然らば国立博物館は如何なる組織とし、如何なる標本を陳列し、如何なる事業を行うべきものか。世人は、動もすれば博物館を以って単に各種の標本を陳列する所とのみ思惟している。誤解も亦甚だしい。苟も博物館にして、知識を伝うる機関たる以上は、国民教育の

> 一手段として、国民一般に向かって最も容易く、是も完全に、各種の知識を与うる方法を講じなければならぬ。博物館は倉庫ではない、無言の学校である。図書館を経営するものに図書館学必要なる如く、博物館の経営の上にも、また面倒な知識が必要である。その経営方法に就て、大に研究を要すべきは当然の事である（傍点も原点のまま）。

次いで、外国の国立博物館を例示して、模範とすべき設備や、展示法等が例示された。

まず、設備として研究室を備え、大学教授との兼務ではなく専門的に従事する学者を擁し、それらの研究に基づいて「システマチック」に陳列されているから、書物や講義以上に知識が得られる点、さらに、最新の学術成果を一般の国民が享受できる点を挙げ、後者においては大英博物館におけるミイラのX線写真による展示事例を示した[19]。

一般国民を対象とした展示の白眉を大英博物館（British Museum）に求め、鳩の形質変化とその経過を順に示した進化論の展示は児童にも分かり易いとし、自然の野草や北極の山水を模造してその中に動物の剥製を配置した保護色の展示、年輪と歴史事象の組み合わせ、鉱物標本の詳細な説明、発達の趨勢を示した機械・工芸の展示、内部構造を示しボタンで駆動する模型などに言及した[20]。その他、ニューヨークの国民博物館（Nationl Museum）を通俗講演の発達したものとし、正木直彦の談として、聴講者に対する講演録や幻燈種版の配布を掲げた[21]。

以上のような国立博物館を備えていないことは、一般国民に対する学術普及上の欠点であり、博物館の創設についての検討をもって、同論がまとめられる。

標本の蒐集や費用の蓄積には費用がかかることから、「今に於いて充分に研究し」、「早く基礎を定め」、「充分に用意を」する必要があり、帝室博物館の完備を計ると共に、一方には百科の博物館を立てる」ことは、「国民たるものの義務である」とした[22]。そして、国立博物館は戦勝記念として最も高尚、理想的であることから、この時期が創設の好機であるとしつつ、現状の国家財政難に基づく設立消極論への理解も示し、「なお計画だけは今日に於いて立てて置いて貰いたい」として、富豪に対する資金援助を要望して同論を結んだ[23]。

山崎の論をまとめると、①大規模な総合博物館を要望していること、②博物館について、単なる展示施設ではなく専門学術の研究機関、および一般への学術普及機関と定めていること、③設立消極論に大しては即時の実施ではなく、計画段階からの実施を目指したこと等が挙げられ、これらは、後に掲げる棚橋と好対照を成すものである。

昭和期にあっては、『博物館研究』において目下の急務を「小博物館の創設」に掲げている山崎の論考として注目される[24]。

3.3）井上友一と展覧事業

明治時代末、平田東助内務大臣の時代に地方改良運動が展開され、文部省に先んじて社会教育にも着手した。当時の内務省には、一木喜徳郎、床次竹二郎、中川望等が配されており、半官半民の報徳会（大正元年９月から中央報徳会）を組織し、各地での講演や機関誌『斯民』を通じて運動を展開した。内務省の政策やこの運動において、特に重要な役割を果たしたのが井上友一であり[25]、通俗教育調査委員には内務省から唯一名を連ねた。また、通俗教育調査委員

以外にも、多くの委員、評議員を委嘱されたが、本稿に関連するところでは、史蹟名勝天然紀念物保存協会の評議委員も兼務した〈表.16〉。

先に述べたように、第1回通俗教育調査委員会では、博物館について積極とも、消極ともつかない可決案を投じた有力な内務官僚の博物館論について検討を試みる。

井上の著作を雑感すると、まず、欧米視察の復命書『西遊所感』(1905年)を著した後、『欧西自治の大観』(1906年・報徳會)、『列国の形勢と民政』(1906年・報徳会)を発表した。『列国の形勢と民政』は『西遊所感』の補遺であり、国別の編成になっているのに対し、『欧西自治の大観』は歴史的沿革や内容ごとの編成となっている。

1871	(明治04) 年04月：金沢藩金沢馬場五番町生・藩士重盛の長男
1893	(明治26) 年07月：帝国大学法科大学英吉利法律科卒
1893	(明治26) 年08月：内務省試補、県治局勤務
1895	(明治28) 年01月：県治局市町村課長就任
1897	(明治30) 年09月：県治局市府県課長就任 (10月内務大臣秘書官兼任)
1900	(明治33) 年04月：万国慈善救済事業 (パリ開催) に委員として出席
1900	(明治33) 年06月：欧米視察 (1901年03月帰国)
1902	(明治35) 年02月：神社協会発足、委員就任
1905	(明治38) 年11月：二宮尊徳翁50年記念会、報徳会の創設に参加
1906	(明治39) 年04月：報徳会機関誌『斯民』創刊
1908	(明治41) 年07月：神社局長兼内務参事官就任、府県課長兼任
1908	(明治41) 年09月：第1回感化救済事業講習会開催、講演
1908	(明治41) 年10月：中央慈善協会発足、委員就任
1909	(明治42) 年05月：博士号 (法学) 授与
1909	(明治42) 年07月：第1回地方改良事業講習会開催、講演 (～08月)
1911	(明治44) 年05月：通俗教育委員会発足、委員就任
1911	(明治44) 年12月：史蹟名勝天然紀念物保存協会発足、評議委員就任
1915	(大正03) 年01月：大礼使事務官就任 (1916年04月明治神宮造営局長兼任)
1915	(大正04) 年07月：東京府知事就任
1917	(大正06) 年02月：東京府慈善協会設立、会長就任
1918	(大正07) 年03月：救済委員制度設置
1918	(大正07) 年08月：米騒動に際して白米廉売事業
1919	(大正08) 年06月：死去

表.16：井上友一略年譜
※年表は、右田紀久恵「解説」『伝記叢書 14　井上明府遺稿』を参考とし、一部を補った。
参考：右田紀久恵 (1987/9)「解説」『伝記叢書 14　井上明府遺稿』大空社 pp.1-8.

井上の自治論中、白眉、あるいは「自治のバイブル」と称されるのが『自治要義』(1909年・博文館)であり、早稲田大学の講演録『自治興新論 (早稲田大學第廿九回政治経済科講義録)』(1909～1910年頃・早稲田大學出版部)は『自治要義』と同様の構成が踏襲され、『自治要義』と同年の著書『救済制度要義』(1909年・博文館)では、救済制度についての深化が図られた。『都市行政及法制 (上・下)』(1911年・博文館)は、法学の学位論文であるとされ、『自治之開発訓練』(1912年・中央報徳会)は、早稲田大学における講義を基礎として、内外の実例によって自治の開発訓練の方法をまとめたものであり、本稿では『井上博士と地方自治』に再録されたものを典拠とした[26]。『井上明府遺稿』(1920年・近江匡男)は、井上の死後、『自治興新論』や建議案、『斯民』への寄稿論文や通信、手記等を収録したものであり、本稿の井上文献一覧には、社会教育に関連する論題を掲載した。『楽翁と須田因』(1908年・良書刊行会)は、井上が信奉する松平定信 (白河楽翁) とドイツ宰相スタイン[27]について、研究書とは異なるスタンスで著された作である。上記以外にも、多くの編纂書、論文、手記等を発表するが、これらを検討する紙片の余裕がないため、『自治要義』によって社会教育、および博物館についての位置付けを試み、その他の記事によって補うものである。

井上にとっての自治とは、自治の本義として語られるように、「地方団体は法律に由り人格を公認せられ法律の範囲内に於いて住民に対して権力を有す・・・〈中略〉・・・団体の権限は

其の源を国家に発し、国家は委任に由り予じめ団体に対し自治の権限を付与す」というものであり、あくまで地方団体は住民に対して権限を行使する行政機関であり、その権原は国に発するものであった[28]。さらに、自治発展の基礎を「国民公共心の厚薄如何に由」るとして[29]、「自治の訓練」とは「公共心を養成するの方法」をいい、これを「公民教育」のことであるとした[30]。

自治発展の基礎を「公民教育」に置く井上は、自治の運用面において重要な意味を持つ。

『自治要義』中、「自治の作用」において防衛、風化、救済、保健、交通、勧業、財務の行政事業を挙げ、この内、風化行政とは、「広く国民の訓育並に其風紀の善導に関する総ての施設を包含」するものとされ、教化行政、風紀行政、娯楽行政、奨倹行政に分類される[31]。また、教化行政とは、普通教育、実業教育、庶民教育に分類される[32]。

尋常普通の教育以外にも「一般国民の社会教育」に傾注しているという各国の傾向を示し、自治体による教化行政が「学校の外に於ても広く国民の訓育することを目的」とする「民育問題」が「自治の作用中最重大」のものとされた。

普通教育は、欧州における小学校教育傾向として、普及率や補助制度、保護監督の強化、公徳養成事業に触れ、わが国の事業として学校での保健衛生施設、自治と学校の連絡の必要性、「児童の教育は競争精神よりも協同精神」の養成こそ急務であるとした[33]。

井上は「庶民教育」という用語の定義を示していないが、図書館事業、展覧館事業、簡易講習事業、復習保護事業、学校装飾事業、公開講演事業、感化教育事業、善行奨励制度をその対象とした。この内、展覧館事業については、以下のように述べている[34]。

> 公立図書館に次いで庶民教育の事業中重要の施設となすべきは『公立展覧会』即ち博物館美術館の如きとなす、仏国、白耳義、端西の大都市に於いては国立の博物館あるの外、尚数多の地方に亘りて美術展覧館の設立せらるるを視る。〈中略〉公営主義の展覧館はもと美術工芸により歴史上の光輝を発揚せんという一種の国家思想より出たるものなりと雖も其実際の用に至りては則ち士民をして美術の観念を養はしめ、又心神の休養に資せしめんとするに在り。是れ亦一種の訓育に外ならず。

さらに、「近世紀の末に至りては公立の展覧館は美術保護の旧主義に加ふるに更に市民指導の新主義を以てし茲に始めて公立展覧館と実業教育とをして互に其連絡を保たしむるに至れり」とし、ドイツ・ポーゼンの公堂における器械標本の展覧場、プラーグ市の商業会議所による実業博物館の事業、堺市や京都市の商品陳列場、さらに大阪市における戦提記念の博覧会に論及した[35]。

『自治興新論』における「展覧会事業」の項では、「理論に依って人を教へるよりは実物に就いて人を導く方が早く効果が現はれる、それで実物教授と云ふ言葉を頻りに我が文部省で用ひて居る。展覧会、博物館の如きは即ちそれに外ならぬ、殊に博物館では質問応答を許すことに近頃なつて来た[36]」とし、フィラデルフィア商業博物館の通信設備、「美術学校」の役割を担う美術館の存在、公立による県の陳列場が29箇所あり、「陶器屋の子弟の養成所」を備える京

都市の商品陳列場に言及した[37]。

教育における展示の効果を認識する井上は、学校装飾事業の項において学校に於ける「偉人の絵」を展示することの感化力を挙げ、マンチェスターの公会堂で「歴史上の事実」を描かせ市民に展示し、「愛郷心を養成せしめん」とした事例や、松本市の小学校において、広瀬武夫・海軍中佐（1868-1904）のような日露戦争で大功を成した人物の遺物を収集・展示した義勇展覧館[38]の事例を挙げた[39]。

『自治興新論』における保健行政の項においても、公園が美術主義、保健主義、教育主義へと変貌していったものとし、「進んで講演の中に図書館を設け、動物園、植物園、音楽堂、浴場等を設けることことも必要である。斯う云ふものを設けるやうになれば益々教育主義の方が発達してくる」とした[40]。

井上初期の著作である『列国の形成と民政』第一章、独国の勃興、および第四章　匈牙利の意気には、以下の博物館に関する記述を残している。なお、傍点、傍線は原文のままとした。

第一章、独国の勃興・第四節　風教の振作[41]

次に独逸皇室が最力を尽くせるは、即ち戦提館なりとす。普仏大戦に関する戦利品は勿論、当時奮戦せし将仕の肖像と、其遺物とを陳列して、公衆の観覧に供す。普仏激戦の画を掲くるもの丶中に於て老帝先帝の父子、正に邂逅して、握手せらる丶の図あり。老帝自ら馬前に立て其刀を揮ひ、奮闘せられんとするの図あり。仏帝の白旗を掲げて降を乞ふ図の如きは、最人心を鼓舞するに足れり。而して是等の大画を掲ぐる前には、別に輪郭を取りたる縮少図あり。図中に画ける所は、旗手銃卒に至るまで、尚萬乗の天子、王侯将相と相並んで、一々其氏名を明記せるは、洵に出色の工夫なり。其壁画の下にはビスマルクの像と相並んでスタインの肖像を置き、其嚇々たる戦勝を得たりしもの。夙にスタインが内治に於ける功績に基づくものあるとを示せり。

第四章　匈牙利の意気・第四節　国風の存養[42]

匈国の国民博物館[43]も、他国の博物館とは全然其沿革を異にせり。曩に同国が社会教育の沿革をば、巴里の万国博覧会に提出せる報告書に名言せるあり曰く『同国博物館の創意たる、全く同国固有の文物を基とし、以て国民特有の精神を発達するに在り』と。博物館の一事、亦苟くもせざるを観るべきなり。此博物館は、国語大学の設立を唱へしシージニー父伯の創意に係りしなり。同伯は一たび公の生活より退隠するや、学者を集めて共に深く古史を研究し、千八百二年、遂に自己の所有せるナジクザンクの図書館を此博物館に寄贈せり。彼は常に『国の発達は、其の過去の文物に基礎を置きて、匈牙利護国の気象を養はざるべからず』と主唱せり。此博物館はシージニー父伯に依て創業の功を終え、尋で国人パラチンなる者の熱誠に依り其功を収めり。此の如くにして欧州諸国に類少なき、今の匈牙利大博物館は、始めて大成せらる丶に至る。

史蹟保存の分野に関しては、『自治之開発訓練』において「歴史に依る訓練」として、史蹟

名勝天然紀念物保存協会の事業、同協会評議員の三好学や神保小虎が薫陶を得たドイツのH.コンヴェンツの事跡、イギリスにおけるカーライル邸宅やアメリカにおけるワシントン邸宅の保存に触れ、滝沢馬琴や塙保己一、吉田松陰に関連する史蹟や遺物、詩仙堂が「実物教育の材料になる」とし、「必ずしも英雄豪傑の伝記によってのみ人が教育されるのではな」く、青木昆陽のような「其事業によって国の為となり君に忠とな」った人物によって「人を教えるのは所謂郷土歴史による訓練である」と述べた[44]。さらに、テームズ河畔、ライン河畔といった天然美保存にも言及し、「保存を要するのは矢張り其の郷土を愛する精神を養う所以である」として、保存の理由を愛郷心育成に求め、「何れの国の形成でも団体の事業か国家の事業として、此史蹟名勝天然記念物の保存ということは大に力を尽くす趨勢に達した」と結んだ[45]。コンヴェンツについては、他の箇所でも触れられ、その著書から以下の文章を引いた[46]。

> 天然物の保存は愛国愛郷心の発現で又其養成術である。森林其ものは已に其国の歴史である。之を保存して人民を接触せしむるのは国土と人民とを連結する一の鎖である。老樹は我々の祖先を語るべき忘れがたなき遺物であれば之を尊重するのは国民の義務である

1904/5	未	「序文」	『戦時の慈善事業』留岡幸助著		
1906/4/23	E	「自治と公徳」※海外事例・ロシア寺院の教育	『斯民』第1編第1號	報徳會	pp.73-77.
1906/7/5	E	「二宮翁と國民の風化」※風教の善導	『二宮翁と諸家』	人道社	
1906/7/23	E	「民を導くの道は古今の一なり」※楽翁による漢代、梁彦光の教化事跡	『斯民』第1編第4號	報徳會	pp.64-65.
1906/10/23	M-	「花園都市と花園農村」※児童室の絵画展覧	『斯民』第1編第7號	報徳會	pp.20-26.
1906/10/23	MH	「露國は如何なる國であるか」※東京北豊島郡役所講演、ルイゼ皇后の実業教育、アレキサンダー帝部屋の保存展示	『斯民』第1編第7號	報徳會	pp.41-50.
1907/5/1		「公立質制度の機運」	『國家學會雑誌』第21巻第5號	國家學會	pp.566-584.
1907/5/7	M-L	「大なる生活と推譲心」※英・ハワード、田園都市構想中の図書館・美術館	『斯民』第2編第2號	報徳會	pp.21-25.
1907/7/7	M-	「誠實の人と其事業」※名和昆虫研究所、儒家中江藤樹、農家伊藤長次郎	『斯民』第2編第4號	報徳會	pp.19-26.
1907/7/15	HL	「偉人の崇敬」※名所旧跡保存、簡易図書館	『神社協會雑誌』第65號	神社協會	pp.20-27.
1907/8/7	E	「地方人心の一新」※東京盲唖学校講演、農村改良における理事者、教育家、資産家、宗教家の協力	『斯民』第2編第5號	報徳會	pp.29-35.
1907/9/7	E	「斯民叢話　地方の斯民會・小田原の一奇遇・芭蕉翁と武内村の孝女・萬人講の農寶・關山國師の高徳夢窓國師を泣かしむ・廣州和尚の臨終」※フォルクスビルドウンゲスウエゼン、巡回文庫、学校の模範果樹園	『斯民』第2編第6號	報徳會	pp.19-22.
1907/11/7	M-	「斯民叢話　國民的美術・清正愛士の佳話」※グラスゴー美術館、楽翁とスタインの事跡、名君白河夜話の一節	『斯民』第2編第8號	報徳會	pp.29-32.
1907/12/7	M	「斯民叢話　人を以て人を教ゆ」※教育園、歴史館	『斯民』第2編第9號	報徳會	pp.48-51.
1908/3/7	L-	「地主と小作人とは親子也」※愛知設楽郡の地主・教育家、渥美郡模範果樹園の図書館計画	『斯民』第2編第12號	報徳會	pp.30-33.

1908/5/7	H	「防長行啓地の民政資料」※歴代藩主の勤皇事跡、露山堂の保存	『斯民』第３編第２號	報徳會	pp.25-27.
1908/5/13	L	「カーネギーとグラスゴー市」※図書館、研究所、浴場	『斯民』第３編第３號	報徳會	pp.37-44.
1908/8	未	「序文」	『報徳一夕話』留岡幸助著		
1908/8/7	T	「記念旌表の事業は公益を本とすべし」※新潟県講演、種々、団体組織による旌表推進	『斯民』第３編第６號	報徳會	pp.19-21.
1908/9/7	M-	「地方事業に魂を入れよ」※寛朝僧正の水利事業、墳墓の踏査紹介をした人物、名和昆虫研究所の山枡専蔵、他	『斯民』第３編第７號	報徳會	pp.25-27.
1908/11/3		「瑞典の共同事業と其効果」※瑞・ダラルネ州オルサ村の森林事業等	『斯民』第３編第９號	報徳會	pp.41-42.
1908/12/7	M-	「三重縣采風録」※神宮徴古館	『斯民』第３編第11號	報徳會	pp.18-22.
1908/12/20		「神社中心の説」※神職講習会修了式、神社を中心とした精神的訓育、協同の美風の進展、それによる各地の実績、民心の結合	『全國神職會々報』第122號	全國神職會	pp.1-8.
1909/1/7	M-E	「宮城福島采風録」※仙台教育会での渋沢の談話、松島の保存、白河附近南湖での夏期講習会構想	『斯民』第３編第12號	報徳會	pp.30-33.
1909/4/7	E	「伊勢太廟より」※皇學館での講話会	『斯民』第４編第１號	報徳會	pp.80-81.
1909/5/7	E	「伊勢の桑名より」※4月18日、講演「根気の説」、19日、奨学資金を出した水谷みねの墓を訪問、模範工場視察、三上講演「楽翁公の修養」評	『斯民』第４編第３號	報徳會	p.15.
1909/5/28	M-	「予の見たる前田松雲公」※前田侯爵の祖先遺品陳列評	『斯民』第４編第４號	報徳會	pp.24-28.
1909/6/15	H	「神社協會の茶話会に臨みて」※遺物旧蹟の保存並びに維持	『神社協會雑誌』第88號	神社協會	pp.1-12.
1909/9/7	M-L	「偉人祭と偉人棚」※全国図書館講習会講演、中島博士の博物館談話、カーネギー美術及図書館、偉人祭と偉人棚設置、内務省展覧会	『斯民』第４編第８號	報徳會	pp.15-23.
1909/10/7	E	「伊勢神宮より」※遷宮式、文部省による学校への神宮歴史講和命令、国学者足代弘訓の勤皇精神鼓吹事例、大湊の船夜学校、本居宣長	『斯民』第４編第９號	報徳會	pp.73-75.
1910/12/25	M-	「開會式に於ける挨拶」※1909年7月11日の講演会挨拶、講演者紹介、鶴見の陳列館構想	『地方改良事業講演集』上巻	内務省地方局	pp.b1-b8.
1910/12/25	M	「自治訓練の方法」※巡回文庫、内務省参考品陳列館、ブダペストの国立、市立博物館、精神訓練の材料としての歴史的遺物蒐集	『地方改良事業講演集』上巻	内務省地方局	pp.c33-c166.
1910/6/15	E	「神職の覺悟」※第二回神職養成部始業式告辞、教育家以上の学問、趣味向上の必要と地方への感化	『神社協會雑誌』第100號	神社協會	pp.6-11.
1910/8/7	L	「地方の青年」※伊・カブール、清・曾国藩の訓論、江戸・伴信友、カーネギーと図書館	『斯民』第５編第６號	報徳會	pp.47-50.
1910/10/15	M-H	「神職に對する希望」※神社崇敬、尊皇愛国、名古屋共進会、文書の蒐集保存	『神社協會雑誌』第104號	神社協會	pp.1-8.
1910/11/3	M-H	「彼得大帝の職工小屋」※露・ピョートル築造の小屋	『斯民』第５編第９號	報徳會	p.14.
1911/3/7	H	「皇室と救濟事業」※聖徳太子の四天王寺建立、光明皇后の施薬院、万世一系の証左としての正倉院宝物の保存	『斯民』第５編第13號	報徳會	pp.38-43.
1911/4/7		「佛国農業組合の日本趣味」※地方改良事業における精神上の施策として親睦を図る農業組合	『斯民』第６編第１號	報徳會	pp.b1-b4.
1911/5/7	T	「加納家の經營になる青年會農場」※千葉県一宮町の青年会	『斯民』第６編第２號	報徳會	p.63.
1911/6/7	H	「大阪より、長府より、徳山より（其の一～五）」※南朝史蹟飯盛山の風致林としての保存、府立職工学校、主婦教育、住吉宮で本多に天然林遊園の勧め、戸川の専門とすべき住吉神社の古樟	『斯民』第６編第３號	報徳會	p.5,7,9,13,15.

1911/7/7	H	「地方篤志家の美はしき事業」※大阪、長府、徳山の談話、長府の神功征韓史蹟の荒廃	『斯民』第６編第４號	報徳會	pp.14-19.
1911/9/7		「地方美談」※山口県都濃郡講演会の一節、篤農家の談話	『斯民』第６編第６號	報徳會	pp.33-38.
1911/10/7		「生出村長を悼む」※無名尊重の事業実績と追悼	『斯民』第６編第７號	報徳會	pp.33-38.
1911/10/15		「官公吏祭式講習會修了式に臨みて」※精神の養成	『神社協會雑誌』第116號	神社協會	pp.1-10.
1912/4/7		「偉人投票」※世界諸分野の偉人評に対する感想	『斯民』第７編第１號	報徳會	pp.6-8.
1912/5/15	E	「神職養成部卒業式に臨みて」※郷土歴史の普及、教育勅語の講演、小学校を補う精神教育に役立つ史話の講演	『神社協會雑誌』第123號	神社協會	pp.1-5.
1912/5/24		「産業組合は救助船」※全国産業組合大会の講演、市町村に対する救助船的役割を担う産業組合	『神戸又新日報』第9282號	神戸又新日報社	p.3.
1912/6/23		「独仏都市の市民菜園」※市民菜園経済効果と倹約勤勉、自立自営精神の喚起に与える影響	『斯民』第７編第４號	報徳會	pp.14-20.
1912/6/25	E	「神職養成部教習生に告ぐ」※講習会始業式、一県一郷の模範、指導者たるべき神職、教育勅語の不徹底	『全國神職會々報』第164號	全國神職會	pp.1-9.
1912/9/7		「地方農村に對する畏き叡慮」※大正天皇による東宮時代の民情風土観察、教育産業奨励	『斯民』第７編第７號	中央報徳會	pp.61-63.
1912/10/7	H	「伊勢の初秋」※地元史談会があるにも関わらず、各所の遺蹟に木標すらないことを皇学館に注意	『斯民』第７編第８號	中央報徳會	pp.59-63.
1912/12/1	E	「通俗教育の要旨（原題「國民の實力)」※講習会講演要旨、田園の富力、智力、道徳の改善発達が地方政治と通俗教育の要旨であること	『帝國教育』第365號（再興46號）	帝國教育會	pp.60-61.
1912/12/15	H	「内務省社第三一五號」※11月16日の訓示、社殿の保存	『神社協會雑誌』第130號	神社協會	p.39.
1913/1/15	H	「精神の充實」※学習院・乃木居間見学、社殿風致の保存	『神社協會雑誌』第131號	神社協會	pp.3-5.
1913/4/25	E	「神職諸君に望む」※神職養成部卒業式講演、国民の薫陶、教訓、精神教育、教員と同等の教育的役割、校舎より優れた教育装置の境内	『全國神職會々報』第174號	全國神職會	pp.1-13.
1913/8/1	E	「獨逸皇帝即位廿五年祝賀式と国民の偉大なる抱負」※皇帝の答辞として国民一同の共同経営、大学祝賀式における歴史教育や学者の叙勲	『斯民』第８編第５號	中央報徳會	pp.47-49.
1913/9/1	M-	「九州の一角より」※大阪で教育博覧会参観、大阪商工立志資料室の通俗教育材料たる知的資料と道徳的資料の展示	『斯民』第８編第６號	中央報徳會	pp.22-24.
1913/9/10	E	「國民の實力」※11月13日通俗教育施設方法講演会での講演、内容は前掲、『帝國教育』第365號（再興46號）に同じ	『通俗教育施設方法講演集』帝国教育會・編	国定教科書共同販売所	pp.37-76.
1913/9/15	H	「神社視察談」※香椎宮、大宰府、宇佐神宮、嚴島神社、吉備津神社、八阪神社の保存	『神社協會雑誌』第139號	神社協會	pp.19-22.
1913/10/31	H	「北海道より」※10月２日から11日の談話、アイヌ保護の趣旨による旭川町の史蹟記念物、トラピスト、旭農場等	『斯民』第８編第８號	中央報徳會	pp.50-54.
1913/11/15	E	「青年の覺悟」※皇學館生徒への講演、精神教育の必要、皇室中心とした国力充実	『神社協會雑誌』第141號	神社協會	pp.1-4.
1913/12/1	E	「外国人の経営せる特色ある商業学校」※アルゼンチン僧侶による大阪・明星商業学校の事例、徳育上の訓練	『斯民』第８編第９號	中央報徳會	pp.45-46.
1914/1/1	未	「英国の富豪と青年訓練基金」	『斯民』第８編第10號	中央報徳會	pp.32-33.
1914/2/1	EH	「教育家と地方改良」※奈良県立師範学校の講演、工場新設と風致保存、教育家の保存意識、理想的町村形成に果たす教育者の務め	『斯民』第８編第11號	中央報徳會	pp.40-48.
1914/6/15		「神社と神職」※愛媛県喜多郡神職団への講演、国民と皇室の連絡を担う神社	『神社協會雑誌』第148號	神社協會	pp.1-3.
1914/7/1	E	「農村教育上の三希望」※三会連合会の講和、農村教育問題、乙種農業学校、小学校、中学校に対しての希望	『斯民』第９編第４號	中央報徳會	pp.21-23.

1914/8/1		「『郡に在りし頃』を讀む」※田子一民著書（1916）の書評、郡長時代の回顧についての感想	『斯民』第９編第５號	中央報徳會	p.72.
1914/9/1	H	「山形縣の五日」※清川八郎、上杉謙信の遺物鑑賞・他	『斯民』第９編第６號	中央報徳會	pp.34-36.
1914/10/1	M-	「交戦各國における実力の要請」※交戦各国の時刻力比較、露・小学校の副業陳列館による副業の奨励	『斯民』第９編第７號	中央報徳會	pp.29-36.
1914/11/1		「國産使用の御奨励」※※皇后の国産使用、明治天皇、伊勢神宮、明治神宮の神宝、保存、奉納材料としての国産品	『斯民』第９編第８號	中央報徳會	pp.28-29.
1914/11/25	M-	「神職は如何に社會を指導するか」※神職大会の講演、大戦の教訓、ルーズヴェルトの日本式教育、独の正倉院研究、露の副業品陳列	『全國神職會々報』第193號	全國神職會	pp.18-26.
1914/12/15	ML	「今後の實力戦」※挙国一致の呼びかけ、露・農民図書館、副業陳列館	『神社協會雑誌』第154號	神社協會	pp.6-15.
1915/4/25		「獨逸の實力」※新進勃興するドイツの産業、経済的発展	『全國神職會々報』第198號	全國神職會	pp.13-18.
1915/5/1		「我自治制起草委員たりしモッセ氏の書束を紹介す」※井上宛書簡の紹介、	『斯民』第10編第２號	中央報徳會	pp.29-35.
1915/5/25		「獨逸の實力（續）」※仏、露、独の情況とわが国の実力養成	『全國神職會々報』第199號	全國神職會	pp.8-15.
1915/6/1		「獨逸俘虜将校の自治に對する感想」※ドイツ人捕虜による日本の自治研究	『斯民』第10編第３號	中央報徳會	pp.46-51.
1915/7/1	E	「村格を磨き上げらあれ度候」※山口斯民大会への祝辞、公民教育の不徹底、国家への忠節	『斯民』第10編第４號	中央報徳會	pp.13-14.
1915/12/1	E	「精神上の動因」※ベルギーにおける戦時の精神教育と商業学校における英語教育、日本の大典記念に努力、発明、研究の必要	『斯民』第10編第９號	中央報徳會	pp.8-9.
1916/2/1		「經濟戰に於ける獨逸國民の奮闘」※各国の戦費比較、ドイツの戦時政策	『斯民』第10編第11號	中央報徳會	pp.2-8.
1916/4/1		「「斯民」十年の愛讀者に感謝す」※寄稿者に対する謝意、十年の雑感	『斯民』第11編第１號	中央報徳會	pp.10-14.
1916/7/1	E	「海外思想の養成」※東京市内小学校長会議の演説、小学校長の海外視察派遣、ドイツ実業団体による育英資金、地理科の充実	『斯民』第11編第４號	中央報徳會	pp.29-34.
1916/8/25	E	「海外思想の養成」※同上	『全國神職會々報』第214號	全國神職會	pp.16-20.
1916/9/1	E	「理科思想の普及に努めよ」※東京府立青山師範学校における小学校教員理科講習会、理科、発明の必要、通俗教育による理科思想普及	『斯民』第11編第６號	中央報徳會	pp.11-13.
1916/12/1	H	「再び二宮翁の墓に詣で丶」※二宮翁60年祭の講演、尊徳遺品参観、墓参拝	『斯民』第11編第９號	中央報徳會	pp.33-36.
1917/1/22	E	「戦後の勝利は商品と適材とに在り」※商品改良と適材養成	『国民新聞』第8960號	国民新聞社	p.3.
1917/11/28	E	「英佛米の戦後準備」※英国教育界の戦時教育と愛国的精神の発露、歴史地理教授における献身精神の注入	『神戸新聞』第7094號	神戸新聞社	p.1.
1917/2/1		「戦後の準備民資増殖の一法」※資本増殖策としての精神涵養、組合事業	『斯民』第11編第11號	中央報徳會	pp.45-48.
1917/5/1		「道徳銀行の主人公を訪ふ」※黒須銀行創立者西村茂樹の事跡	『斯民』第12編第２號	中央報徳會	pp.31-35.
1918/2/1		「興津より」※農事試験場訪問	『斯民』第13編第２號	中央報徳會	p.41.
1918/2/1	E	「噫手島精一先生」※手島による工業教育の実績	『斯民』第13編第２號	中央報徳會	pp.64-65.
1918/6/1	E	「現戰争と獨逸青年」※全国青年団聯合大会の廃部資料、ドイツにおける戦時青年教育	『斯民』第13編第６號	中央報徳會	pp.1-4.
1919/4/1	E	「戰後經營の五大要綱」※国史教育、社会教育、	『斯民』第14編第４號	中央報徳會	pp.1-4.

1919/6/1		「益々大を加ふ米國」※新渡戸によるモーリス米大使の談話、アメリカの近時の発展	『斯民』第14編第6號	中央報德會	pp.33-34.
1920/6/12	E H	「通俗教育に關する意見」※史蹟保存を通俗教育に収めた建議案	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.218-220.
1920/6/12	M-	「郡市區長會議に於ける訓示」※1919年6月、府立商工奨励館による展示等を通じた海外への販路拡張事業	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.298-304.
1920/6/12	M-	「個人性と團體力」※農商務省商品陳列館発行誌記事中のロンドンにおける商品陳列館	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.305-310.
1920/6/12	L	「獨逸の楽育論」※独の音楽専門図書館	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.333-334.
1920/6/12	M-	「學用品の共同購入」※群馬の師範学校長による成功事例と教育展覧会への出展	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.345-346.
1920/6/12	M	「小學校の鄉土歷史」※群馬教育展覧会における郷土誌の陳列	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.349-350.
1920/6/12	M-	「千葉園藝學校と並木の研究」※植栽や配列に工夫した植物学園としての学校園や公園	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.352-353.
1920/6/12	M-	「兵庫県明石郡垂水の自治奉告祭」※同村の展覧会、品評会	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	p.355.
1920/6/12	L	「文庫と浴場」※千葉県青年会の共同浴場と文庫の設置	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	p.356.
1920/6/12	M	「獅子を養ふ鈴鹿捨子」※京都動物園の獅子飼育事例	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.369-370.
1920/6/12	M-L	「特色ある社會教育の二大事業」※カーネギー館の図書館、展覧館、および美術と実業教育のための展覧事業	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.370-374.
1920/6/12	M	「瑞西バーゼル市に於ける福利協會の事業」※同市の博物館設置事業	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.378-380.
1920/6/12	M	「西洋に於ける博物館の利用方法」※西洋の博物館における係員の説明、講話、入館制限、案内書の完備と日本の博物館の不振	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	p.385.
1920/6/12	M-	「意想外なるサウザンプトン市への贈與」※英における遊技場、美術館等の寄付	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	p.387.
1920/6/12	M	「一村の樂園」※村上重吉の論文要旨、玉津尋常小学校郷土園、縦覧所、実験室の事業	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.413-414.
1920/6/12	H	「日光の杉並木」※好事業としての並木献納	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	p.428.
1920/6/12	H	「史蹟保存會」※行啓関係の史蹟、遺物等に関する喜田、坪井博士等の談話	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.430-431.
1920/6/12	H	「東京府下史蹟巡回記」※1911年5月、保存会メンバーと小石川植物園等※、府内史蹟巡回	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	pp.432-343.
1920/6/12	M-	「墺地利より」※1900年10月25日の家信、王室宝庫見学	※『井上明府遺稿』所収	近江匡男	p.523.

表.17：井上友一文献一覧
※Mは博物館・展覧事業、Eは教育、Lは図書館、Hは史蹟等の保存、未は未入手、空欄はその他であり、分類は大まかなものである。＋、－は大まかな意義を示す。また、タイトル中の※以下は、主な記事内容である。
※『井上明府遺稿』からは、関連するもののみを選別した。

以上は、地方自治論における通俗教育や博物館が語れた事例であったが、この趣旨に基づく論説等を発表し〈表.17〉、さらに、官僚や各種の委員として各地を訪れる過程で、訓示、講演を行った。次に掲げるのは、井上による訓示が博物館の設立に結びついた事例である。

1903（大正2）年7月20日、神社局長の井上友一、神社局の三田、史蹟名勝天然紀念物保存協会幹事の戸川安宅（残花）、荻野仲三郎が日光に赴き、保存のための視察がなされた。この経緯は、戸川安宅が『斯民』に報じているため、以下にその顛末を述べる[47]。

赤羽で黒板勝美と、宇都宮で岡田栃木県知事、堀口内務部長等が合流し瀧野に向かう。瀧野の地で村松任三理学博士、渡瀬庄三郎理学博士が合流し、共に中善寺に向かい、道中で名勝保存の方法を相談する。この時、黒板は日光東照宮宝物館の計画を委嘱されたとされるが、同館の詳細は黒板の章において触れることとする。

翌21日、自動車で湖水を一周、千丈ヶ原を通過した際、村松任三が高山植物について注意を促し、更に五里の杉並木を視察した後、夕方には齋田、白井博士、および高山植物を専門とするドイツの博士が合流した。このとき、岡田知事も保存に意欲を示し、田母澤御用邸を「理想的大公園」とする主張をしたとされる。

22日に井上友一は以下の訓示を行い、最終的な協議の結果、社寺境内や瀑布、日光山に及ぶ保存方策に関し15項目が決議された〈表.18〉。

> 三百年祭の記念事業は日取、其趣向、設備に十分の注意を要す。殊に本殿の修繕境内の補植整理、名勝地の保存は、差掛り急要であるから其前後順序を考へなければならぬ。
>
> そこで第一に陳列場を建てるとして、まづ宝物の保存方法に十分の考慮を費し、其建物は附近の風致と一致せしめ、崇敬信仰と趣味研究とを兼ねたものとし、防火と共に其防湿を十分ならしむる事、並に陳列場の周囲は、日光固有の植物を植え、成るだけ荘厳なる天然の趣を添ゆること丶し、力めて人為の小公園たらしめざる様に注意しなければならぬ。
>
> 差当りの仕事としては、多数に配布する事の出来る、要領を得た案内記を編纂し、更に一層内外の旅客に適切なるものとし、勉めて事実に據り誇張誘引的に陥ない様に注意する事が必要である。例へば瀧見物をするとすれば其数日見物の順序等を表にし、汽車や、電車等の時間と連絡を取るやうにする事が大切である。
>
> 以上の保存方法を講究する為、至急二社一寺及町に於て協議会を開いて其根本調査と、第一に実行すべき方法とを具して県庁の指示を受けられたい。其場合には、中央に於ける史蹟名勝天然紀念物保　存協会に於いては、喜んで其協議相談に応じたいと思ふ。又必要に依りては、名誉顧問等の専門家に委嘱して調査せられたい。

以上を整理すると、〈表.17〉に見られるように幾度も教育関連に触れ、地方自治において教育を重要視し、通俗教育についても早くから注目して、欧米事例を参考としてわが国での実行方策を研究した。「次に」と断っているように、展覧事業や博物館は図書館程の重点が置かれていないが、「実物教育」の効果を認識し、通俗教育中の一施策として位置付けられた。

当初の関心こそ、ナショナリズム的性格の強い「ドイツ戦提記念館」や「ハンガリー図書館博物館」、長野の「義勇展覧館」に関心が置かれていたものの、後にこれらが例示されることはなくなり、逆に産業的な「展覧事業」が奨励された。

史蹟名勝天然記念物保存の目的を愛国心発揚に置き、熱心に活動したが、日光宝物陳列館は「文化財保存」と「博物館」が結びつき、実行されるに至った数少ない事例であり、井上の論考において「文化財保存」と「博物館」とは密接な関わりを持つには至らなかった。

1. 境内の並樹補植と保護は、二社一寺に於て協議計画せられたき事
2. 神橋内の建築物の防火又は建築の制限は県庁にて立てられたき事
3. 新橋附近の小学校辺は日光山の入り口に当れる故、土崩れ其他美観を害すべきものを除去し、又並樹を設けて不快の観を与えざる様為したき事
4. 史蹟と名勝地の掲示説明は、尽く改造し、内外人に便宜を与えられたき事
5. 新橋附近、其他俗悪にして美観を害すべき広告掲示等の取除きを協議し、又は県庁において除去並に取締とを励行せられたき事
6. 日光に於ける著名の瀑布に対する観覧地の設備を趣味ある様に改善し、其附近の樹木を増植し、又枯損木等の為めに美観を損せざる為に、速に取除かれたき事
7. 中善寺湖畔朽損並樹の根幹を保護し。更に湖辺の並樹を復旧せられたき事
8. 中禅寺湖附近境内並に御料地等の別野並に旅館の新築を制限し、既設の物にして美観を害すべきは改善せられたき事
9. 中善寺湖畔及湖中に投棄せられたる汚物瓦礫を取り除かれたき事
10. 清瀧附近の煤煙の除害設備を至急に実施せられたき事
11. 太平森林中の鹿悪なる小屋等を至急に取り除き、該地辺より変化する植物帯の説明を明亮に掲示したき事
12. 湯本の湖中に排出せる湯垢汚水を他へ流れ口を設けたき事日光に於ける固有の高山植物は、専門家に協議し、其採を禁じ、各団体に於て適切なる制裁の規約を設けたき事
13. 日光特産の禽獣並獣類を濫獲し、他へ駆逐する如き弊風は、団体有志の協議により、適当の制裁を設けたき事
14. 日光特産の禽獣の或種類を適当の地に飼育し、或は標本を備へ、観光者に之を観覧せしむる事
15. 日光山の保勝方法に就ては、大至急専門の博士等に協議し、又は史蹟名勝天然記念物保存協会等に質問ありたき事

表.18：日光保存方策決議事項
参考：戸川安宅（1913/9）「晃山の保勝」『斯民』第8編第6號、中央報徳会、pp.73-74.

3.4）棚橋源太郎の博物館普及方針

棚橋源太郎は、1906（明治39）年1月に東京高等師範学校附属東京教育博物館主事に任命され、1909（明治42）年10月から教育学教授法研究と博物館視察のため欧米を視察し、1911年12月23日に帰朝した。

『棚橋源太郎氏と科学教育』によれば、当初、東京教育博物館の再興策は以下の3点であった[48)]。

1. 現在所蔵せる学校並に家庭教育に関する参考資料の利用を図ること。
2. 科学知識の普及を目的とする民衆教育の施設を講ずること。
3. 以上の事業に相当成績を挙げ、博物館が如何に社会教育上必要なるかを当局に是認せしめ、一日も早く高師附属を離れて文部省の所管に移し、将来拡張の基礎を強固にすること。

ここでは、見学対象を「民衆」に置き、事業成績を挙げることで、博物館の有効性を当局者に対してアピールするというものであり、高師附属を離れたいという要望も抱いていた。

通俗教育施設方法の講演会では、「通俗教育上の展覧事業」と題した講演を行い、この内容は『通俗教育施設方法講演集』に収録され、東京高等師範学校教授に加え、通俗教育調査委員会嘱託という肩書きが付されている[49)]。

講演は、まず、欧州渡航の目的を、教育学教授法研究のためであるとし、内命として教育博物館、および普通博物館の調査を受けていたことを述べ、欧州の動向として、学校教育の完備した現在、講演、図書館、展覧事業といった通俗教育に力を集中しており、「学校教育の不足を補い、その効果を十分にすることは、今日平和の戦争に於」ける「競争決勝点」になっているとした[50]。さらに、「最も多くの金を掛けて、設備を整っておって、通俗教育上に最も多くの作用をしておるのは博物館であります。即ち展覧事業であるのであります。」と述べ、講演や図書館事業に対する優位性を訴えた[51]。

以上を前置きとして、第１回は「欧米における展覧事業の概要」、第２回には「我が国における展覧事業の概要」、第３回には「展覧事業を経営する方法」を予定していることを述べ、具体的な論に入っていく。なお、第１回の内容は、やや第２回にもずれ込むこととなった。

初日は「欧米における展覧事業の概要」であり、まず、欧米の「展示事業」を、①「通俗教育のための施設」と②「学術や技芸の発達を図るということが主で同時に通俗教育の兼ねて」いるものに分類し、さらにこれには、(a)「常設的のもの」と (b)「一時的のもの」があるとした[52]。また、②「学術や技芸の発達を図るということが主で同時に通俗教育の兼ねて」いるものは、後日の講演において「普通の博物館」とも呼称されている[53]。なお、記号は拙著が便宜的に付したものである。

①-a に関し、まず、ベルリンの自然科学的通俗教育館の一部であるベルリン自然科学的展覧所（通称、ウラニヤ館 Urania[54]）を掲げた。同館の設備としては、講堂、図書館、科学的劇場、天文台がを挙げ、展覧場では「説明を読んでボタンを押すと実験が出来る」装置や「把手を廻して機械を動か」せる装置、「水族器」中における動物の展示に言及した。次いで、展覧場で起こった疑問や興味を直ちに参考図書室で調べられる点、さらには、講演、陳列場、参考の図書館が「結び付けられている」点に言及し、これを「理想的の通俗教育館」と称した[55]。

この他、ハノーバー市とドレスデン市の「郷土博物館」では、その都市の物産や、動植物、製造品、歴史上の遺物、絵画の「陳列」に触れ、特にハノーバー市の事例では、小学生を引率して幻燈を見せ、郷土の歴史沿革を説明している点を挙げ、郷土科の教授における利便性を説いた[56]。

欧州ではこのような施設が至る所にあり、「市博物館」の名称でその市の歴史沿革や現在の経営施設を分かりやすく説明しており、棚橋はこれらを「通俗教育の施設と見」なした上、「之れという専門的な研究のためにするものではなく、誰が見ても参考になる」もので、「旅行者、学校の児童生徒、その他の公衆に対して通俗教育を与えるために出来ている施設に外ならない」とした[57]。

この他、ヨーロッパにおける郷土意識の強さから、市に関係ある遺物の保存、戦争時の分捕り品や兵器、市の発達に功績のあった大名や市長の肖像が掲げられているとして、特に、館内に移動できない偉人の家については、「現地で保存の方法を講じて木の札などに分かり易く説明」しており、「市の博物館に組み込」まれていて、「市全体が博物館であるというように出来ている」と述べた[58]。

①-b については、ドレスデン市の顕微鏡を用いた展示、エルベ川オグスッス橋の歴史に関

する展示を挙げ、「市民として必要な通俗の教育をするに過ぎ」ず、「市民としてその市の沿革を知らしめ、その市に対して市民として義務心を養うこと」を目的とした[59]。またニューヨークの市政に関する展示では、幻燈や模型、他の進歩した展示法によって短時間に理解することが可能であったことから、展示事業の有効性を認識したとし、その他、ドイツで頻繁に催されている少年読み物や玩具に関する展示などを例示した[60]。

②-aの「普通の博物館」では、まず、欧州においては博物館のない都市はなく、東京、京都、大阪ほどの規模であれば、ヨーロッパにおいて7から8、ないし15、16件ほどとの見積もった[61]。この内、最多のものは「美術館」、それに次ぐのが「広義の自然科学博物館」ともいうべき「博物学の博物館」であり、さらに「歴史博物館」、「古代博物館」、「古物博物館」がそれに次ぎ、「人類学博物館」、その他「実業博物館」、「軍事博物館」、「交通博物館」、「海洋博物館」、「出版議業博物館」、「教育博物館」、「衛生博物館」、「児童学博物館」、「盲唖博物館」の順に列挙し、図書館なども図書を閲覧させるだけでなく、古書、絵画、標本、偉人の手書などの展覧所が一部を成していると述べた[62]。

棚橋は、動植物園も②-aの類に含めているが、この回の講演では省略され、上記博物館の概要についても翌日に持ち越された。

2回の冒頭では、「普通の博物館」には「それぞれ特別な目的があ」り、「研究者や大学生に特に便宜が与えられる」が、これらの施設が一般公開している以上、「段々と世の中が要求してきた通俗教育の目的」に応じ、「近年の陳列の仕方が通俗教育して来」たとした[63]。

この内、「美術館」は、美術作品を「歴史的に並べ、真物の無いものは模造品を代用してその位置を埋め」、「美術の発達進歩の次第を遺憾なく示し」ており、「博物館」では、「剥製の動物をパノラマ的に人造の岩石や人工の草花樹木の実物などの背景」が用いられ、「総て自然のままに縮写してある」とした[64]。また、昆虫の展示について、開閉式の抽斗、造花と組み合わせた展示、卵から羽化するまでの経過を示した展示、採集道具や薬品、その使い方や順序の説明を加えた展示に触れ、これらは通俗教育の要領を得ているから下手な授業より気が利いていて、遠方に赴かなくても、実物や模型によって見せることできると評価した[65]。

「自然科学系博物館」では、機関車、照光方法、鍛冶屋の機械装置などが「歴史的発達を示す様に並べられ」、「歴史博物館」に行けば、歴史的な順序で展示されていることは尚更のこと、「各時代の人民の室内生活の模様を示すために、その時代に建てられた建築の壊れを持って来て、天井から戸に至るまで有ゆるものがその時代できて」いるとし、実物大の人形、その時代の器物調度、その時代の彫刻や絵画までが陳列されてい点を加えた[66]。

ここで、棚橋は博物館の「通俗教育上の値打ち」に関し、「博物館を一巡する」ことで、「未開半開の時代を通って進歩発達した事理学の応用なり、美術なり、風俗なり、総てのもの」の発達が「スッカリ解ってしまう」ことに見いだした[67]。また、「学問的に分類して系統的に列べたのでは専門の学者にして始めて理解され参考になる」のであり、「普通の人に対しては教育的順序に列べて始めて了解される」として、欧米の博物館が「通俗教育的陳列によって学校外の」教育を行い、「非常な費用を掛け、また、種々と工夫している」とした[68]。

「動物園」に関しても、生活環境が「天然の通り」にしてある点や、園内での「繁殖」を挙げ、

「通俗教育上の値打ち」があるとして、欧米の「展覧事業」についての概説を締めくくった[69]。

次に「我が国における展覧事業の概要」では、「図書館など」が発達している一方で「通俗教育的見地から展覧の事業は未だ世間の人の注意を喚起するまでに至って」おらず、「欧羅巴の現状」に比しても「展覧事業に依らねば本統（ママ）の通俗教育」の効果を上げることはできないとして、現状に対する見解を述べた[70]。

ただし、通俗教育的見地から役立っている施設が皆無というわけではなく、首府では、逓信省・逓信博物館、農商務省・商品陳列館、海軍省・海軍参考館、文部省・教育博物館、陸軍省・遊就館、宮内省・帝室博物館、その他の小動植物園があり、地方では「商品陳列館物産館」、将来的に「歴史博物館」となり得る「戦勝記念館」、「古物博物館」や「美術館」となり得る「宝物展覧所」、博物学博物館となり得る専門学校の標本室、「人類学博物館」となり得る帝国大学の人類学教室、および、堺や豊橋など、私設の水族館動物園植物園の存在を挙げた[71]。そして、これらは「博物館に発達する」であろう「芽生え」であるが、「これを通俗教育上に利用しようという意識」が一般にないとした[72]。さらに、欧米に比して我が国の財政状況に基づいた博物館創設悲観論に対しては、「日本は日本なりに通俗教育の機関として作用させられるだけのものに、余り多く金を掛けないで出来る方法がある」と提言した[73]。

その方法として、棚橋は展示資料の収集法と展示施設の建設法に言及したが、まず、展示資料として、旧藩主や寺院、富豪の倉にあるもの、商売人の店頭、学校や協会の参考室にあるものの利用や、物好きによる収集品の寄贈・借入れ、博覧会や共進会の残品、日清日露の戦利品の利用を挙げ、「博物館展覧場の材料は」「目の前に幾らでも転がっていて金を掛けないである程度まで集めることが出来るということは私の信じて疑わないところである」と述べた[74]。また、展示施設について３点を挙げ、第１に「ある種の陳列館として出来ており作用しているものを通俗教育的に直す」こと、第２に「火災の憂いのないように出来ているある種類の建物を展覧上に利用する」こと、第３に「新たに建物を造るに好都合の機会を見出す」ことという試案を提示した[75]。

以上で第２回が終了し、第３回の「展覧事業を経営する方法」に入る。

まず、通俗教育調査委員会の近況として、東京にある通俗教育の作用をしている「展覧事業にはいかなるものがあるかということを普く世間に紹介し」、「陳列の方法も欧羅巴におけるがごとくに今少しく通俗教育の作用をするような形に変え」たいという希望が起こってきたと述べた[76]。

それには、「財政困難時代において姑息な方法」であることを認識しつつ[77]、「商品陳列館または物産館」を「実業博物館」へと移行することや、「宝物の展覧所」に手を入れて通俗教育的に利用すること、「欧羅巴でやっているよう」に図書館も閲覧のみならず、一部分を展覧所に利用すること、大学や専門学校の標本室を一般公開すること、個人邸内の陳列室を一般公開することに触れ、といった方策を掲げた[78]。さらに、ヨーロッパにおける「遺蹟保存という意味」での古城や偉人宅の買取り、および、採光の具合などを変えて「原形を損しない範囲において」修繕を加えた上での博物館への転用を挙げ、往々にして、遺蹟が消失していく現状から、「今後子供に歴史教育をする」必要性からも「保存していきたいと同時に、「博物館として入れ

物に使うことを工夫するも一案」であるであると述べた[79]。

次いで、「欧羅巴には博物館学というものがあり」、「専門の雑誌があり著書があって種々研究されている」として[80]、「壁面なり、平面なりの空間利用」、「陳列の仕方」について述べられた。

まず、建物の構造上、第一に考えるべきは「採光」であり、陳列上の壁面利用の重要性に触れた後、通気、防火、盗難、防塵を挙げた[81]。

「壁面なり、平面なりの空間利用」については、通俗教育館では真ん中の空間の利用ができておらず、陸軍の飛行機隊に依頼して飛行船や飛行機の模型を借りて塞ぐ予定であるとした[82]。「陳列戸棚」は、棚板にガラス製のものと木製のものがあり、固定の都合の便を考えて刻みがあった方がよく、陳列台には、「斜面陳列台」と「平面陳列台」があり、設置場所によって形や構造が異なる必要について述べ、その他、展示面積の節約法や、透過光線で見せる必要のある資料、「展示箱」の盗難防止構造に言及した[83]。

「陳列の仕方」については、背景の色調と背景に用いる材料の功罪、表装、輪郭の必要を挙げ、地方で開催されている展覧会においては、資料点数や展示方法が十分に工夫されていない現状に苦言を呈し、適当な背景色を用い、分量を加減し、人の注意を引くようにすべきであるとした[84]。また、模型の進歩を挙げ、その利点として実物の得がたい資料を代用できる点や拡大、縮小、切断による内部構造の提示が可能である点に言及し、模型で示すことができない場合には絵や図表を利用するべきであるとした[85]。また、説明の文句は「簡潔にし、読みやすくしなければなら」ず、大規模な博物館の場合には「案内書き」が必要であるとした[86]。

講演の最後は、通俗教育館の宣伝であり、同館が9月から着手し、僅かな時間と費用で雛形のようなものに漕ぎ着けたことや、同館の仕事の重なものとして第一に天産物、第二に製造順序の標品、第三に理学実験機器を挙げ、次に天文地学、その次が衛生であることを述べた[87]。「現にあるものを出来るだけ応用したり、出品や寄贈を頼んだりして、極めて少ない金と人手で創設した」のであるから、「諸君が今後地方で陳列館をご経営なさる際には多少ご参考になる」であろうことを述べて締めくくられる[88]。

以上のような趣旨の講演は、神奈川県で催されたでも繰り返されるが、講演の大要は以下にまとめられる[89]。

①欧米の事例を引き合いに出し、「展覧事業」の国益上の有効性を訴えた。
②欧米の「展覧事業」の分類上、通俗教育の役割を果たしている事業としてそのまま受け入れられているのは、「郷土博物館」や「市博物館」、あるいは一時的な展覧会であり、各種の専門博物館は通俗教育の役割も同時に担う事業という位置付けであった。即ち、教育的視点に基づいた「展覧事業」の分類なのであって、「博物館」の全てを「通俗教育の施設」であるとは見なしていない。
③博物館以外にも一時的展覧会の有効性に言及した。
④「通俗教育の役割を果たす」とは、児童や成人に至る「普通の人」に、面白く、分かりやすくことであった。

⑤博物館展示における「分かりやすさ」としては、学術的な分類をそのまま展示に反映させるのではなく、歴史的序列に基づいた配列や、種々の工夫を伴った構造的な展示が掲げられた。

⑥「説明を読んでボタンを押すと実験が出来る」装置や「把手を廻して機械を動か」せる装置、「パノラマ式」展示、図書室・図書館との連動といった通俗教育館で実現された設備に言及した。

⑦欧米の博物館が「非常なる経費」によって運営されていることを認識し、先に述べたように、通俗教育館の経営が教育博物館に負うところが多い点を述べつつも、展示資料や建物の質にはそれほど言及せず、安上がりな博物館運営を訴えた。

棚橋が構想した展示内容と7月の委員決議との一致している点は、現場担当者という点を踏まえても、委員会に対する棚橋の発言力の大きさを窺わせる。

博物館の普及方針については、財政難の中、通俗博物館で模範例を示しつつ、質よりも数を増やし、それを育成していくというものであった。

欧米で見学した一時的展覧会の通俗教育に果たす有効性は、後の特別展実施に対する具体的なビジョンを与えたものと考えられる。

4. 当該時代における博物館論

4.1) 内務省と史蹟名勝天然記念物保存

内務省、農商務省を中心とした地方改良運動は、内務省地方局1904（明治37）年に「地方自治の指針」を示し、当局者の奮励、公共心の発揮、自治事務の整善、生産事業の振励、教化事業の振興、基本財産の蓄積、勤倹力行の勧奨、良風善行の奨励を掲げ、内務省外郭団体として報徳会を1906（明治39）年に設立し、二宮尊徳の報徳精神を運動の理念として、表彰や模範例の蒐集、地方改良講習会の開催、機関誌『斯民』の発行によって展開し〈表.19〉、その末端の担い手としては、地主、宗教家、教育者を選定した[1)]。報徳会は、『斯民』によって模範例、地方改良講習会の模様を伝え、教化事業の振興を掲げているように、社会教育関係の記事も頻繁に掲載されている。中でも、図書館や巡回文庫の記事が顕著であり、東京市教育課長の戸野周次郎は、通俗教育調査会の発足に際した文章の中で、学校教育に忙しく通俗教育には着手できなかった文部省に対し、内務省は早くから実行力を持ち、講演会における補助金の支給や講師の派遣、井上局長、床次局長らが図書館事業に熱心な賛助をしていたことを語った[2)]。加えて、〈表.20〉に示したように、明治40年頃から史蹟名勝天然紀念物の保存にも着手し、内務省からも多くの評議員を出した。

他方、内務省地方局発行の『地方資料』では、神武陵のある奈良県高市郡の「精華ともいうべき事業」として、教育博物館を挙げ、物産陳列と図書館の設備や教育事業の奨励、勧業の奨励について触れた[3)]。当初の『斯民』においても、博物館・展示施設関係の記事も見受けられ、当初はやや触れられている程度に過ぎないものであるが、後には郷土博物館の振興を提唱する小田内道敏の論考なども掲載されるようになる。

山脇春樹	1906/7/23	M	「商品陳列館の活動」※海外への販路拡張のための展示等、諸活動	『斯民』第1編第4號	報徳會	pp.61-63.
中村英雄	1907/11/7	M-	「多趣なる農業館」※静岡県沼津町清水村の寄付による紀念農業館	『斯民』第2編第8號	報徳會	p.78.
大久保利武	1908/5/13	M-	「島津齋彬公の殖産雑話」※齋彬の植物園	『斯民』第3編第3號	報徳會	pp.61-63.
三上参次	1908/7/7	M	「文教より見たる楽翁公」※西洋の博物館における絵画の展示、遺物陳列による人物教育への利用	『斯民』第3編第5號	報徳會	pp.1-14.
--- 報徳會	1908/9/7	M-	「陳列會場」※内務省陳列場、教育部陳列場、自治勸業部陳列場	『斯民』第3編第7號	報徳會	p.57.
大久保利武	1906/12/7	M-	「長野共進會と象山展覽會」※長野の教育品展覧会、佐久間象山展覧会評	『斯民』第3編第11號	報徳會	pp.61-63.
ムアレート，エリザベス	1909/5/7	M-	「ピッツバーグ市に寄與せられたるカーネギー舘」※図書館、美術館、その他陳列事業による市への貢献	『斯民』第4編第3號	報徳會	pp.1-12.
鹿子木小五郎	1909/5/7	M	「英國の公衆教育」※英における社会教育の概略、多様な博物館の一例としてグラスコーの博物館紹介	『斯民』第4編第3號	報徳會	pp.34-43.
エナール，ユーヂューヌ	1909/5/7	M-	「巴里の空地問題」※英仏独の植物園	『斯民』第4編第6號	報徳會	pp.43-49.
ベルトラーム	1911/4/7	M-	「獨逸都市に於ける公共遊園」※都市設備としての植物園	『斯民』第6編第1號	報徳會	pp.2-14.
サンモン，ルーシー M.	1911/11/3	M	「理想的國民博物館」※ Lucy Maynard Salmon（歴史学）によるスカンセン論	『斯民』第6編第8號	報徳會	pp.2-3.
阪谷芳郎	1912/1/1	M-	「經濟上より見たる史蹟名勝保存の価値」※ヴィクトリア・ボストンミューゼアムの日本文化財の展示法、風致の保存	『斯民』第6編第10號	報徳会	pp.2-7
鶴見左吉雄	1912/7/7	M-	「伊太利の達せる主因」※史蹟と陳列館による外国人誘致	『斯民』第7編第5號	報徳會	pp.13-23.
--- 中央報徳會	1912/9/7	M-	「明治天皇御蹟保存に關する評議會」※史蹟名勝天然記念物保存協会の協議、神宮記念館建設等	『斯民』第7編第7號	中央報徳會	p.119.
林　静治	1914/1/1	M	「新潟市の文明的施設」※新潟市教育会通俗教育部における郷土博物館の必要性と市博物館建設に関する意見	『斯民』第8編第10號	中央報徳會	pp.32-33.
關谷貞三郎	1914/10/1	M	「列強國民の愛國心と體育」※欧州における博物館と愛郷心・郷土観念の養成	『斯民』第9編第7號	中央報徳會	pp.37-40.
橘井清五郎	1915/4/1	M	「英米における図書館事情」※欧米で社会教育を担う図書館と博物館の役割	『斯民』第10編第1號	中央報徳會	pp.44-49.
小田内通敏	1915/8/1	M	「御大典記念事業と郷土博物館」※郷土博物館設立構想	『斯民』第10編第5號	中央報徳會	pp.60-64.
--- 中央報徳會	1916/5/1	M-	「御大典記念の圖書館と物産陳列館」※神奈川県足柄下郡の事例	『斯民』第11編第2號	中央報徳會	p.23.
幣原　坦	1916/6/1	M	「廣島教育博物館」※教育の研究機関としての広島教育博物館	『斯民』第11編第3號	中央報徳會	pp.111-113.
村田宇一郎	1918/9/1	M-	「大に郷土の歴史を説くべし」※郷土歴史の教育方法としての陳列室の設置	『斯民』第13編第9號	中央報徳會	pp.41-43.
小田内通敏	1919/7/1	M-	「井上知事の思出」※井上知事に宛てた郷土博物館構想の回顧	『斯民』第14編第7號	中央報徳會	pp.102-104.
国府種徳	1920/5/1	M-	「航歐途上より（承前）」※閑龍母ヴキクトリア博物館	『斯民』第15編第3號	中央報徳會	pp.38-39.
国府種徳	1920/4/1	M-	「航歐途上より（承前）」※新嘉坡（シンガポール）のボタニック、ガーデン	『斯民』第15編第4號	中央報徳會	pp.43-47.

表.19：『斯民』初期の博物館関連論考　※本稿で他所に引用したものは除く。また、Mのーは、博物館について僅かな言及にとどまることを示す。

4.2）内務官僚と博物館

地方改良運動下で活躍した井上友一以外の内務官僚の内、本項では、検出することができた

床次竹次郎、水野練太郎、中川望、斯波淳六郎の論考を検討する。

床次竹次郎は地方局長職にあった際、雑誌『太陽』において、欧州の公共事業中に個人や公私の団体による顕著な活動として博物館、美術館等を挙げ、市による建物の建設と個人収集品の寄付による陳列品といった共同事業の事例や、私立団体の経営する動植物園について述べた[4]。

水野練太郎は「泰西に於ける地方経営」と題した講演において、欧州における公共団体の都市経営として①道路改良、②公園、③社会教育上の設備、④図書館経営、⑤交通機関の設備、⑥勤倹奨励を挙げた[5]。水野は、「社会教育」とは学校教育以外の「社会の設備を以て教育する」ことであり、学校教育で網羅することの出来ない「実物教育」の機能を果たす動物園、植物園、歴史博物館の重要性を述べ、欧州では市とういう公共団体が社会教育の経営に熱心であるとした[6]。

中川望はダンフハームリン市を、歴史上、科学上、政治上、土地の特色や民衆の風習と離れ

明治 44 年の史蹟名勝天然記念物保存協會職員および評議員氏名

○職員				
会長・侯・徳川頼倫	副会長・伯・徳川達孝	副会長・男・阪谷芳郎	幹事・戸川安宅（残花）	幹事・国府種徳（犀東）
幹事・橘井清五郎	書記・亀田錦司			
○評議員（イロハ順）				
理学・伊東篤太郎	工学・伊東忠太	法学・井上友一・内務省	文学・井上頼圀	男・石黒忠悳
法学・一木喜徳郎・内務省	井上禧之助	侯・蜂須賀茂韶	男・濱尾　新	林学・本多静六
床次竹二郎・内務省	徳富猪一郎・国民新聞社長	法学・岡田良平・文部省	尾崎行雄	法学・奥田義人・内務省
理学・渡瀬庄三郎	鎌田榮吉	林学・川瀬善太郎	田所美治・文部省	理学・坪井正五郎
坪谷善四郎（水哉）	潮　恵之輔・内務省	理学・山口鋭之助	正木直彦・美術学校	理学・村松任三
阿部　浩・内務省	足立荒人	男・目賀田種太郎	箕浦勝人	理学・三好 學
文学・三上参次	医学・三宅　秀	斯波淳六郎・内務省	理学・神保小虎	理学・白井光太郎
工学・関野　貞				

※所属の省庁は筆者が補った。
参考：--- 史蹟名勝天然記念物保存協會（1911/11）「史蹟名勝天然記念物保存協會職員人名」『史蹟名勝天然記念物保存協會第壹回報告書』史蹟名勝天然記念物保存協會、pp.3-4.

大正３年の史蹟名勝天然記念物保存協會職員および評議員氏名

○職員				
会長・侯・徳川頼倫	副会長・伯・徳川達孝	副会長・男・阪谷芳郎	幹事・戸川安宅（残花）	幹事・国府種徳（犀東）
幹事・橘井清五郎	書記・亀田錦司			
○評議員（イロハ順）				
理学・伊東篤太郎	工学・伊東忠太	法学・井上友一・内務省	男・石黒忠悳	法学・一木喜徳郎・内務省
井上禧之助	侯・蜂須賀茂韶	文学・芳賀矢一★	男・濱尾　新	林学・本多静六
床次竹二郎・内務省	徳富猪一郎・国民新聞社長	法学・岡田良平・文部省	尾崎行雄	法学・奥田義人・内務省
理学・渡瀬庄三郎	鎌田榮吉	林学・川瀬善太郎	男・田中芳男★	田所美治・文部省
坪谷善四郎（水哉）	潮　恵之輔・内務省	文学・黒板勝美★	男・九鬼隆一★	理学・山口鋭之助
理学・山崎直方	正木直彦・美術学校	理学・村松任三	福原鐐二郎・文部省★	阿部　浩・内務省
足立荒人	文学・喜田貞吉	男・目賀田種太郎	箕浦勝人	理学・三好 學
文学・三上参次	法学・水野練太郎・内務省	文学・三宅米吉	医学・三宅　秀	斯波淳六郎・内務省
理学・神保小虎	理学・白井光太郎	工学・関野　貞		

※以上の評議委員に加え、大久保善左衛門、久保田政周、小橋一太・内務省、柴田駒三郎、下岡忠次・内務省、徳川義親、中川　望・内務省、福岡秀猪、福島甲子三、古川阪治郎、堀田　貢・内務省、子・松平賴平、幹事・宮澤宗助、医学文学・森林太郎（鷗外）、山縣治郎・内務省、渡邊勝三郎が交代で保存協会初期の評議委員を務めることとなる。
※所属の省庁は筆者が補った。また、★は、新たに加わった評議員である。
参考：--- 史蹟名勝天然紀念物保存協會（1914/10）『史蹟名勝天然紀念物』第壹巻第壹號、史蹟名勝天然紀念物保存協會、p.8.
表 .20：明治44年および大正３年の史蹟名勝天然記念物保存協會職員および評議員氏名

ることがなく、この改善と発展を図り、各人が十分な活動を遂げ、かつ、団体共同の福利を増進している理想的都市経営とし、財団による経営、図書館への重点、ピッチングリーフ公園の旧蹟の趣味、および天然美保存、園内博物館への古器物の寄付について触れた[7]。外遊における通信において、ボストン美術館の「日本美術館は日本に欲しい程の立派なもの」であり、「日本風にしつらえたる構造装置の中に陳列したるもの、見飽き不申候」と述べ[8]、ドレスデン市の美術館と講演会、美術心に富んだ市民と清潔な市街であると評した[9]。また、明治天皇記念事業の計画案が盛り上がった時期においては、エドワード７世崩御の事例を参考とし、ロンドン以外の大市における事例として、道路、港湾、市区改正、田園都市等の土木事業、学校、図書館、美術館、博物館等の教育機関、その他、史蹟勝地の保存を挙げた[10]。

斯波淳六郎はボストン美術館について、州や市の補助を受けず、有志の寄付によって経営されている点を挙げ、館の目的が美術上の製作品を収蔵し、之を公衆の展覧に供して、美術思想の普及開発に資せんとする点にあるとし、さらに、公衆への自由な公開（日限付）、特色豊かな日本館、研究所としての意義、附属事業としての図書や写真の蒐集、講演会開催について触れ、理想的美術館と評した[11]。

以上の記事からは、内務官僚による博物館、美術館への関心が窺われるものの、模範的、あるいは記念的な事業、都市経営の一環などとして断片的に述べられているに過ぎず、博物館に対して、わが国における社会教育事業としての実行方策に言及されることはなく、積極的な態度を見出すことはできない。また、史蹟名勝等の保存に尽力した内務官僚であるが、結果的には、史蹟等に付帯した郷土博物館の必要性が言及されるのは、保存行政が文部省へ移管する直前のことであった[12]。

4.3）史蹟名勝天然紀念物保存協会

博物館には消極的であった内務省に対し、史蹟名勝天然紀念物の保存運動は、民間の団体として多くの学者や議員といった有力な人物によって展開された。彼らによる博物館に対する論調はいかなるものであったか。ここでは、保存運動の経緯に触れた後、徳川頼倫、黒板勝美の博物館論に注目して検討を試みたい。

1906（明治39）年、三好学（理学博士）は「名木ノ伐滅并ニ其保存ノ必要」を『東洋学芸雑誌』に掲載し、その後も著作を通じて独自の天然記念物保存運動を行っていた[13]。他方、1910（明治43）年12月、徳川頼倫邸内の南葵文庫において史蹟史樹保存茶話会開催され、戸川安宅の幻燈、三上三次、坪井正五郎の講演が催されたが、50名程の参加者には、学者や政治家の他に一木、床次、井上、水野、小橋、斯波といった内務官僚も多数出席した[14]。

この頃から三好は各界の人々に法制化の必要を訴えており、三宅秀（医学博士・貴族院議員）による仲介で徳川頼倫との面識を得ることができ、準備していた「日本天然紀念物保存ニ関スル建議案」に三上参次が「史蹟」を加え、三宅秀による加筆、及び徳川頼倫との相談の上、「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」が作成された[15]。

1911（明治44）年４月25日、南葵文庫における第二回茶話会で、会の名称が「史蹟及天然記念物保存研究茶話会」に改められ、６月13日、「史蹟名勝天然記念物保存協会」設立のための

会合を経て、７月には評議員と幹事が決定し〈表.20〉、12月10日、史蹟名勝天然記念物保存協会発会式が南葵文庫で開催された[16]。その模様は、『歴史地理』に報告されており、徳川頼倫会長による開会の辞、及び設立経緯と目的の説明の後、西園寺公望によって祝辞が述べられた[17]。

> ・・・是等（史蹟名勝天然記念物）を擁護するは即ち我国固有の美とする処を撫存し、之を将来に留貽する所以なり、依て性情の陶冶に供すべく。以て学術の資財を裕にすべし、其人文に寄与する処蓋し少からざるなり、・・・

その後、1914（大正３）年９月20日、会報『史蹟名勝天然記念物』発行して保存運動が展開され、1919（大正８）年４月９日、史蹟名勝天然記念物保存法（法律第44号）制定に至る。

丸山宏は保存運動一連の過程について、①学者が主導的役割を担ったアカデミズムの進展、②維新以来、徳川300年の遺産が破壊の対象とされる状況下において徳川氏や旧幕臣が文化的復権を目指したこと、③近代官僚にとっての問題点である国家アイデンティティの創出、および内務省による地方改良運動とのパラレルな関係性を考察した[18]。丸山による指摘は、担い手の論考を検討することによるものではなく、また博物館について直接論及されたものではないが、当該時代における学術と政治を巡る問題に対して重要な視座を投じており、検討すべき必要が見出される。

史蹟名勝天然記念物保存協会会長である徳川頼倫は、日本図書館協会総裁をも務め、同協会大会における演説は、国府種徳によって総合され、『斯民』に掲載されている[19]。この中で、「学術応用力を盛んにすることが、国運発展の原動力」であり、実地に学術を応用する能力を積むには、図書ばかりでは十分でな」く、「実物と対照すること」ができる施設として「参考陳列館」の必要性を挙げ、「図書館事業、陳列館事業、博物館事業が真に国運発揚の源泉を潤沢にする」とし、急務中の急務であることを識者に訴えた。また、大礼記念の諸企画が持ち上がる中、「民間」や「官民合同」、「公共団体」の経営ではなく、「国家事業」としての国立博物館建設、および利用を訴え、「国運進暢の現状に照らし、時代に適応する施設」として「文華事業の第一に屈指すべき」は「博物館の事業」であり、この考えは図書館事業や「史蹟名勝天然記（ママ）念物の保存にも趣味を持って」いることから、平生、抱いているものであるとした[20]。

評議員中学者としては、白井光太郎[21]、三好学[22]、神保小虎[23]、三上参次[24]といった、著名、かつ有力な学者による博物館への言及があるが、特に、高い見識を抱いていたのは黒板勝美であった。

1896（明治29）年に帝国大学文科大学国史科を卒業後、（明治38）年に同大学助教授に任じられ、史料編纂官を兼務し、奈良県での蒐集・調査・保存にも携わった黒板は[25]かねてから古文書館設立の必要を訴えていた[26]。

1908（明治41）年２月、学術研究のため欧米に渡り、同年４月には、宮内省から各地美術館、博物館における陳列古書器物保護法取調べを委嘱された。1912年２月に帰国するまで、黒板は多くの博物館を見学し、『西遊弐年　欧米文明記』として出版される運びとなったが、同書は多くの博物館評に加え、深い知識と洞察に基づき、人種問題、都市計画等に至る様々な文化論

的考察が加えられている[27]。これらの経験はその一部は、『斯民』や『神社協会雑誌』の記事にも見ることができる他[28]、1910（明治43）年６月の史学会本会例会において、「歐州に於ける歴史材料の保存整理について」と題された講演でも語られた[29]。

史蹟保存運動の高揚にあっては、史学会評議会の決議に基づき、史蹟遺物保存についての大綱をまとめた画期的論文「史蹟遺物保存に關する意見書」を発表した[30]。なお、田中琢は、黒板が本論の執筆にあたって、G. Baldwin Brownによる1905年の著書、THE CARE OF ANCIENT MONUMENTS.を下敷きとしていることがによって指摘されており、田中は「意見書」の意義を認めつつ、全てが黒板の着想という訳ではないとした[31]。

「史蹟遺物保存に關する意見書」は９章から成り〈表.21〉、第２章において保存すべき史蹟を理論的に確立し、第３、４章では、史蹟を12項に分類し、「不動的」な史蹟と共に「動的」遺物を保存する必要性を説いた[32]。第５章で、わが国と欧州における保存事業の沿革に触れた後、第６章「史蹟遺物保存の根本義」において、①欧州における指定制度と台帳制度の功罪についての検討、および指定制度に基づく現行古社寺保存法の弊害、②「現代以上」の史蹟遺物を保存対象とする必要性、③「復旧主義」の弊害を訴え、第７、８章では、４種の保存手法を紹介し、国民に対する保存思想の周知徹底の必要を示した[33]。第９章では、①古社寺保存法に替わる新法制の必要、②中央監督局と地方監督局の設置、③保存事業における博物館の付帯を挙げた[34]。ここで、黒板の構想は、地方監督局は「東京、京都、広島、福岡、仙台の如き概要の地」８・９箇所に設置すべきものであり、専門の学者を長として、台帳作成に携わる人員を任命させ、さらに博物館を設置するものである[35]。他方、「遺物等は、能うだけ旧地に保存すべき」原則から、ギリシアの「アクロポリス博物館オリムピア博物館」のような史蹟附近に立地する小博物館の設置も構想され、同地で保存し得ない遺物を地方、および中央博物館における収容を図るものであった[36]。

その後、1912年８月24日から９月２日にかけて、『朝日新聞』誌上に「博物館に就いて」を連載した[37]。

第１回では、欧州で専門的化が進んだ「ミューゼアム」に対し、「博物館」の訳語が最早不適当となっていること、第２回では、展示資料と館の外装、内装が一致すべき点から、「スカンセン」や「ビグドー」の博物館がこの理想的であり、わが国では正倉院が理想であるとした。第３回では、①古社寺保存法の弊害と保存事業に伴う博物館の必要性、②博物館と図書館との連絡、③教育以外に趣味向上面からの博物館の必要、および明治天皇記念博物館に対する設立の要望を述べ、第４回では、①欧州における公徳心の指標としての博物館、②総合的

第1章	叙言
第2章	史蹟とは何ぞや
第3章	史蹟の分類
第4章	史蹟と遺物
第5章	史蹟遺物保存の過去及び現在
第6章	史蹟遺物保存の根本義
第7章	史蹟遺物の保存方法
第8章	史蹟遺物保存思想の養成
第9章	保存法と監督局及び博物館

表.21. 史蹟遺物保存に關する意見書目次
参考：黒板勝美（1912/5）「史蹟遺物保存に關する意見書」『史學雜誌』第23編第5號、史學會、pp.84-127.

第1	陳列品そのものの種類によって分類する事
	絵画館、彫刻館、工芸美術館、天産博物館、 船舶博物館、陶器博物館等
第2	陳列の目的によって分類する事
	歴史博物館、宗教博物館、風俗博物館、海事博物館、 商品陳列館、産業博物館、人種博物館等
上記2つの分類以外	
第3	時代と地方

表.22. 黒板勝美による博物館分類法
参考：黒板勝美（1912/8/28）「博物館に就いて（四）」『東京朝日新聞』第9367號、東京朝日新聞發行所、p.6.

な資料を展示する博物館に対し、陳列品が出来た時代や地方の風気を復元し、建築もそれに適合させた博物館という新旧の二種類、③博物館の分類法３種の功罪に言及した〈表.22〉。第５回では、欧州における総合的な国立博物館の専門的分化傾向、国家、公共団体が保管に当たる必要性による私立博物館の減少傾向について、第６回では、自然的、歴史的にスウェーデンを物語るスカンセンを「公園的博物館」とし、鴻ノ台附近、多摩川方面、奈良公園に設立を要望し、明治時代の文化を復現する明治天皇記念博物館の建設を訴えた。第７、８回では、展示資料と建築の調和、資料収集方針の設定、建築における湿度、採光の注意、案内目録と陳列法の工夫、公開講演の実施、図書室と研究室の設置についての要望、第９回では、管理室の設置箇所、博物館事業研究の必要に触れ、現今の経済状態では完全なものを望むことは不可能であるため、「計画だけは出来るだけ大規模とし、事情の許す範囲で一部分を実行」に移し、「だんだん全体を完成することに力めねばならぬ」と結んだ。

黒板の博物館論は、系統的に述べられたものではないが、古社寺保存法や博物館に対する要望は、「博物館に就いて」の直後に始まった「誤れる古社寺保存法令」の連載においても繰り返されている[38)]。

以上のように、博物館や史跡保存に関し、当代でも高い見識を有していた黒板であったが、井上友一の箇所で述べたように、東照宮三百年祭に際し、その実践の機会を得ることになった。

『日光山東照宮三百年祭記念誌』よると、記念事業として選定されたのは、社殿の「防火設備」、「旧神領杉並木補習（ママ）」、「貴宝館と休憩所」の建設、「神苑新設と道路旧蹟補修」、「祭神伝記と社誌」の刊行、「寶物館」建設、「奉齋會と協賛會」の組織と物産陳列場の設置であった[39)]。

「寶物館」建設を担った黒板勝美は、1914年３月21日の日光東照宮寶物陳列館起工式における講演で、1913年７月の視察に際して計画を委嘱されたことを示し、さらに同館の構想を述べた[40)]。

まず、帝室博物館や徴古館、他の神社附属の宝物館が建物と内部の陳列品との調和を欠いていることを欠点として挙げ、さらに陳列には「中心即ち纏りがなければならない」として、「其の中心を初めから見る丈では駄目で、次第に其の中心に至らしめ、段々に感に打たれ、高潮に達せしめて、その中のものであるかのように同化せしめ、その後に館を出るようにさせなければならない」と述べた[41)]。その建築については、「東照宮を始め、日光に於ける他の建築物と良く調和させることが出来、其の建築の外部からみたばかりで、ここには日光山関係品、三百年時代のものが主として陳列されて居るのであるという事が、直覚さるるように」したという[42)]。黒板は「中心」という言葉で、博物館展示における核となる展示資料の必要性、さらに、

かねてから指摘していた西洋建築との不調和の解消を試みたことが窺われる。

次いで、現時点で『陳列目録』がほぼ完成していること、防湿、防火に留意した建築であることを述べ、展示室の構想に移る[43]。なお黒板の構想と図版に示した展示資料の関係は、若干異なるものである。

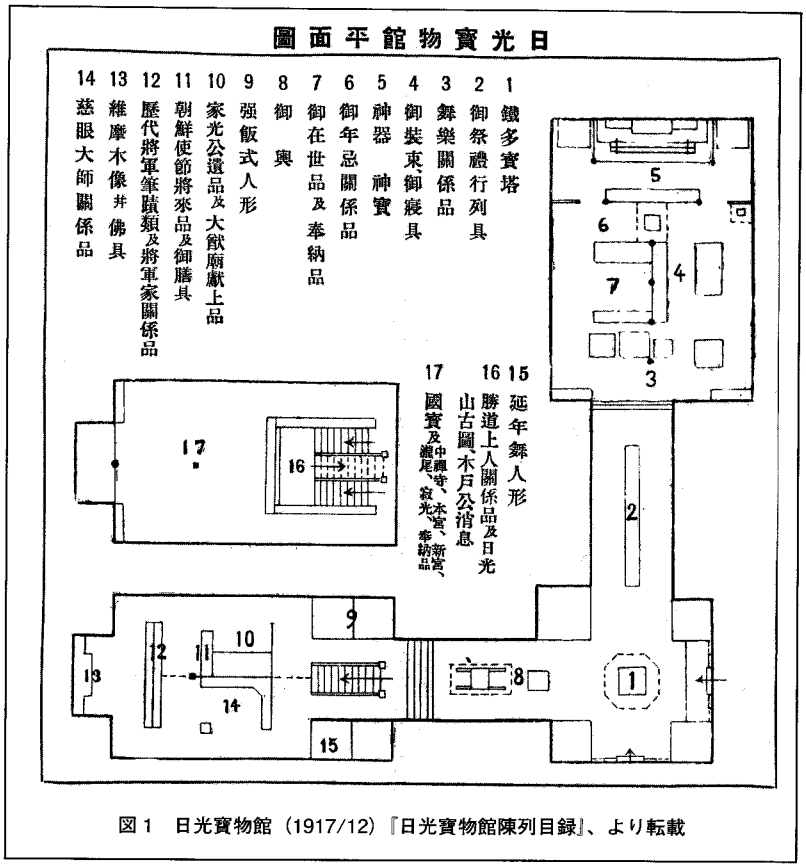

図１　日光寶物館（1917/12）『日光寶物館陳列目録』、より転載

第１館では、まず入り口の部屋（図１の１）に東照宮の神輿を、続いて神祭りの行列、御祭礼・神事・行列関係を展示し、第１館が主に東照宮の展示であることの理解を促し、敬神の念を抱かしめ、年に複数回の来訪ができない者への便宜として祭礼を配したとされる[44]。

さらに、舞楽関係品、東照宮の男女両神体の装束を配して次第に東照宮の神体に近づいていくように設え、神殿風の内装を施した「第１館階下奥の室」（図１の５）へと至る。ここには、神饌具、宝物類、東照宮御在世品、さらに、強飯の関連品、延年舞の関連品が配される[45]。

第２館階下は、まず「三代家光とその時代」であり、設備は江戸時代の座敷の様式を採り、家光関連品、同時代の工芸品が配され、これらは輪王寺伝来品が多数を占めるとされる[46]。「第２館階下奥の室」（図１の13）は維摩居士像、勝道上人・天海僧正関係品といった仏教関係品をまとめ、この中には二荒川神社伝来品も多いとされる。黒板は、仏教関係でまとめられた「第２館階下奥の室」は、神殿風の「第１館階下奥の室」と対照性を意図している[47]。

さらに、「階上の室」では、許可をもって二社一寺の国宝、北白川の御遺物を配したいという希望を述べた[48]。

黒板は、二社一寺が一体となっている所に日光の、さらに宝物陳列館の価値を見出し、館の目的を日光の主なものを収集して、歴史を知らしめ、国民教育上からも神社仏閣に対する崇敬の念を増し、国民精神を強固にするためと設定した[49]。また、建築を保護建築物とするのであれば、装束類なども国宝とすべきであり、金銭的価値以外の点においても保存の必要を訴えた[50]。そして、資料紹介の後、「寶物館を利用活用して社會を益することは、其の任に同當る人、及日光及その附近に居らるゝ人々の任務であり責任である」旨を呼びかけ、講演を締めくくった[51]。

同館は、ほぼ黒板の構想が活かされ、1915（大正４）年に開館し、『列品目録』は1917（大正６）年に刊行された[52]。

黒板による日光宝物陳列館の事例に関し、建造物と一体となった資料の保存、館における主題の設定、資料と調和した展示環境等が実践されている点、保存にあって地域住民の参画を促している点は特に明記すべきであろう。また、先に掲げた井上の訓示にも、黒板の保存や博物館に対する構想が一定の影響を及ぼしていたものと考えられる。

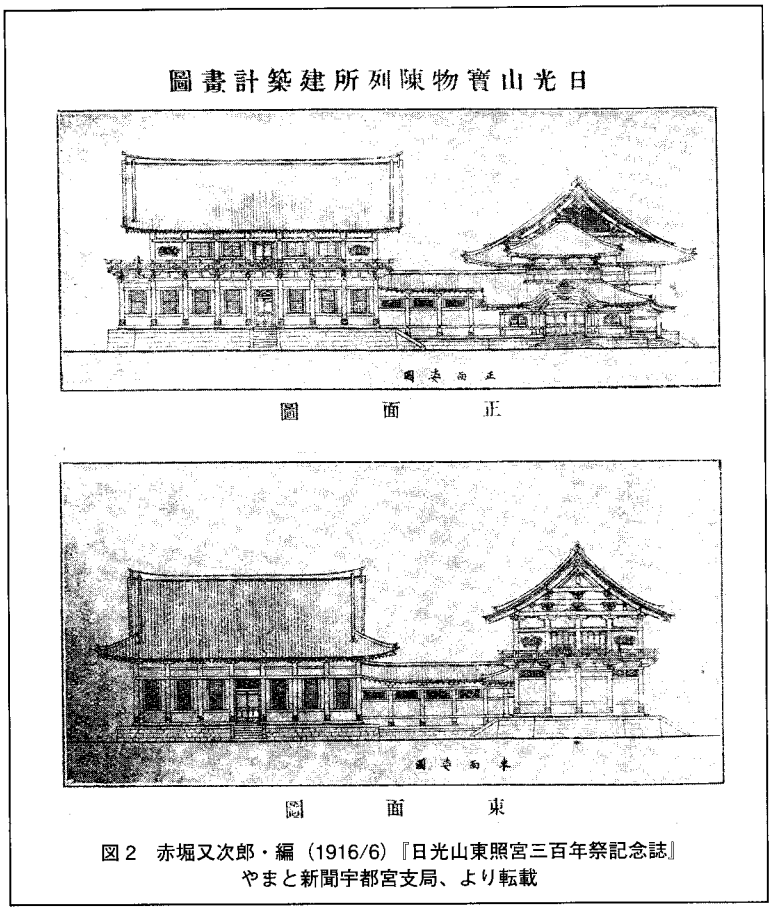

図２　赤堀又次郎・編（1916/6）『日光山東照宮三百年祭記念誌』
やまと新聞宇都宮支局、より転載

一方では、当該時代の学説において否定された桜井駅を顕彰するなど[53]、積極的に天皇制を鼓吹した黒板であったが、官僚的な保存のみによる制度上の限界を指摘し、地域での保存を訴え、保存事業の中に博物館を組み込んでいった[54]。

６．まとめと考察

①まとめ

・社会的な博物館に対する認識が、博物館不要論よりは財政難に基づく消極論に傾く中、一方では科学教育の普及がさけばれ、通俗教育委調査員会は、大正に至って、博物館事業にも取り組み始めた。

・主な方針としては、通俗教育館を中心として全国に模範を示しつつ、「展覧事業」を振興するとういものであり、通俗教育委調査員会において通俗教育における博物館の明快な位置付けを欠いた。

・通俗教育委調査員会の内、文部官僚の個人的な論考においては、博物館事業に対する具体策を欠き、博物館に論及した委員である山崎直方、井上友一、棚橋源太郎においても、欧米を模範とし、理工系の内容が施行されている点は共通するものの、そのトーンは大きく異なっていた。とりわけ、博物館普及方針において、一大博物館を説いた山崎と展覧事業の通俗教育的育成を説いた棚橋のコントラストは顕著である。

・棚橋の博物館普及方針は、概ね通俗教育委調査員会の方針と一致し、さらに通俗教育館の構

想は棚橋の意向が通俗教育委調査員会決議の段階においても反映されていた。

・この期における棚橋源太郎の論にあっては、通俗教育による「展覧事業」の分類であって、博物館のすべてを通俗教育の施設として位置付けていたわけではなかった。さらに、育成によって博物館の普及を図るべく、「経費の掛からない博物館」を繰り返し述べた。

・内務官僚の論考においても、博物館事業に対する積極的な言及は見出せなかった。ただし、井上友一に関しては、教育を重視し、理工・産業的な「展覧事業」に関心を抱いていた。他方、井上は史蹟名勝天然紀念物の保存に積極的な関与をしているが、日光宝物陳列館の事例を除き、史蹟等の保存と博物館との関係性は希薄であった。

・当該時代において、通俗教育調査委員以外の論考として、さらに、通俗教育館以外に実践された事例として、特に黒板勝美と日光宝物陳列館を挙げたが、建造物と一体となった資料の保存、館における主題の設定、資料と調和した展示環境等が実践されている点、保存にあって地域住民の参画を促している点は他の論者に見出しえないものであった。

・山崎、棚橋、中川、黒板の論考において、記念事業としての博物館にたいする言及が認められるが、そのあり方も一様でなく、天皇事跡の顕彰と博物館普及を並列目的に置く黒板のような立場や、記念事業を一つの好機と捉えて博物館の普及を目指す棚橋のような立場が存在した。ただし、山崎、黒板の記念博物館構想は、「計画だけでも」という次善の策に終始している。

②考察

博物館の有効性自体を問う声や財政難による博物館消極論、または通俗教育自体に対する見解の不一致の中、通俗教育委調査員会組織として、博物館の普及方針について一つの見解を導いたことは、博物館史において評価しえる。一方で、あくまで「展覧事業」に収まった形での普及であって、博物館理論の形成や恒久的な施設の設立に至ることはなかった。この点は、博物館における保存や研究体制の確立に大きな課題を残した。

棚橋源太郎の博物館論にあっては、同時代の諸氏による影響に増して、欧州の博物館に対する依存度が窺われる。欧米で見学した一時的展覧会の通俗教育に果たす有効性は、後の特別展実施に対する具体的なビジョンを与えたものと考えられる。

この時期において学術資料保存の必要から、史蹟名勝天然紀念物保存協会が学界、官界、政界の有力者によって盛んになり、特に欧州に学んだ学者たちは博物館の必要が説かれ、財政難に抗いつつ、いわば手探りの状態で博物館の在り方が模索された。

これらの動向は、先に触れた「博物館建設の建議案」や各地におけるその後の博物館設立への大きなきっかけとなったものと考察される。

通俗教育における文部と内務の連携については判然としなかったが、文部省に先んじて社会教育に着手していた内務省では、他方で展開された史蹟等の保存運動と博物館事業が結びつくことはなく、国家による顕彰にとどまり、内務省の政策として博物館による郷土に根ざした資料の活用が確立されていくことはなかった。

以上、今回、設定した幾つかの課題について、小論では十分な資料の蓄積をみなかったため、

後の課題としたい。

註

はじめに

1　本稿では、社会教育と通俗教育は同義とし、引用箇所は出典に沿うものとする。

2　文部省の通俗教育調査委員会は、「通俗教育委員会」などと称される場合がある他、各種の教育団体や自治体に近似した名称の組織が設けられることもある。本稿では、特に断りがない場合、文部省の組織を示すものとする。

3　本稿では、以下の論考を参考とした。椎名仙卓（1988/7）『日本博物館発達史』雄山閣出版、pp.144-145.、久保内加菜（1997/3）「通俗教育施設における「資料」の概念」）『生涯学習・社会教育学研究』第21号、東京大学大学院教育学研究科生涯学習基盤経営講座社会教育学研究室紀要編集委員会、pp.25-33.、福井庸子（2007/3）「大正期における博物館教育活動に関する研究 - 東京教育博物館の特別展覧会を中心に」『早稲田教育評論』第21巻１号、早稲田大学教育総合研究所、pp.51-63. 以上の内、久保内は、展覧事業と博物館の問題点に対し、施設、非施設の論点には立脚せず、博物館「資料」のという観点からの研究を提示し、福井は、「展覧事業」に関する国民の受容という点について論及した。

１．研究小史

1　倉内史郎（1961/12）『明治末期社会教育観の研究 - 通俗教育調査委員会成立期 -』野間教育研究所

2　同上、倉内史郎（1961/12）、pp.135-136.

3　小川利夫・他（1957/9・12）「わが国社会教育の成立とその本質に関する一考察（一・二）」『教育学研究』第24編第４・６号、教育学研究会、pp.1-18.・pp.29-37.

4　小川利夫・他（1957/9）「わが国社会教育の成立とその本質に関する一考察（一）」『教育学研究』第24変第４号、教育学研究会、pp.3-7.

5　小川利夫・他（1957/12）「わが国社会教育の成立とその本質に関する一考察（二）」『教育学研究』第24変第６号、p.33.

6　山梨あや（2006/2）「地方改良運動期における読書と社会教育 - 井上友一の「自治民育」構想を視点として」『哲学』第115号、三田哲学会、pp.115 ～ 155.

7　高木博志（1997/2）『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房 p.323.

8　高木が用いた井上の『斯民』論文の掲載号等については、井上の項における文献表を参照。

9　由谷裕哉（2006/3）「井上友一による博物館・図書館構想」『小松短期大学論集』第18号、小松短期大学地域創造学科、pp.1 ～ 18.

10　同上、由谷（2006/3）p.2.

11　同上、由谷（2006/3）p.11.

12　同上、由谷（2006/3）p.11.

13　同上、由谷（2006/3）p.11.

14　同上、由谷（2006/3）p.12.

15　前掲、椎名仙卓（1988/7）、pp.144-145.
16　同上、椎名仙卓（1988/7）、pp.147-151.
17　同上、椎名仙卓（1988/7）、pp.154-155.

2．通俗教育調査委員会

1　この点は、前掲、山梨あや（2006/2）、p.152. で指摘されている。また、この頃、--- 開發社（1905/10）「時事彙報　通俗教育と俗謡」『教育時論』第738號、開發社、p.31. では、先行する通俗教育調査会が文部省に発足し、取調べ委員に中川、針塚視学官、警視庁より黒金警視・他が就任していたことを報じている。
2　--- 時事新報（1909/1/4）「社会教育に就て」『時事新報』第9072號、時事新報社、p.7.　なお、本稿では、無記名の記事を「--- 発行元」のように記し、タイトルや発行元の旧漢字は原典のままとした。ただし、文中の引用箇所は旧漢字を改め、現代仮名使いとした。新聞の（p）は、面を示す。
3　--- 開發社（1911/5）「内外雑纂　小松原文相の演説」『教育時論』第940號、開發社、p.17.
4　--- 開發社（1911/5）「時事彙報　文藝通俗両委員會」『教育時論』第940號、開發社、p.34. 通俗教育拡張会
5　--- 報知新聞社（1911/5/18）「二委員會の管制」「二委員の發表」「文部の二委員會」『報知新聞（夕刊）』第12270號、報知新聞社 p.3.
6　倉内の研究によれば、新聞誌上は文芸委員会、通俗教育調査委員会の設置を社会主義の抑圧、自然主義文学への対策と見なし、評判は芳しくなかったとされる。前掲、倉内史郎（1961/12）、pp.135-136.。なお、正木直彦は、通俗教育調査会が岡田次官の意見で設置されたものと語っている。--- 開發社（1912/11）「時事彙報　通俗教育と正木直彦氏」『教育時論』第994號、開發社、p.39.
7　--- 開發社（1911/6）「時事彙報　通俗教育委員招待」『教育時論』第941號、開發社、pp.27-28.
8　--- 開發社（1911/6）「時事彙報　通俗教育調査方針」『教育時論』第941號、開發社 pp.28-29.
9　--- 明治教育社（1911/7）「時評　通俗教育調査會」『教育界』第10巻第10號、明治教育社、pp.121-122
10　--- 報知新聞社（1911/6/3）「通俗教育調査會（第一回）」『報知新聞』第12286號、報知新聞社、p.2.
11　--- 東京朝日新聞發行所（1911/6/4）「通俗教育委員會」『東京朝日新聞』第8916號、東京朝日新聞發行所 .p.4
12　--- 東京日日新聞社（1911/6/3）「通俗教育委員會」『東京日日新聞』第12395號、日日新聞社、p.3.
13　--- 時事新報社（1911/6/3）「通俗教育調査會」『時事新報』第9953號、時事新報社、p.4.
14　--- 開發社（1911/7）「時事彙報　通信（ママ）教育意見」『教育時論』第944號、開發社、pp.34-35.
15　--- 開發社（1911/7）「時事彙報　通俗教育調査會」『教育時論』第945號、開發社、p.26.
16　--- 開發社（1911/7）「時事彙報　通俗教育と各省」『教育時論』第946號、開發社、p.34.
17　--- 開發社（1911/7）「時事彙報　通俗教育と内務」『教育時論』第944號、開發社、p.35.
18　--- 開發社（1911/7）「時事彙報　文部内務の衝突」『教育時論』第946號、開發社、p.34.

19 --- 開發社（1911/8）「時事彙報　通俗教育資料蒐集」『教育時論』第947號、開發社、p.39.
20 --- 開發社（1911/7）「時事彙報　通俗教育委員會」『教育時論』第946號、開發社、pp.34-35.
21 --- 開發社（1911/8）「時事彙報　通俗教育委員會」『教育時論』第948號、開發社、p.32.
22 文部省大臣官房文書課（1913/10）「通俗教育調査委員會」『日本帝國文部省第三十九年報（上巻）』文部省大臣官房文書課、pp.308-309.
23 文部省大臣官房文書課（1914/12）「通俗教育調査委員會」『日本帝國文部省第四十年報（上巻）』文部省大臣官房文書課、p.349.
24 --- 明治教育社（1911/7）「内國彙報　通俗教育に關する通牒」『教育界』第10巻第10號、明治教育社、p.107.
25 --- 教育史編纂會（1939/2）『明治以降教育制度発達史』第６巻、龍吟社、p.213.
26 --- 開發社（1911/6）「時事彙報　教育博物館擴張」『教育時論』第943號、開發社、p.36.
27 --- 初等教育研究曾（1911/11）「時報　文部省の新事業」『教育研究』第92號、初等教育研究曾、pp.114-115.
28 同上、--- 初等教育研究曾（1911/11）、p.115.
29 --- 開發社（1911/10）「時事彙報　大博物館建設の議」『教育時論』第953號、開發社、p.31.
30 --- 帝國教育會（1911/11）「帝国教育會の通俗教育講演會」『帝國教育』第352號（再興33）、會報通俗教育講演部帝國教育會、pp.75-76.
31 --- 帝國教育會（1911/11）「會報　通俗教育講演部」『帝國教育』第352號（再興33）、帝國教育會、pp.118-119.
32 --- 開發社（1912/11）「時事彙報　通俗教育講習會」『教育時論』第992號、開發社、p.31.
33 --- 帝國教育會（1912/12）「通俗教育施設ニ關スル講習會」『帝國教育』第365號（再興46號）、帝國教育會、pp.117-120.
34 --- 開發社（1912/8）「時事彙報　通俗教育講展覧事業着手」『教育時論』第983號、開發社、p.24.
35 --- 開發社（1912/8）「時事彙報　通俗教育講會」『教育時論』第983號、開發社、p.24.
36 東京教育博物館（1913/9）『東京教育博物館一覧』（大正貳年四月）東京教育博物館、p.19.
37 棚橋源太郎（1913/9）「通俗教育上の展覧事業」『通俗教育施設方法講演集』、国定教科書共同販売所、pp.293-340.
38 --- 中央報徳会（1912/11）「文部省通俗教育調査委員の陳列場巡視」『斯民』第７編第９號、中央報徳會、pp.61-62.
39 --- 讀賣新聞社（1912/10/19）「通俗教育委員の巡覽」『讀賣新聞』第12736號、讀賣新聞社、p.2.
40 棚橋源太郎（1913/6）「通俗教育館施設の現況及將來の計畫」『帝國教育』第371號（再興52號）、帝國教育會、pp.55-63. なお、岐阜県博物館・編（1992）『岐阜県博物館所蔵「棚橋源太郎先生辞令等写綴」内容目録:1889-1960』岐阜県博物館、p.5. によれば、棚橋が通俗教育調査会から事務嘱託の発令が出されたのは、７月２日のことである。
41 同上、棚橋源太郎（1913/6）、pp.56-58.
42 前掲、椎名仙卓（1988/7）、pp.147-151.
43 前掲、棚橋源太郎（1913/6）、pp.56-57.

44 同上、棚橋源太郎（1913/6）、pp.58-59.

45 一記者（1912/12）「新設通俗教育を觀る」『帝國教育』第365號（再興46號）、帝國教育會、pp.61-62.「ウラニア」については、棚橋が述べているので、ここでの解説は省略する。

46 武部欽一（1913/7）「通俗教育調査委員會の施設状況」『帝國教育』第372號（再興53）、帝國教育會、pp.48-51.

47 --- 開發社（1912/11）「時事彙報　通俗教育と正木直彦氏」『教育時論』第994號、開發社、p.39.

48 --- 開發社（1912/11）「時事彙報　通俗教育と巖谷小波氏」『教育時論』第994號、開發社、p.39.

49 --- 明治教育社（1913/7）「社説　文部省の行政整理を評す」『教育界』第12巻第９號、明治教育社、p.5.

50 --- 帝國教育會（1913/8）「會報　評議員會」『帝國教育』第373號（再興54）、帝國教育會、p.121.

51 --- 帝國教育會（1913/10）「會報　通俗教育部委員會」『帝國教育』第375號（再興56）、帝國教育會、p.115.

52 --- 衆議院（1919/3/11）「第四十一回帝國議會衆議院　帝國博物館完成ニ關スル建議案委員會議録（筆記速記）第一回）」『帝國議會衆議院委員會議録』22、衆議院、※臨川書店（1984/10）所収、pp.319-323.　--- 衆議院（1919/3/18）「第四十一回帝國議會衆議院　帝國博物館完成ニ關スル建議案委員會議録（筆記速記）第二回）」『帝國議會衆議院委員會議録』22、衆議院、※臨川書店（1984/10）所収、pp.325-329.　--- 衆議院（1919/3/20）「第四十一回帝國議會衆議院　帝國博物館完成ニ關スル建議案委員會議録（筆記速記）第二回）」『帝國議會衆議院委員會議録』22、衆議院※臨川書店（1984/10）所収、pp.331-333.

53 --- 帝國教育會（1913/10）「彙報　教育會に於て行ふべき通俗教育の適切なる施設方法如何」『帝國教育』第375號（再興56）、帝國教育會、pp.111-112

３．通俗教育調査委員会委員と博物館論

1 吉田熊次（1912/3）「通俗教育事業」『社會教育』敬文館※博物館、動物園、植物園 pp.370-390、他 pp.496-509.

2 田所美治（1911/2）「歐洲視察談」『帝國教育』第343號（再興24號）、帝國教育會、pp.1-9.

3 田所美治（1911/9）「歐州巡回中の雜感」『全國神社協會々報』第155號、全國神社協會、pp.1-6.

4 田所美治（1911/7）「通俗教育に就て」『教育界』第10巻第10號、明治教育社、pp.51-56.

5 田所美治（1911/7）、pp.51-52. 番号は筆者が補った。

6 田所美治（1911/7）、pp.53-54.

7 田所美治（1911/7）、pp.54-55.

8 田所美治（1911/7）、pp.55-56.

9 田所美治（1911/7）「通俗教育の必要」『帝國教育』第348號（再興29）、帝國教育會、pp.16-21. ここで田所が「民育普及会」と称したドイツの団体は、先の --- 開發社（1911/5）「時事彙報　文藝通俗両委員會」『教育時論』第940號、p.34. で「通俗教育拡張会」と訳されている。

10 服部教一（1910/10）「社會教育に就て我國の教育者に警告す」『帝國教育』第339號（再興20）、帝國教育會、pp.19-26.

11 福士末之助（1913/8）「會報　通俗講演會の方法」※図書館、博物館、史蹟等を利用した講演『帝國教育』第373號（再興54）、帝國教育會、pp.49-55.

12 福士末之助（1912/7）「通俗教育の經營　第一章　緒論」『教育界』第11巻第9號、明治教育社、pp.40-44.

13 福士末之助（1912/8）「通俗教育の經營　第二章　通俗教育の意義」『教育界』第11巻第10號、明治教育社、pp.33-38.
福士末之助（1912/9）「通俗教育の經營　第三章　通俗教育の目的」『教育界』第11巻第11號、明治教育社、pp.19-25.
福士末之助（1912/10）「通俗教育の經營　第四章　通俗教育の方法」『教育界』第11巻第12號、明治教育社、pp.44-48.
福士末之助（1912/12）「通俗教育の經營　第四章　通俗教育の方法」『教育界』第12巻第２號、明治教育社、pp.36-42.

14 正木直彦（1901/10）「教育博物館の組織に就て」『教育界（臨時増刊）』第３巻第２號、明治教育社、附録 p.2.

15 山崎直方（1907/4）「國立博物館の設立を望む」『太陽』第13巻第５號、東京博文館、pp.56-63.
これに先行する博物館関連の論考には、（1899/5・8）「ベルリン人類學博物館參觀雜記　第一回・第二回」『東京人類學會雜誌』第14巻第158・161號、東京人類學會、pp.321-324.・pp.444-448. や（1899/11）「大英博物館所見」『地質學雜誌』第６巻第74號、日本地質學會 pp.403-410. がある。

16 同上、山崎直方（1907/4）、pp.56-57.

17 同上、山崎直方（1907/4）、p.57.

18 同上、山崎直方（1907/4）、pp.57-58.

19 同上、山崎直方（1907/4）、pp.58-59.

20 同上、山崎直方（1907/4）、pp.60-61.

21 同上、山崎直方（1907/4）、p.62.

22 同上、山崎直方（1907/4）、p.62.

23 同上、山崎直方（1907/4）、pp.62-63.

24 山崎直方（1929/3）「當面の急務は小博物館の增設」『博物館研究』第２巻第３號、博物館事業促進會、pp.1-3.

25 一木喜徳郎（1919/）「自治に魂を吹き込んだ人」『斯民』第14編第７號、中央報徳會、pp.32-35.

26 井上曾・編（1940/12）『井上博士と地方自治』全國町村長曾

27 スタイン：Heinrich Friedrich Karl Reichsfreiherr vom und zum Stein（1757-1831）。1804年に大臣となったが、官房政治を批判して罷免された後、ナポレオン打倒のため奔走し、1813年にはプロイセン・ロシア同盟を成立させた。

28 井上友一（1909年）『自治要義』博文館、p.39.

29 同上、（1909年）『自治要義』博文館、p.71.

30 同上、（1909年）『自治要義』博文館、p.81.

31 同上、（1909年）『自治要義』博文館、pp.91-145.

32 同上、井上友一（1909年）『自治要義』、pp.91-129.
33 同上、（1909年）『自治要義』博文館、pp.92-96.
34 同上、井上友一（1909年）『自治要義』博文館、pp.109-110.
35 井上友一（1909年）『自治要義』博文館、pp.109-111.
36 井上友一（1910年？）『自治興新論』早稲田大学出版部、p.94.
37 井上友一（1910年？）『自治興新論』早稲田大学出版部、pp.94-96.
38 義勇展覧館：長野県の博物館史については、窪田雅之の研究に詳しい。窪田雅之（1988）「長野県博物館概史」『國學院大學博物館学紀要』第12輯、國學院大學博物館学研究室、pp.73-76.
39 井上友一（1910年？）『自治興新論』早稲田大学出版部、pp.100-101.
40 井上友一（1910年？）『自治興新論』早稲田大学出版部、pp.152-155.
41 井上友一（1906年）『列国の形勢と民政』報徳会、pp.23-24.
42 井上友一（1906年）『列国の形勢と民政』報徳会、pp.63-64.
43 キシュ，イエネ（Kiss, jenö.）・著、長倉美恵子・訳（1977）『ハンガリーの図書館』社団法人日本図書館協会、pp.87-88.
※原著は、Kiss, jenö. 1972. Libraries in Hungary、及び、Kiss, jenö. 1972. The National Széchényi Library。16世紀以降、トルコによる占領、ハプスブルク諸侯による支配の間、ハンガリー文化の維持は、庶民の手に委ねられていた。国家の知的財産を収集・保管する機が熟した17世紀末、フェレンツ・セーチェーニ（Ferencz Széchenyi・1754-1820）は世界中を旅して捜し求めた集書を寄贈し、国立セーチェーニ図書館の基礎が作られる。1802年３月に王の認可を得、1803年８月20日、ペストで公開された。印刷図書約13,000、写本2,000、地図と版画数百に及ぶ資料を維持するため、当初は寄付によって、後に義務負担として経費が支弁され、基金が創設されるに至る。1808年、僧侶、貴族、平民からなる三権議員会議は、セーチェーニ図書館を併設したハンガリー国立博物館を創設した。その後、1846年にハンガリー国立博物館は新しい建物に移築された。
44 前掲、井上曾・編（1940/12）『井上博士と地方自治』全國町村長、pp.378-381.
45 前掲、井上曾・編（1940/12）『井上博士と地方自治』全國町村長、pp.382-384.
46 前掲、井上曾・編（1940/12）『井上博士と地方自治』全國町村長、p.438.
47 戸川安宅（1913/9）「晃山の保勝」『斯民』第８編第６號、中央報徳会、pp.73-74.
48 山下成徳、上村英夫（1938/9）「棚橋先生が主事として就職せられたる前後の教育博物館の状態」『棚橋源太郎氏と科学教育』棚橋源太郎氏教育功労記念会、p.67.
49 棚橋源太郎（1913/10）「通俗教育上の展覧事業」『通俗教育施設方法講演集』、国定教科書共同販売所、pp.293-340.
50 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.293-294.
51 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.295.
52 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.296.
53 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.307.
54 その他、ウラニアについて、近年では、高橋雄造（2008/5）『博物館の歴史』法政大学出版局

pp.408-410. でも触れている。

55 前掲、棚橋源太郎（1913/10）、pp.296-297.

56 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.298.

57 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.299.

58 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.299-300.

59 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.299-302

61 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.302-303.

62 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.304.

63 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.304-305.

64 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.307.

65 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.308.

66 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.309-310

67 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.310-312.

68 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.313.

69 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.314.

70 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.315-316.

71 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.316-317.

72 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.317.

73 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.318-319.

74 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.319-322.

75 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.323.

76 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.324-325.

77 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.327.

78 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.326-327.

79 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.327-328.

80 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.328

81 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.328-329.

82 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.330.

83 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.331-332.

84 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.332-335.

85 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.336-337.

86 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.338.

87 同上、棚橋源太郎（1913/10）、pp.339-340.

88 同上、棚橋源太郎（1913/10）、p.340.

89 棚橋源太郎（1916/10）「教育展覧事業」『通俗教育施設に関する講演集』、神奈川縣教育委員會、pp.43-73.

4．当該時代における博物館論

1　大島美津子（1970/6）「地方財政と地方改良運動」『明治大正郷土史研究法』、朝倉書店、pp.50-92.

2　戸野周次郎（1911/7）「通俗教育調査會について」『教育界』第10巻第10號、明治教育社、pp.51-56.

3　内務省地方局（1897/4）「記念教育博物館と進農會」『地方資料　地方諸般の経営』第一編、内務省、pp.12-14.

4　床次竹二郎（1910/2）「歐米諸國に於ける個人及公私團體の活動」『太陽』第16巻第３號、東京博文館、pp.183-186.

5　水野練太郎（1909/12）「泰西に於ける地方經營」『地方改良資料講演集（下巻)』内務省地方局、pp.427-458.

6　同上、水野練太郎（1909/12)、pp.444-447.

7　中川望（1909/1）「世界の理想都市たるべきダンフハームリン」『斯民』第３編第12號、報徳會、pp.34-47.

8　中川望（1911/3）「米國ピッツバーグより」『斯民』第５編第13號、報徳會、pp.53-54.

9　中川望（1911/4）「獨逸ドレスデン市に於ける兒童遊園と美術講演會」『斯民』第６編第１號、報徳會、pp.b5-b8.　なお、中川がイギリスを参考としたのに対し、幣原坦は、ドイツの「ホーヘンツオレルン館」を参考とした。幣原坦（1912/9）「獨逸皇室の記念館」『斯民』第７編第７號、中央報徳會 pp.46-48.

10　中川望（1912/9）「如何に明治天皇を記念し奉るべきか」『斯民』第７編第７號、中央報徳會、pp.63-70.

11　斯波淳六郎（1911/4）「理想に近きボストン美術館」『斯民』第５編第１號、報徳會、pp.24-27.

12　児玉九一（1928/1）「史蹟名勝天然紀念物の保存と公園行政」『史蹟名勝天然紀念物』（再興）第３集第１號、史蹟名勝天然紀念物保存協会、pp.8-20.

13　三好學（1906/10）「名木ノ伐滅并ニ其保存ノ必要」『東洋學藝雑誌』第23巻301號、東京社、pp.429-438.

14　--- 中央報徳会（1911/1）「南葵文庫に於ける史蹟史樹保存茶話會」『斯民』第５編第11號、報徳會、p.84.

15　三好學（1936/12）「史蹟名勝天然紀念物保存事業の由来」『史蹟名勝天然紀念物』（再興）第11巻第12号、史蹟名勝天然紀念物保存協會、pp.961-966.

16　丸山宏（2003/6）「『史蹟名勝天然紀念物』の潮流 - 保存運動の射程」『『史蹟名勝天然紀念物』解説・総目次・索引』、不二出版、pp.30-32.

17　--- 日本歴史地理學會（1912/1）「史蹟名勝天然記（ママ）念物保存協會の發會式」『歴史地理』第19巻第１號、日本歴史地理學會、pp.132-134.

18　前掲、丸山宏（2003/6)、pp.30-32.

19　徳川頼倫（1914/5）「學術應用力の修養を盛にせん」『斯民』第９編第２號、中央報徳會、pp.32-36.

20 徳川頼倫（1914/1）「大禮記念の文華事業」『斯民』第８編第10號、中央報徳會、pp.10-14.

21 白井光太郎（1903/4）『植物博物館及植物園の話』丸善、など

22 三好學（1895/10）「第三章　植物園、植物標品館、腊葉舘」『歐州植物學較近之進歩』敬業社、pp34-51.、三好學（1914/11）『歐米植物観察』冨山房、など

23 神保小虎（1913/3）「プリチシュ、ミュジアム（ロンドン）に於ける鑛物の陳列術」『地質学雑誌』第20巻第234號、地質学會、pp.101-108. その他、神保小虎（1912/7）「洋行艱難録」『太陽』第19巻第11號、東京博文館、pp.129-159. では、当該時代にあって、欧州の博物館の利点のみが伝えられる中、開館日、照明、案内、禁止事項等について、伝聞とのギャップをユーモラスに述べている。

24 三上参次（1911/11）「演説談話」『史蹟名勝天然記念物保存協會第二回報告』史蹟名勝天然記念物保存協會、pp.3-14. 三上は、1910年３月、史蹟史樹保存茶話会での講演でサウスケンジントン博物館について述べている。

25 黒板勝美（1905/8）「史料蒐集」『神社協會雑誌』第42號、神社協會、pp.30-33.

26 黒板勝美（1906/1）「古文書館設立の必要」『歴史地理』第８巻第１號、日本歴史地理學會 pp.60-63.

27 黒板勝美（1911/9）『西遊二年歐米文明記』文会堂書店

28 黒板勝美（1905/8）「オリムピアの回顧」『神社協會雑誌』第100號、神社協會、pp.46-49、黒板勝美（1911/7）「埃土ナイルの治水事業」『斯民』第５編第５號、報徳會、pp.24-27.、および黒板勝美（1911/10）「伊太利希臘に於ける遺物發掘事業」『斯民』第５編第８號、報徳會、pp.22-26.

29 --- 史学會（1910/9）「彙報　本會例會」『史學雑誌』第21編第９號、史學會、pp.101-102.

30 黒板勝美（1912/5）「史蹟遺物保存に關する意見書」『史學雑誌』第23編第５號、史學會、pp.84-127.

31 Brown, G. B. 1905. THE CARE OF ANCIENT MONUMENTS. CAMBRIDGE : at the University Press. なお、田中琢（1973/4）「遺蹟の保護（１）」『考古学研究』第19巻第４号、考古学研究会、p.113. では、特に同書の第11章 ' Classemerit ', Inventorization, and Official Publications. pp.57-61. を指摘しているが、第８章 Means for the Preservation of Monuments : B. Official and semi-official Agencies, Museums. pp.41-43. や、第10章 Restoration and Anti-Restoration. pp.46-56. にも同様の指摘をし得る。

32 同上、黒板勝美（1912/5）、pp.86-102.

33 同上、黒板勝美（1912/5）、pp.102-123.

34 同上、黒板勝美（1912/5）、pp.123-127.

35 同上、黒板勝美（1912/5）、pp.125-127.

36 同上、黒板勝美（1912/5）、pp.125-127.

37 黒板勝美（1912/8/24 ～ 9/2）「博物館に就いて（一～九）」『東京朝日新聞』第9363 ～ 9372號、東京朝日新聞發行所、全て６面に掲載。なお、最終回には誤って（九）ではなく、（八）のナンバーが付されている。

38 黒板勝美「誤れる古社寺保存法令」は15回掲載され、第１回は1912年９月６日で、『東京朝日新聞』

第9376號、第２回は７日の第9377號、第三回は８日の第9378號であり、本號以降、タイトルにナンバーが入る。（四）が10日の第9380號、（五）が23日の第9393號、（六）が27日の第9397號、（七）が10月16日の第9416號、（八）が17日の第9417號、（九）が18日の第9418號、（十）が19日の第9420號、（十一）が20日の第9421號、（十二）が21日の第9422號、（十三）が22日の第9423號、（十四）が23日の第9424號、（十五）が24日の第9425號である。なお、（九）が３面に掲載されている他は、すべて６面の掲載である。

39 赤堀又二郎・編（1915/6）『日光山東照宮三百年祭記念誌』やまと新聞宇都宮支局、pp.31－53.

40 黒板勝美（1914/5）「東照宮寶物陳列館に就て」『神社協會雑誌』第147號、神社協會、pp.1-11.

41 同上、黒板勝美（1914/5）、p.2.

42 同上、黒板勝美（1914/5）、p.3.

43 同上、黒板勝美（1914/5）、p.3.

44 同上、黒板勝美（1914/5）、p.4.

45 同上、黒板勝美（1914/5）、p.4.

46 同上、黒板勝美（1914/5）、p.4.

47 同上、黒板勝美（1914/5）、p.5.

48 同上、黒板勝美（1914/5）、p.5.

49 同上、黒板勝美（1914/5）、p.5.

50 同上、黒板勝美（1914/5）、p.6.

51 同上、黒板勝美（1914/5）、p.11.

52 日光寶物館（1917/12）『日光寶物館陳列目録』

53 前掲、黒板勝美（1912/5）、p.90.、および黒板勝美（1912/9/6）「誤れる古社寺保存法令」など。

54 先に掲げたBrownの著書において、保存事業における最終的な意志決定者として、大衆が位置付けられている。Brown. 1905. Op.Sit., pp.31-33.

日英博覧会の評価についての一考察

A study of the evaluation of the Japan-British exhibition

伊藤　大祐
ITO Daisuke

はじめに

日英博覧会は、明治43（1910）年にイギリスのロンドン、シェパーズ・ブッシュにあるホワイトシティで開催された博覧会である。日英博覧会は、わが国初の国際相互博覧会であり、対外的な影響を意識して計画されたもので、当時欧米でささやかれた黄禍論やイギリスとの関係悪化といった問題の打破し、海外における日本に対する認識を改めさせることを目的としていた。日英博覧会はこうした目的を持って開催された博覧会であったが、その成果の評価は大きく分かれる。日英博覧会の評価には、日本美術が海外で称賛されたことを挙げて、それに伴いイギリスや欧州に日本の文化について理解せしめたという意見、イギリスとの国交上・通商上の利益が得られたという意見があり、批判には、日本の出品に手工芸品が多く工業製品が少なかったこと、大道芸人やアイヌ、日本村といった興行が行われたという日本の日英博覧会への出品に対する批判、日英博覧会の共催相手、イギリス側の出品の不熱心さといった日英博覧会の運営に対する批判がある。これらの評価について、國雄行は「一九一〇年日英博覧会について」[註1]において、日英博覧会の評価について触れ、悪評について述べた上で長期経済効果として不明ながらも、日本産物の宣伝になり、出品者レベルでは有益な博覧会であったと評し、有山輝雄は『海外観光旅行の誕生』[註2]において、日英博覧会の批判について、長谷川如是閑等当時の記者の報道から、日本の出品に手工芸品が多く工業製品が少なかったこと、大道芸人やアイヌ、日本村といった興行が行われたことに対して、当時の日本人の観点から日本人の自意識から生じた不満であると評している。

本稿は、これらの論考を踏まえて日英博覧会の評価と批判について述べるものである。

日英博覧会の開催の経緯

日英博覧会は、1910年の５月14日から10月29日に掛けて、イギリスはロンドンのシェパーズ・ブッシュにあるホワイト・シティーで開催された博覧会である。日英博覧会は、わが国初の国際相互博覧会であると同時に、わが国が初めて海外で主催国として開催された博覧会であり、ちょうどその頃日本で日本大博覧会が企画されていたことと、小村寿太郎が対英関係を軸とした「小村外交」の総決済としての利用を意図したために、日本として大変に力を入れた博覧会であった。

国際相互博覧会では有るが、日本政府と英国政府による共同開催ではなく、日本政府とイギ

リスの博覧会会社のイムレ・キラルフィー（Imre Kiralfy）によって開催された博覧会で、イムレ・キラルフィーが1906年にロンドンの日本大使館一等書記官である陸奥広吉になされた提案に端を発する。この時には既に日本大博覧会が1912年に東京で開催されることが計画されていたためにまともに取り上げられることはなかった。しかし、1908年の１月に当時駐英大使であった小村寿太郎が、外相である林薫に日英関係の強化を目的とした博覧会の開催する事を奨めるために「日英博覧会の計画に関する件」として開催計画を伝え、また同年の十月に資金不足等を理由に日本大博覧会の開催の延期が決定されたために、再度イレム・キラルフィーは交渉の機会を得た。「日英博覧会の計画に関する件」に見えるイムレ・キラルフィーの交渉、及び提案は以下のようなものである。

「キラルフイ」氏ノ答フル所ニテハ、英仏博覧会ハ本年五月開催十月閉会ノ筈ニシテ、英国政府ニ於テハ其従来ノ慣行上、之ニ補助金ヲ下付スルコトナキモ、仏国政府ハ該博覧会中美術、教育等ノ出品部区域費トシテ、仏国委員会ニ対シ約百万円ヲ支出シ、事実上ノ補助ヲ与フル次第ニ有之、又開会六ヶ月間ノ収益ハ約百五十万円ニハ達スベキ見込ニシテ、該収益金ハ全然公共ノ事業ニ寄与スルコトハ当初ヨリノ趣意ナルガ、其後関係当局ニ於テ詮議ノ結果、英仏通商助長ノ一機関トシテ、右収益金ニテ英仏両国ニ相互ノ商品陳列館ヲ設立スルコトニ内定セル趣ニ候。而シテ氏ノ考ニテハ、日英両国ノ関係ニ鑑ミ仏国ニ於ケルト同様此種ノ博覧会ヲ開催スルハ最モ望マシク、早晩必ズ此挙ナカルベカラザル次第ニシテ、其成効ハ大体ニ於テ疑ナキヲ以テ、日本ニ於テモ大博覧会ノ開催ヲ目前ニ控ヘ居ル今日、多少ノ困難アルベキハ疾ク了解シ居レリト雖、英仏博覧会ノ終了後廃毀セラルベキ建築物其他設備を利用スルガ如キハ、容易ニ求ムベカラザルノ機会ニシテ、且ツ若シ明年倫敦ニ於テ日本博覧会ヲ開催セバ、来ルベキ本邦大博覧会ヲ各国ニ紹介吹聴スル点ニ於テ亦色々ノ便宜可有之、確カニ帝国政府ノ一考ヲ煩ハスノ価値アリト思考ストノコトニテ、頗ル熱心ニ勧説セル趣ニ候(註3)

キラルフィーは、日本が開催する博覧会の共催の相手が英国政府ではなく、イギリスの一企業であることに対して不満を持っていることを察し、これが英国政府の博覧会に対する慣例だと説明し、日本が大博覧会を控え、資金に難があることに対しては、英仏博覧会の施設を利用することにより、資金が節約できると日本側の不満や不平を和らげ、さらには博覧会を開催する事は日英の関係に於いて好ましいものであり、この博覧会の成功は間違いなく、来るべき日本大博覧会の良い宣伝にもなると利点を並べ立てたのである。こうして、日本は折からの国内の経済状況が悪く、それにより日本大博覧会が延期したこと、それに加えて国際関係に於いて日本が好ましく見られていないという認識から、それを打破する目的を持ってイムレ・キラルフィーの提案を受け入れ、明治四十三年に日英博覧会を開催することを決めたのである。

日英博覧会の目的

1909年４月24日の日英博覧会評議会第１回総会に於いて、時の農商務大臣であった大浦兼武総裁によってなされて演説に見る経営方針は以下のものである。

経営方針に付いても亦従来我国が万国博覧会に参同したる場合と自ら趣を異にせざる

を得ず即ち現時に於ける我文化、富源及び産業の情態を展示し此に依て以て通商貿易の拡張に資する事を大に力を致すべきは勿論、特に我文教の沿革、古美術、各産業の発達、兵制、交通其他諸制度の沿革並に風俗の変遷に関する歴史的出品を為し、我国運発展の由来淵源を顕彰し両国間に従来存在せる不渝の和親を愈々深厚確実ならしめることに努るを期す。(註4)

また、日英博覧会の開催日である５月14日の東京朝日新聞において、日英博覧会の目的を下記のように述べられている。

此の計画は日英両国間の和親を深厚ならしめ、且通商貿易を発達せしむるの上に於て頗る適切なる事業なるに相違いなきを以て、我が政府は此の計画に参見、続いて第二十六議会に於ては、二十八万円の追加予算を提出し、是又満場一致の協賛を経、斯くして着々事業の進行を見るに至りしものにて、その目的の日英両国間和親の増進及び通商貿易発達の企図に在って存することは、要するに上述の如し。而して其の性質たるや、日英両国の教育、美術、学術、産業、経営等の全般に渉る各種の出品を網羅し、規模外観と相併せて、総て英仏博覧会の場合と同一基礎にて経営せらるべきものと知られたり。(註5)

つまり、国際相互博覧会として両国の関係強化を目的としていたが、特に日本について理解を求めるために歴史的な出品が重視されており、その背景には日本の文化に対する当時の西洋の認識が不足していると考えがあったからである。

三上参次は「文部省より日英博覧会に出陳せらるべき歴史的絵画等について」において

西洋人もよくわが国現時の教育状態を窺ひ得べく、随ひて文化の程度をも知り得きなり。されども西洋人は今日の日本の文化を以て最近半世紀の間に成れりと信ずるもの滔々として皆然り、日本に関する正確な書類を読みたる者の外はいまだ半世紀以前の日本の文化を知らざる者多し。(註6)

ということを念頭に置いて、「開場に出入りする一般の人をして一目の下日本文化の発達の跡を知らしめんとする」するために以下の６部に分けて展示することを提案している。

（１） 国体を説明せる事例の絵画
（２） 武士道を説明せる事例の絵画
（３） 学校図書館及び社会教育家庭教育の沿革を示せる絵画並に物品
（４） 書物の形体及び出版の沿革を示せる物品並に写真
（５） 文学史学哲学の発達を示すべき代表的学者の画像
（６） 西洋文物の輸入融和を示すべき写真

この提案は主に絵画について述べたものであるが、日本の美術優位性を認識して、日本美術を以て西洋人に対して日本文化を理解させようとしていたことが窺える。このような目的を持っていたことと、日本大博覧会からの準備もあったために日英博覧会の美術品は、特に良質なものが出品されたのである。

日英博覧会の評価

日英博覧会の美術品がイギリスのみならず欧州で評判を呼び、称賛を浴びたのは確かなこと

である。日本の美術品が好評であったこと、日本が力を入れて出品していた様子は、日英博覧会事務局嘱託として日英博覧会に携わった東京美術学校校長の正木直彦の『回顧七十年』と日英博覧会事務局事務報告に見える。

正木直彦の『回顧七十年』には、

> 明治四十三年に日英同盟の記念として倫敦に日英博覧会が催された。その際、美術部に日本の重要なる美術品を多数陳列することにしたのであるが、既に当時から、国宝の国外搬出ということは種々論議があり、中途で行悩んだのであった。然し、元老の井上馨候が国策的立場から、群議を排してこれを断行すべき事を主張され、それによって私が托せられて、宮内省の御物をはじめ多数の国宝を携えて渡英したのであった。此の日本の貴重な美術品が多数英国へ齎されたのを聞いて、英国各地からは勿論のこと、仏蘭西、独逸等から研究の為夥しい観覧者が渡英したのであって、これによって大いに西欧各国に日本文化の粋を宣伝し得たと思うのである。

とあり、当時国策的な立場から井上馨が論議がある中、国宝の出品断行したことが述べられていて、日英博覧会に於いて日本の美術品の出品の必要性を認識していたことがわかる。井上馨自身は日露同盟論者であったが、日英関係や当時の国際状況を鑑みてこれが日本の利益になると強く考えていたのである。その証拠に井上馨自身も九鬼隆一に並んで多くの美術品を出品している。そして、多数の貴重な美術品を出品した結果、英国国内の観覧者のみならず、渡英してきた観覧者も数多く表れ、「大いに西欧各国に日本文化の粋を宣伝し得た」と成果が強調されている。日英博覧会事務局事務報告にも同様の報告が見られ、

> 数次ノ陳列ヲナシ、大般我古画ノ出陳ヲ了セシモ、同時一齊ニ之ヲ展覧セシムルヲ得ザルハ吾人ノ甚ダ遺憾トセシ所ニシテ、何レノ日カ機ヲ得テ其ノ希望ノ幾分ヲ満足セシメント思考セシニ、日仏協会ノ懇望アリシカバ、之ヲ好機トシ、九月五日六日七日ノ三日間、博覧会会場内ガーデン倶楽部楼上ニ於テ、総テノ古画ヲ時代ニヨリ数室ニ配列シ、特ニ日仏協会員ヲ主トシ、英国及大陸諸国ニ於テ我邦ノ情勢ヲ解シ、美術ノ特色ヲ会得シ又研究スルニ専念ナル学者紳士等、無慮数百人ヲ招待シ、観覧セシメタリ。是レ、大ニ識者ノ希望ヲ満足セシメタル顕著ナル事蹟ニシテ、能ク彼等胸底ノ渇望ヲ満シ、同時ニ我親善ノ好意ヲ表示セリ

と日本の美術品、特に古画が好評を博したことが具体的な描写でもって、報告されていて「我親善ノ好意ヲ表示セリ」と当初の目的大いに果たしたことが告げられている。同様のことは矢代幸雄が「海外に於ける日本美術」で述べており、美術学校長であった正木直彦が現職のまま、博物館美術部長溝口禎次郎他多数の部下を連れて未曾有の規模の美術品を持って渡英した、この日英博覧会によって英国のみならず、欧州各国の人々に日本美術を強く印象付け教育せしめたことを指摘している。

英博覧会の評価は大きく分かれ、特に見世物的な部分が日英博覧会の評価を落とし批判されてきたが、これらの報告に見えるように、少なくとも日本文化の宣伝において、日本美術の粋を伝えるということについては大いに成功したのである。それは日英博覧会の文化を理解させたことも意味している。日英博覧会の通商上の効果は確かめることはできず、国交上の効果に

ついては、効果の程度を測ることはできないが、国際相互博覧会を開催するということは、相手国への友好を示すことができることは確かなことである。批判的な意見もあるものの、後の日支博覧会やハバロフスク府のロマノフ王三百年祭紀念博覧会について述べた当時の新聞記事の中には日英博覧会を引き合いに出して、開催や協力の是非を述べたものがある。(註7)

日英博覧会の批判

日英博覧会への批判は大別して２種類に分けられる。日英博覧会への日本の出品に対する批判と日英博覧会の運営に対する批判である。日本の出品に対する批判は、主に手工芸品が多く、工業製品が少ないことに対する不満と余興部（大道芸や職人による実演、アイヌの展示）に対する不満で、博覧会の運営への批判は、英国の出品の少なさに対する不満と共催相手への不満である。これらの不満は根本的には同じ意識の働きにより生じたものである。この項では、これらの批判について述べる。

日英博覧会は、「我文教の沿革、古美術、各産業の発達、兵制、交通其他諸制度の沿革並に風俗の変遷に関する歴史的出品を為し、我国運発展の由来淵源を顕彰」することを目的としていたことから、日本の出品物の官庁、指定、普通、婦人、古美術、新美術、風俗に分類された出品物には、相当数の工芸品が含まれていた。日英博覧会を取材した長谷川如是閑は「日英博の目星き出品は多く手工芸品にして、些か規模広大なる機械工業に関する出品には少数有識者の外は殆んど西洋人の目を注ぐものもなく、ほとんど不注意に看過され、随って此の博覧会の為数多俗物の日本を小さく美しい国と思ふ見解が、愈増長傾きあるは少々癪に障る次第に候(註8)」と述べている。日英博覧会の目的を考慮せずとも、工業の発展の目覚ましいイギリスにおいては、日本の工業品を出品は意味をなさなかったと思われるが、当時の多くの日本人は日本の躍進を知らしめるべく工業品の出品を求め、工芸品の出品を恥としていたようである。このことは谷本富の「大正博所感」に強く表れている。「大正博所感」は、東京日日新聞に大正３年６月24日から30日にかけて載った記事で、題の通り大正博覧会について述べたものであるが「日英博覧会は万国博覧会とは全く異った計画の下に開催されたのだが我輩はこの日英博覧会をも丁寧に参観することが出来、それに依って日英否、東西両洋の文明又は思想の相違を看取するの便を得たことが少なくなかった」と述べた上で、日英博覧会を引き合いに出し述べている部分がある。

> 我輩は曾て日英博覧会を見て酷く我国出品の概ね貧弱なるに失望したが今回此博覧会を見て更に外国の進歩を感じた、知らず桑港の大博覧会に向っては固より此種外国品の取次販売的のものを出品する能わずとせば美術品は勿論だがセメテは日本大工場の手に成った大仕掛の機械類を続々出陳する様致され度く、決して単に所謂植民地的原始的産物の陳列を以てのみ満足する如きことなからんことを切望するのである。(註9)

谷本は、工芸品を植民地的原始的産物と痛烈に批判し、「日本大工場の手に成った大仕掛の機械類を続々出陳する様致され度く、決して単に所謂植民地的原始的産物の陳列を以てのみ満足する如きことなからんことを切望する」と述べている。このようなことが述べられた背景には、日露戦争に勝利して、欧米に肩を並べ得たと思っていた当時の日本人としては、伝統的な

手工芸品のようなものではなく、国力の興隆を端的に示すことができる工業品を広く正解に示すことが望まれたことがあるのではないか。同様の論は当時の雑誌や新聞にも散見でき、谷本同様に多くの日本人がこのような意識を持っていたことが伺える。このような批判は、美術品を純正美術品と工芸美術品に分けたことから、日本を代表する美術品に工芸品が含まれていたこともそのことに拍車をかけたのではないかと思われる。

日英博覧会では、余興として様々な芸人や職人が渡英して芸を披露した。その総数は156人に及び、その内訳は魔術水芸９人、軽業11人、太神楽５人、剣舞４人、囃方兼後見３人、角兵衛獅子２人、丸太乗１人、綱渡り６人、独楽廻し５人、日本手品１人、角力36人、美術陶器８人、画工（陶器画）２人、七宝４人、提灯２人、縫箔３人、蒔絵４人、薩摩絵３人、象牙彫４人、木彫４人、銀細工１人、傘職２人、造花２人、瓦煎餅２人、竹細工３人、裁縫袋物３人、鍛冶職２人、団扇２人、扇子２人、指物２人、棉細工２人、桶職１人、画工２人、紙製造花１人、金銀銚職１人、新粉細工２人、飴細工１人、生花１人、木版５人、活動写真（吉澤）と多岐に及び[註10]、この156人の外にアイヌ10人、台湾の高山族24人が参加しており、余興の盛大さが伺える。この余興は評判になったが、東京朝日や時事新報等の報道はこれらの芸人や職人の振る舞いや服装を野卑なものとして批判した。特に大谷繞石は太陽の記事でこの様子を詳細に述べて批判している。

> 会場後方の余興場（？）は大変な人だ。
>
> 藁葺の汚い小屋の中で股引半纏で桶屋が桶を造ったり、傘屋が傘を張ったりして居る処がある。見料一人六ペンスだ。外国人は子供が動物園の象や虎でも見る気ではいる。そして何れもその住居の狭苦しい汚ないのに驚く。妙チキリンな衣物に驚く。『チョップ、スチッキでボイルド、ライスを食ふ処も見せて呉れるとい、』なんど、言ふ。
>
> 奈良春日門の横のヒストリカル、タブロオで『現今の日本』を見た西洋人は、こゝに現わされて居る『現今の日本』の一部とそれとを比較して、その県隔の余りに甚だしきに驚いて不思議に思って居る。どっちが本当かと聞かれると冷汗が流れる。（中略）
>
> それから会場内で随分変テコな衣装をした日本人に出会ふ今日も斯んなのがあった。羽織袴無しの各帯で、メリヤスのバッチ穿きで、御尻の見える許りに高く知りからげをして居てそして山高帽を大阿弥陀にかぶって居った。僕の連れて行った英国人は、たまらなかったと見えて、吹き出して笑った。僕も余儀無く笑った。すると『君が笑ふ程だから、僕の笑ふのも無理は無い。失礼だったが許して呉れ』と詫びた。いやになってしまう。四五日前に、倫敦の或る新聞に斯んな記事があったといふ『シルクハットの価値が日本人の為めに下落した』と。プライスぢや無くて、そのヴァルウが下がったといふのだ。失敬な記事だが或る度までは許容しなきゃならぬ。ことほど左様に各種各階級の日本人がロンドンに入り込んで来たのだ。[註11]

ここに表れているのは、恥の感情による批判である。「こゝに現わされて居る『現今の日本』の一部とそれとを比較して、その県隔の余りに甚だしきに驚いて不思議に思って居る。どっちが本当かと聞かれると冷汗が流れる」と述べられているが、彼らの考える近代的日本も、日英博覧会の一角で見られた日本も共に日本の姿だったからである。この事に触れて東京日日新聞

の日英博覧会の評を載せた記事「明治四十三年の外交界展望」には、「我が余興部は我が国の真状態を展示せるものなれば非難すべき道理なし」としている。大谷繞石に限らずに、日英博覧会を批判した谷本富や記者らは、渡英して日英博覧会を見物できる経済力や先進的な文化人である自覚を持った人々であった。そのために「各種各階級の日本人がロンドンに入り込んで来た」ことを許せず、また彼らの振る舞いや装いに腹を立てて批判したのである。

日英博覧会の英国側の出品の少なさは、日英博覧会の開催当初から言われていたことで、日英共に認識していたことで、『太陽』の16巻９号にはデーリークロニクル所載として「日英博覧会と英国の出品」という記事が載っている。

> 来るべき日英博覧会に関連して、吾人は英国側の出品人に対しては、彼の総裁ノーフォーク公の『醒めよ英国』といふ言葉を呈しなければならぬ。日本側の出品は既に整頓してきたけれども、英国側の出品は少しも活気がない。自国に開設せられるに、自国人即ち英国側の方が日本人に一歩遅れてゐるといふことはいかにも理由の無いことだ、それのみならず、日本側と同じように英国側も、商業、技術、科学、何れにもあれ、代表的出品をなさなくては申訳が無い。彼のノーフォーク公が云われた通り、英仏博覧会に出品されたもの、中には、操觚会でも、一般公衆の方でも、十分に其の価値を認めずに看過された貴重な陳列品も少なくないのである。何故かといふに其の当時初めて出品された貴重な陳列品の中には、其の価値を十分に判断することができなかったからである。
>
> 然し、今度の日英博覧会の英国側の出品が振はないのは、思ふに出品人の方で、『今度の博覧会は日本年だ、英国側の出品人が如何に騒いでも、日本側の珍しい陳列品と競争しても駄目だ』といふ感じがあるかも知れぬ。これは必ずしも突飛な考ではない。併し更に深く考察すれば、又、英国側の方でも出来る丈け出品に力を盡さねばならぬといふ理由になる。何故かと云ふに、今度の日英博覧会は英仏博覧会に優るとも劣ることはない。又日本からの観覧人は大したものであらう。そして、日本からの観覧者の重なる見物の目的は日本側の出品でなくて、英国側の出品物の上にあるのであるから、出来る丈け出品に力を盡さねばならぬ理由となるのではないか。(註12)

イギリスにおいて、日英博覧会は、日本博覧会と報じられていたほどに日本に対する関心の高いものであった反面、イギリスで開催されるために、記事中で述べられているように、イギリスの出品者にとって、日英博覧会への出品は有益なことではなかった。この事に加えてイギリス政府からは、出品に対する援助が無かったこともイギリスの出品が少なかった要因であろう。記事中に在るように、イギリス人は日英博覧会の日の部分に期待するが、日本人は英の部分に期待をする。渡英してまで日英博覧会を見物した人々にとって、日本の出品の充実に反して、イギリスの出品の少なさは、期待を裏切られるものであり、渡英できるだけの経済力を持ち、自分が先進的であるという認識を持った人物にとっては、余興同様に許しがたいものだったのである。

日英博覧会で最も批判材料として取り上げられるのは、共催相手のキラルフィーに関することである。日英博覧会の開催の経緯について述べたように、日英博覧会はキラルフィーから持ちかけられたものであり、キラルフィーに押し切られたという印象を持った人々もいた。大谷

繞石は開催当初から批判的な見解を持っており、太陽の「日英博覧会瞥見」と云う記事の冒頭で批判している。

> 此の博覧会成立の来歴を知らぬ日本の人々は、この博覧会は日本政府英国政府の協賛で開設になったのだ、と思われるかもしれぬ。処が決して左うでは無い。英国政府は何らの関係も之には有って居らぬ。博覧会興業師キラルフィーといふのが、今は殆んどその所有財産となっている前年開設の英仏博覧会の建物の始末に困って思付いた博覧会で、日本政府は九十萬円の大金を出してその建物の一部分を借用して日本の出品をして居るに過ぎぬ。そしてこの博覧会の入場料などは、悉く前期キラルフィーなる一私人の嚢中のものになるのだと聞いて居る。悪く言ふと、日本政府は身銭を出して何の利益の分配にも預からずに、此の一私人の興業に補助してやっているやうなものだ。もちろん全権はこのキラルフィーなるもの、掌中にある。和田さんはその下働きといふ体だ。エドワード七世陛下崩御に対して博覧会がジョージ五世陛下の御左右へ捧呈した悼詞もキラルフィーの名を以てして居る。開場前日本出品人の入出場のパスも悉くキラルフィー一人の署名を有って居る。和田さんの名前なんど影にも無い。
>
> 斯んな次第であるから、英国の人民は、何んだ、あんなキラルフィー風情の興業物には出品するものか、と言った態度を取って居る。出品希望者が一向多く無い。日本に対して気の毒だと言ふので、商業会議所からは、市民に対して出品勧誘の勧告状を出した。それでも市民は一向乗り気にならぬ。尤も市民の乗り気にならぬには他にも理由がある。それはブラッセルの博覧会だ。ブラッセルでは英国の出品は来観大陸諸国人の注意を惹く。ところが日英博覧会の見物人は主として日本の出品ばかりに注意する。出品しても多数の見物人の――英国人の注意は惹かぬ。馬鹿馬鹿しいから出品せぬ、といふ気になる。それは尤もな次第である。(註13)

この記事は、キラルフィーの悪評から、英国の出品の少なさの理由にまで触れたものである。大谷繞石はこの記事に続き、上述の日英博覧会見物追記を記している。大谷繞石は開催の経緯から批判的な意見を持っていたが、日英博覧会を見学し、余興部や英国の出品の少なさを見てから、日英博覧会の開催の経緯やキラルフィーについて悪印象を持ち、批判の材料とした人々がいたことは想像に難くない。

まとめ

明治43年１月５日の東京日日新聞に「明治四十三年の外交界展望（三）」と題した記事が載った。

> 日英同盟をして更に産業及び通商上の親善なる関係を助長せしめんとの目的を以て開設されたる日英博覧会は、果して能く予期の如くに成功したる乎。若し当局の言明せるが如くに、日英博を以て四十三年における一大成功なりと云はゞ、日英間に起りたる関税問題は同じく四十三年に於ける一大失策なりと云はざるを得ず。然れども一部民間論者の評論せるが如く日英博は必ずしも成功にあらずと為さば、関税問題もまた失敗ならずと云ふを得ん、蓋し前者は政府当局の誇るが如き程の成功に非ざると共に、後者亦一部論者の唱ふ

るが如く、未だ以て失敗に了りたるものとは云ふ可からざれば也。(註14)

この記事に在るように日英博覧会の評価は困難であるが、批判の要因は日本人の恥と云う感情にあるといえる。

日本が日英博覧会に対して、国家事業として国を挙げて取り組んだのに対して、英国政府は前述したように、これまでの博覧会に対する慣習として、日英博覧会の参加者に対しての資金援助等はいっさいすることがなかった。そのため、当初イギリス国内においては日英博覧会に対して日本博覧会としてとらえられていたことや、イギリス国内の博覧会であるために出品や展示をしても効果があげられないといった理由が重なり、イギリス側の参加者は少なく、出品や展示は消極的なものであった。そのことが、日本側としてはイギリスの態度が冷淡なものととらえられ、日英博覧会という名称期待されるような日英共催ということに対して空虚に感じられたのである。また同様の理由から、日本政府の共催の相手はイギリス政府ではなく、キラルフィーの博覧会会社ことも日本人を落胆させ、さらには後に批判されるように「英京倫敦ニ於ケル日英博覧会開催一件」に見えるように、日本側からキラルフィーの博覧会会社に対して５万ポンドの交付金が提供されることになっていたこと、「日英博覧会の計画に関する件」の「「キラルフイ」氏ノ答フル所ニテハ」と述べられている言葉に表われているように、興業師の営業に日本政府がうまく乗せられたという印象が強かった、このことが日本人には批判的にならざるを得なかったのである。これらに加えて、キラルフィーから興行的な効果を上げるために、日本村、大道芸人や職人の仕事の実演、アイヌや高山族の展示が求められたこと、日本側の出品が「我文教の沿革、古美術、各産業の発達、兵制、交通其他諸制度の沿革並に風俗の変遷に関する歴史的出品を為」すという目的のもと、日本の技術力を示すような工業製品よりも、美術品や手工芸品（後述する谷本富の云うところの「所謂植民地的原始的産物」）が重視されたこととが相極まり、これらがイギリスのロンドンという西洋の大都市の日英博覧会の場で展示・興行されたことが、日本の国力や技術力は既に西洋に並んでいるという自負とともに、未だ西洋に対して引け目を感じているという二律背反した感情を持っていた日本人の自尊心を傷つけたのである。つまり、イギリス側の博覧会に対する慣習的な態度と日本の出品方針という大きな原因に端を発し、これらが積み重なって、日英博覧会に対する大きな不満、批判が噴出したのである。博覧会に対するイギリスの姿勢は慣習的なものであり、キラルフィーの提案に乗らなければ「日英博覧会の計画に関する件」に載っているような会場やインフラに関するメリットを享受できず、博覧会が開催できなかったであろうこと、海外における日本に対する認識を改めさせるために日本が特に美術品の優位性を認め、手工芸品を含めた美術品を出品する必要性があったことといった実情を考慮すると日英博覧会の開催と批判は必然だったといえよう。日英博覧会は、日本大博覧会の代わりの博覧会である。日本大博覧会の延期と中止は、国内のインフラが整っていないという事情や認識もあるが、国外で国際相互博覧会という形で博覧会を開催するほうが、当時の日本政府の目的に即していたということが最大の理由であろう。つまり開催した博覧会が日英博覧会であったことにより、日本の美術品は称賛を浴び、日本の文化を世界に示すことができたのである。

註

（1） 國雄行「一九一〇年日英博覧会について」『神奈川県立博物館研究報告　人文科学　第22号』1996

（2） 有山輝夫『海外観光旅行の誕生』 2002　吉川弘文館

（3） 英京倫敦ニ於ケル日英博覧会開設一件

（4） 時事新報　1909年４月25日

（5） 東京朝日新聞　1910年５月14日

（6） 三上参次 「文部省より日英博覧会に出陳せらるべき歴史的絵画等について」『史学雑誌　第23篇第３号』1910

（7） 大阪朝日新聞　1915年８月15日、満州日日新聞　1918年11月14日

（8） 東京朝日新聞　1910年７月６日

（9） 東京日日新聞　1916年６月24日

(10) 東京朝日新聞　1910年５月14日

(11) 大谷繞石「日英博覧会見物追記」『太陽16巻９号』1910　博文館

(12) 『太陽16巻９号』1910　博文館

(13) 大谷繞石「日英博覧会瞥見」『太陽16巻９号』1910　博文館

(14) 東京日日新聞　1911年１月5日

日英博覧会の出品例（日英博覽會新美術出品圖録より）

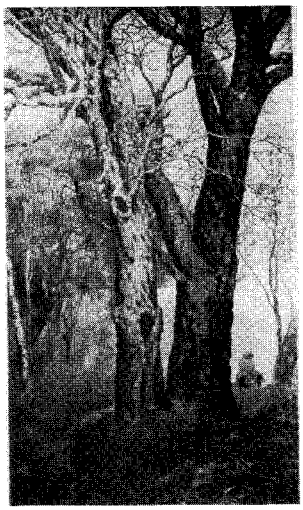

山路
山内多門

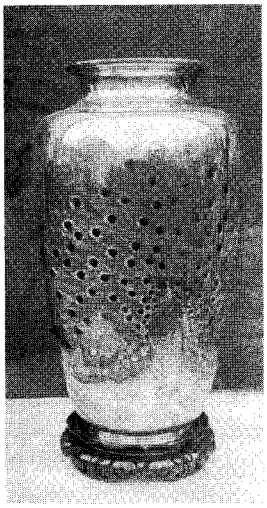

孔雀（銀彫花瓶）
関口一也

金閣寺（刺繍横額）
田中利七

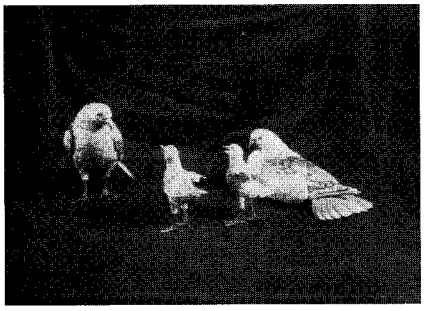

鳩（銀鑄彫置物）
海野美盛

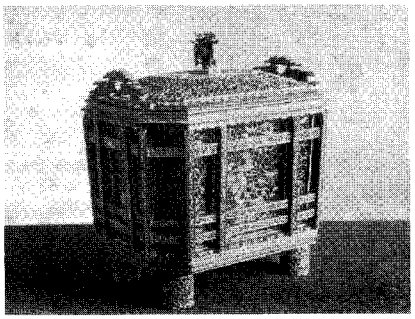

周南宮中鼎型（紫檀黄楊手函）
篠田喜三郎

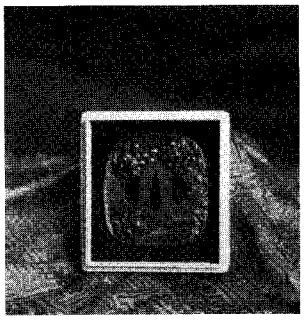

獅子の子落し（鉄彫鍔）
塚原賢雄

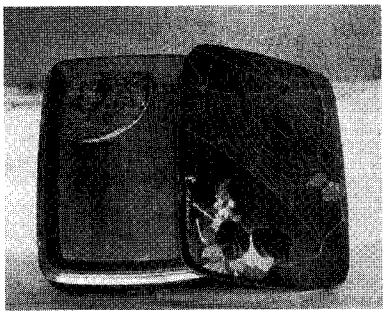

花葛蜘網（牙介象嵌桐製手文箱）
旭玉山

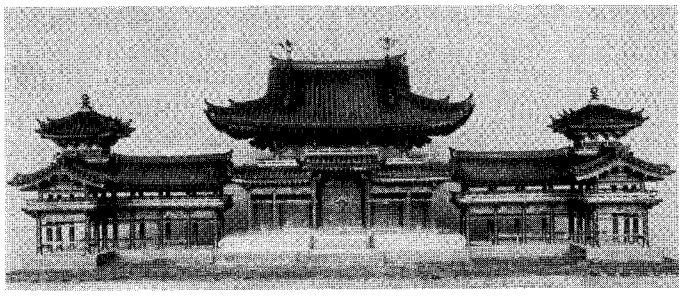

宇治平等院楼閣回廊（白銅置物）
海野美盛

参考文献

農商務省　1912『日英博覧会事務局事務報告　上』
農商務省　1912『日英博覧会事務局事務報告　下』
日英博覽會事務局　1910『日英博覽會新美術出品圖録』
日英博覽會事務局　1910『日英博覽會古美術出品圖録』
夏目金之助　1995『漱石全集　第16巻』岩波書店
正木直彦　1937『回顧七十年』　学校美術協会出版部
正木直彦　1965『十三松堂日記』中央公論美術出版
河村一夫　1981「明治四十三年開催の日英博覧会について（上）」『政治経済史学　181号』
河村一夫　1982「明治四十三年開催の日英博覧会について（中）」『政治経済史学　186号』
河村一夫　1982「明治四十三年開催の日英博覧会について（下）」『政治経済史学　190号』
河村一夫　1993「明治四十三年の日英博覧会関係資料について」『外交資料館報　6』
古川隆久　1997「日本大博覧会計画について」『横浜市立大学論叢』
國雄行　1996「一九一〇年日英博覧会について」『神奈川県立博物館研究報告　人文科学　第22号』
リスター・堀田綾子　2002「一九一〇年日英博覧会の主宰者たち」『英国と日本―日英交流人物列伝』博文館新社
有山輝夫　2002『海外観光旅行の誕生』吉川弘文館
伊藤真美子　2008『明治日本と万国博覧会』吉川弘文館
矢代幸雄　1984『美しきものへの思慕　矢代幸雄美術論集２』岩波書店
矢代幸雄　1994『日本美術の再検討』ぺりかん社
三上参次　1919「文部省より日英博覧会に出陳せらるべき歴史的絵画等について」『史学雑誌　第23篇第３号』
中山泰昌編　1982『新聞集成明治編年史　第13巻』林泉社
中山泰昌編　1982『新聞集成明治編年史　第14巻』林泉社
明治ニュース事典編纂委員会，毎日コミュニケーションズ出版部編　1986『明治ニュース事典第８巻』毎日コミュニケーションズ
安松みゆき　2003「展覧会を通してみる近代欧州の日本古美術品に対する認識の変遷　1910年「日英博覧会」と1939年「伯林日本古美術展覧会」の比較において」『別府大学大学院紀要５号』

（國學院大學大学院博士課程後期）

戦時下における東京帝室博物館資料の保護と展示

Protection and exhibition of Tokyo imperial house museum collection in the wartime

森泉　海
MORIIZUMI Kai

はじめに

戦時下の日本では、重要美術品や国宝等の博物館資料、とりわけ帝室御物にその重点が置かれ、帝室博物館では日米開戦前の昭和16年初頭からそれらを護るための対策が話し合われてきた。竹末勤氏は、御物の保護に着目し、東京・奈良の帝室博物館資料の疎開と保護方針について論じている(1)。

本稿では、同様に戦時下における東京帝室博物館に焦点を絞り、御物を含む博物館資料の防空対策や疎開についての経過を追い、また、疎開により陳列室より多くの貴重資料が姿を消した際の陳列方針にも触れ、今後の研究の序論としたい。

日本政府の防空計画

昭和12年４月２日、空襲の危害を防止し被害を局限するとの目的から、防空組織、計画、訓練等が定められた防空法が公布された（昭和16年12月改正）。また昭和15年５月に、「国民防空ニ関スル指針」を作成、この指針において軍防空の実力から予想される空襲の被害を現示し、これを国民に認識させることの必要性から10月、東部軍管区特別防空演習を実施するが、軍はもとより民間防空もきわめて不十分であることが痛感される結果となった。政府はこの教訓から、翌昭和16年１月10日、「飛行機ノ発達ニ伴ヒ直接国内ノ要衝ニ対シ絶大ナル武力戦的破壊行為ヲ恣ニスルニ至リ、他面我カ国防空態勢ノ現状ハ不備欠陥頗ル多ク、之ニ加フルニ都市ノ対空脆弱性大ナルモノアルニ鑑ミ、高度国防国家態勢確立ノ為速カニ国土防空ノ強化ヲ図ル」と、時局に鑑み、緊急に必要な防空施策を行うことを目的とした「国土防空強化ニ関スル件」を閣議決定した。その緊急施策の主要点は、防空組織・制度・機構の強化整備、消防・消毒・救護・偽装など民間の防空の強化についてであった。

このような政府の動きもあってか東京帝室博物館は１月24日、戦争の災禍から美術品を護るため分散移出を講ずるための協議会を開催、宝物を分散移出させる時期、移出させる宝物の選定、移出に適当な地域、場所とその保管倉庫、移送方法等についてが協議され、最も貴重な物を先とし、警備の万全を期する点から場所は宮内省御料地を優先的に考慮、移送方法は前年の11月に紀元2600年記念として東京帝室博物館で開催された正倉院御物特別展覧会での移送の際に用いた材料を充てること等が話し合われた。尚、移出時期に関しては、「遅滞なく着手すべしとするものと、なお猶予を見る」との意見に分かれ決定には至らなかった。

この頃、宮内省でも防空委員会が設けられその対策について審議されている。大学教授や博物館関係者も博物館施設や資料の防空に関して言及しており、東京美術学校教授の小塚新一郎は、第二次世界大戦勃発前から博物館、美術館を閉鎖し所蔵品を移送していたフランスを例に挙げ、日本でも山腹に収蔵目的のトンネルを掘る、防空倉庫にもなりうる公共避難所の設置を提案、その中で比較的安全な地方への分散疎開が最も策を得たものであると述べ(2)、東京工業大学教授の田辺平学も同様に、ヨーロッパ各国で講じられた建築物への防空対策を例に挙げ、日本も防空への意識を高める必要性があるとの見解を述べている(3)。

また、戦時下こそ博物館は機能を発揮して国策に歩調を合わせ、銃後の涵養に努めるということや、疎開により陳列室から品物が姿を消した後に、博物館としてどのような機能を発揮できるのかといったことにも言及している記事も見られる(4)。

東京帝室博物館における防空計画

そして、東京帝室博物館では昭和16年２月21日、「有事ノ際ニオケル御物竝保管美術品等処置方針ニ関シ……昨今国際情勢ノ緊迫ニ鑑ミ万一有事ノ際空襲其他戦闘行為ニヨル之ガ毀損又ハ滅失ノ危険ヲ避クルノ方法ヲ予メ考慮致置クコト必要」と、有事の際における館所蔵品の保護方針を決定し宮内大臣松平恒雄に上申した。そこでは、館の補強、偽装を行うこと、「御物ノ指定ヲ受ケタルモノ二千二百点」「御物ニ相当スベキモノ乃至列品トシテ欠クベカラザルモノ二千八百点」「他ヨリノ出品三千二百点」計8,200点を最貴重品とし、それらを保護する方法として、湿気に耐えられるであろう陶器や考古品は、上野付近の崖地に約50坪の横穴式倉庫を造りそこへ移す、また湿気に弱い書画、染織、刀剣類は御料地内に約150坪の耐震耐火倉庫を建設し移出するといった方針が定められた。

この方針を上申した後の３月19日には、「国際情勢ハ依然憂慮スヘキモノ有之事態勿諸ニ付シ得サル模様」ありとして帝室博物館防空計画が諮問された。帝室博物館顧問である細川護立、清水澄、岡部長景、瀧精一、伊藤忠太、白根松介宮内次官・内匠頭らが出席し、防空疎開措置についての意見を交わし、２月に博物館の提案した宝物分散疎開は適切であること、今日から着手することが望ましいことを進言した。さらに２月に上申した案を検討し、４月５日、その修正案を宮内大臣に上申した。ここでは、博物館構内に防湿装置を施した深さ50尺、全面積300坪の木造防空地下室をつくりここに最重要品を格納すること、所有者と協議すべき時期について慎重に考慮すべきであるということが付け加えられた。

しかし、これだけの規模の地下室を即座に建築することは困難であり、７月31日、「臨機ノ処置」として館蔵最優秀品335点の移送を立案、８月15日、館蔵中の最優秀品227点、御預かり中の法隆寺献納物108点を、奈良帝室博物館の鉄筋コンクリート造の倉庫に移送する伺の宮内大臣の決裁を得るに至った。伺には白根宮内次官の「軍部ノ調査ニ依レバ奈良ハ宮内省関係地方トシテ防空上第一ニ属スル安全地帯ナリ」との註が付けられているが、当時の奈良県には歩兵第三十八連隊以外に軍需工場が存在しなかった(5)ことが大きな理由になったと見られる。（奈良県内の終戦までの空襲被害は、合計20件、死者32人、負傷者90余人、焼失家屋40数件で、第三十八連隊、奈良海軍航空隊、大和海軍航空隊、大阪兵器廠北宇智村燃料倉庫の軍事施設が

存在した(6)）また、「時節柄三三五点ヲ一時ニ搬出致候事ハ社会的影響モ顧慮セラレ候ニ付廉タザル様逐次移送致度」と、国民の動揺も配慮し、８月18日を第１回として、８月23日、10月８日、11月８日の４回で合計334点（１点は損傷）を移送した。これが帝室博物館最初の疎開となった。

日米開戦と博物館収蔵品の疎開

その後も本館地下室の建築は具体化に至らず、最優秀品以外の列品についても早急に処置する必要に迫られ、各地で収容倉庫建設の候補地調査が行われた。９月１日に宮内省警衛局長中村四郎に対し、「万一有事ノ際空襲其他戦闘行為ニヨル之ガ毀損又ハ滅失ノ危険ヲ慮リ安全地帯ニ倉庫ヲ建設シテ……倉庫建設候補地トシテ東京府南多摩郡横山村武蔵陵墓地内ヲ選定致候右ニ付同所ノ安全ノ程度ヲ承知致度御手数料乍ヲ御調査ノ上御回答ヲ得度」と照会し、警衛局長は16日、「府下南多摩郡横山村ハ、敵機来襲率公算少ナキモノト認メラルルモ其ノ地理的環境等ヨリ観テ時トシテ該上空ニ於テ空中戦闘ノ行ハレルコトアルヘキ趣ニ有之候」との回答をした。こうして敵機襲来率の可能性が少ないとされる横山村武蔵陵墓地内に美術品保存のための倉庫一棟、附属事務所一棟を建設するとの決定がされた。また、27日には、宮内省局長から「防空施設ニ関スル計画」として工事経費14万1200円の大臣決裁があったという通牒がなされる。実際、この倉庫（浅川非常倉庫）の完成は翌昭和17年２月15日と遅れ、また内部は湿気が多く、乾燥を待っていたため、移送が始められたのは同年７月であった。

これは、７月18日宮内大臣決裁の、「武蔵陵墓地内倉庫此程落成ニ付キ更ニ当館館蔵品及法隆寺献納品（帝室博物館御預）中左記方針ニヨリ選択セル別紙目録ノ品六六三点竝当館所蔵図書中貴重図書五点ヲ同倉庫二格納ノ為移送致此段相伺候」という、「当館蔵品法隆寺献納品竝貴重図書武蔵陵墓地内倉庫へ移送ニ関スル件」を受けての移送で、その品物の基準は、「常時陳列ニハ大ナル支障ヲ来サザル範囲内ノモノ」「同一種類ノ品数点アルモノ」「同時代ニシテ品数多キモノ」「比較的移送容易ナルモノ」「比較的湿気ノ影響少キモノ」とされ、近世の絵画120点、万葉集略解草稿等書蹟20点、能狂言面等彫刻16点、法隆寺献納御物等金工100点、陶器30点、漆工60点、狂言等衣装染織17点、考古300点の計663点と、塵袋古写本11冊、有隣福田方10冊、ドドネウス著本草図説１冊、ショメール著学術辞典16冊、ビュイス著通俗新学術辞典10冊の５点が移送された。

昭和17年４月18日、日本が初空襲を受け、さらに６月のミッドウェー海戦敗退以降の情勢の中、博物館の陳列室自体も安全ではないという観点から、昭和18年４月20日、東京帝室博物館は「東京帝室博物館陳列品防空措置ニ関スル件」を立案、５月12日に宮内大臣の決裁を得た。

「当館陳列室ハ現下ノ防空情勢ニ鑑ミ……国宝保存法ニ依リ命令出陳ニ係ル国宝並寄託品中所有者ニ返還セザルコト決定シタル国宝及重要美術品等ハ当分陳列ヲ為サザルコトトシ之ヲ当館内及当館附属倉庫（武蔵陵墓地内倉庫ヲ含ム）中比較的安全ト認メラルル箇所ニ移転ノ上厳重保管スルコトトシ之ニ準スル館有品ノ優品ヲモ陳列セサルコトトシ」とあるように、出陳中の国宝及び寄託品についての防護装置の必要性を痛感し、文部省教化局との打合せの上、所有者に照会して返還を希望するものは返還、その他の優品については、全てを陳列から撤去して、

本館内の倉庫又は附属倉庫（浅川非常倉庫含む）の中に格納することとし、館有の優秀品についても全て陳列から撤去することとなった。５月29日には、寄託中の社寺や個人に、返還希望の有無を求める通知状を発送するが、所有者の多くが、「帝室御物とともに万一損なわれるならば寧ろ本望だ」との返事をし、御物と同じ保存法が講じられることを望んだという(7)。

昭和18年後半になると、イタリアの無条件降伏等、更なる戦局の悪化により政府は、12月21日、「都市疎開実施要項」の閣議決定を行い、24日には、「国宝、重要美術品中特ニ貴重ナル御歴代ノ宸翰、勅願ノ建造物等ヲ始メ我ガ光輝アル国史ノ徴証ナル諸物件ニ対シ速ヤカニ防空施設ヲ実施シ、或ハ分散疎開セシメテ空襲ニヨル被害ヲ最小限度ノ防止スルコトハ我ガ尊厳ナル国体ヲ擁護スルタメノミナラズ大東亜ノ文化建設上必須ノ要務タルニ依リ国宝、重要美術品中其ノ危険地域ニ所在シ特ニ貴重ト認ムルモノニ付緊急防護措置ヲ講セントス」とする「国宝、重要美術品ノ防空施設整備要綱」を閣議決定、建造物の偽装、貯水池、防火防弾壁の設置、宝物の分散疎開、空襲の被害に備え、資料の写真、図面等の記録を作成することが定められた。翌昭和19年１月24日にはこの要綱に基づいて、文部大臣裁定の「国宝及重要美術品ノ防空施設実施要項」の決定がなされた。尚、この時の文部大臣は帝室博物館顧問であった岡部長景であった。

こうした中、東京帝室博物館でも「近時戦局ノ推移ハ頓ニ緊迫ノ度ヲ加ヘ現在ニ於ケル措置ヲ以テ安ンズルヲ得サル情勢ニ立到……当館ニ於テモ政府ニ方針ト歩調ヲ合セ支部当局トモ協議ノ上、更ニ美術品ノ分散疎開ヲ強化」と、政府の方針に合わせ分散疎開を強化することになった。昭和19年４月13日、「帝室博物館保存美術品防空措置並之ニ伴フ経営方針変更ニ関スル件」が宮内大臣の決裁を受け、

一、未搬出の法隆寺献納御物等を武蔵陵墓地内の浅川非常倉庫に移送
二、国宝重要美術品等の寄託品及び館有品の一部を福島県翁島の高松宮御別邸に移送
三、社寺及び個人の出品については、所有者に照会の上返却。出陳国宝については文部省の出陳解除手続き終了後返却
四、奈良博物館については比較的危険が少ないと考えられるので従前通りとするとともに、古美術展観の重要性に鑑み分散疎開の意味もあって東京から一部を移送する

という方針の中、７月11日、12日に国宝176点、重要美術品134点を含む352点が移送された。また、出陳・寄託されていた国宝67点、重要美術品50点を含む返却業務は４月22日に始まり９月までに206点を、職員２名１組となり、13組がそれぞれ34都道府県の地域に返却した。

昭和19年11月末より、軍需工場への本格的な爆撃が開始されると、翌昭和20年２月24日東京帝室博物館は総長名の厳秘書類として「帝室博物館関係優秀美術品所在並疎開個所等通報ニ関スル件」を宮内省警衛局長宛に通知。「歴史上由緒アル我ガ国最高ノ文化遺品ニ有之従ツテ其保存上右箇所（注：正倉院、東京帝室博物館、奈良帝室博物館、浅川非常倉庫）ノ附近ニ軍事施設又ハ軍需工場ヲ設クルコトナキ様希望致候」と、博物館はじめ疎開個所付近に軍需施設、軍需工場等を設けることのない旨の依頼をした。

さらに２月には硫黄島守備隊が全滅、３月10日には東京大空襲で首都は焼け野原となった。東京帝室博物館での被害は傘亭の焼失（空襲で火災を起こした徳川霊廟の飛び火によるもので、

他の敷地内の建造物は空襲の被害を受けていない[8]）のみであったが、博物館は同日閉館となった。４月21日、「当館倉庫ニハ現在尚約八万点ノ美術品ヲ収蔵致居リ浅川非常倉庫亦付近ニ軍需工場ノ設置ヲ見、戦局ノ推移頓ニ緊迫ノ度ヲ加ヘタル今日、現在ノ措置ヲ以テ安ンスルヲ得サル情勢」から、本館倉庫と浅川非常倉庫に格納している御物、法隆寺献納宝物、宮内省出品物、館有品個人寄託の国宝重要美術品の合計58,600点を比較的安全地帯にと認められる京都府桑田郡山国村の常照皇寺、同郡弓削村の弓削旅館、岩手県二戸郡浄法寺町内の大森彦四郎町長宅、小田島閑二宅倉庫、福島県耶麻郡翁島の高松宮別邸へ疎開させる旨の、「帝室博物館保管美術品防空措置ニ関スル件」の宮内大臣決裁を受けた。実際に昭和20年２月、中島飛行機浅川地下工場が竣工している（アメリカ空軍の第一攻撃目標は中島飛行機武蔵工場であり、疎開という形で浅川地下倉庫を使用することとなった。この地下倉庫は当初陸軍の非常倉庫として、または大本営設置の目的で造られたとの説もある[9][10][11]）また、８月２日には、横山村林業試験場庁舎に疎開中の図書寮編修課事務室が空襲を受け図書1,700冊余りと共に全焼[12]、さらに５日には浅川駅（現・高尾駅）周辺も機銃掃射を受けている。

そして疎開は、５月４日に始まり、５月は11回に分けて京都駅へ、６月は翁島へ６回、京都へ１回、浄法寺町へ８回に分けて移送され、６月までに美術品の大部分の移送が完了、７月には図書が浄法寺町と京都へ送られている。京都への輸送の際には日本交通公社、鉄道当局、商工省、農林省の協力があった。また、庭園の校倉と六窓庵も浄法寺町へ解体し疎開することになったが、当時帝室博物館鑑査官補であった飯島勇は、疎開に際して当局が一番苦慮したのは、茶室六窓庵の解体作業であったと述べている[13]。浄法寺町への疎開に関しては、「帝室博物館の戦時疎開のことは秘密裡におこなわれ、収蔵品は夜中に到着し夜中に運び出され、浄法寺町の人達は所蔵品の疎開を殆ど知らなかった」とあり、終戦後は１点の損傷もなく東京へ返送されたという[14]。

疎開中の本館の展示

昭和18年５月12日宮内大臣決裁の、「東京帝室博物館陳列品防空措置ニ関スル件」により、出陳中の国宝、寄託品は所有者に照会して返還を希望するものは返還し、その他の優品、館有の優秀品についても全て陳列から撤去することになった。

博物館の陳列方針の変更・工夫については前述のように、防空対策が決定された昭和16年から問題に上がっていたが、疎開中の東京帝室博物館展示に関しては、『東京国立博物館略史』『博物館研究』に記述が見られる。

館有物の数量の上では陳列に何ら影響はなく、種類別による系統陳列、時代別の陳列を併用し、文化的意味を加えることによって利用価値を有するものにするよう努めたが、その一方で、国宝等のいわゆる一流品が欠けていては陳列の質の低下は避けられない。一般人の文化的教養を高めることが博物館の使命であるとの観点から、有名芸術家による模写、模造作品によってこれを補うこととした。模写作品としては横山大観『山越阿弥陀三尊像』、下村観山『衆聖来迎図』、模造品では山田鬼斎、関野聖雲、竹内久一らによる『運慶作世親無著像』、『東大寺三月堂梵天像』『浄瑠璃寺吉祥天像』、また、正倉院御物の『双六局』金銀絵箱、錦、綾、羅等の

模造も展示され、「実物では全く不可能な各時代の美術品を全般的に系統的に陳列することが可能となった[15]」としている。

また、学芸課写真部が優秀品を撮影しそれを公開したり、従来土曜日に行っていた列品解説を、館職員約20名を動員し、休祭日除く毎日午後1時から1時間程度実施した。その内容は、古美術を通じての祖国認識、歴史精神の昂揚を強調したものであった。

また、昭和19年になると、当時の緊迫した情勢下における貴重品の保護の方策が論じられ[16]、その中で、保護物品の選定で重点を置くべきものとして、「国体明徴史料」「国運発展史料」「忠勇義烈史料」「日本仏教史料」「日本美術」「日本考古史料」「日本科学技術史料」「本邦貴重天産物標品」「郷土教育史料」の順に保護するべきであるとしている。

これは東京帝室博物館における展示にも共通しており、同年4月13日宮内大臣決裁の、「帝室博物館保存美術品防空措置並之ニ伴フ経営方針変更ニ関スル件」では、疎開方針や博物館防空対策の要望の他、疎開後の陳列についても述べられており、(一)「山水花鳥又ハ風俗人物等ヲ題材トスル平和作品ノ外時局ニ関係アル美術品ヲ配シテ陳列スルコト」(二)「古美術中心ノ方針ヲ改メ現代美術品ヲ多ク陳列スルコト」(三)「国体明徴或ハ士気高揚等ニ資スヘキ歴史教育ノ列品ヲ陳列スルコト」(四)「大東亜博物館ノ建設ハ曩ニ廟議ニ於テ決定済ノ由ナルモ其建築及列品ノ蒐集ハ時局柄容易ナラサルヘキニヨリ帝室博物館ノ本館又ハ表敬館ノ一部ニ共栄圏各地ノ功芸品其他ノ文物ヲ紹介スヘキ物品ヲ陳列スルコト」との方針がなされている。ここで注目すべきは(四)であり、当時構想に上がっていた大東亜博物館や植民地展示、また科学研究の推進活動等に関する研究にも結びつけることが出来るだろう。

特別展も実施され、「戦艦献納帝国芸術会員美術展覧会」が昭和19年2月1日から28日まで行われ、46,598人の入場者を記録、更に、7月15日から30日まで「陸軍献納帝国芸術院会員美術展覧会」が開催され20,338人が訪れた。尚、両展覧会とも主催者は帝室博物館、大政翼賛会で、後者の名称には「国民総奮起」と冠されている[17]。

また、6月には列品区分の改正が行われ、従来の絵画・書蹟・彫刻・金工・陶瓷・漆工・染織・考古の8区分を廃し、美術・工芸・考古の3区分とされた。7月、サイパン・グアム島の玉砕等により戦局は更に悪化、同月、「防空警報発令ノ場合帝室博物館臨時休館ノ議伺」により、第一種警戒警報発令の際は臨時休館、空襲警報及び第一種警戒警報解除等の場合は午後1時前の場合に限り開館ということが定められた。

疎開品の返送

昭和20年8月15日、終戦を迎えると各地へ疎開した美術品の東京への返送作業に追われた。美術品は次々と関係倉庫へ運び込まれたが、館職員だけでは対応しきれず、美術、工芸、考古学を専攻する大学生に整理の参加を呼びかけ助けを借りたという[18]。疎開品全ての返送が完了したのは翌昭和21年の7月であった。

その後の陳列方針は、従来のように定期的に展示替えを行うことは困難であるので、長期にわたり展示をしても差し支えのない品、進駐した外国人にも分かりやすく、且つ美しい品を選び、単独で個々に展示するのではなく数個群をなして組織的な配列によって文化的意味を持た

せることに重点を置いた陳列とする旨の方針であり、昭和21年３月24日、戦後初の展覧会「日本風俗展」が行われた。

おわりに

本稿では東京帝室博物館に限定しているが、資料の保護に関しては、鈴木良氏が「帝室御物の威力の前には軍部も頭を下げるというわけできわめて早期に空襲対策がとられた」[19]と論じている通り、御物を最優秀品として、早い時期からその保護対策の議論がなされていた。

一方で、昭和20年２月、帝室博物館は「帝室博物館関係優秀美術品所在並疎開個所等通報ニ関スル件」を宮内省警衛局長宛に通知し、御物を含む数多くの博物館資料が保管されている浅川非常倉庫付近に軍事施設、軍需工場を設けることのないよう依頼するものの、同月、軍需省の要請により中島飛行機浅川地下工場が竣工している。前述の通り中島飛行機武蔵工場はアメリカ空軍の攻撃の第一目標であり、疎開の情報が漏れれば当然浅川一帯も爆撃対象になるであろうが、なぜこの倉庫の使用が認められたのか。また、帝室博物館の御物や宝物類の疎開に際し、どの程度軍部の協力があったのか。これらは更に今後の研究対象となるであろう。

また、当時の多くの博物館の展示のメインは絵画であり、東京帝室博物館でも昭和19年２月と７月に行われた特別展はいずれも美術展覧会での陳列品は絵画が主であった。同年４月に出された「帝室博物館保存美術品防空措置並之ニ伴フ経営方針変更ニ関スル件」にも示されているように、平和的作品、時局に関係のある作品を多く陳列し、また国民の現代美術に対する憧憬から、他の博物館でもこのような方針が採られていたのであろう。この中では「大東亜博物館」について言及がされており、展示の方針からも当時の政治性や国内情勢が反映されていることが伺える。今後は戦時下の博物館の展示にはどのような意図があったのか、またそれらはどのような形で国民に影響を及ぼしたのかということを更に深く突き詰めたい。

註

（１）竹末勤　1998年「太平洋戦争と御物の疎開」『歴史評論』573号　校倉書房

（２）小塚新一郎　1941年「空襲と美術品保護　―独逸より帰りて―」『博物館研究』14巻10号　日本博物館協会

（３）田辺平学　1941年「都市の空襲と記念物の保護　―欧州に見る防空施設―」『博物館研究』14巻12号　日本博物館協会

（４）1941年「戦時下の博物館に就いて」『博物館研究』14巻３号　日本博物館協会

（５）奈良市史編集審議会　1995年『奈良市史　通史四』奈良市

（６）和田萃　2003年『奈良県の歴史』山川出版社

（７）三条西公正　1943年「戦時下の東京帝室博物館」『博物館研究』16巻８号　日本博物館協会

（８）飯島勇　1992年「博物館に因む回想と愛惜」『ＭＵＳＥＵＭ』500号　東京国立博物館

（９）斎藤勉　1991年『地下秘密工場―第１軍需工廠・第11製造廠・中島飛行機浅川工場』のんぶる社

（10）浄法寺朝美　1981年『日本防空史』原書房

(11) 鈴木敏夫　1969年『昭和史の天皇３　松代大本営』読売新聞社
(12) 大窪太朗　1979年「図書寮本の疎開前夜」『書陵部紀要』30号　宮内庁書陵部
(13) 前掲（８）
(14) 浄法寺町史編纂委員会　1997年『浄法寺町史』　浄法寺町
(15) 1943年「戦ふ博物館の新方針　貴重な美術品の保護」『博物館研究』16巻７号　日本博物館協会
(16) 1944年「博物館時局方策」『博物館研究』17巻８・９号　日本博物館協会
(17) 東京国立博物館所蔵文書「展覧会録・陸軍献納帝国芸術院会員美術展」
(18) 前掲（８）
(19) 鈴木良　1984年「太平洋戦争と文化財」『歴史地理教育』366号　歴史地理教育者協議会

参考文献

・東京国立博物館　1973年『東京国立博物館百年史』本編・資料編
・東京国立博物館　1952年『東京国立博物館略史』
・東京国立博物館所蔵文書
「当館所蔵品及法隆寺献納物並貴重図書武蔵陵墓地内へ移送ニ関スル件」
「帝室博物館美術品防空措置ニ関スル件」
「防空関係重要書類綴／昭和十六年以降防空関係重要書類綴」
「返却出張予定表」
「重要雑録　昭和十九・二十年」
・竹末勤　1989年「太平洋戦争と奈良の国宝疎開」『歴史地理教育』451号　歴史地理教育者協議会
・鈴木良　1998年「近代日本文化財問題研究の課題について」『歴史評論』573号　校倉書房
・鈴木良・高木博志　2002年『文化財と近代日本』山川出版社
・大窪太朗　1951年「疎開から展覧会へ」『書陵部紀要』１号　宮内庁書陵部
・防衛庁防衛研修所戦史室　1968年『戦史叢書　本土防衛作戦』朝雲新聞社
・防衛研究所　1978年『本土防衛作戦の統合的見地からの考察』
・浅川地下壕の保存をすすめる会　2005年　『フィールドワーク浅川地下壕－学び・調べ・考えよう』平和文化
・金子淳　2001年『博物館の政治学』　青弓社
・関秀夫　2005年『博物館の誕生　町田久成と東京帝室博物館』岩波書店
・三輪嘉六　2005年「日本の戦中、戦後復興期の文化財保護」『人類の歴史を護れ　戦中・戦後における文化遺産の保護と国際教育』クバプロ

（國學院大學大学院博士課程前期）

日本の博物館における模型活用とその過程

Utilization and process of models in a Japanese museum

大貫　洋介
ONUKI Yousuke

はじめに

博物館における模型は、展示不可能な実物資料の代用品として、あるいは実物資料の機能や原理を補足説明する二次資料として、多くの博物館展示に用いられている。

博物館における模型は、青木豊により、二次製作資料における立体的記録と情報製作資料としての性格を併せ持つ特殊な資料であることが指摘されている(1)。すなわち、博物館における模型は、レプリカや写真、パネルとは異なり、様々な形態を持ちうる資料であり、模型によって何を伝えたいかという展示主催者側の意図を色濃く反映するものである。また、その役割も博物館側や社会的ニーズにおいて大きく異なる。

本稿ではこうした特殊性を持つ模型が博物館においてどのように享受され活用されてきたかを明らかにし、博物館展示及び教育における模型活用の過程とその意義について論ずるものとしたい。

1　教育における雛形と模型

1－1　模型と雛型の概念

模型とは、今日的には、実物の形をそのまま真似て作ったものと解釈するのが一般的である(2)。模型のルーツは、鋳造において製作された鋳型を製作するために製作された蝋型にある。こうした蝋型は摸型と呼ばれ、仏像や美術工芸品等の鋳造に用いられ、仏教伝来以後の仏像の量産化において重要な役割を担った。しかし、西周が明治14年（1881）に編纂した『五国対照兵語字書』では、フランス語で鋳型という意味のMouleを模型と翻訳している一方で、坪井正五郎が明治22年から同25年にかけて英仏両国に留学し、その顛末を記した「パリー通信」において、パリ万国博覧会で展示された人体模型等をすべて摸形と表記していることから、摸型（形）と模型は徐々に混同されるようになったものと考えられる(3)。

一方、雛型とは、実物をかたどって小さく作ったり、書いたりしたものという意味のほかに、模してつくる、そのもとになる物という意味があり、用法は模型と極めて近い。よって両者を混同して捉えることも多いが、教育という分野においては、その両者の違いは明白である。即ち、雛型が、あくまで製品の製造過程における副産物を教育に流用したものであったのに対し、模型ははじめから教育のために活用されることを前提に製作されたものである。

１－２　日本の宗教・産業・文化と雛形

本邦において、雛形の製作は様々な活用を目的として古くから存在する。雛型の使用例としてまず挙げられるのが、祭祀において使用された雛型である。偶像崇拝が広く行われてきた日本の諸宗教においては、信仰の対象として雛形が多数製作されてきた。神や仏そのもの、あるいはその世界を雛形による代用で再現するために製作、配置される場合と、実物をかたどったものに思いを映して穢れをはらい、物事の無事や安全、吉凶を占うために製作されたものがある。

代表的な例が、沖ノ島祭祀遺跡の金銅製雛形祭祀品である。沖ノ島の祭祀遺跡は岩上遺跡（４世紀後半～５世紀）、岩陰遺跡（６～７世紀）、半岩陰･半露天遺跡（７世紀後半～８世紀前半）、半岩陰・半露天遺跡（８世紀～10世紀初頭）の４段階に分けて発展していくが、その４段階目にあたる半岩陰・半露天遺跡での祭祀において、琴・武器・工具・鏡・容器・紡織具などの雛型の奉献が急増する(4)。これらの雛型は古代の宮廷祭祀における祭祀品や神宝を再現し奉献したものと考えられている。

次に挙げられるのが、実物を模すことによる観賞用としての、いわゆる嗜好品として製作された雛型である。現存する例として、明治11年（1878）に皇室へ献納された法隆寺宝物の１つである「逆沢瀉威鎧雛形」がある。これは逆沢瀉威の大鎧の約５分の１の雛形であり、多少省略した箇所は見られるものの、全体的には精巧な作りとなっている。この雛形の製作目的は不明な点も多いが、新井白石の『本朝軍器考』の記述から、聖徳太子の幼少期の玩具であったと伝えられている(5)。

また、文政６年（1823）に来日したフィリップ・フランツ・フォン・シーボルトは、日本滞在中に建築物、船、農具などの多くの模型を発注している。これらはライデン国立民俗学博物館のコレクションを中心に、シーボルト・コレクションとして知られている。近藤雅樹の調査によると、模型に記された銘から、これらの模型の生産はすべて日本国内で行われたことが判明している(6)。さらに息子のハインリッヒ・フォン・シーボルトも、精巧な唐箕の模型を収集しており、この模型と父シーボルトが収集した模型を比較すると、時代や地域ごとの特徴を反映しているという共通点がみられ、これらの特徴は模型の製作者が農具に精通している人物であることを物語っているとしている。シーボルト父子のコレクション以外にも、出島から多くの模型が発注されているが、これらの中には特注品だけでなく、市販品から流用したとみられるものも含まれている。このことから、自分の技術や製品を宣伝する目的で副業として雛形製作を行う職人等によって、観賞用模型は近世日本において数多く流通しており、比較的入手しやすく、日本人にとってもポピュラーなものになっていたことがうかがえる。日本には雛人形、ままごと遊び等の模型を利用した風習が多くあり、雛形・模型を享受しやすい文化的土壌が存在していたといえる。

１－３　教育・学習のための雛形と模型の登場

雛形には、形式・様式を示す見本・手本、つまり、モノによって伝えるという教育的意図も併せ持つものがある。これらは雛形本等の模様や書体等、非有形物を対象とした雛形に多くみられるが、有形物を対象とした雛形にもこうした意図をもって製作されたものが存在する。顕

著な例が、近世の仏像製作における雛形である。

江戸時代になると、幕府の宗門改めや檀家制度により仏教の大衆化し、寺院に設置するための大型の仏像よりも個人で所持するための小型の仏像が求められるようになった。その結果、仏師たちの関心は量産のための作業・資材の効率化に集まるようになり、高度な彫刻技術を発揮する機会は減少していった(7)。こうした状況下で、大型仏像の雛形は、流派ごとの技術的、構造的手本として重宝され、代々秘伝として受け継がれていった。

一方、教材としての模型は、西洋医学の流入とともに活用されるようになる。そ例えば、寛政６年（1794）にカピタンのヘンミイと医師ケラーが江戸参府の際に桂川甫周や大槻玄沢等の蘭学者と会談し、精巧な人頭模型を手渡している。この模型は東京大学医学部に現存しているが、この模型は木製であるのに対し、会談の様子を記した『甲寅来貢西客対話』には、手渡された模型は蝋製であると記されていることから、現存するものは、カピタンから受け取ったものを国内で複製したものであるとみられている(8)。また、『甲寅来貢西客対話』に

医ニ志アルモノ此物ヲ見レハ、直ニ解剖セスシテ熟識スルニ足レリ。医家講習ノ為ニ設ケセシセシモノト見ヘタリ。

と記されていることからも、人体模型は医学講習用として重宝され、海外からの模型を複製することにより、蘭学者たちの間で活用されていたものと考えられる。他にも、シーボルトが医学講習用に眼球模型を用いている。

教材としての雛形・模型の特徴は、精密な内部構造の再現にある。東京国立博物館に保管されている「京都大仏雛形」は寛文４年（1664）の方広寺大仏修理の際に製作されたとみられる雛形であるが、外郭を取り外し、内部の木組みを観察することが可能である。また、前述の頭部人体模型は顔の半分の皮膚がはがされ、頭部の筋肉・器官の構造が理解しやすい。奥田万里が医学研究用に製作させた「奥田木骨」のように、内部構造のみを対象とした模型も登場している。教材として用いられた建築、医学等の分野は、外からは見えない内部構造を立体的に理解する必要があり、なおかつ現物の入手や解体が困難であるといった共通点が存在する。ただし、このような雛形は実物に対してある程度の知識を持った者を対象としており、文献や口伝による情報も必要不可欠であった。

１－４　教具としての模型と棚橋源太郎の教具研究

明治５年の学制発布以降、日本における学校教育は読方、口授といった教授法から理化学機器を用いた実験を中心としたものとなり、学校における理化学機器等の教具の需要が高まっていった。しかし、こうした社会的背景とは逆に、教具の研究、開発を行う機関の整備は遅れていた。教具の研究・開発を行う機関は教育博物館と一部の教具メーカーのみであったが、教育博物館の教具製作環境は予算の削減により縮小を余儀なくされ、メーカーで製作された教具も、教育的効果の裏付けを基に改良されたものは極めて少なかった。こうした事情により、後藤牧太や棚橋源太郎らによる教具・教材研究がさかんに行われるようになる。理科における簡易実験機器を開発した後藤に対して、棚橋は修身・歴史・理科・国語・算術・手工・裁縫・唱歌といった教科全般に関する教具の研究を行った。ここでは、棚橋が東京師範学校教授を勤めていた明治40年から同42年にかけて『教育研究』誌で発表された「教具の研究」を基に、教具にお

ける模型について述べてみたい[9]。

① 教具における模型の立場と役割

棚橋は、学校に必要な物品を校具または校用具と定義した上で、その中で教授時に使用される物品を教具とした。さらに、こうした教具のうち、筆墨紙・石盤・筆記帳・練習帳・生徒用教科書等の生徒が使用するものに関しては学用品とし、直接教授の進行を容易にし、其の効果を向上させるための補助的手法として教師によって使用されるものを教具であると定義した。そして、教具の具体的な例として実験機械・標本・掛図とともに模型を挙げている。

では、教育においてこうした教具を用いる意義を棚橋はどのように捉えていたのであろうか。棚橋は、教育のプロセスを直観・想像・記憶の三段階に分けて説明している。即ち、教師の談話や教科書の文章がどんなに明快かつ流暢であろうとも、それはあくまで他人の経験であり、幼年の児童がそれらを自身の経験として理解するためには、実験による現象変化の観察や実物標本の観察よる直観的経験に基づく基本的な想像力を構築することが必要不可欠であるとした。そして、こうしてある程度の経験が身についても、学習内容がより高度かつ応用的なものになると、教師の談話や教科書の文章のみから全体を正確に理解ことは困難になり、その大部分は児童の想像に委ねられることになる。最後に、修得した知識はそのままでは何の用も為さず、その知識を整理し、正しく記憶することが重要であると述べた。そして、こうした各段階においては、段階に応じた適切な教具の準備と活用の必要性を説いたのである。

棚橋は各段階に用いられる教具のうち、第二段階、つまり想像の部分において使用される教具として模型を位置づけている。棚橋は、

> 絵書地図標本模型により、其談話文章の足らざるを補ひ、以て、之れに対する児童の想像を明瞭にし、理解を正確ならしむることは、極めて必要となるなり。

と述べた上で、想像の補助に必要な教具を模型と図書の二つに分類し、さらに、その代表な例として地球儀起伏地図地理模型、人骨模型天産物模型理化学応用の器械模型、歴史的遺物の模型、株券証書の雛形、製作雛形の五つを挙げている。この分類で注目すべき点は、実物資料と製作資料が使用目的により明確に区分されていることである。棚橋は、天産物標本や実験器械等の実物資料は、全て直観のための教具に位置づけている。つまり、棚橋は教具によって与えられる情報の特性を理解した上で、直観、想像、記憶という教育の流れを実物資料、模型・写真等の実物の立体・平面的記録、図表を順序立てて用いることによって体現し、その教育効果の増大を図ったのである。

② 教科ごとの模型

棚橋は各教科における教具とその活用方法についても研究している。模型は児童の想像を補う教具であるとしているが、その活用方法は実物資料との関連性からも注目すべき点である。

（1）歴史科における模型

歴史科と地理科の教授法の研究は、他の教科に比べて遅れており、その結果、石器や土器、貨幣や美術品等の歴史的遺物の蒐集も遅れることとなった。棚橋は、学校がこうした資料の蒐集に努めるだけでなく、その地方の歴史博物館や通俗博物館を授業時に利用することを提言している。しかし、こうした歴史的遺物の中には、入手困難なものや、資料が限られるために価

格が上昇し、学校の予算内での購入は不可能なものも多かった。こうした資料に関しては、模造および模型によって代用すべきであると主張している。例えば、貨幣、石器、土器や装束は模造品を、甲冑武器に関しては雛人形の玩具から流用し、昔の水陸交通機関等に関しては模型を用いるべきであるとした。

（2）地理科における模型

地理科は地域の自然だけでなく、その地域住民の生活様式を学ぶものであるとして、地域ごとの産物や製造品のうち、理科と重なる天産物標本やその加工品よりも地域住民の生活必需品及び娯楽品を率先して蒐集すべきであるとした。そして、これを補足する模型として、地球儀起伏地図火山及び地殻断面模型を挙げている。なお、人種模型については、背景に自然環境や生活環境が描写してある写真や絵画の方が教育効果は高いとし、必ずしも必要でないとしている。

（3）理科における模型

人体模型や眼球・耳の模型、電気機関車や電話機等の理化学を応用した器械模型の蒐集を推奨している。なお、動植物の模型に関しては、その必要性を否定している。棚橋によると、理科における自然物の観察とは単に見るだけでなく、実際に手に取り、あるいは解剖してその動植物を感覚的に捉えることが重要であるとした。そして、感覚に訴えることのできない紙製の模型は、理科においてはその価値はないとした。ここで棚橋は、教具としての模型の短所を挙げている。それはスケールの問題である。模型は実物を大幅に縮小したものであり、剥製などの実物大のものを見慣れている児童にとってはインパクトに欠け、想像を補助するという模型の役割を満たすことが困難であるというだけでなく、誤解を生む原因となりうる点である。よって、入手が困難な動植物に関しては、児童が即座に認識できる他の動物や人、あるいは生息環境が写り込んだ写真や絵画を用いるべきであるとしている。

（4）図書科における模型

理科においてその価値を否定された動植物模型であるが、棚橋が

教育品販売業者中には紙製磁製等の動植物模型を販売するもの少なからず。

と述べているように、これらはすでに多くの学校で出回っていた。そこで、すでに購入してしまった模型に関しては、写生の見本とすることで有効に活用するべきであると主張した。

2　展覧会・博覧会における模型の展示

2－1　セントルイス万国博覧会における模型

明治6年（1873）に開催されたウィーン万国博覧会においては、シーボルト、ワグネルらの助言をもとに、大仏模型・谷中天王寺五重塔の模型を出品し、大いに注目を集めた。日本が再び大型模型の展示を行ったのは、明治37年に開催されたセントルイス万国博覧会であった。

セントルイス万国博覧会に出展された模型は、日本、満州、台湾、朝鮮の地理模型であるが、その上に鉄道路線に鉄道模型、電信・道路・電気・電話線もそれぞれ模型で再現され、航路上には船舶・灯台模型が設置された。日本列島には高さ四寸の富士山を中心とした山脈が再現され、その周囲には名勝や歴史的建造物の写真が貼られた大規模かつ複合的なものであった。さ

らにその製作もそれまでの府県、企業ごとという出品枠を超越して、大阪商業会議所を中心に、日本郵船会社、東洋汽船会社、大阪商船会社、山陽鉄道会社、九州鉄道会社、北海道炭坑鉄道会社、南海鉄道会社及び阪鶴鉄道会社ら海陸通運業者による合同出品であったという点も今までに例のないものであった(10)。

模型の製作は大阪商業会議所が選定した四人の専門家を中心に、水運や鉄道等の具体的箇所についてはそれを専門とする各会社の指示、監督のもとで製作されていった。地理模型の製作には西洋紙2500枚と、美濃廣形膠礬水1720枚が使用され、費用は合計６万4640円68銭に及んだ。

この模型には、企業や商品の宣伝ではなく、日本の地理・交通・文化といった日本そのものをアピールするという意図があった(11)。このことは、模型の縮尺にも現れている。即ち、日本列島の縮尺が十万分の一であったのに対し、満州、台湾、朝鮮の縮尺は二十万分の一であった。当時の日本は日露戦争の最中であり、日本が自国の近代化を強調したうえで植民地のインフラを模型で立体的・精巧に再現することは、日本がこれらの植民地をすでに掌握しているという印象を人々に与えるものであった。

それまで模型は単体で展示されていた、このような模型同士の組み合わせによる複合的な展示が行われたのは初めてであった。こうした展示方法は、日本の先進性、豊かさを体現するものとして、後述する満蒙資源館の展示にも用いられることになる。

２－２　満蒙資源館における模型

満蒙資源館は、「広く満蒙の資源を知らしめ、産業開発、投資移民等をなす者に的確な資料を提供する」ことを目的として、昭和７年９月に日比谷公園内の市政会館内に設けられた(12)。

館内には満州の資源、地理、交通を示す多くの模型と実物標本が設置されたが、特徴的なのはその組み合わせ方法であった。導入展示として設置された満州現勢模型は満州全土の河川や起伏を再現した地形模型に国境線を書き入れ、主要都市の位置、鉄道路線、主要産物の産地を電飾で示すことができるようにした模型である。さらに、その主要産物の標本が、年間生産額に合わせて一億分の一の量で展示された。この模型の周囲には満州の歴史や人口、資源、地形、行政組織等の図表を設置し、満州の概要を示したのである。

このように、模型と実物資料を組み合わせた展示が行われたのが、満蒙資源館における展示の特徴である。セントルイス万国博覧会の展示はあくまで模型同士の組み合わせであり、実物資料は展示されていなかった。また、当時の博物館展示でも、乃木記念館における乃木希典旧家の復元のような資料の組み合わせ展示は行われていたものの、資料の学域を超えた組み合わせ展示は行われていなかった。しかし、１日平均100人が訪れるほど人気を博した満蒙資源館において、より豊富な知識を短時間かつ省スペースで会得させるためには、この展示方法が合理的であり、分野の異なる資料の結節点としては、重視する情報の選択が可能であり、その情報を感覚的に捕らえることが可能なのは模型だったのである(13)。

３　博物館における模型活用

３－１　帝国博物館における古美術品の模造・模型の作成

明治22年に帝国博物館が発足すると、農商務省時代からの美術品の管理区分を再編集され、

「歴史部」「美術部」「美術工芸部」「工芸部」を新たに設置した。このうちの「美術部」を中心として古建築や美術品の模造事業が展開された。模造の製作は東京美術学校へ依頼したが、その依頼書には、

本館美術部ニ於テハ広ク古大家ノ傑作ヲ整列シ以テ美術ノ標範ニ供シ併セテ其沿革ヲ示スハ最モ必要ノ儀ニ有之候処従来収蔵ノ品極メテ少ナク漸次購求の見込ニ之候得共精好ナル美術品ノ価格ハ近来益高貴ニ赴キ到底当館有限ノ資力ヲ以テ完全ナル蒐集ヲナシ難キノミナラス真ノ模範タルベキモノハ固ヨリ既に名刹旧族ノ所有ニ属シ其江湖ニ散在するものの如キハ多クハ第二流ノ製作タルニ過ギズ到底原品購入ノミヲ以テ本館陳列上ノ目的ヲ達シ難クト存ゼラレ候ニ付テハ向フ五ヶ年ヲ期シ本館標本購入費中ヨリ毎年金弐千円ヲ支出スルヲ目途トシ奈良京都ヲ首メ其他ノ地方ニ於テ彫刻絵画中名品傑作ノ模造ニ着手シ或ハ木造石膏若クハ原材料ヲ用ヰ便宜縮写又ハ等寸ノ摸製ヲナサシメバ一ハ以テ本館陳列上ノ主趣ヲ達スベク一ハ名品保存ノ資ト相成ルベク候ニ付此段予メ裁可ヲ仰ギ候也

と記されている。帝国博物館資料のベースとなった資料は博覧会事務局時代に収集された資料であるが、これらの収集についての方針を記した「博物局博物館博物園書籍館建設之案原議書」には

其沿革ト人工ノ進歩且旧器ノ迂闊ナルヲ折衷シテ簡易ノ器ヲ製作スル等ノコトヲ示ス

と記されており、芸術的・美術的観点からの収集がなされなかったため、展示用の美術資料が不足していた。加えて美術品の価格高騰により、美術部長岡倉覚三が収集目標とした「絵画彫刻建築書版刻及ヒ美術品ノ写真等総テ美術ノ巧妙ヲ主トスルモノ及ヒ美術ノ沿革ヲ考証スルニ必要ナル物品」を入手することができなかったのである(14)。質の高い二次資料と質の低い一次資料のどちらを展示するかという選択を迫られた館は、前者を選択したのである。そして、その目的は展示品の充実化と、美術品の立体的記録の作成による資料の保存にあったのである。その後、模造の作成は継続して続けられ、関東大震災で大量の資料が破損した際は、模造の作成により展示品の補充を行っている。

当初、模造の対象となる古美術品は仏像及び絵画であったが、後にその対象は建築物へと拡大され、明治42年の神宮御造営の際に伊勢神宮外宮正殿の模型が製作され、その後、建造物修理等の機会を利用して法隆寺三重塔、法隆寺五重塔の模型が製作されている(15)。展示のために縮尺は二十分の一程度とされた。こうした模型や模造の製作が続けられた要因は、やはり展示品の充実化と立体的記録の作成による資料の保存にあった。建築史家の関野貞は昭和９年に博物館における美術資料の展示の少なさを指摘した上で、美術資料について

実測図や写真のみで満足することなく、少くとも各時代を代表すべきものの型をつくり、これを博物館に陳列しておきたいものである。

と述べ、建築、彫刻、仏像等の貴重な美術資料については、模型・模造を作成することを主張している(16)。こうした背景には、当時の美術資料の保存の難しさがあった。劣化や破損の懸念から、貴重な美術資料は常に秘蔵され、ほとんど一般に公開されることが無かった。また、災害等により失われた資料も多く、貴重資料の立体的記録をとることは館の主要な任務の１つとなっていた。展示の充実化という両方のニーズに応えることができたのが模造と模型だった

のであり、両者の製作意図に差があったわけではなく、模型は展示のために縮尺を変えた模造であった。

3－2　教育博物館の教具普及活動

学校における理化学機器の需要が高まっていた。教育博物館では、こうした需要に応えるために、理化学機器の販売斡旋を積極的に行おうとして、収集した理化学機器の模造を製作、販売した。ところが、精密な模造は資料価格の高騰を招き、購入に名乗りを挙げる学校はほとんど現れなかった(17)。そこで、こうした模造の機能を特化、簡略化し値段を大きく下げた模型の販売が行われた。この模型の広告には、

製錬社製　助力器具模式　英国グリピン氏製造の物理器械、科学器械の模造、
　　薬品等
長田銀造作　英国グリピン氏製造の物理器械の模造
藤島常興作　英国グリピン氏製造の物理器械の模造

とあり、当時高価であったイギリス製の器械のうち、特に教育面において重要な原理部分ぼみをクローズアップして模型化された、広告には模造と記されているが、こうした機能的デフォルメが施されている点を考慮しても、教育博物館から斡旋、販売されたのは模型であった。

しかし、こうした教具の斡旋が普及することはなかった。棚橋源太郎は、「教具の研究」において、教育博物館の活動について、

二十年前、現在の聖堂内に移され、一たび、東京高等師範学校に附属せしめらるるに至るや、文部省より、同館に支給する所の経費は、極めて小額となれり、之れが為め、爾来同館に於ては、欧米より新案の教具を購入する能はざるは勿論、自ら之れを製作することも不可能となり、辛ふじて、現状を維持するに過ぎざるに至れり。

と述べており、教育博物館の移転により、もはや教育博物館が教具の開発・研究機関として機能していない現状を嘆いている。そして、模型の蒐集方法についても、業者に注文するげ適当であるとしている。

3－3　通俗教育館の模型活用

大正１年に東京教育博物館内に設置された通俗教育館は、それまでの博物館とは大きく異なる展示を行った。

理学器械および器械模型の部においては来館者がボタンやハンドルによって操作可能な器械模型が多数展示された。例えば、蓄電池により発生させた電気で来館者が動かすことが可能な鉄道模型、無線電信の模型が構造やその変遷が解るように解説されて設置された。天文地理の部では天体運行模型や火山模型、船舶模型が図解付きで展示され、衛生の部では健康な状態とアルコール中毒に陥った心臓と肝臓の模型、肺結核を患った肺の模型、結膜炎とトラホームを発症した眼瞼の模型等が展示された(18)(19)。なお、これらの人体模型は、棚橋源太郎が「この模型は蝋細工て出来てをつて、注意せられなければ実物と間違ふ程巧に出来てをる。」というように大変精巧にできており、このことは通俗教育館を見学した記者が模型を実物と記している点からもうかがい知ることができる(20)。

このように、通俗教育館における展示は、従来とは異なり、実際に動く、あるいは自分で動

かすことによる実験、実演が重視された、いわば動態展示や参加型展示が行われていたのである。

教育博物館主事の棚橋源太郎は、通俗教育館について、

> かの英国のサウスケンジントンの博物館へ行ってみると種々の器械を観覧者自ら運転している有様は流石に工業国だと點頭しめる。独逸でも伯林のウラニヤの科学劇場の中央で幻灯をやると周囲が通俗博物館になっているか、此処はのはそれを学んだのである。

と述べ、通俗教育館の構想はサウス・ケンジントン博物館とウラニアを参考にしたことを語っている(21)。サウス・ケンジントン博物館は大型機械の動態展示をはじめ、来館者が操作できる参加型・体験型展示が行われていた(22)。ウラニアも成人市民への科学の知識に対する啓蒙を目的として設立されたサイエンスセンターの原型といえる施設で、天文台科学講演会場と来館者がボタンによって操作可能な実験機器を備え、展示の区分は天文、物理、微小の世界、精密工学と通俗教育館への影響を感じさせる施設であった。棚橋は当時の日本人について

> 日本人は元来器械を恐れるが、それも工業国たる事は出来ない。斯う云ふ所が出来た以上は普通の展覧が「手を触れるべからず」と云ふのは反対に盛に手を触れて、器械に近づき親しむ思想を普及したいと思ふ。併し何分経費が驚くべき少額なので思ふ所の幾分も実行できないのは遺憾千万である。

と述べており、サウス・ケンジントン博物館やウラニアのような施設が必要であると考えたのである(23)。通俗教育館に割り当てられた経費が少ないという点も着目したい。サウス・ケンジントン博物館やウラニアでは、動態展示や参加型展示には本物の大型機械や理化学機器、あるいはそれらを改造したものが使用されていたが、それらは購入だけでなく、動かすことによる整備等にも多額の費用がかかるという問題があった。費用と敷地が限られた通俗教育館において、こうした施設と同様の展示を行うためには機械のもつ機能を特化した模型が必要とされたのである。

また、棚橋の模型に対するスタンスにも変化が見られる。学校教育における教具としての模型に関する棚橋の考えでは、模型はあくまでも児童の想像力を補助するためのものであり、直観的に訴える教具は理化学器械や標本等の実物資料であった。しかし、通俗教育において、その対象となる観覧者は不特定多数の人間であり、年齢や経験も当然異なる。そこで、棚橋の考える教育のプロセス、直観、想像、記憶を同時に行うために、模型を操作可能にして実験器械と融合し、周囲に解説を配した展示形態がとられたと考えられるのである。

おわりに

このように博物館における模型は博物館における展示品としてだけではなく、資料の保存や学校における教具として広く活用されたのである。さらに、今日的にはハンズ・オンに該当する参加型・体験型展示や動態展示、総合展示といった新しい展示手法においては模型が積極的に活用され、その発展の一翼を担ったのである。こうした展示に模型が活用された背景として、模型のもつ多様性とリアリティーが、実物資料だけでは伝えることのできない情報を補足する直観的な資料として評価されたことが挙げられる。博物館における模型は常に変化する社会的

ニーズに柔軟に対応できる資料として博物館においては必要不可欠な資料だったのである。

しかし、模型は主催者の展示に対する工夫によって初めて有効に活用される資料であることは言うまでもない。例えば、理科の教材としてはその価値を有さないと棚橋が断言した動植物模型であるが、自然科学における博物館展示では、他の資料と組み合わせることで有効化することができるとしている(24)。このような、模型の分野ごとの応用的活用方法の研究については、今後の課題としたい。

註

（1） 青木豊　1999「博物館資料の分類」『博物館資料論』雄山閣
（2） 1975『日本国語大辞典』小学館
（3） 坪井正五郎　1889「パリー通信」『東京人類学会雑誌』45号
（4） 1979『宗像沖ノ島』吉川弘文館
（5） 池田宏　1990「逆沢瀉威鎧雛形とその関連資料」『東京国立博物館研究誌』通号476
（6） 近藤雅樹　2003「ミニチュア博物誌の構想 - シーボルトがくれたアイデア -」『新・シーボルト研究Ⅱ　社会・文化・芸術篇』八坂書房
（7） 西村公朝　山崎隆之　1983「近世仏像の技術的再検討 - 木寄と雛型 -」『東京芸術大学美術学部紀要』18
（8） 緒方富雄　1942「寛政六年五月カピタンが桂川甫周に与えた人の首の模型について」『医学と生物学』１巻２号
（9） 棚橋源太郎　1907 ～ 1909「教具の研究」『教育研究』42，52，53，54，62号に連載
(10) 1901『聖路易万国博覧会本邦参同事業報告』２編　農商務省
(11) 伊藤真実子　2008『明治日本と万国博覧会』吉川弘文館
(12) 記者　1932「東京に満蒙資源館創設」『博物館研究』第５巻12号
(13) 註１１に同じ
(14) 1973『東京国立博物館百年史』東京国立博物館編
(15) 工藤圭章 1971「古建築模型の製作」『東京国立博物館研究誌』通号241
(16) 関野貞　1934『保存上重要美術品の複製をつくれ』『博物館研究』第７巻７号
(17) 椎名仙卓　1988『日本博物館発達史』雄山閣
(18) 棚橋源太郎　1912「通俗博物館」『教育時論』994号
(19) 1977『国立科学博物館百年史』国立科学博物館編
(20) 記者　1912「新設通俗博物館を観る」『帝国教育』365号
(21) 註12に同じ
(22) 高橋雄造　2008『博物館の歴史』雄山閣
(23) 註12に同じ
(24) 棚橋源太郎　1929「博物館の組み合わせ陳列法」『博物館研究』第２巻第６号

（國學院大學大学院博士課程前期）

収集と伝習

二つの事例から

Collection and Learning

眞田　芳彰
SANADA Yoshiaki

はじめに

収集された資料は博物館や他の展示施設に並べられ、それら資料の観察によって疑問の解決になったり、考えのヒントになったりする。自分の技術に関係した資料で、より卓越したものを見たとき、その資料が手本となって自己技術を更なる高みへ押し上げる助けになる場合がある。伝習は技術の発展につながる。以下に２つの例を挙げ、収集と伝習を考えてみる。

１．ウィーン万国博覧会における出品資料の収集と伝習の一例

１－１．ウィーン万国博覧会における京都府陶磁器の収集

オーストリアでは皇帝フランツ・ヨーゼフ一世の在位二十五年を記念して万国博覧会が開催された。日本明治政府として初めて参同した博覧会であった。列品の採集については、個人製作の工芸品は府県単位での出品で、『澳国博覧会参同紀要』(1)では、

物品の採集は天産と人造とを論ぜず。既に五年正月、使、府県へ特達せしと雖も到底主意貫徹し難きに由り、同年三月に至り物品多産の地方へは局員を派遣せしめたり・・・

と記述されている。

京都府の出品については物品調査を京都府在住の山本藤十郎（章夫）が担当した。彼は博物学者として近隣では著名であった(2)。

陶器の収集については、白焼きで東京まで逓送することを命ぜられた。このことは、澳国博覧会派遣副総裁佐野常民のパリ万国博覧会を経験しての配慮だった。日本製品は西欧への適応性がなく、模様染めに対して色絵に重点を置かなければ売れ行きが悪いことを認識してのことであった(3)。当時の政府は、博覧会とは、学術・文化の体系的をもって総合的に展示の基本としたもので、これらの物品を世界中から一同に集め、長期的にわたって展示し、ときには自国の商品を会場で販売することで、一般に普及のために広め、その終了した後は、展示物を各国が交換、買い上げ、寄贈することにより出品経費の軽減を計り、一般大衆に普及をはかることを目的にしていた。また、貿易の拡大と殖産興業の推進のため、海外諸国の知識を摂取することと技術の未熟度を解消し、海外の文化を摂取するため、海外伝習生派遣することを目論んでいた。そこで、日本全国の生産品を二品、東京に集めた後、一つをウィーン万国博覧会に持参し他の一つは、東京で建設される新規の博物館で展示しようとした(4)。

京都府の陶磁器の出品過程は以下の通りである[5]。

1872(明治５)年１月　京都府は布告し、３月末までに出品を申請させる。国産は何品に限らず取り集め検査の上、差し出すことになり、各地方土産の品々製造品は職業の物へ申付け、総てを買上げ、製造方法、諸説とも、成丈取調し、博覧会事務局へ差し出すべきこと。［４月20日(府県物産表雛形)を改正、改正様式による物産表を差出すことを、各府県に命ずる］

同年４月10日　清水陶工加藤伝七、粟田陶工丹山青海、山本藤十郎に随行し東上する（４月10日東上、15日東京着、６月6日東京出立、12日午後５時帰京)。

同年６月　「輸品工事」を目的に、告諭書・製造心得書・運送手続書を手渡す。陶工良手之者相撰製造申付手当金　加藤伝七へ1000円、丹山青海へ600円

同年６月27日　清水陶工に物品調達をする。

同年９月８日　出品の図説など完成、提出する［五条坂粟田陶器詳説・五条坂陶器製図・粟田陶器製図]。出品物産製成し、中山精一が護送する［陶器]。

同年９月　明年１月まで12回郵船にて差送する。

京都府出品之分［陶器］

事務局注文分［素焼陶器］

同年11月28日　澳国博覧会出品表［陶器代金250円99銭８厘（187品）西洋向食器并日用品色画染付金襴手ノ類］［鉱石（24箱・２面・43枚・55把・３袋・１貫500目)］［五条坂粟田陶器用ユル土（17包)］［薬品代金19円65銭１厘（59斤６部　４匹　５連　90串　216目)］［新古渋代金50銭（４罐)］［炭酸泉（10罐)］［幅傘代金17円31銭］［陶器口解（一部)］［同轆轤（１把)］［同細工小手（10本)］［同土石灰（１箱）丹山青海出品］

澳国博覧会出品表　博覧会事務局御注文ノ分［陶器代金4364円24銭１厘7毛（3963品)］

丹山青海・錦光山宗兵衛・帯山与平衛・岩倉山吉兵衛　製造之事内［永楽焼代金65円50銭（84品）　色画21品　染付48品　白地15品］［粟田焼　画付972品　白地1055品］［清水焼代金2531円90銭８厘（1851品）色画846品　染付787品　白地218品］

清水幹山伝七五条坂高橋道八真清水蔵六兵衛清水七兵衛清水七兵衛清風与平和亀亭製造　大概西洋向食品并日用品

以上のような流れで京都府の陶磁器が出品された。開催中、陶器・硝子器の部門で、京都粟田・五条坂陶工が第三賞典である有功賞牌を受けた[6]。

１－２．博覧会後の伝習

その京都粟田陶工の記事としては、『澳国博覧会参同紀要　下篇　技術伝習』「第十三章　澳

国博覧会製陶ノ伝習及爾後ノ事歴」[7]に、丹山章造の名で、兄である丹山陸郎に関する記述がある。それによると、丹山陸郎は丹山青海の第二子で、中林竹渓の門に入り画を学び、京都の医師広瀬元恭氏に就いて蘭学を学んだ。慶応二年、長崎でドイツ人ヨング氏に就いて科学を学び、一年で帰京し、父である青海が長年苦辛していた製陶業に従事し、ともに研究するようになる。明治六年、ウィーン万国博覧会における物品収集の際、西京五条坂の幹山伝七、粟田の丹山青海を東上させ、伝七には清水および五条坂の陶磁器、青海には粟田の陶磁器製造の監督を命ぜられ、二人はおよそ金二万円を与えられた。このとき陸郎は東京で文部省お雇い外国人ドクトルワグネル（Gottfried Wagner）氏の親愛を受け、陶磁器製造業諸般のことを研究中であったが、青海とともに京都に帰り、各製陶家を督して、自らも製造に従事しようとして京都府知事に上申し、許可を得ようとしたが、当時の粟田陶工の陶器に彩画を施すことは能楽の図を描くだけで、他の模様はできず、御菩薩（みぞろ）焼のように釉下に呉須を用いて描くだけだった。そこで、各製陶家は素地を造り各自の銘を印し丹山窯に持参し、花弁・人物の彩画を着け、また何種かの釉薬を施して出品の陶磁器を調製した。パリ万博に徳川幕府の使節として瑞穂屋卯三郎を派遣し、製陶の釉薬を数十種をもたらしたがこれらをもちうる技工がなかった。しかし、陸郎はそれら釉薬を分析配合し、科学応用の技術を凝らしかつてない釉薬を作り出した。この釉薬がウィーン万博の出品する陶器を製すること効果絶大だった。その後、陸郎を事務官に随行させる命がくだる。明治六年一月三十一日に横浜港を出発、三月二十三日にウィーンに到着。出品陳列の事務に従事し、五月一日に開会後は売店の事務にも従事する。余暇の時は各国出品の陶磁器について研究していた。また、鹽田事務官より学資を貸与してもらい、納富介次郎、河原忠次郎らと同市の工業高校へ通学した。十一月二日に閉会後、佐野常民副総裁より陶磁器技術伝習を命ぜられ、ボヘミヤ・キリストル官立陶器製造所へ入学する。教師フランツヒップマン氏について修学し、十二月業を卒え退所する時に、ヒップマン氏以下各部長及び教官等数十名より自作の製品を贈られた。これらの資料は以後参考になった。陸郎が伝習の中で一番興味を引いたものは、陶器に写真を撮着することでその秘術を伝習することを第一に考えた。しかし、佐野副総裁や鹽田事務官からは研究の目的を誤っていると叱責を受ける。以後はオーストリアの窯業に関する各工場を巡視し、本業の発展の糧になること多く、また、各種の彩釉薬（含水金薬）を購入し、明治七年二月八日に帰国した。彩釉薬である水金を輸入したのはこの時が最初であった。

明治八年、事務局より欧州で研究したところの技術試験のため東上を命ぜられたが、病気のために行くことができなかったので、帰国後、研究した釉薬の元素及び自家配合の釉薬その他欧州にて研究した技術に関わる製品数種を提出し、また京都府に四十八種の製品を提出したところ、翌九年九月、澳国博覧会賞典として内務省より金二百円を賜り、同年十二月、澳国における学資負債消却として金五百円を賜った。

陸郎は帰国後、父の業を助け、製陶業の改良を考究した。窯の構造を改良し、火度を調節し特色である卵色を容易に焼き出せるようにした。また、振り釉薬抜き画の方法を考究し、本窯振り抜画と称した。当時（明治期後半）、京都の製陶家は一般に製出する。そして、旭焼を試製して販路を開き石膏型の製法を一般に伝えるために粟田陶窯の築造を業とする竹内正兵衛に

陶窯の要点を教示し、各製陶家の窯を改築するごとにその製法を伝えていたところ、粟田の窯は焼き損が少なくなった。このことは改良の端緒となっている。その上、自家の職工に彩釉薬の配合を教えたところ、その職工が他の製陶家に伝え、自然にその方法が伝播し、京都市のみならず瀬戸、伊万里に至るまでその法を拡張したことは、製陶上少しは改良をすることができたといえる。丹山窯においては、種々の彩画を多く焼きだし、丹山焼本窯高盛画と称し、大いに欧人が好むようになり営業的にも繁盛した。まったく澳国博覧技術伝習の結果にほかならない。

製陶業の繁栄が進むにしたがいなお西洋各国の製陶技術及びその実況を熟察すれば、以後の製陶業上の改良を最大限にしていくことができると感じ、再び欧州漫遊の思いが起き明治十五年オランダでアムステルダム博覧会が行なわれるということで、この機会に家産を挙げて数万円する丹山焼の陶磁器を製造し、同年一月横浜を出発した。アムステルダムに到着し、出品した。そこで、名誉賞状を受賞しただけではなく、販路も広がり、大いに利益を得ることができた。これによってフランスパリに仮住まいをし、セーブル官立陶磁器製造所からパリ中の各製陶所を熟視し、また、ドイツ、オーストリア、イタリア、トルコ、イギリス、ロシア各国の陶器製造所を巡覧し、参考となるものや、助けになるものが非常に多かった。また、出品した陶器は原価に数倍で販売する好機に恵まれた。帰国後は、従来から研究していたガス、または曲焔法の窯を用い、改良製造場を設け、陶業に一大進歩を試みようと企図したが、帰国しようとしたところ病気になり、数十日パリの居に保養し、後に出航に際し、賊難に遭い、所持金を奪われたので、旅費を知人に借りてかろうじて帰国した。以来、本業を勉励すること昼夜に至るが、結局、企図した窯を建設する資金が得られず、慨嘆したまま、二十九年八月肉様症を患い三十年一月享年四十六歳にして病没した。死に臨んでもなお陶業の改良を賊徒に妨げられたことを慨嘆していた。

陸郎は明治の世に生き殊にウィーン万博参同の盛挙に随行し、ヨーロッパの製陶技術を伝習する栄を得て、従事する製陶業上に改良進歩を加え、宿志を達成するのみならず、不肖章造も陸郎の遺児を護り、本業の繁栄をもたらせたことはひとえにウィーン万博の賜物ということができる。ここに謹んで亡き兄の遺志を継ぎその事歴を記述するという。と書かれている。

事歴を読んでいくと、出品資料の収集段階に際しても、製作に苦心していることがわかる。そして、万博開催中、空き時間を利用して他国の関連資料を研究することができたことは、博覧会が展示資料を観察することにより、自己の課題について学習できる機会があったことを示している。

２．素描の収集と伝習の例

２－１．素描の収集

2008年10月11日から11月24日まで東京芸術大学美術館で『線の巨匠たち――アムステルダム歴史博物館所蔵　素描・版画展』がおこなわれた。完成した絵画をみせるのではなく素描をみせる展覧会だった。熊澤弘氏は「素描をコレクションする――黄金の世紀のオランダの場合」の中で、素描の説明、素描コレクションの原点、素描コレクションの形成、オランダの素描、

17世紀から19世紀までの素描コレクション、保管方法、と順を追って解説している[8]。

序論では、素描とは一般的には、紙およびそれに類する支持体に、チョークやペン、鉛筆、水彩などの画材を用いて、単色あるいは限定された色彩で描かれているものを指す。ヨーロッパにおいては素描そのものに造形芸術の一ジャンルとしての価値が認められていて、ルネサンス以降には、素描は単なる製作過程のものとしてではなく、素描自体を芸術作品として享受する価値観が生まれた。そして近代に入ると、膨大に収集するコレクターも登場するようになったと述べている。また、素描コレクションの享受の点でより注目されるのは、個人コレクター達である。彼らは、芸術家や収集仲間の友人たちに鑑賞し、その作品について議論する、という方法で素描を楽しんでいた。しかし、素描は鑑賞のためではなく、芸術家の製作現場で生み出され、使われるものであった。ラフな構図素描、風景スケッチ、人物像などの個々のモティーフの習作、そして原寸大下図などは、いずれも「完成作品」を作り上げるためのものとして活用されるツールであるという。素描は、字義的にはデッサン、計画、意図という意味を持つ。現在の素描という意味で用いるようになったのは、14世紀以降とされ、そのときから素描は、芸術家の基礎的な訓練のツールとして、芸術的着想を練り上げるメディアとしての素描の意義が認められるようになった。熊澤氏はまた、画家であり美術理論家だったジョルジョ・ヴァザーリ（Giorgio Vasari, 1511-1574）の著書『芸術家列伝』の序文で「彫刻と絵画は、実のところ、素描（ディセーニョ）という一人の父から、ただ一度の出産で同時に生まれた姉妹である」を例に挙げ、絵画や彫刻などあらゆる造形芸術を創造するための基本的な構成要素として重視されたので、素描は芸術家の創造行為の基礎として、そして創造過程における判断力、認識力としての価値を認められた。素描制作の重要性の高まりは、レオナルド・ダ・ヴィンチ（Leonardo da Vinci,1452-1519）やミケランジェロ・ブオナローティ（Michelangelo Buonaroti,1475-1564）に代表される16世紀初頭の盛期ルネサンスの偉大な素描家たちによる、芸術家の内的な思索行為の結実としての素描により、文字通りのピークを迎えた。それにより素描は、完成作品を生み出すための創造行為の断片である以上に、それ自体が芸術としての価値を付与されるようになったと説いた。

17世紀オランダでは、工房での制作活動と関連付けられる素描収集と、純粋に素描を享受する愛好家的な素描収集を担っていたのが主に芸術家自身であったが、素描を鑑賞し、素描を中心に収集する愛好家も徐々に登場してきた。イギリスのコレクションも重要で、チャールズ1世およびアランデル公のコレクションや、ウィンザー城の王立素描コレクション、デヴォンシャー公、さらに芸術家コレクターであるピーター・リリーやジョナサン・リチャードソンを含め、数多くの素描コレクターが登場し、18世紀のイギリスは「ヨーロッパの素描のキャビネット」と称されるほどになっていた。1753年に大英博物館が開館した後、1808年には版画素描室が開設された。これらの素描コレクションは開館直後から徐々に拡充され、現在の主要美術館・博物館の素描コレクションの礎となっていることを指摘している。

18世紀には素描を主たるターゲットとしたコレクターが目立つ。ある特定の分野に絞ったコレクターが登場する。専門家ではない芸術愛好家が素描を収集するのは商業的な利益目的や美術教育的な目的もあるが、最大の理由は素描を愛好し、所有することを楽しむところにあった

という。この頃の素描コレクションは細部までよく描かれたタイプを中心とした収集を展開している。この世紀のオランダの素描コレクションについての特徴は収集作品に対する詳細な記述、鑑定を行なう傾向が強まったことを述べている。

19世紀に入るとオランダの素描の機能とコレクションの特性に変化を窺わせる。それまで機能していた芸術家工房での教育システムが機能しなくなった。具体的には、ギルドのシステムが消えたことによって、芸術を学ぶに際して、必ずしも親方の下で学ぶ必要がなくなったこと、そして、芸術家工房に代わって、数多くの素描アカデミー、素描教室が登場する。そこでは、芸術家のみならず、愛好家、さらには職人までもが学ぶようになった。その素描アカデミーはそれまでの素描教育システムを引き継ぎながら、芸術家志望者以外も受け入れるようになっていく。また、美術理論書の刊行による美術教育の裾野が広がったこと、公的な美術館の建設で、実作品を見て学ぶ機会が工房以外でも可能となったと指摘している。

２－２．素描の学習

創作活動の基礎としての素描の価値を最初に見出したのは、コレクターではなく、実際に創作活動を行う芸術家であった。芸術家にとっては、自身の制作する素描そのものの価値とともに、他の巨匠が生み出した素描についても、創造力を刺激するレファレンスとしての価値を見出したことを熊澤氏は認めている。『芸術家列伝』の「バンディネッリ伝」によるとミケランジェロはフィレンツェ政府から大型の壁画制作を依頼されたが、その壁画は完成を見なかった。しかし準備段階で制作した原寸大下絵が、壁画にも劣らぬすばらしいものであったため、下図そのものが公開された。そして、多くの芸術家達がこの下図素描を模写するためにこぞって訪れたという。素描には芸術家が学ぶべき要素が詰まっている、という美術教育上の効果に対する認識が示されていると述べている。

素描から学ぶために集め、保管するという行為は前にもあった。ルネサンス以前の美術製作の現場であった中世後期の美術工房に存在していた「モデルブック」であるという。モデルブックは、絵画や彫刻、建築の制作時にサンプルとして使う図案集、型見本帳のことで、先達が創案した図柄や、珍奇なモティーフを模写して描きとめて、工房での制作で活用されていた。熊澤氏は13世紀の北フランスで、活動した建築家ヴィラール・ド・オンヌクールのモデルブックを紹介している。これはさまざまな人物像や動物、建築などのモティーフが、幾何学的図案態に還元された形態で描写されている。芸術家はここにある図案を、文字通り「モデル」＝型見本として利用し、それをもとに写本や壁画、建築装飾を制作したのである。モデルブックはライブラリーとしての役割を持っていた。

14世紀になるとモデルブックは変化する。初期ルネサンスにおける人文主義的思想の拡大によって、自然や人間に対する関心が高まるにつれて、美術表現の面では、モデルブックの図柄の引き写しにとどまらず、自然や古代遺跡、さまざまなモティーフなど描く対象を直接観察した素描も作られるようになった。これは、芸術家の自律的な創作行為を端的に示しているものであり、自律的な芸術表現を目指したルネサンス期にふさわしいツールとなった。このような自然主義的な姿勢で自由制作された素描がまとめられたものを「スケッチブック」といった。

この期の素描帳の重要な役割は、芸術家の創作活動を支えることであったことを認めている。

工房での素描利用を熊澤氏は17世紀中ごろに活躍した風俗画家テルボルフ一族を例に取っている。工房に残されていた素描のほとんどが現在まで残っている。代々引き継がれて拡充された膨大な素描群である。その多種多様な素描群は頭部習作、肖像素描、人体の各部分の素描が含まれており、そのなかには、兄弟で互いに描きあった頭部習作などがあるという。

芸術家のコレクターとして、レンブラントは膨大なコレクションをもっている。巨匠の素描に混じって、自身の素描も存在している。自身の制作の中でレファレンスとして活用していた。しかし、活用以外の目的で収集されたものがはるかに多い。巨匠の絵画、素描、版画、古代彫刻の模刻などのほか、動物の剥製や貝殻、武具なども所有していた。蒐集活動自体自己目的化したかったという考えもある。

18世紀までは工房で若い芸術家のために素描を用いて行っていた訓練は、作品製作とならぶ重要な機能として捉えている。ここでは最も重視される文献として、ウィレム・フーレーの『デッサン芸術論』を紹介している。17世紀オランダで刊行された素描の教本として非常に影響力があったものとされ、版を重ね、後の美術理論書にも影響を与えた。その素描訓練課程によれば、芸術の初学者は素描の技を学ぶために、まず、レオナルドらの先例に従い、遠近法を学び、その後、版画の模写、そして素描の模写を学ぶ。この後、絵画作品の模写を経て、立体物、すなわち石膏像の写生を学ぶ。これらを経た後に、この初学者はようやく自然物の模写、すなわち実写の写生を行うことができる。素描教本の原点を遡れば、14世紀のチェンニーニの教本に至る。16世紀末のオランダの画家アブラハム・ブルーマールトも、同様の教本で大勢の弟子を指導していた。素描教育システムは、アカデミズムによる洗練を経つつも19世紀まで存続した。

素描教育は工房を中心として、対象の部位に至るまで事細かに教授され、画家たちに徹底的に理解できるように施されていた。収集されたレンブラントのような大画家の素描を学習し、自己の絵画に応用していくことにより完成画の構想を明らかにし、より確実に作品を仕上げられるように計画されていた。

まとめ

以上、資料の収集と技術伝習を、産業技術の分野では京都粟田陶磁器の製作について、芸術の分野では素描を参考とした絵画制作についての２つの事例からみてきた。前者は産業発展（殖産興業）政策によって、西洋技術の導入をすることで自国の産業技術をより高めていく作用があり、始末記にも見られるように、ウィーン万国博覧会の参同の後、現地に残って技術を会得したことは、帰国後の作製技術の発展に確実に効果があったことを認めている。後者の場合、以前から収集されていた素描は、工房で画家たちが教授され基礎訓練を施されたが、後に博物館で展示されることで多くの人々の目に触れ、またこれらを見た画家たちが各々の基礎的技術の定着に役立てたことで、絵画技法の歴史を発展させていった。双方、収集されたものとの接触で、自己技術を現段階以上に発展させようとする意識が生まれ、伝習と結びついていくということがいえよう。

註

（1） 田中芳男　平山成信　1897『澳国博覧会参同紀要』上篇　pp14－15

（2） 関西大学経済・政治研究所　1999『ウィーン万国博の研究』同朋舎　pp57－59

（3） 同　pp30－32

（4） 同　pp22

（5） 同　pp26－29

（6） 田中芳男　平山成信　1897『澳国博覧会参同紀要』附録　pp15

（7） 同　下篇　技術伝習　pp116－121

（8） 熊澤弘　2008「素描をコレクションする――黄金の世紀のオランダの場合」『The Connoisseur's Eye : Master Drawings and Prints from the Amsterdams Historisch Museum』線の巨匠たち――アムステルダム歴史博物館蔵　素描・版画展　pp21－31　（東京藝術大学美術館）

（國學院大學大学院博士課程前期）

北海道における「陣屋」の保存と展示

The Conservation and Exhibition of "Jinya"in Hokkaido

有田　大悟
ARITA Daigo

1　はじめに -「北海道」の成立と「陣屋」

現在の行政区分における「北海道」が成立したのは明治２（1869）年、開拓使が設置されたことに始まる。その後、明治15（1882）年、開拓使が廃止され、札幌・函館・根室の三県が設置され、さらに明治19（1886）年、三県を廃止し、内閣直属の北海道庁が設置された。現在に続く「北海道」となるのは昭和22（1947）年、地方自治法が公布され、府県と同格の地方自治体となって以降である。その間、北海道内の市町村は合併などのさまざまな変遷を経て、平成20（2008）年４月時点で、35市129町15村となっている。

北海道の市町村においての独特な表現が「開基」という言葉である。これは、北海道が正式に日本国の一部となったのが近世後期から近代にかけてであり、現在の市町村の礎はその時期に築かれたという認識の下で、市町村の始まりの時期、あるいは年を「開基」として定めたものである。この語句は、開拓のため、未開の地に人々が定住し、それが現在の市町村の出発点となったということを意味している。北海道内の博物館や民俗資料館などにおいては、郷土史を教育する上で重要な時期であると考えている所が多く、また開基何周年という形で記念の行事が行われたり、モニュメントが建造されたりしてきたのであるが、すでに行われた活動を否定することはしないものの、近年はあまり開基という表現を使用しない傾向が見られるようになってきた。一方で、では今まで開基の歴史が適切に守り伝えられてきたのかといえば、必ずしもそうはいえなかった。各市町村に所在する博物館・郷土資料館では、無論確認できうる限り、原始、縄文時代までさかのぼっての展示を行っており、またアイヌ文化などの展示も行い、開基のみにこだわっての展示を行っているわけではない。しかし、だからといって現状の史跡整備を疎かにしてよいということにはならないのであるが、残念ながら半ば放置されているだけの旧陣屋跡、その他史跡も多数存在している。このような場所は、夏は草木が生い茂り、冬は雪に深く埋もれ、展示教育という観点からは、まったく意味をなしていない状態に置かれている。博物館・資料館内部の展示や、解説用教材・パンフレットの充実を図るのはもちろんであるが、現地にある生の資料といえる陣屋跡を適切に整備することは、今後の重要な課題である。

18世紀末ごろから蝦夷地（現北海道）の周辺には、当時不凍港をもとめて南下政策を採っていたロシアの艦船がさかんに出没していた。文化３（1807）年と続く文化４年には樺太（現ロシア・サハリン州）や択捉島の和人居住地がロシア人の襲撃を受け、その後も利尻島や礼文島

周辺で幕府の官船や商船が襲撃されるなどの事態が発生した。これらの出来事に対し危機意識を持った江戸幕府は蝦夷地を松前藩より接収して直轄領とし、安政２（1855）年には現東北地域の五藩（仙台、秋田、庄内、盛岡、津軽）に、続いて安政６（1859）年にはさらに会津を加えた六藩に蝦夷地の分割警備を命じた。その際に各藩の駐屯地となったのが「陣屋」である。各担当藩の本拠地で、城でいえば本城にあたるのが「元陣屋（もとじんや）」、支城にあたるのが「出張陣屋（でばりじんや）」である。次章以降では現在、陣屋跡および陣屋の歴史がどのように伝えられているのか、また陣屋を専門的に扱った博物館としては唯一で、しかも秀逸な取り組みがなされている仙台藩白老元陣屋資料館について概説する。

２　北海道内市町村所在の博物館・資料館における「開基」と「陣屋」の認識

かつて陣屋が設置されていた各市町村においては、大抵がその「開基」を陣屋の設置に求めているが、その展示環境や教育上の整備については対応がまちまちである。専門の博物館的施設を有しているのは白老町の仙台藩白老元陣屋資料館と、増毛町の総合交流促進施設「元陣屋」ぐらいであり、他には郷土資料館の中の展示コーナーの一分野といった扱いになっているものがほとんどである。また陣屋跡地の整備も自治体ごとの取り扱いに大きな違いがある。

定期的に草刈りなどを行い散策用の遊歩道を整備している所もあれば、簡単な案内板を設置しているだけのところもある。教育委員会などの所管部署に赴けば学習用の資料を提示してくれるところがほとんどであるが、住民以外の来訪者は事前に計画を立てていなければアクセス方法がわかりにくい場合がある。また近年の各自治体の共通点としては、予算削減による整備事業の停滞、保存や教育面よりも観光目的に利用する動きが見られており、今後史跡保存を進める上で注視していかなければならない。以下に、現在その跡地が確認され、何らかの保存・整備を受けている陣屋跡を挙げる。

・トカチ陣屋跡

広尾郡広尾町に所在。町指定史跡。丸山のふもとに白老元陣屋の屯所（出張陣屋）として設けられた。現在は広尾小学校の敷地内に土塁などの遺構の一部が残っているのみである。

・ヲシャマンベ陣屋跡

山越郡長万部町に所在。国指定史跡。モロラン陣屋の分屯所として設けられた。壕や土塁の跡が整備されている。

・モロラン陣屋跡

室蘭市に所在。国指定史跡。形式上は函館元陣屋の出張陣屋であるが、事実上地域における元陣屋の機能を有していた。陣屋本郭の面積は１万7,520㎡。高さ２～３ｍの土塁と、その外側に壕が掘られ、さらにその外側に外郭土塁をめぐらせた内外陣の二重構造となっている。南部藩からは常時約350名の藩士が派遣されていた。現在は屋敷跡などが平面復元されている。

・砂原（さわら）陣屋跡

茅部郡森町に所在。国指定史跡。函館元陣屋の分屯所として設けられる。常時約50名の

藩士が駐屯。面積は約3,950㎡。周辺には小屯と呼ばれる見張所を設けていた。町教育委員会が管理し、公開している。

・ハママシケ元陣屋跡

石狩市浜益区に所在。国指定史跡。庄内藩元陣屋。奉行所を含む十数棟の建物が存在していて、御陣屋と称していた。敷地面積約16万7,809.5㎡。整備されたのは大手門跡のみで、敷地の大部分が畑地や原野になっている。農作業用の通路を通って見学することが可能である。

・留萌（るもい）陣屋跡

留萌市に所在。現在は記録や資料によって庄内藩が出張陣屋を設けたことが確認できるのみである。

・苫前（とままえ）陣屋跡

苫前郡苫前町に所在。町指定史跡。ハママシケ元陣屋の出張陣屋として設けられた。跡地には簡素な案内板が立てられているのみである。

・天塩（てしお）陣屋跡

天塩郡天塩町に所在。最初は秋田藩が安政２（1855）年に陣屋を築き、万延元（1860）年、それを庄内藩が引き継いだ。

・戸切地（へきりち）陣屋跡

北斗市（旧上磯町と旧大野町が合併して誕生）に所在。国指定史跡。安政元（1854）年の日米和親条約締結による箱（函）館開港にともない、外国船渡来に備えて蝦夷地の防衛を図るため、江戸幕府の命により松前藩が陣屋を構築し、守備に当たった場所である。函館湾内を見渡せる台地の上に設けられた。四稜郭の一角が突起し、その部分には６基の砲座が設置されていた。昭和54（1979）年から平成13（2001）年にかけて国と道の補助を受けて旧上磯町が整備を行った。

・千代ヶ岡（ちよがおか）元陣屋跡

函館市に所在。現在の中島小学校付近から、千代台運動公園一帯にかけての丘陵地帯に設けられた。敷地面積は約１万9,500㎡。現在は跡地の大部分が公園として整備されている。最初は仙台藩が陣屋を築いたが、のちに津軽藩が警備を受け持った。松前藩の陣屋と区別するため、「津軽陣屋」とも称されている。

・寿都（すっつ）陣屋跡

寿都郡寿都町に所在。千代ヶ岡元陣屋の出張陣屋として、常時約150名の藩士が駐屯。現在は案内板が立っている程度である。

・斜里（しゃり）陣屋跡

斜里郡斜里町に所在。町指定文化財。「津軽藩士シャリ陣屋跡」として公開されている。

・増毛（ましけ）元陣屋跡

増毛郡増毛町に所在。秋田藩の元陣屋と、樺太調査のための津軽藩の越冬陣屋が設けられていた。現在、跡地の敷地内に総合交流促進施設「元陣屋」が設けられていて、建物内の展示室には元陣屋の奉行所が復元されている。奉行所は非常に簡素な造りであったよう

で、秋田藩が駐屯した12年の間に、毎年凍死者や現在の壊血病と思われる症状による病死者が10名以上出たといわれている。

・宗谷（そうや）陣屋跡

稚内市に所在。増毛元陣屋の出張陣屋として設けられた。夏季のみの駐屯で、越冬の際は藩士らは増毛元陣屋に戻っていた。

この他に仙台藩の出張陣屋として国後島に泊（とまり）陣屋、択捉島に振別（ふりべつ）陣屋が、秋田藩の出張陣屋として白主（しらぬし）陣屋・久春古丹（くしゅんこたん）陣屋・富内（とむない）陣屋が樺太（サハリン州）に設けられていたことが記録などによって確認できるが、これらの地域は第二次世界大戦ののち、ロシア（旧ソビエト連邦）の侵攻と占領を受け、現在もその実効支配下に置かれているために具体的な調査は行われておらず、詳細はなお不明である。いずれは何の障害もなく、自由に調査が行えるようになることが望まれている。

3　仙台藩白老元陣屋資料館について

仙台藩白老元陣屋資料館は、白老郡白老町に所在している。陣屋をその名に冠し、専門的に取り扱った、北海道で唯一といえる博物館相当施設である。なお開館当初は博物館類似施設であったが、平成13（2001）年に相当施設に認定され、現在に至っている。白老町開基130年（元陣屋が築かれた安政３（1856）年を開基としている）を迎えるにあたってと、町制施行30周年（施行は昭和29（1854）年）の記念事業として昭和59（1984）年10月12日開館。敷地面積3,468.65㎡、建築面積802.58㎡（展示面積413㎡）。展示構成は７部門からなっている。また入り口を入ってすぐの場所で入館者に対し、展示室に入る前に映像資料を利用して陣屋についての概説的な説明を行っている。展示資料は陣屋復元模型、武具、古文書、絵図、パネル、年表など約300点に及ぶ。資料館の管理運営の主体となっているのは町教育委員会社会教育課である。これには文化財や史跡の管理、資料館の宣伝のための「白老屋根のない博物館 PR 事業」も含まれている。館長は社会教育課長、館庶務係は学芸員がそれぞれ兼ねている。また夏季期間（５月～10月）のみ、史跡の下草刈と清掃、樹木や野草の管理のため、臨時職員を４～５名動員している。また別に白老町文化財等運営審議会が設けられていて、資料館友の会会員を含めた７人によって構成されている。年２回、定例会議が行われ、年度末の事業報告と新年度の事業計画が審議されている。他に具体的に資料館および史跡の活用・運営や文化財の指定・管理などについても審議が行われている。

資料館友の会はボランティアの解説団体である。開館の約２ヶ月後より、観光期における団体入館者に対応するため、資料館ならびに史跡の説明を実践することを目的として、町内居住の小・中学校校長退職者によって組織された。発足当初の会員数は７名。活動の合間を見ては学習会や視察研修会などを行い、知識や解説技能の向上・研鑽を積極的に図っている。会員は不定期に退会、新規入会があるものの、おおよそ常時７、８名が在籍している。４月末から10月までの土・日曜日と祝日、団体入館日など年間120回以上の解説活動をこなしている。町からはこのような活動に対し、毎年15万円の助成金が出ているが、実際には参加者の自己負担がほとんどである。他に活動を行っている組織としては、高校生が中心となって主に子供を対象

に「陣屋ぐり～んレクリエーション」という体験学習会を行っている白老町シニアリーダー「くるみの会」や、史跡内にある仙台藩士の墓地ならびに塩竈神社の保存管理と祭事などを行っている「仙台陣屋史跡保存会」、主に社台小学校校庭に保存されている仙台藩最後の白老代官で、戊辰戦争の際、陣屋に押し入った官軍兵士に抵抗して負傷し、最期は切腹して果てた草刈運太郎の墓碑の管理と供養会を行っている「社台史蹟保存会」、平成10（1998）年、資料館内にハイビジョン静止画システムが導入されたのをきっかけに発足し、地域にまつわる歴史・自然・人物・伝説などを取り上げた番組作りを行っている「しらおいハイビジョンクラブ」などがある。

陣屋跡地は昭和41（1966）年に国指定史跡となっている。指定を受けて昭和44（1969）年より町教育委員会によって史跡の環境整備事業が進められた。さらに翌年から同じく町教育委員会によって史跡の公有化事業が進められた。両事業の総事業費は平成９（1997）年までの間で６億4,000万円以上となっている。昭和51（1976）年、史跡が追加指定され、現在の敷地面積35万3,559,67㎡に至っている。昭和55（1980）年、蝦夷地を調査・探検した結果、白老に元陣屋を設置することを決めた仙台藩士で、藩の御備頭兼出入司であった三好監物清房の直系の子孫である三好矩子氏より、清房の遺品の寄贈を受けている。昭和56（1981）年、仙台市と歴史姉妹都市を提携する。昭和57（1982）年、資料館の建設ならびにテーマ博物館とすることで町議会において議決され、設計が進められ、昭和59（1984）年６月に起工式を実施、９月に資料館設置条例が議決され、10月に落成式が執り行われた。当初、資料館を史跡内の敷地に設置することについては、文化財の所管官庁である文化庁は不可であるという判断を下していたが、町や住民などからの設置を求める強い要望を受け、史跡への景観などの影響を勘案し、これが軽微な場所であるとの判断から現在の所在地が選定された。これに引き続き平成15（2003）年度より第二次環境整備事業が進められ、表御門や土塁、虎口、掘割、搦め手御門などの再整備が行われた。現在は整備事業は終了という形になっており、史跡整備に関しては夏季の草刈り作業程度となっている。資料館からは定期的に館報が、また毎月「仙台陣屋かわら版」が発行されている。仙台藩白老元陣屋資料館のさまざまな取り組みは、同じく陣屋の設置を開基の重要なポイントと考える、他の市町村にとっても有用なものとなるであろう。取り組みの幅広い広報活動や検討を今後も進めていく必要がある。

４　北海道における文化財保護の課題 - 陣屋などの史跡の保存について

北海道の城郭や陣屋などの史跡は、一般に本州などの城郭遺跡に比べて史跡指定されるものが少なく、また指定が見送られるということが多かった。そのため津軽藩寿都陣屋などは、遺構がほぼ完全な形で残されていたにもかかわらず、史跡として指定されていなかったため、開発にともない破壊されてしまった。北海道では、大正11（1922）年に函館市の五稜郭が始めて国指定史跡とされ、その後昭和９（1934）年に同じく函館市の四稜郭（明治２（1869）年の箱館戦争の際に、五稜郭の北東約３㎞の丘陵上に設けられた洋式堡塁）と南部藩モロラン陣屋跡が、昭和40（1965）年に松前藩戸切地陣屋跡が、昭和41（1966）年に上記の白老元陣屋跡が、昭和49（1974）年に南部藩の出張陣屋であったヲシャマンベ・砂原の両陣屋跡が、昭和63（1988）

年に庄内藩ハママシケ元陣屋跡が史跡指定を受けている。この他の陣屋跡は、市町村の文化財として紹介されているものもあるが、保護という面においては、やはりその動きは本州などに比べて緩慢である。ただ近年は上記の国指定史跡の他にも寿都陣屋跡や会津藩ホニコイ元陣屋跡などにおいて発掘調査が行われており、今後史跡指定される可能性もある。

陣屋跡などの史跡も含め、北海道においては日本の他の地域と比べて各種文化財の指定を受けにくいという問題がある。北海道は日本各地からの入植によって人口が増加し、開発が行われたという背景があるため、例えば北海道各地の伝統文化などは、その地に入植した人々が出身地から持ち込んだというものがほとんどである。つまり北海道独特ではない、他に発祥の地がある、ということで保護対象と見なされないことがある。また北海道は成立してまだ日も浅い、という認識から歴史的価値を見出さない、さらにいえば陣屋などはいわゆる佐幕派の城郭であり、開拓使を引き継いだ北海道庁の下での保護活動に消極的であったという背景もあった。このような状況が重なった結果であろうが、北海道は文化財保護の点からは後進地域であるといわざるをえず、近年は保護意識が高まっているとはいえ、各種文化財の指定に対しては、なお見えざる障害が存在している。これらは何も北海道に限った話ではなく、文化財保護に関して全国一律の基準を設けることが本当に正しく、また可能なことなのかを考え直す時期に来ていると思われる。

5　おわりに - 開基とアイヌ民族・文化

北海道において長い間、アイヌ民族はマイノリティであることもあり、差別的待遇を受けてきた。アイヌ文化の振興と継承を図り、その伝統についての知識を普及・啓発することを目的としたアイヌ文化振興法（アイヌ新法）が制定されたのは平成９（1997）年であり、いまだ10年ほどしか経過しておらず、それまでは明治32（1899）年公布の北海道旧土人保護法ぐらいしかアイヌ民族保護に関する法律は存在していなかったのである。さらにアイヌ民族が先住民族であると認められたのは、平成20（2008）年６月に国会において議決されたのが始めてである。つまりアイヌ文化は伝統的文化ではあるものの、あくまで民間伝承の一つであり、北海道の歴史上における正式な文化とは、特に行政レベルにおいては認められていなかったのである。

「開基」とはまさにこのような考え方を表した表現であると、近年は考えられることが多くなってきた。現在、例えば帯広市にある「帯広百年記念塔」や、稚内市にある「開基百年記念塔」、秩父別町の「百年記念塔」、札幌市の「開拓記念館」および「開拓の村」、さらに各地の開拓資料館・記念館など、開基のモニュメントが例外なく、ほぼすべての北海道内の市町村に設けられている。その基となった出来事は、陣屋の設置や屯田兵の入植などさまざまであるが、いずれも「和人」の居住にともなう近代化の出発点という認識によるものであることには変わりがない。近年のアイヌ文化の伝統の見直しの動きを受けて、今後開基に基づいた記念行事・モニュメントの創設が行われることは、あまり考えられない。現在は北海道の歴史や文化、発祥について再検討する時期に入っているといえる。

では開基の思想を否定してよいかといえば、そうとは限らない。現在の北海道の始まりである近代化と発展の出発点という考え方は、必ずしも間違いであるとはいえないからである。ア

イヌ民族・文化の圧迫・迫害といった事実の一方で、もう一方の事実を表す歴史的表現として「開基」という考え方が存在することは認めなければならない。それには開基の原因となった出来事・存在の再検証と教育活動が欠かせない。そのためにも陣屋設置をもって開基とする市町村や、旧陣屋所在地の郷土史を扱う博物館や資料館などは、現状以上の保存・教育のための環境整備をせねばならないのである。近年の地方自治体の財政難の様相を考慮すると、新たに博物館的施設を建設したり、現在の展示内容に大幅な修正を加えることは難しいと思われる。しかしながら、行政がこのような事業を、財政難を理由に反対する場合、大抵、当初計画の規模が大きすぎることが多い。新たなパンフレットの作成など、身近な部分から始めていけばよいのである。雑草が生い茂った中に標識が１基あるだけ、紹介用の資料となるものが数ページの観光パンフレットだけ、といった状況は変える必要がある。アイヌ文化が現在の北海道に深く根ざしていることを伝え、なおかつ北海道の近代化に際しては、陣屋が設置されたことが重要な起点となったことを、併せて伝えられるように展示環境を整備してゆくことが今後の方向性として望まれている。

主要参考文献

石川浩治　2004「北海道の陣屋について - 仙台藩の縄張りを中心に - 」
『仙台藩元陣屋資料館報』第10号
石橋源　1980『浜益村史』　浜益郡浜益村役場
榎森進　1997『北海道近世史の研究 - 幕藩体制と蝦夷地』　北海道出版企画センター
長万部町史編集室編　1977『長万部町史』
海保洋子　1992『近代北方史 - アイヌ民族と女性と』　三一書房
上磯町編　1997『上磯町史』（上・下巻）
佐藤宏一　1975「東蝦夷地仙台藩陣屋考 - 白老元陣屋・エトロフ出張陣屋 - 」
『東北歴史資料館研究紀要』第１巻
標津町史編纂委員会編　1968・1979『標津町史』（全二巻）
斜里町史編纂委員会編　1955『斜里町史』
白老町町史編さん委員会編　1992『新白老町史』
新編天塩町史編纂委員会編　1993『新編天塩町史』
寿都町教育委員会編　1974・1987『寿都町史』（全二巻）
武永真　2001「幕末維新、北に生きた防人たち - 仙台藩白老元陣屋資料館 - 北海道最大の陣屋跡 - 史跡白老仙台藩陣屋跡 - 」『博物館研究』第36巻第８号
苫前町史編さん委員会編　1982『苫前町史』
永井秀夫・大庭幸生編　1999『北海道の百年』　山川出版社
西鶴定嘉　1977『樺太の歴史』　国書刊行会
北海道編　1969 ～ 1981『新北海道史』（全九巻）
北海道庁編　1990・1991『新撰北海道史』（復刻版・全七巻）
増毛町史編纂委員会編　1974『増毛町史』

室蘭南部陣屋百五十年誌編集委員会編　2005『室蘭南部陣屋百五十年誌』　室蘭南部陣屋史跡の会
紋別市史編さん委員会編　1979・1983『新紋別市史』（上・下巻）
留萌市役所編　1970『留萌市史』
渡辺茂　1968『根室市史』（上・下巻）　根室市
稚内市史編纂室編　1968『稚内市史』（全二巻）

（國學院大學大学院博士課程前期）

北海道の陣屋一覧表

藩名	陣屋名	現所在地	築造年代	種類
仙台藩	白老元陣屋	白老町	安政三（1856）年	元陣屋
	厚岸陣屋	厚岸町	安政四（1857）年	出張陣屋
	根室陣屋	根室市	安政六（1859）年	出張陣屋
	トカチ陣屋	広尾町	安政六（1859）年	出張陣屋
	泊陣屋	国後島	安政六（1859）年	出張陣屋
	振別陣屋	択捉島	安政六（1859）年	出張陣屋
会津藩	ホニコイ元陣屋	標津町	文久二（1862）年	元陣屋
	紋別陣屋	紋別市	安政六（1859）年	出張陣屋
南部藩	函館陣屋	函館市	安政二（1855）年	元陣屋
	ヲシャマンベ陣屋	長万部町	安政三（1856）年	出張陣屋
	モロラン陣屋	室蘭市	安政二（1855）年	出張陣屋
	砂原陣屋	森町	安政三（1856）年	出張陣屋
庄内藩	ハママシケ元陣屋	石狩市	万延元（1860）年	元陣屋
	留萌陣屋	留萌市	万延元（1860）年	出張陣屋
	苫前陣屋	苫前町	万延元（1860）年	出張陣屋
	天塩陣屋	天塩町	万延元（1860）年	出張陣屋
松前藩	戸切地陣屋	北斗市	安政二（1855）年	元陣屋
津軽藩	千代ヶ岡元陣屋	函館市	安政三（1856）年	元陣屋
	寿都陣屋	寿都町	安政三（1856）年	出張陣屋
	斜里陣屋	斜里町	安政六（1859）年	出張陣屋
秋田藩	増毛陣屋	増毛町	安政二（1855）年	元陣屋
	宗谷陣屋	稚内市	安政二（1855）年	出張陣屋
	白主陣屋	樺太（サハリン州）	安政二（1855）年	出張陣屋
	久春古丹陣屋	樺太（サハリン州）	安政二（1855）年	出張陣屋
	富内陣屋	樺太（サハリン州）	安政三（1856）年	出張陣屋

公共図書館と文学展示

Public Library and Literary Display

渡邉　真衣
WATANABE Mai

1　はじめに

文学館と呼ばれる施設はあまりにも千差万別であって、これという基準を定めることは非常に難しい。研究者に資料の提供を行うもの、作家と作品を地域との関りから紹介するもの、旧居など関連施設を保存・公開するものまで、共通点を挙げるとすれば、文学関連資料を用いた何らかの活動を行っているという点に尽きる。この視点で考えると、図書館の中には文学博物館的な活動を行うものが多い。実際に全国文学館協議会のリストには静嘉堂文庫など文学資料（主に古典籍）を所有する文庫、国文学研究資料館など専門研究機関、各地の大学、また国立国会図書館を始めとする図書館が所有する蔵書が記載されているのである[注1]。

貴重資料の保管は貸出を中心とする公共図書館の活動の中で脇役に位置するが、わが国における図書館の起源を辿ればこのような文庫活動に行き着く。そして文学館もまた、その成立期において文学資料（図書）の収集を行う文庫と重なる部分が多い。

また現行の文学館にも、研究・学習に対して資料を提供する図書館的な活動を重視するものがある。ただし専門図書館的機能に大きく偏った例は文学館全体の中ではごく一部であり、多くは展示・教育普及など他の機能にも力を入れている。

2　公共図書館における文学展示の事例

図書館では、旧蔵者の意思や行政の判断により、寄贈、寄託、購入、移管などを経て、個人や団体の蔵書等を受け入れることがある。これらの資料は旧蔵者の思想や学問形成を物語る資料であり、広く浅い収集を行う一般資料と比べて個性的なコレクションとなる。内容は貴重図書に限らず、古典籍、古文書、古記録、写真・絵画その他非文字資料など、幅広い。

特殊コレクションは旧蔵者の名前などから、○○文庫・○○コレクションなどと呼ばれ、多くは「郷土資料室」などで別置保管し、調査研究等に提供される。利用にあたって閲覧手続きが必要であったり、また複写や貸出に制限がかかることが多い。図書館によっては展示コーナーまたは展示室を設け、これらの資料を用いた展示活動を行う例もある。

以下は、文学に関する常設展示コーナーを設けて図書館が所蔵するコレクションを紹介している図書館である。このような図書館は全国に存在し、また大学図書館などには優れた設備を持つものも多いが、ここでは公共図書館のみとし、茨城県、埼玉県、神奈川県の図書館各１館、東京都の図書館５館を取り上げる[注2]。また小田原市立図書館の長谷川如是閑文庫、大磯町立図

書館の大岡昇平・坂西志保文庫のような、展示コーナーを持たない例は除いた。

①茨城県　阿見町立図書館「下村千秋コーナー」(1992)

［展示］図書館１階の閲覧室横に、「下村千秋コーナー」を設ける。

［資料］著作物、雑誌、原稿、日記、書簡、自作スケッチ等を展示する。作家の死後、遺族によって寄贈されたもの。

［利用制限］貸出不可。

［その他］『下村千秋資料遺品目録』あり。

［地域との関係］下村千秋（1893-1955）は、朝日村（現阿見町）出身。横瀬夜雨、長塚節、野口雨情、菊池幽芳、高田保等と並ぶ茨城県出身の作家であり、阿見町に生まれた唯一の小説家である。

②埼玉県　越谷市立図書館「野口冨士男文庫」(1994)

［展示］図書館２階の郷土資料室・参考調査室前に、常設展示場「野口文庫」を設ける。
毎年秋に行われる野口冨士男とその文学に関する講演会の準備企画として、10月頃から特別展示を行う。

［資料］作家の死後、生前の誓約に基いて受け入れた資料約10,000点を元に収集を継続中。現在資料の点数は30,000点を越える。著書、原稿・草稿、創作ノート、写真、書画、録音資料、書簡、新聞・雑誌記事の切り抜き、遺品など。

［利用制限］目録掲載の図書・雑誌は館内閲覧可。その他は展示部門に限る。

［その他］『野口冨士男文庫所蔵資料目録（図書・雑誌)』(1997) を発行。
また1999年より、小冊子「野口冨士男文庫」を年１回刊行している。内容は活動報告、資料紹介、公演会記録など。どちらも郷土資料室で閲覧・貸し出しができる。
郷土資料コーナー内「郷土人著作」の一角に『「野口冨士男文庫」関連資料』のスペースを設ける。「郷土人著作」は文学に限らず、研究論文、実用書等を含む。

［地域との関係］野口冨士男（1911-1993）は、1940年に越谷町の早川直と結婚。1945年の10月より妻の実家に疎開し、約１年半、越谷町で暮らした。自伝的小説「かくてありけり」内で当時のことに触れているほか、越谷を背景とした作品を数多く執筆している。
1990年に越谷市立図書館との間に資料寄贈についての誓約書を交わしている。

③神奈川県　秦野市立図書館「前田夕暮記念室」(1985)

［展示］展示コーナー、調査研究室、グループ学習室等がある図書館２階に「前田夕暮記念室」を設置し、前田夕暮に関する常設展示を行う。
毎年秋に、郷土の文学に関連した特別展示を行う。展示案内の冊子は調査研究室のカウンターで閲覧できる（配布なし)。

［資料］香川進（歌人）の寄贈による、遺品、著作、自筆原稿、短冊、書幅など、約200点を基礎として、引き続き収集を続けている。

［利用制限］特殊コレクションは貸出不可。
［その他］『前田夕暮記念室所蔵資料図録 Ⅰ』(1993)、『前田夕暮記念室所蔵資料図録 Ⅱ』(2001)、『郷土文学叢書』（第１巻-17巻）などを発行。
調査研究室内の郷土資料室に、前田夕暮のコーナーあり。
図書館の外に歌碑がある(市内に10基ある夕暮歌碑の１つ)。周辺に植栽されている泰山木は、生前の歌人が香川進に譲った苗木を移植したもの。
［地域との関係］前田夕暮（1883-1951）は、神奈川県大住郡南矢名村（現秦野市）出身。中郡共立中学校（現神奈川県立秦野高校）中退。

④東京都立多摩図書館「企画展示コーナー」

［展示］閲覧室内に展示コーナーを設ける。展示内容は手にとって閲覧できる資料が中心。普段見る機会のない図書館資料を用いて、時事に沿った展示を行う。
入口横にはショーウィンドーを設置し、文学に関連した小規模な展示を行う。
［資料］「山本有三文庫」(1987) 1975年に遺族によって都に寄贈される。その後旧都立江東図書館が所蔵していたが、同館の廃止、1987年の多摩図書館開館に伴って移管される。山本有三の旧蔵書（主に文学・国語・歴史）約13,700冊。うち雑誌319誌を含む。
展示コーナーにおける山本有三展は2008年11月で第４回目。企画展示では図書館の所蔵する関連資料（著作・雑誌記事等）を提供する。
［利用制限］多摩図書館では個人への貸出は行わず、館内での閲覧・複写に限る。
［その他］『山本有三文庫目録』あり。
［地域との関係］山本有三（1887-1974）高等小学校卒業後、東京浅草の呉服商に奉公に出される。一度故郷に戻るが再度東京に出て、正則英語学校、東京中学（現東京高等学校）に通い、1908年（明治41年）東京府立一中（現東京都立日比谷高等学校）を卒業。旧制第一高等学校を経て東京帝国大学独文学科に入る。以後、東京で活動。

⑤東京都　荒川区立日暮里図書館「吉村昭コーナー」(1992)

［展示］図書館２階の事務室、閲覧室の前に、常設展示場「吉村昭コーナー」を設ける。
［資料］作家本人が生前に寄贈した自筆原稿、草稿、色紙、サイン入り著書など、約50点を所蔵する。
［利用制限］館内閲覧のみ。
［その他］吉村昭の著作は１階の書架（一般書コーナー）には配架せず、吉村昭コーナー内の書架に置く（一部館内閲覧のみ）。
［地域との関係］吉村昭（1927-2006）は、日暮里町谷中本（現東日暮里６丁目）に生まれ、東京市立日暮里尋常小学校、旧制開成中学校に通う。
2004年から2005年にかけて朝日新聞で連載された「彰義隊」の執筆に際しては、資料収集のため荒川区立図書館に来館している。
図書館のコーナーは、吉村昭の区民栄誉賞受賞を記念して、1992年７月に開設された。

⑥東京都　大田区立馬込図書館「馬込文士村コーナー」(1978)

［展示］図書館２階の読書室、資料室前に「展示コーナー」を置き、馬込文士村およびゆかりの文士についての展示を行う。

展示資料の多くは図書館の一般資料であり手に取って閲覧できるが、一部の貴重なもの、劣化の激しいものはケース内展示する。

［資料］図書、雑誌など約3000点。馬込文士村に関係した詩人、小説家、画家など約68名の文士の作品、関連資料を収集保存し、提供する。

［利用制限］一部（特に貴重なもの、劣化の激しいもの）は館内閲覧のみ。図書館カウンターもしくは事務室で申し込みが必要。

［その他］『馬込文士村資料室・資料一覧：著者別所蔵目録（平成８年２月末現在)』(1996)を発行。

資料室に、馬込文士村コーナーおよび別置馬込文士村コーナーの書架を設ける。

図書館の周辺には、文士旧宅跡を巡る散策コースも設定されている。

［地域との関係］「馬込文士村」は、大正後期から昭和初期にかけて、室生犀星、萩原朔太郎、尾崎士郎、宇野千代、小林古径、川端龍子など数十名の文人が在住したことからつけられた通称。

⑦東京都　台東区中央図書館（生涯学習センター内)「池波正太郎記念文庫」(2001)

［展示］図書館１階の閲覧室内に、展示室の入口がある。

初刊本約700冊を展示する著作本コーナー、書斎の復元、蔵書、遺愛品、自筆画、エッセイのコーナー、また定期的な展示が絵を行う企画展示コーナーなどを設ける。図書館で新たに収集した池波作品以外の時代小説を公開する時代小説コーナーを併設。

［資料］遺族の寄贈による、著作本約1,000冊、蔵書約1,000冊、自筆原稿約13,000枚、自筆絵画約500点、各種資料約500点、遺愛品約100点、小説挿絵約940点。

また時代小説コーナーの小説は、池波家の「大衆文学の保存と発展のために」という意向により、戦前の貴重本から現代の人気作家まで、時代小説8,000冊を収集し、主な作家250名の作品、資料、研究書など約3,000冊を常時公開する。

［利用制限］時代小説コーナーの本は一部を除き閲覧可（図書館カウンターでの申し込みが必要。貸出・複写不可)。

［その他］『池波正太郎記念文庫図録』(2006) 発行。

図書館の閲覧室内に池波正太郎コーナーを設け、池波作品（単行本・文庫本・全集)、研究書など、関連図書は全てここに配架する。

２階の郷土資料調査室には「台東区ゆかりの文学」コーナーがあり、池波正太郎、時代小説を除く近代文学者の作品はこちらにおかれる。

記念室入口（図書館カウンター）にて、図録、葉書、扇子、手拭い、Ｔシャツ、文房具など、池波グッズの販売を行う。

上田市の「池波正太郎真田太平記館」とは姉妹館提携を結んでいる。

［地域との関係］池波正太郎（1923-1990）は、旧東京市浅草区（現台東区浅草）に生まれ、埼玉県浦和市に疎開していた６歳までの期間を除く少年期の殆どを浅草ですごしている。
生涯学習センターより徒歩20分の台東区立待乳山聖天公園内には、池波正太郎の生誕地碑が建てられている。

⑧東京都　文京区立本郷図書館「鷗外記念室」（1962）

［展示］「鷗外記念本郷図書館」は、鷗外生誕百周年記念事業として、森鷗外の旧居跡に建設された（元の建物は1937の火災と空襲で消失している）。併設の記念室で資料の展示を行い、鷗外に関する貴重な資料を多数保管し、閲覧に提供した。
2006年４月に図書館部分が分離移転。鷗外記念室との連携は継続され、移転以前と同じく記念室の管理、森鷗外関係の専門的資料の貸出業務を行う。
2008年４月より資料保存及び改築（改修）準備の為、記念室が休館する（庭園のみ毎週日曜公開）。休館中は図書館の地下１階、鷗外関連書籍コーナーの前で、小規模な展示を行っている。

［資料］鷗外関連の研究図書資料約5000冊、遺品、自筆原稿、書簡、日記、著書、写真など、約2600点。

［利用制限］研究者の閲覧に提供。

［その他］『森鷗外資料目録』（2001 年版最新）、『所蔵資料図録；第２集（手回品･生前記念品･家蔵品ほか）』（2004）、『所蔵資料図録；第１集（「写真」（全））』（2002）
『森鷗外遺品目録』（1976）、『森鷗外遺品目録　増補版』（1981）、『鷗外記念室蔵書目録』（1981年版最新）などを刊行している。
図書館内の鷗外関連書籍コーナーでは、鷗外の著作・研究書のほかに、娘の森茉莉など関連文学者の著書・研究所も置かれる。

［地域との関係］森鷗外（1862-1922）は、30歳から60歳で死去するまでの30年間を本郷で暮らしている。鷗外記念室の建設された場所は作家の旧居「観潮楼」のあった場所であり、代表作の殆どはここで執筆されている。この近辺を書いた著作も多い。

３　文庫と図書館の分離

駒見和夫はわが国における「文学・文芸の作品や作者、研究者をテーマとして、関連する資料を収集・保管・研究するとともに公衆に対しそれを公開する博物館」すなわち「文学博物館」の始まりは、近代博物館史の中で文学が博物館の資料として用いられるようになったことであるとしている[注3]。ここで文学博物館の初期形態とされるのは大倉集古館（1917）の浄瑠璃本コレクション、また坪内逍遥の旧蔵品を基盤にした早稲田大学坪内博士記念演劇博物館（1928）といった文学資料のコレクションである。筆者は以前この更に前の段階が文学資料・書籍の収集を行う文庫であると考えたが[注4]、これらはまた、図書館史においては近代以前のわが国における図書館の原型とされるものである[注5]。

明治以前の日本に図書館という制度は存在せず、公家、武家、社寺、学校、富裕な個人など

による文庫があるのみであった。近代図書館の思想は博物館その他の思想同様、西洋文化の流入の中で形成されていったことは、図書館史の上で必ず指摘される。

西洋の近代図書館思想は、福沢諭吉の著作『西洋事情』の中で初めて日本に紹介されている。福沢は収集方針、利用方法、公立図書館と公共図書館の存在、納本制などに触れて、先進諸国の図書館を紹介した。これに続いて、明治政府によって欧米に派遣された人々が西洋の図書館について紹介し、現行の図書館制度はそこから制定されている。

図書館の起源である西洋においても、図書館の起源は権力者、富裕者と言った社会の上層にある人々のコレクションに端を発し、民衆一般にまで開放されるのは近代に入ってからのことである。この要因となったのは15世紀のグーテンベルクに始まる活版印刷の発展と、読み書きの普及である。印刷技術によって大量出版の体制が整い、更に読み書きが一部の人間に独占される特殊技能ではなくなったことで、民衆の読書に対する要求は高まっていった。全ての人が無償で自由に利用できる公共図書館の制度が実際に整ったのは、19世紀の半ばである。

日本の場合、11世紀頃から摺版による書物の印刷が行われていた。鎌倉末期には禅宗寺院を中心に開版されたいわゆる五山版が盛期を迎え、それまで仏典（内典）に限られていた出版が儒学、漢詩文などその他の書物（外典）にも広がり、漢字仮名混じり文による図書の刊行も行われている。その後戦国時代の到来によって一時期衰退するものの、盛んな出版活動が行われた。

江戸時代になると、文治主義に則って出版活動、文庫活動も再び活発に行われるようになった。18世紀末頃は民衆の間にも寺子屋の普及が進み、識字率の高まりと共に読書人口も増えていった。

公共性・公開性を重視する公共図書館が図書館の中心となったことで、特定の目的によって限られた対象のために収集される文庫は「専門図書館」またはそれを所蔵する諸機関の「特殊コレクション」と位置付けられ、図書館の本流を外れることになるのだが、明治以降の日本において公共図書館が発展した背景には、このような文庫活動があったと考えることができよう。

4　文学館の図書館機能

文学は言語で表現するものであり、最も一般的な発表方法は雑誌や図書の形で出版することである。読書が文学を享受する最も簡単な手段であることは言うまでもない。

従って一部の文学館では、文学資料を収集・保存する文庫的機能を重視する。

1967年に東京都駒場に設立された日本近代文学館は、「文学館」と言う名称が初めて使用された例であり、また近代文学全般に関する総合的な研究と普及活動を行う文学専門の博物館としては日本初のものであるが、少なくとも設立当初における活動の第一義は博物館と言うよりも文庫的なものであった。

「文芸年鑑」の記事によれば、日本近代文学館誕生の動機は昭和36年11月に立教大学で開かれた文芸雑誌展がきっかけとなり、「日本の近代文学専門の図書館がほしいという要望」が高まったことによる[注6]。

「日本近代文学館設立の趣意」（1962）では「近代文学の関係資料を保存する専門図書館」「近

代・現代文学の関係資料を、包括的に集めているところ」という言葉が使われている。ここでいう資料には「諸資料（手稿・文献・図書・定期不定期刊行物）」と「関係諸物件（遺品・建造物）」があり、図書・文献に限定されるものではないが、機能の目的が収集と保存、そして研究者に対する資料の提供であることが窺える。

日本近代文学館名誉館長である中村稔は1998年９月から日本近代文学館館報に連載しているエッセイ「随想――文学館学序説のエスキスのために」において、文学館とはどのような施設であるべきかを語っている。これによると文学館本来の使命は文学資料を収集、保存、整理して、必要とする相手に提供する「きわめて限られた少数の読者のための図書館的機能を果たすこと」であり、現在多くの文学館に求められている収蔵品の展示など「博物館的機能」は本来の機能ではない[注7]。

この根拠は、文学を知らない（実際に作品を読んだことのない）来館者に、読書を通さず文学を伝えることは不可能であるという事実である。

この意見に対して世田谷文学館の生田美秋は、文学は読むものであって展示から理解しうるものではない、という意見を認めながらも、地域の総合文学館としての立場から、文学館の種類による基本理念・機能・目指す方向の違いを指摘し、全ての文学館を同列に論じることには無理があると述べる[注8]。中村の考える文学館とは、明らかに日本近代文学館、また大阪府立国際児童文学館、俳句文学館（東京）、日本現代詩歌文学館（岩手）現代紙碑文学館（岐阜）などの、元々資料の収集保存と文学活動への貢献を目的として作られた専門図書館的な文学館であって、個人記念館や地域の文学館を対象とはしていない。

生田はまた、展示によって予備知識のない来館者に文学に対する興味を喚起し、一定の知識を持つ利用者にはより深い理解を助け、作品を読み直すきっかけを与えるという文学館の役割を挙げている。恐らくこれが、多くの文学館が目指すところであろう。

ただし中村も「文学一般、あるいは特定の文学者にそれまで関心をもたなかった来館者が文学館を訪ねたために、文学ないし文学者に関心をもつようになる、といった事態を大いに期待している。」と、文学館の普及機能については認めている。ただその為に博物館を含めた全ての機能の基礎である図書館機能と資料の充実を望むという姿勢は一貫しており、あくまでも専門図書館を念頭においている。

両者の違いは生田の指摘する通り、元々専門図書館として成立した「専門文学館」と、公共サービス（展示・教育普及）重視の地域の総合文学館として作られた文学館という、基本的な方針において何を重視するかの差によるものであろう。実際には多くの文学館で、文学の知識を持つ利用者、まったく知識のない利用者の双方を対象に、資料の提供・普及活動を含む多くのサービスを行っている[注9]。

５　おわりに　公共図書館の事例から

公共図書館における資料展示は、地域縁の文学者の記念顕彰、所蔵資料の紹介など、他の文学館とも相通ずる目的と機能を持っており、中には台東区の池波正太郎記念文庫、文京区の鷗外記念室など、図書館の一部に位置付けられてはいるが独立した文学館として機能する施設も

存在する。公共図書館附属型の文学館の特徴を挙げるとすれば、公共図書館そのものの方針、そして資料提供の方法にあると考えられるだろう。

公共図書館は地域社会を対象に、資料・情報を提供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする図書館である。展示活動もその一環として考えるべきものであり、対象はこれまで文学に触れたことのない者をも含む不特定多数の利用者である。基本理念においては地域文学館に近い。

また、文学展示に加えて本来の機能である閲覧・貸出による情報提供がある。例に挙げたほぼ全ての図書館では、郷土資料室、閲覧室などで対象作家の著作を閲覧でき、日暮里図書館の吉村昭コーナーのように展示と閲覧を同時に行えるものもある。展示資料に閲覧制限があったとしても図書館の所蔵する関連資料を利用できること、文学館展示の課題である展示と読書の両立が可能となる点は、公共図書館の優れた特徴と言えよう。

文学館の機能・方針はその文学館の性質によって異なる。故に図書閲覧の機能が全ての施設に必ずしも必要とはいえない。しかし文学館という施設が文学を対象とするものである以上、図書および読書と切り離しては存在しないこともまた確かなのである。

註

（1） 木原直彦　2005「全国文学館等一覧」 全国文学館協議会編『全国文学館ガイド』小学館

（2） 1997『公共図書館の特別コレクション所蔵調査報告書』社団法人日本図書館協会
2005『個人文庫事典　I　北海道・東北・関東編』日外アソシエーツ
全国文学館協議会のリスト、図書館のリーフレット、ホームページなど

（3） 駒見和夫　2005「文学系博物館小考」『和洋國文研究』40

（4） 渡邉真衣　2008「文学系博物館の目的と機能」『國學院大學博物館學紀要』第32輯

（5） 岡田温　1989『図書館：その本質・歴史・思潮』丸善
草野正名　1966『図書館の歴史：日本および西洋の図書と図書館史』学芸図書　など

（6） 1963「日誌　1962年５月　日本近代文学館、成立」『文芸年鑑　1963』新潮社

（7） 中村稔　2001「随想――文学館学序説のエスキスのために〈総務編〉」『全国文学館協議会会報　No.17』

（8） 生田美秋　2001「博物館としての文学館：「随想―文学館序説のエスキスのために〈総務編〉について」」『全国文学館協議会会報』No.18

（9） 1997年３月に行われた全国文学館協議会の「文学館の展示に関する共同討議」では文学館展示の対象を、①作品の愛読者か少なくとも関心のある人、②作者・作品の名前しか知らないか予備知識がまったくない人、の２パターンに分け、多くの文学館ではその双方が対象となること、①と②のどちらの利用者が多いかは活動内容や展示される文学者の知名度などに左右されることが指摘されている。（1997『全国文学館協議会会報』No.4）

（國學院大學大学院博士課程後期）

床面展示・床下展示に関する一考察

—床及び床下を見る行為から博物館展示への変遷—

A Study of Floor Display and Under Floor Display

小島　有紀子
KOJIMA Yukiko

はじめに

博物館における展示手法のひとつとして近年行われるようになってきた展示法が、床面を利用して展示をする「床面展示」及び「床下展示」である。床面展示は二次元の資料を来館者が立ち歩く床に展示するものであり、床下展示は来館者が立ち歩く床面より下に掘り下げられた空間に資料を展示する展示手法である。

博物館における展示は、明治三十七年に前田不二三が『東京人類學會雑誌』に記した「學の展覧會かものの展覧會か」の論文を初めとし、数多くの諸先学者によって研究がなされている。博物館の重要な要素を担う展示を、青木豊は展示学として捉え、『博物館展示の研究』という研究書の中で博物館における展示をまとめ、更に展示学として博物館展示を捉えるに至るまでの過程の中の、広義の意味での展示の論述も行われているのである。

床面を資料展示に使用する「床面展示」「床下展示」は、博物館建築設計の段階で確実に設計図に組み入れなければ成立しない展示である。そのため、特別展示や企画展示でこの展示法が利用されるのはごく稀なケースである。又、床面の展開された資料を見ようとする際は、中腰姿勢などの身体に負担の掛かる体勢を取らざるを得ない場合が多く、更に床下展示に至っては、透明なガラスの上部に乗り、歩いて観覧するケースが多い。通常の展示室内の展示は、主に絵画は壁に展示され、それ以外の資料のほとんどが展示台か展示ケース内への展示となるのが一般的で、身体的・心理的負担が少なく設定されている。床面展示の身体的負担やガラスの危険性に関しては前論文で述べさせて頂いたが、そのようなリスクを抱えていても、現在の段階では異例の場所ともいえる床面・床下展示が博物館展示として成立したかという背景を、広義の意味での展示に過程をたどり考察するものである。

1．床面展示

1-1　床面展示とは

・床面展示の定義

筆者は床面展示とは「二次元の資料を来館者が立ち歩く床に展示する展示法」と定義付ける。ここで区別をしておきたい展示法が床展示とインスタレーションと呼ばれる展示法である。床展示は「来館客が立ち歩く床と同じ表面を、資料展示に使う展示形態」である。この場合の資

料は三次元の資料を指す。この区別は資料が二次元か三次元かという点と、資料を見る場合に来館客がとる姿勢・体勢の差によって定義付けを別のものとした。インスタレーション【installation】は博物館展示では主に現代美術に対して使用される用語であり、「様々な物体・道具を配置してある状況を設定し、その展示空間全体を作品とする手法・またはその作品自体を指す」用語である。インスタレーションの形体をとっている資料の場合は、床が作品の一部となるため、資料を展示するために床を使用する展示形態とは全く別のものとなるので、床面展示及び床展示とは区別するものである。

・床面展示を行う目的の推察

展示資料の持つ情報を伝えやすくするために床に展示する場合と、展示スペースが無く床に展示する場合の二つが考えられる。前者の場合は、資料が物理的に大きく平面を必要とする場合や、床面に資料を展開したほうがより多くの情報を資料から読み取ることができる場合で、展示の意図が資料と来館客の間に必ず介在する。後者の場合は展示の意図がなく展開するため、展示ではなく羅列と採ることができる。

・実際に行われている床面展示

博物館における床面展示は、近年頻繁に行われるようになってきたことは前述のとおりであるが、現在のところ展示資料（技法）を３種類の性質に分類することができる。第１は床面に平面資料を展示するもの。第２に映像や照明によって展示を行うもの。第３が床仕上げ材を意図する形に仕上げて組み込みそれを資料とする方法の床面展示である。

第１に挙げた平面資料の展示が、床面展示の中では最も多く見られる展示である。この技法は視覚に訴える受動態展示[(1)](写真１）の場合と、体験ができる能動態展示[(2)](写真２）が可能である。

床仕上げ材の上から資料を敷くまたは広げる行為で、施工が終了したあとに展示ケース内や展示台、壁への展示とともに展示を行うことができる。また、前述した中に設計段階で組み込まなければ床面展示は行えないと述べたが、既に施工が完了している展示室でもスペースがあれば敷く資料の展示は行うことができる。但し、展示プランの中にもともと平面資料の床面展

写真１　平面資料の受動態展示
（兵庫県立考古博物館：ネットワーク広場）

写真２　平面資料の能動態展示
（岡山市デジタルミュージアム）

示が入っていない場合は、展示室内の通路の幅や広さ以内の資料に限られてしまうため、展示構想段階で計画に入っていないと前述したとおり羅列となってしまう可能性が大きいことが特徴である。

展示資料に関しては、現在の段階では地図の情報を持つ資料がほとんどである。地図を壁に展示する場合、大きな資料になれば上部の地形や文字が見えにくくなる為であろうと考えられる。特殊な展示場所であり、直接靴のまま資料の上を歩行するという事が大きな要素となっていると考えられるが、一次資料が展示されているケースは無く、汚れや破損が生じた際に新たに同じ情報を持つ資料を作成できる事が、平面資料を展示する場合の資料の要件である。展示の段階で、平面資料の固定がしてあることは言うまでもないことであるが、敷く・広げるという性質をもつ資料の利点は、張替が出来るという特徴に尽きると言える。

次に、第２に挙げた技法が映像・照明による床面展示である（写真３）。照明を意図する形となるように細工をして資料としたものか、映像を流すものが挙げられる。映し出す場合のプロジェクターや照明機器は天井に設置されている場合がほとんどであるが、稀に壁に設置しているものも見受けられる。照明による展示は、展示室内全体の照度との調整を行わないと効果が発揮されず、同じ展示室内にある資料展示との調整も必要になってくる。この性質をもつ資料の展示も、平面資料の展示と同じく、既に施工が完了している展示室でもスペースがあれば資料の展示を行うことができる。また、資料が床面に直接展示されていないため、汚れる・破損するといった事がなく、通常の清掃で十分に対応が出来ることも利点の一つである。しかしながら、来館客が通行や観覧をする際に光線を遮ってしまう可能性は十分にあり、更に資料の上に立つことも光線を遮ることになってしまうため、展示資料の周辺からしか見ることが出来ないという不利な条件も持ち合わせており、視覚に訴える受動態展示となってしまうのである。

最後に、第３に分類した技法が床仕上げ材を意図する形に仕上げて組み込みそれを資料とする方

写真３　映像・照明による展示
（福井県立歴史博物館）

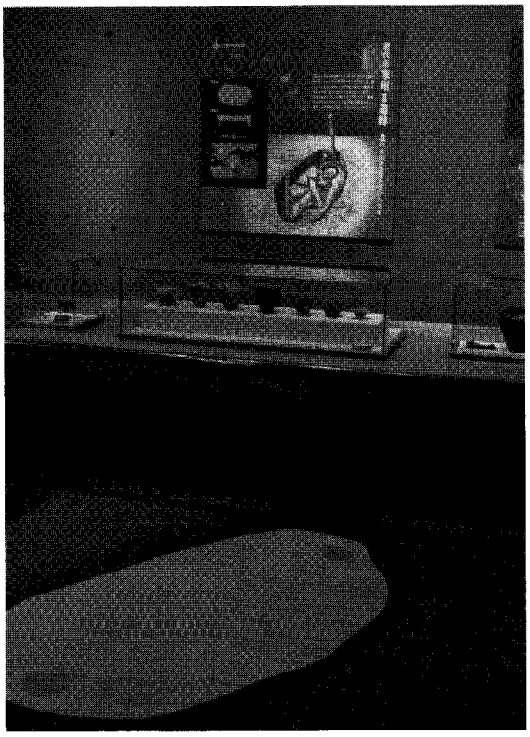

写真４　床材組み込み型の展示
（秋田県立博物館）

法の床面展示である（写真４）。この技法も平面資料の展示と同じく、視覚に訴える受動態展示の場合と、体験ができる能動態展示が可能である。この形態の展示の場合は、床仕上げ材を張る段階で展示構想に入っていないと成立しない展示であり、床面展示の中で、唯一後からの展示が行えない技法である。

現在のところ、組み込み型の展示は能動態展示が多く見受けられる。平面資料の展示と異なり、床材そのものが展示資料と一体となっているため、細かい情報を持つ資料の展示は難しい。もしくは、床材に資料情報を組み込めるリノリウム・ビニル床を選択しなければならない(3)。その際は張替が、平面資料展示と比較して難しいという点を念頭に置かなければならず、現在のところは、細かい情報を持つ資料の展示は見受けられない。

1-2　床面展示の発生

以上、床面展示の定義、展示の意図及び技法による分類をまとめてきた。床面展示が博物館展示として成立するには、注意の喚起(4)がなければならない。注意の喚起が何故起こるのかという点を、モノに起源をたどり考察していきたい。

・床面に展開して見せる展示の起源

床に敷く・広げるという行為から考えられるモノとしての起源は絨毯が代表として挙げられる。絨毯は現在の住居では敷き込み型のものも見られるが、起源は古代オリエントの砂漠とされており(5)、砂漠に住む遊牧騎馬民族のテント生活の中から必需品として生まれたもので、持ち歩くために敷物の形をとっていた。同じ材質・製作形態のモノとしてタピストリーが挙げられるが、区別をしておきたい。絨毯はフランス語で Tapis、壁掛けは Tapisserie でもともとは「Tapes（毛長の織物）」から派生した言葉であり起源は同じである。タピストリーは「室内壁面装飾用綴織絵画掛物(6)」といわれ、18世紀に西洋文化圏で発展した。それ以前にもタピストリーは作られているが、床面に敷く絨毯とは文様において決定的な違いが見られる。絨毯は上を歩かなければならないためあくまでも装飾的な文様が施されているが、タピストリーは宗教・文学・古代神話などのモチーフが施されており、あくまでも壁掛けであるため区別するものである。タピストリーは、ヴァロア家のブルゴーニュ侯以降の十字軍で室内装飾用として発展したため、現在では絨毯とタピストリーの文様の違いが無くなってきているのである。

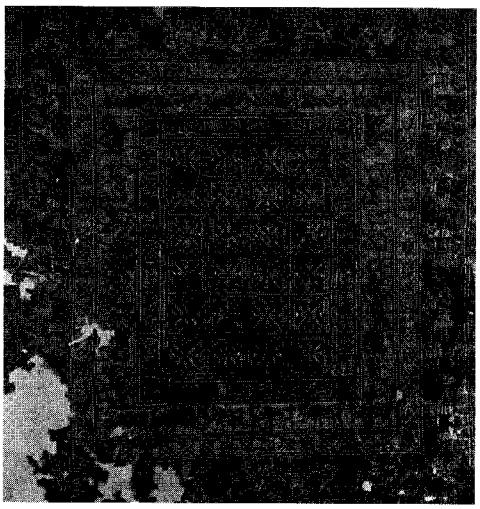

写真５　世界最古の絨毯
佐伯俊敏　1982　芸術生活社
『絨毯　それは砂漠にはじまる』より転載

現存する世界最古（紀元前５世紀頃）の絨毯はパイル織絨毯パズイルイク（エルミタージュ博物館蔵）である（写真５）。２m四方の絨毯で、花弁の文様が中央に表わされ、騎馬の連続した文様が周囲を幾重にも取り囲む構図になっている。

絨毯といえばペルシア、トルコ、コーカサスが有名であるが、このトルコから中央アジアを経て中国の新疆ウイグル自治区まで帯状に展開する地域は「カー

ペット・ベルト[7]」と呼ばれ、それらはこの地域で生産されてきた。これらの地域では、遊牧民族だけでなく定住社会でも家具を使わず、寝食を床の上でとる伝統があった。この地域の特色の一つは、乾燥が激しく、砂漠ということに代表されるように気温差が極端といったような、生活を取り巻く自然環境が単調で厳しいことである。もう一つの特色がイスラム圏の中枢に位置しており、礼拝堂の調度品として絨毯が不可欠である上に、個人の毎日の礼拝にも絨毯が必要であったということである。

イスラム教の始まりは西暦610年頃であるが、ユダヤ教、キリスト教とともにアブラハムの宗教とされており、紀元前17世紀頃から宗教があったことが伺える。生活必需品としての絨毯であるならば実用品に過ぎないのであるが、暖を取るために生まれた絨毯が宗教を絡むことで装飾性を帯び、その装飾性が遊牧騎馬民族の単調で厳しい生活からの美しいものへの憧れを生み、テント生活の絨毯を始め定住地域でも装飾性のある構図が生まれたのである[8]。

・床に組み込んで見せる展示の起源

床に組み込まれているモノは、室内外問わず舗床モザイクと塼を挙げることができる。

まず、舗床モザイクは「最古のモザイクは古代メソポタミアの建築装飾に遡るといわれるが、数千年間の間に断続的に作例があるのみで、その歴史をたどることは難しい[9]」と言われるように、現在の段階では起源ははっきりとは分かっていない。

出土最古の例はギリシャ（エレトリア）「モザイクのある家　部屋５」で紀元前360年頃の舗床モザイクである（写真６）。この写真は住居跡であるが古代舗床モザイクは公共施設などの世俗の建築物にも施され、キリスト教が普及してからは宗教建築物からも多数発見されている。材料が石材とコンクリートであるという点と、床部分であるが故に建物が崩れても残りやすいためと考えられる。また、宗教建築の場合は「壁面のモザイク装飾と比較した場合、ほぼ同じ技法、材料を用いながらも、地面に配されるという制約を受けているため、特殊な性格を帯びざるをえなかった[10]」といわれるように、床面に信仰の対象を配することは足で踏むことになるため避けなければならず、宗教に直接関係のない装飾的なモチーフが配された。そのため、度々の宗教改革や宗教戦争をくぐり抜けて、現代で発見されるに至ったのである。つまり舗床モザイクは、絨毯の文様と同じく装飾であると言えるであろう。

写真６　舗床モザイク
註９より転載

図１　塼：平城宮出土
奈良文化財研究所 1975『平城宮発掘調査報告Ⅵ』
㈱奈良明新社より転載

次に塼についてである。塼とは焼成煉瓦のことで、中国の春秋時代よりその実例が確認されており、戦国時代以後の宮殿などの床の構造材や化粧材として利用されたものである。

日本でも使用されており、福岡県太宰府学校院跡出土の３種類の文様塼や平城宮出土の緑釉水波文塼、奈良県岡寺所蔵の天人塼などが挙げられる。図１は平城宮出土の緑釉水波文塼であるが、平城宮、大宰府、岡寺ともに使用されたままの状況での出土例がないのである(11)。

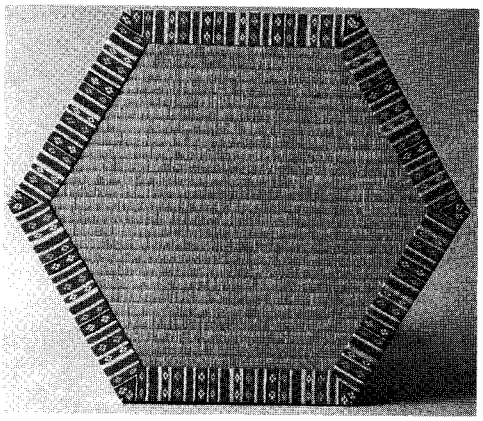

写真７　六角台繧繝
註 13 より転載

平城宮出土の塼について「瓦より塼の出土量が多く、しかもそれには人が踏んだための摩擦も認められない。そのようなところから、宮殿内の壁面あるいは、人が踏み込まない部分に使われたのではないかと考えられる(12)」と述べられており、床面の化粧材として利用された可能性は否定できない。現在の段階では、日本における床面装飾の最古の例の可能性があると考えてよいであろう。

床の装飾という観点から考察するのであれば、「畳」にもそのルーツを見ることができる。「畳という独特の造形は日本人の生活の知恵によって生みだされた傑作だ(13)」と表現されることが度々ある。基本的な造形は、土と木で作られた日本の伝統的民家と同じく、身近にある素材を活用して作られたものである。農耕を生業とする定住生活の知恵から生み出されたものであるが、元禄時代頃から茶道が新しい文化として発生したことにより装飾性を帯び、現在では、丸型の畳や六角形の畳も作られるようになってきたのである。既に述べたように、モザイクタイルや塼を発端とするのであれば、畳の大きさと組み合わせの様式が既に装飾であるが、ここで注目したいのは畳縁である。畳の切り口を保護するということが畳縁をつける理由であって、畳は畳縁に意匠を施さなくとも十分に機能するモノであることは言うまでもないことである。装飾を必要としない部分に意匠を施すということが装飾と捉えられる理由であり、素材・品質・色彩・造形・文様が多様化してきたのは、用途や目的、ニーズに合わせて継承・変遷してきたことの証であるといえる。

1-3　床面装飾から床面展示への変遷

以上、床面展示の起源を絨毯、舗床モザイク、塼と畳を挙げてきた。それぞれに起源は異なるが、実用目的のモノから宗教観、イデオロギーが複雑に組み合わさって発展を遂げてきたモノであることは確かである。この論文では「床面に展開して見せる展示」と「床面に組み込んで見せる展示」として分類を分けたが、装飾の歴史からたどるならば、「生活のために必要な実用品への装飾」と「精神論（宗教）的に必要な装飾」として分類できるであろう。ただ、そこで共通して言えることは「装飾された歴史を持つ」ということである。床面は踏まれる装飾であるという考え方もあると考えられるが、ただ床の上を歩くだけでは装飾の必要性はなく、やはり「見る」「見られる事を意識した」場所であり、「目に入る空間」であったといえよう。踏まれることが前提のため、床面に施される装飾はそれ自体がその空間の核ではない。つまる

ところ、起源は床面を空間の核とする注意の喚起ではなく、人間の生活の中で行われてきた装飾という意味の注意の喚起であったということが言えるであろう。

そして、博物館における床面展示は、そのモノ自体がその空間の核ではない装飾から、目に入る空間を利用し、その資料自体を空間の核としたものと捉えることができるのである。

写真８　階下展示
（江戸東京博物館）
写真提供：東京都江戸東京博物館

２．床下展示

2-1　床下展示とは

・床下展示の定義

筆者は床下展示とは展示室内外を問わず「来館客が立ち歩く床の表面より下にある空間に資料を展示する展示形態」と定義付ける。この展示の場合も二次元か三次元の資料となるが、ほとんどのケースが空間を利用した三次元の資料を展示している。ここで区別をしておきたい展示技法が階下展示である。階下展示は「階が異なるフロアーから下を見下ろす展示」と建築による区分を設けた。写真８が階下展示の代表的な例として挙げられるが、この展示の場合は上の階にも展示室があり、更にフロアー及び橋から下の階の展示を見る事が出来る。このように、来館客が立ち歩く床の表面より下にある空間に資料を展示する展示形態でも、建築構造で別区分となるものは階下展示とした。このような階下展示は他にも階段等、建築構造で階数が異なるフロアーから下を見る場合の全てを含んで考えたい。

・床下展示を行う目的の推察

展示資料の持つ情報を伝えやすくするために床に展示する場合、展示スペースが大きすぎる為にその距離を縮めようとした場合、展示スペースが無く床下に展示する場合の展示の三つが考えられる。一つ目の情報を伝えやすくした場合は、資料が物理的に大きく平面と高さを必要とする場合や、床下に資料を展開したほうがより多くの情報を資料から読み取ることができる場合で、展示の意図が資料と来館客の間に必ず介在する。二つ目の展示スペースを縮めようとした場合は、複数の資料が同じ空間に展示された集合展示[(14)]が多く、通常の展示台や展示ケースに展示をしたのではひとつひとつの資料からの距離が遠くなる場合で、こちらも展示の意図が資料と来館客の間に必ず介在する。三つ目の場合は展示の意図がなく展開するため、展示ではなく羅列と採ることができるのである。

・実際に行われている床下展示

博物館における最初の床下展示は、フランスにあるオルセー美術館の常設展示室にある「le Nouvel Opèra de Paris（新しいパリ・オペラ座）」という名の床下展示で、オペラ・ガルニエ周辺のパリの街並みの一部が縮小模型として再現されている。1986年にオルセー美術館が開館した際に、駅舎であった構造をそのまま利用して床下の空間を利用した事が始まりである。

日本で初めて床下展示を取り入れたのが東京都江戸東京博物館である。1993年の開館時に常

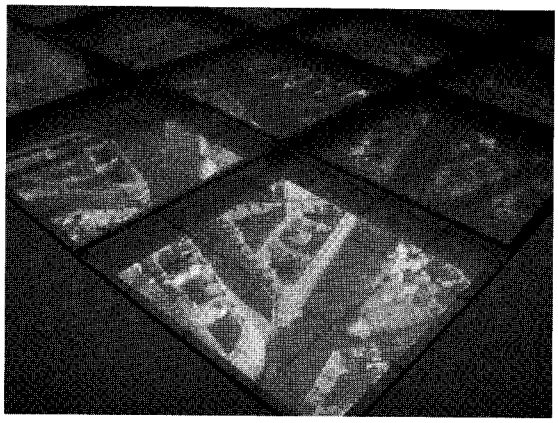

写真９　世界で最初の床下展示
オルセー美術館

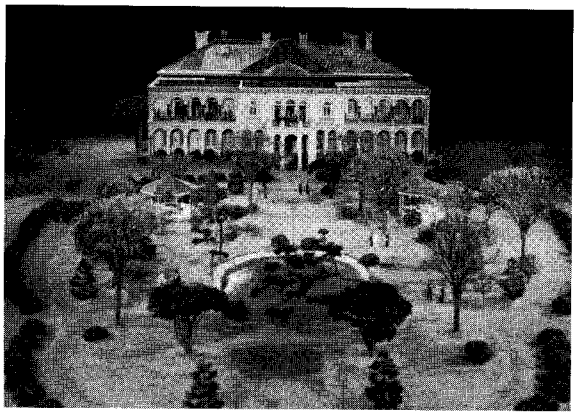

写真 10　日本で最初の床下展示
江戸東京博物館（床下部分）
写真提供：東京都江戸東京博物館

設展示室「東京ゾーン」において鹿鳴館の縮小模型を床下に展示して強化ガラスを張り、通常見る事が出来ない真上からの位置で全体を観覧できる床下展示を取り入れた。以後日本では、博物館展示において床下展示が徐々に技法として使用されるようになり、現在日本では15を超える博物館で床下展示を観覧することができる。

床下展示の技法は現在のところ２種類に分類することができる。第１は床面を掘り下げて空間を作り、その中に資料を展示するもの。第２が床面の上にもう一段高い（資料に合わせた高さの）床を作り、その下に資料を展示する方法である。

第１に挙げた、床面を掘り下げて空間を作りその中に資料を展示する形態の床下展示が多く見られる技法である（写真11）。この床下展示は、博物館設計段階で確実に組み込まれていなければ成立しない技法である。床下に空間を作り、駆体を組んで強化ガラスを張るという工法が日本における一般的な建築方法である。ガラス１枚の面積や厚さは各館によって異なり、展示されている資料も様々であるが、共通していることは３次元資料で視覚に訴える受動態展示ということである。床下が透けて見えるということが日常生活では無く、展示台・展示ケースに慣れている博物館の来館客にとっては、展示技法によって注意の喚起が起こりやすいというのが最大の特徴である。またこの技法は駆体とガラス面に数ミリの段差が起こる場合もあるが、物理的に歩行の邪魔にならないというのも特徴のひとつであり、更に設計段階で展示スペースが確保できるため、大きさのある資料でも展示が可能であるということも特徴と考えられる。

写真 11　床を掘り下げた床下展示
（群馬県立自然史博物館）

第２に挙げた、床面の上にもう一段高い（資料に合わせた高さの）床を作り、その下に資料を展示する床下展示（写真12）であるが、この技法は床面にスペースがあれば行える技法であ

り、特別展・企画展などで床下展示が行われる際に使用される技法である。展示台の中を空間にし、躯体を組んで強化ガラスかアクリルを張り、横にスロープか階段を付けるという工法である。この場合は建築上、床としての構造ではないためアクリルが使用できる。この場合の資料は、ひとつの大きさが手で持つことのできる大きさの場合や、貸出資料の場合が多い。最大の利点としては、面積の大小はあるが透明な床に乗らずに四方向から資料を見る事が出来るという点である。更に、床下に行かずとも展示替えが出来るという点であると考えられる。

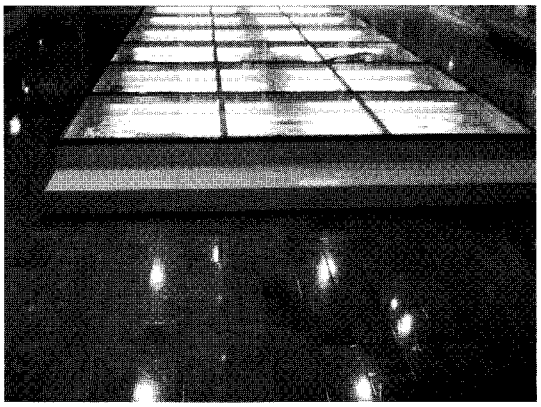

写真 12　床面の上に空間を作った床下展示（福井県立歴史博物館）

共通して挙げられる不利な条件は、ガラスという素材自体の安全性とそれに対する心理的抑制である。ガラスが割れるということは、床仕上げ材として使用している以上あってはならないことであるが、ガラス内の不純物による破損や硬いものによる衝撃で割れる可能性を外すわけにはいかない。実際「強化ガラスとは分かっていても、ガラスは割れるものである」という心理的抑制が働き、ガラス上部に乗る事が出来ないケースが散見される。

2-2　床下展示の発生

以上、床下展示の定義、展示の意図及び技法による分類をまとめてきた。広義の意味での展示で考えた際、床下を見る行為は橋から下を見る行為と川縁から下を見る行為が挙げられる。床下展示は床面展示と同じくモノという観点から、橋に起源を置き考察していくものである。

・生活にみる橋

日本では「橋」ことを「橋梁」とも呼び、その定義は「道路・鉄道・水路などが河川・海・谷などの上を越え、あるいはほかの道路・鉄道・水路・家屋・低地などの上をまたぐ場合に、それらの上に作られる構造物で、本質的には道路・鉄道・水路の一部をなす[15]」というモノである。本質的には通路であることが前提であるため、安全に渡れるための「強度」と対岸までの幅・長さなどの「規模」を求められるのは当然のことである。

写真 13　宇治橋（京都府宇治市）

橋が作られる目的は「渡る」ということであるため、いつからどのような方法で橋が作られたかは不明である。ただ、定住生活を営み始める頃には、何らかの方法で川や谷をわたる手段を持っていたと考えて良いと思われる。おそらくそれは、定住生活を営む中で、自然から手に入る木や石を使って自然発生的に架けた、原始的なものであったと推測できる。日本における橋は日本書紀巻第７の

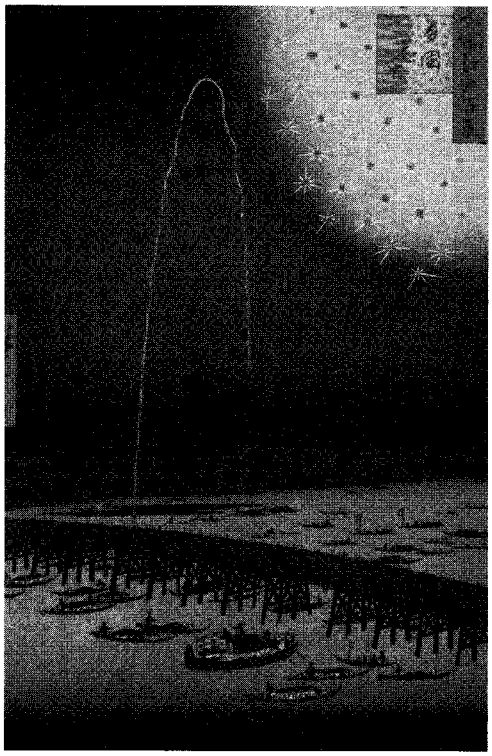

図２　歌川広重
「名所江戸百景　両国花火」

景行天皇18年（88年）の条[16]に初めて見る事が出来る。おそらく原始的な丸太橋であることが推測できるが、これが日本における初めての橋である。

しかしながら橋梁の始まりは「他所から倒木や石を運んだり、木を切り倒したりして渓流や谷の上に架け渡したところからはじまりとされる[17]」ため、「造る」という意識を持って始めて「橋・橋梁」となるのである。それはつまり、それまで何もなく対岸を見ることしかできなかった空間に人目につきやすいモノが出現することになる。そしてその空間は生活の場であり、モノは使うために作られたモノであるが故に、人目につきやすいものである。更に文化が進むにつれて、機能だけではなく形態の美しさとモノを一体とする景観が重要視されるようになってきたと考えられる。

景観が重視された例として絵画を挙げるならば、浮世絵画家である葛飾北斎や歌川広重(図２)が度々、橋を題材としている。また、世界東西を問わず、ゴッホ、コロー、ルノワール、モネ等も橋を題材とした作品を描いている。更に、映画や文学の世界でも「戦場に架ける橋」「マディソン郡の橋」など数多くの作品を目にすることができる。このように橋が広く人に親しまれ、注目されてきた理由として以下の項目が挙げられている[18]。

1. 自然障害を克服して彼岸に到達させてくれるという、直接的利便を感受できる。このことは二つの離れた場所をつなぐという心情的効果をももたらす。
2. 交通路という多くの人が利用する施設の一部であって、しかも要衝の位置にあるため、人の目に触れることが多い。
3. 自然の中のランドマークとして印象づけられ、記憶されやすい。
4. 実用的栄造物でありながら、もしそれが美しく、かつ周囲の景観とよく調和していれば、人の心に安らぎと快感を与える審美的対象となり得る。
5. 長い寿命を持つ建造物であるために、何らかの特徴も併せ備えるならば、文化財的な意味で、歴史的遺産としての役割を果たし得る。

このような心情的効果により、橋は世界中に存在するのである。更に付け加えるべきは、広重の浮世絵にも見られるように、橋の上から周囲を見ることができるということである。対象物の全景や、そのものをさらに近くで見ることができるモノとして利用されたことが伺える。真上を見る行為は通常の歩行道路でも十分に行えることであるが、橋は必ずその下に空間が存在し、下を覗きこめばその下の空間を見ることができる。言いかえれば、上にある空間はどの位置に立っていても見る事が出来るが、足の下の空間は橋によって初めて生まれた空間であり、その下の空間を感じるためには、橋の上に立って見るしか方法がないのである。対岸に渡るこ

とを目的として作られた橋であっても、下（川および風景）を鑑賞する目的で利用される事も多分にあったことが考えられる。

・造園学に見る橋

造園に於ける橋は生活に必要な「橋」とは一線を画し、異世界への架け橋である。それは言葉にも表わされており、橋を造る際には英語のBuildの「建てる」ではなく「架ける」という日本語が使われる。例文として挙げると「世界の架け橋」という使われ方をするが、これは先に述べた心情的効果の１に該当するであろう。造園における架け橋の先に在るものは人間の思想に基づく神仙の住む場所である。この神仙思想は中国の漢代頃には発生していたと考えられており、馬王堆１号墓及び３号墓から出土したＴ字型帛画には当時の宇宙観・神話伝説・祭祀の内容が書かれていた[19]。元来、中国の神話は膨大な量の内容があったと出土品や壁画より推測されているが、春秋・戦国時代の合理意識の発達や儒教の国教化により散逸してしまった。それが神仙思想（死後の世界）の大本である[20]。

日本における造園は、日本書記巻第22豊御食炊屋姫（推古）天皇20年（620年）の条[21]の「呉橋」という言葉が初めてであり、大陸伝来文化であったことが伺える。これが神仙思想に基づく神仙蓬莱庭園の始まりであり、飛鳥・奈良時代から大正時代までの庭園のうち７割程度が庭全体もしくは一部分に神仙蓬莱庭園の内容を作り込んでいる[22]。ちなみに現在では、呉橋は龍が横たわった様なうねりや曲がりを持つものを呼ぶが、日本書紀における呉橋の形体は分かっていない。

日本の造園学の最初の書に平安末期[23]の『作庭記[24]』を挙げることができる。作庭記は造園の基本的な意匠の方法を述べた指導書であるが、この文中に「そり橋」と「島から橋を渡す」という記述が出てくるのである。そり橋は生活必需品の橋ではなくアーチ状であり、庭園意匠・借景に必要な橋であるということである。そしてその島が蓬莱山であり、まさしく異次元との架け橋なのであって、神が渡る橋なのである。その為、現在残されている庭園や神社における橋は、人が歩くには角度が急な作りになっていることが多い。写真14は造園学に基づく神泉苑内庭園の橋であるが、この橋はやはり人が歩くには急な作りになっている。思想に基づいた庭園であるため、人間が渡るのを拒否した作りになっているのである。そのため周囲を回って対

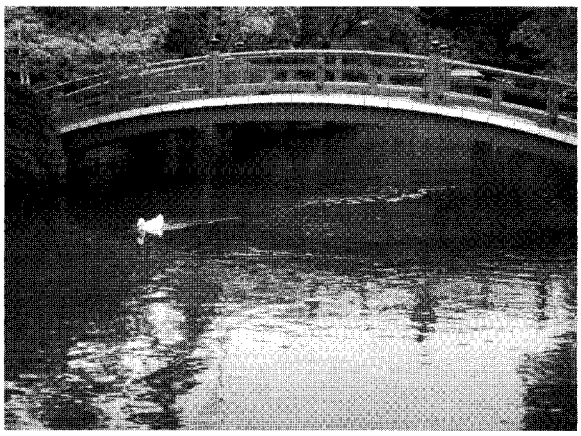

写真 14　神泉園庭園（京都府京都市）

写真 15　橋から下を覗き込む様子

岸に行くことが可能な作りであるにも関らず、橋を渡り、下を見るという行為がされるのである（写真15）。

2-3　橋から床下展示への変遷

以上、床面展示の起源として生活における橋と造園学における橋をまとめてきた。この二つは生活必要品と思想に基づく起源とに分かれ、人間が渡るための橋と神が通る橋という用途の違いも見られる。共通することは「渡る」ということである。神が通る橋でも、人間の神仙世界への憧れからくる欲望によって人間による渡る行為が行われる。そして橋の上では、歩き始める前と違う位置からの、橋がなければ見ることのできない風景が見えてくる。

床下展示が博物館展示と変化を遂げたのは「日常の生活では見ることのできない位置」から見る事が出来るという人間の知的好奇心への訴えが大きな理由と考えられる。そのため、対岸に渡ることを目的とした橋からでも、人間が渡るには急な角度の橋からでも周囲を見るのである。そして第二次世界大戦下の技術の発達とともにガラスの製造技術が飛躍的な発展を遂げ[25]、博物館展示においては橋の床板部分の代わりに強化ガラスが使われるようになったのである。

初めて床下展示が行われたフランスのパリ市中心部は、上から見るとシャルル・ド・ゴール・エトワール広場（凱旋門）を中心に放射線状に都市が設計されている。1853年から1870年の間にセーヌ県知事ジョルジュ＝ウジェーヌ・オスマンによって整備されたもので、その当時ですでに上から見た美しさを意識している。また、古来より水は人間の営みと切ってもきりはなせないものであるが、セーヌ川が古くからフランスの生活の中心であったことは、パリ市内のセーヌ川に架かる37の橋[26]が一つの証明であろう。パリ市のセーヌ川沿いにあるオルセー美術館で床下展示が導入されたのは必然であったのかもしれない。

3．まとめ

床面展示及び床下展示の展示法としての起源を広義の意味での展示より考えてきた。それぞれの起源は異なるが、共通することは「目に入る空間」であったということであると考えられる。展示室内では展示できるスペースは限られており、資料を鑑賞しやすいようにというのであれば、更に限られてくるであろう。その中で、平面資料や復元された資料を展示しようとするのであれば、それらの資料が展示できる可能性は少なくなってくる。その中で、使われたスペースが「床」なのである。人間工学的な条件に加え[27]、飢えや痛みを避けようとする心理的な行動の動機を逆手にとって展示への注意の喚起を起こし、通常の感覚とは異なる場所から見たいという好奇心を煽る条件を備えていることから、この展示法は成立したと結論付けることができるであろう。

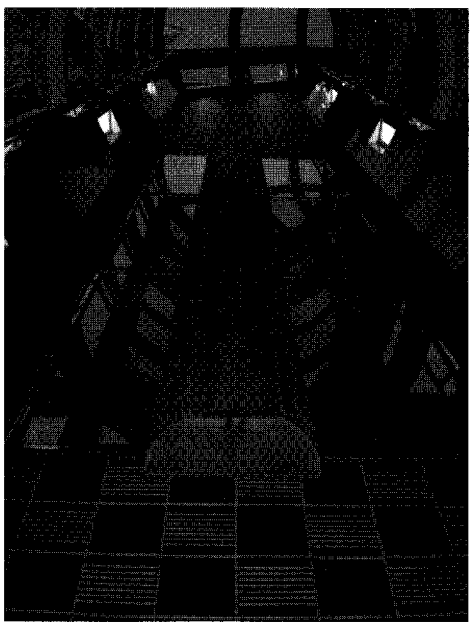

写真 16
博物館以外での床下展示

写真16は明石海峡大橋の舞子プロムナード内にある床下展示法を利用した歩行空間で、ガラスの下は海であり、ガラス上部を歩くと海の上を歩いているように感じられる。47メートルもの高さがあり、更にガラス面の上に丸太橋が固定されていて、丸太橋の上を歩くと「細い幅」と「バランスのとりにくさ」により恐怖感が更に高まる。このような博物館展示法が博物館より飛び出した例を含め、通常歩くことのできない真上から見る事が出来るということが、この展示法の最大の特徴であると言えるのである。

註

（1） 青木豊　2003『博物館展示の研究』 雄山閣

（2） 註１に同じ

（3） 小島有紀子　2008「床展示・床面展示に関する一考察—博物館建築からみた床展示・床下展示—」『國學院大學博物館學紀要32』國學院大學博物館学研究室

（4） 註１に同じ

（5） 杉村棟　1993「絨毯の文化史・小論」『季刊民族学　第17巻１号』国立民族学博物館

（6） 國民美術協會（編） 1935『時代タピストリー展覧會図録』古今堂
タペストリー保存研究プロジェクト実行委員会（編） 2008『タペストリーの保存研究』中央公論美術出版社

（7） 註５に同じ

（8） 註５、６に同じ
千本和彦1993「旧都イスファハーン」『季刊民族学　第17巻１号』 国立民族学博物館
藤本勝次1971『マホメット』中央公論新社
マシュウ・S・ゴードン2004『イスラム教』青土社

（9） 飯島章二1996『シリアの舗床モザイク—古代文明の遺産とキリスト教文明—』岡山市オリエント美術館

(10) 辻佐保子1982『古典世界からキリスト教世界へ』㈱岩波書店

(11) 亀田修一1983「古瓦塼よりみた大宰府と朝鮮」『大宰府古文化論叢　下』 ㈱吉川弘文館

(12) 森郁夫1988「天人塼・鳳凰塼」『歴史学と考古学』

(13) 竹中知哉（編）『畳技術大図鑑』1978 ㈱たたみ新聞社

(14) 註１に同じ

(15) 山本宏『橋の歴史—紀元1300年頃まで—』1991　森北出版㈱

(16) 『日本古典文学大系67　日本書紀　上』1960 ㈱岩波書店

(17) 註15に同じ

(18) 伊藤學1999「橋の役割と技術」『市政』全国市長会

(19) 何介鈞・張維明　1992『馬王堆漢墓のすべて』中国書店
林巳奈夫（編） 1976『漢代の文物』京都大学人文科学研究所

(20) 曽布川寛　1981『崑崙山への昇仙』中央公論社

(21) 『日本古典文学大系68　日本書紀　下』1960 ㈱岩波書店

(22) 齋藤忠一1999『図解　日本の庭　石組に見る日本庭園史』東京リスマチック㈱
(23) 田村剛1964『作庭記』　相模書房
作庭記の著者及び時代については様々な見解があるが、本論では田村剛氏の論をとり平安末期の橘俊綱による著とする。
(24) 橘俊綱「作庭記」1973『日本思想大系23　古代中世藝術論』㈱岩波書店
註23口語訳による
(25) 岸井貫「ガラスの歴史」『Ceramics Japan 第20巻２号』1985　日本セラミックス協会
(26) 小倉考誠2008『パリとセーヌ川―橋と水辺の物語―』中央公論新社
(27) 註３の建築人間工学の項目より

（國學院大學大学院博士課程前期）

日本刀展示の研究（序論）

—現状と課題—

A Consideration on the Display of Nihontou(Introduction)
—The Present Condition and Subject—

大竹　弘高
OTAKE Hirotaka

はじめに

日本刀とは、日本を代表する美術工芸品である。日本刀の美術品としての見所として姿・地鉄・刃文が挙げられるが、これらは千年以上前から刀工が「折れず、曲がらず、よく切れる」という日本刀の武器としての機能を追及していった結果、そのような美術的要素が兼備されていったものであった。現在日本刀は武器という実用品の役割から離れて、美術品として鑑賞の対象になっている。

このように日本刀は美術資料であるため、博物館における展示も提示型展示が行われている所が多い。博物館で日本刀の展示を見学していると、見学者の間で「よく切れそう」「怖い」等の内容の会話が聞かれることがある。日本刀は本来武器であるためこのような見方も間違ってはいないが、この会話から日本刀の持つ美術的な要素の情報が伝わっていないことが窺えるのである。この事から日本刀の展示で問題と観られる点は、日本刀の鑑定に関する知識をある程度持っている人でないと、資料の情報が十分に伝わらない点である。一般の日本刀に関する知識を有していない人が見ても、ただ資料が置いてあるだけにしか写らないだろう。解説札に書いてある刀の姿・地鉄・刃文を表現する語句は理解するには難解であり、博物館の来館者の中には太刀と刀の違いが分からず、なぜ刃の向きを上と下に分けて展示しているかといった展示の意図が伝わっていない場合が多い。これは日本刀が一般の人々には身近な存在ではなくなったことも原因の一つと考えられる。

博物館展示とは何かについて、青木豊は

> 博物館展示とは博物館が博物館であるための最大の機能である。従って展示は対外的には博物館の顔を成すものである。博物館展示の基本理念は資料を媒体とした情報伝達の手段であり、それはまた、とりもなおさず博物館教育活動の主翼を成すものでなければならない[註1]。

と述べている。この点からすると日本刀の展示は博物館展示として十分な機能を果たしていないのではないかと思われる。

本稿ではまず日本刀の美術的な要素と、現在博物館で日本刀がどのように展示されているか整理する。そして現状の展示の問題点と今後の課題について考察を行う。

日本刀展示の研究（序論）

1　日本刀とは

博物館展示を行うには資料に対する調査研究が不可欠である。では現在の博物館での日本刀の展示は何を示そうとしているのだろうか。

種類

日本刀は、刃長・佩き方と帯び方によって名称が異なる。これらの違いは博物館での展示方法にも関わってくるため簡単に整理しておく。

日本刀は４つ種類があり、太刀・刀・脇差・短刀に区別される。太刀は刃長が60cm 以上で、刃を下に向けて腰に佩くものをいう。主に古刀期に多く、南北朝時代に見られるような刃長が90cm 以上のものは大太刀、刃長が60cm 前後のものは小太刀と呼ばれる。刀は刃長が60cm 以上で、刃を上に向けて腰に差すものをいう。室町時代中期頃から現れ、太刀に代わりその後主流になっていく。脇差とは、刃長が30cm 以上60cm 未満のものを指し、刀と共に大小で腰に差して使用されたものをいう。短刀とは刃長が30cm 未満のものを指し、刃を上にして腰に差して使用された。

日本刀の製作工程

日本刀の特徴は、「折れず、曲がらず、よく切れる」ということであるとよく表現される。「折れず」という事は、ある程度の軟らかさを有してなければならず、「曲がらず」という事はある程度の硬さがなければならない。一見矛盾したこれらの要素は、日本刀の伝統的な製作方法によって成されることであり、今日美術品としての鑑賞の見所とされる姿・地鉄・刃文も、製作過程で生まれるものである。

日本刀の製作工程は、玉鋼の精製、水圧し、小割、選別、積沸し、折り返し鍛錬、造込み、素延べ、鋒造、火造、荒仕上げ、土置き、赤め、焼入れ、鍛治押、下地研ぎ、仕上げ研ぎに分けられる。「折れず、曲がらず」の要素は、折り返し鍛錬、造込み、焼入れの工程で生まれる。折り返し鍛錬とは選別された玉鋼を火で熱して赤め、それを鉄鎚で叩き不純物を追い出していく作業である。鎚で叩いて鋼を打ち延ばし、二つ折りにして折り返し、また打ち延ばすという工程を繰り返す事によって鋼の中に幾重にも層が形成される。造込みは硬軟の違う素材を合わせて鍛えることによって折れにくい刀を作り上げる工程を言う。軟らかい鋼を心鉄に硬い鉄を皮鉄に使用し、心鉄を皮鉄で包むようにして鍛えていく。焼入れは荒仕上げで刀の整形が終わった後、刀の表面に粘土に木炭の粉と砥石の粉を混ぜて作った焼刃土を塗り、刀身を火で赤め、水に入れて急激に冷やす工程のことである。焼刃土を塗る際に、焼きを入れる刃の方を薄く塗ることによって、刃の方がさらに硬度を増すのである。この工程を経ることによって刀身に反りがつき、焼刃を施すことによって日本刀の最大の見所でもある刃文が生まれるのである[註2]。

美術品としての要素

日本刀の美術品としての見所は、姿、地鉄、刃文にある。

姿とは、刀身全体の形状の事で、刃長、身幅、重ね、鋒の形状、反りのすべてが時代ごとの変化を示す。また日本刀は棟の線、鎬の線、刃の線の三本で構成されるとも言われ、鑑賞の際の見所の一つでもある。

地鉄とは、鑑賞の際の刀身の表面の模様を表わす用語であり、折り返し鍛錬を行ったことに

よって現れる。その模様が木の切断面と似ていることから杢目、板目、柾目と表現されており、大きく分けてこの三つとされる。

刃文は、先にも述べたが焼き刃を行ったことによって現れるもので、直刃と乱刃の二つに大きく分けられる。この二つに丁子、互の目、湾れなどの変化が加わり、さらに足、葉、砂流し、金筋といった刃中の働きと合わせて、様々な変化を見せる。また刃文は刀工ごとに特徴が現れ、日本刀の最大の見所とされるのである。

海外の刀剣類との違いもここに見られ、海外では鞘や柄頭に装飾を施して美術的な価値を持たせており、刀身を美術品として鑑賞の対象とするのは日本以外では見られないことである。

2　日本刀の展示について

このような刀剣を鑑賞するということは日本独特のものであり、姿・地鉄・刃文といった美的要素は提示型展示だけでは表現しきれるものではない。以下では現行の展示方法と博物館展示について整理し、日本刀の美術的要素を表現し得ているか考察をする。

日本刀の展示方法

博物館での日本刀の展示は、伝統的な考え方に基づいて行われており、展示作法として確立している。まず展示には刀掛けを用いる。刀掛けに使用される木材は朴の木といった軟質でヤニの少ない材質のものが使用される。朴の木は刀の鞘にも使用されている木材である。そして刀掛けの上に絹の布を掛けて、その上に刀を展示する。この時太刀は刃を下に、刀・脇差・短刀は刃の方を上に向けて展示する。この理由は１章で述べたような刀の身に付け方の違いから来ている。

次に照明の当て方であるが、鑑賞の際の最大の見所である刃文は、刀身を光にかざして透かして見ないと観察できないものであるため、展示の際には、見学者が刃文を観察しやすいように照明を当てる角度などに気を付けねばならない。刃文は暖色系の光を当てると観察しやすいので、通常白熱電球が使用される。

博物館での展示

日本刀の展示を行っている博物館を例に挙げ、実際にどのように展示を行っているのか整理する。まず日本刀の所蔵があり、常設展示で複数の日本刀を展示しているという条件で東京国立博物館、刀剣博物館の二館を例に挙げる。評価の項目として展示の構成、照明、解説札の内容、展示に関して何か工夫があればその内容について検討する。

まず、東京国立博物館であるが、日本刀の展示は本館の１階と２階で行われており、１階では13室の工芸の展示室で、２階では６室の武士の装いの展示室でそれぞれ展示されている。13室では12振の刀剣が時代順・伝法・地域ごとに展示されており、６室では刀剣と拵えが時代順に展示されている。照明は展示ケースの中に光源が設置されており、資料の上から光が当たるようになっていた。蛍光灯と白色電球が使用され、刃文はよく観察できる状態であった。解説札は刀工名・時代・所蔵元・刀工史と資料解説が100字程度で記されていた。

刀剣博物館は財団法人日本美術刀剣保存協会が母体になっており、多くの刀剣・刀装具類を所蔵している。年に数回の企画展を行っており、古刀・新刀の企画展の他に、現代刀工の新作刀の企画展も行っている。古刀・新刀の企画展示では一度に30振くらいの刀を展示しており、

約３ヶ月の期間で行われる。展示構成はこちらも時代軸・伝法・地域ごとに展示がされていた。照明は一つの資料に対して二方向から当てられており、一つは展示ケースの内側で資料の上から光が当たるように設置され、もう一つは展示ケースの外側にあり、見学者の頭上に位置し、斜め上方向から資料に光が当たるように設置されていた。蛍光灯は使用されずに白色電球のみであり、刃文がよく観察できる状態であった。解説札は銘、時代、種類、法量、刀工史、資料解説が細かく記載されていた。

次に今年開かれていた特別展の展示について、見学した館について述べてみたい。扱うものは大倉集古館の「華やかな日本刀　備前一文字展」、静嘉堂文庫美術館の「静嘉堂の名刀―伝えられたもののふの心」、佐野美術館の「東海道の名工たち―正宗から村正まで」である。こちらも複数の日本刀の展示を行っていた特別展を対象とする。

まず、大倉集古館での特別展であるが、この特別展は備前の一文字派の刀工の作刀を50振程度収集し、大倉集古館の他に三館の共催で開催されたものである。大倉集古館での展示方法は従来から行われている展示方法に従っており、施設の問題だと思われるが、一部がローケース内に寝かせられた状態で展示されていた。ローケースであるが為に照明は上手く当てられておらず、刃文は観察しづらい状態であった。解説札に関しては銘、時代、種類、法量、所蔵、刀工史、資料解説、資料によっては伝来について記載されていた。その他の解説ではパネルが用いられ、展示の導入部に刀の種類、地鉄・刃文の種類等が簡単に解説されていた。時代ごとの導入部にもパネルが設置されており、後鳥羽院御番鍛冶や元寇など歴史との関わりについての解説が成されていた。

静嘉堂文庫美術館の特別展は、所蔵されている日本刀の中から30振を展示していた。展示方法は大倉集古館と同じように従来の方法で行われており、展示構成としては時代軸、国別、伝法別に配列している様子ではなく、どのような意図で資料の配列を行ったか不明瞭である。解説札の内容は銘、時代、種類、法量、刀工史、資料解説、資料によっては伝来について記載されていた。その他解説で特に記すべき事は解説札の隣に刀の押形が展示されていたことである。

佐野美術館の特別展では、鎌倉時代後期から室町時代までの東海道の代表工の作刀を、時代順に配列を行い、国別にパネルで区分して展示を行っていた。展示方法は従来の展示方法で行われており、解説札は銘、種類、所蔵、刀工史、資料解説、資料によっては伝来について、短く大きめの文字で記載されていた。特に記すべき展示の上での工夫は、代表的な資料の後ろの壁面に刀身の全体を写した写真が展示してあったことである。その他には展示の導入部に刀の各部名称と種類および使用方法・刃文・地鉄の種類などを記した解説シートが設置してあったこと、デジタルアーカイブで刀身の拡大写真の閲覧できるよう展示室内に情報端末を設置してあったこと、そして短刀の原寸大ポスター、刀工史をまとめた年表、武士と刀工集団の関わりをまとめた地図を一枚のパンフレットにして配布し、展示の意図と研究の成果を示す工夫がされていたことが挙げられる。

３　考察

現状と課題

これらの博物館展示から問題と考えられる点は、最初にも述べたが、資料解説の説示は説明

札のみというところが大半であり、刃文や地鉄を説明する語句の表現が難解で解説には適していないこと、日本刀の展示を見ただけではその刀の見所が理解できる展示が少ないこと、解説シートを設置しているところもあるが、概説的な内容であるため、刀身の刃文や刃中の働きなど、資料ごとに変化も違うので対応しきれるものではないことが挙げられる。

従来から行われている伝統的な展示方法は日本刀の刃文もよく観察でき、また保存の面から考えても適切な展示方法であると思えわれる。この展示方法を生かしつつ、一般の人々にも理解のできる展示方法を模索しなければならない。

説示型展示の必要性について

日本刀の展示が提示型展示に終始していることは述べてきたとおりである。この問題は日本刀に限らず、美術資料の展示すべてに言えることである。青木は提示型展示と説示型展示の融和に関して、

> 事実、我が国の博物館の現状は、美術館では提示型展示に専従している。この点は、美術博物館であるが故に、それは基本的に肯定されることであろうが、説示型展示がさらに介在してもなんら問題はなかろうし、むしろ積極的に実施するべきである。展示そのものは提示であって、当該展示の展示図録は説示であるのが多いところからも本観点は肯定されよう[註3]。

と述べており、そしてさらに

> 博物館展示形成の基本となる資料の性格・性質より出現する提示と説示は、両者が適度に融合してはじめて優秀な展示を形成し得ると考えられるのである。美術館は提示型展示、博物館は説示型展示と明確に区分けしてはならないのであり、その両者の融合の比重がやや異なるものであると考えねばならないのである[註4]。

と述べている。このように日本刀の展示も説示型展示を行なうことが必要であると考えられるものである。では、日本刀の美術的な要素を見学者に知らしめるにはどのような方法があるのだろうか。まず考えられるのが二次資料との組み合わせ展示である。二次資料とは模式図、写真、模型、映像が挙げられるが、日本刀の展示に応用できると考えられるものは模式図、写真であり、日本刀の模式図とは押形がこれに相当する。この方法は静嘉堂文庫美術館の企画展でも用いられており、刃文や刃中の働きがよく表現された図であるため、実物資料と共に展示すれば刃文の見え方が容易に観察できると考えられる。静嘉堂文庫美術館では、表裏の押形が展示されていた点は良かったのだが、縮小された押形であって、鋒から全体の三分の一程度の部分までしか展示されていなかった。全体図を使用し、展示資料と同じ状態の向きで展示を行えばより効果が得られるのではないかと考えられる。

次に写真であるが、これは押形に比べさらに客観性のある二次資料である。佐野美術館でも使用されていたが、すべての刀に使用されていたのではなく、いくつかの代表的な資料のみであった。展示されていた写真は刀の全体を写した写真であったが、実寸大の写真であったため、展示されている実物資料と同じ状態のものが二つ並ぶことになり、何のために写真を展示したのか分からず、展示者の意図が不明瞭な結果に終わってしまっていた。したがって、写真を使用する場合、刀の地肌の具合や刃文・刃中の働きなど、刀身を近付けて見ないとよく分からな

いような微細な変化を観察できるように、拡大写真を用いて展示するか、もしくはその刀の特徴と考えられる箇所を画像に印を付けて展示するなどの展示の意図を持った工夫が必要と考えられる。

4　日本刀展示の今後の展望

本稿では日本刀の美術的要素と提示型展示に重きを置いている日本刀の展示に対し、説示型展示の必要とその方法について考察した。しかし、すでに行われている展示方法について、さらにこのような工夫を加えた方がよいのではないかといった可能性を示しただけに終わってしまった。対象とした博物館の数も少なく、論じる材料としては不足していたため、今後更なる研究が必要であると感じた。

また、本稿では美術品としての展示について考察を行ったが、日本刀には美術としての要素だけではなく、歴史資料や理工学資料としての要素も内包している。歴史資料としての要素で言えば神社への刀の奉納、刀の贈答儀礼、刀の由来・伝来などが挙げられ、これらの事柄に重きを置いて展示を行えば、歴史展示となり得る。例を挙げれば本稿では述べなかったが、今年の八月から九月にかけて行われた泉屋博古館の「厳島神社の刀剣」の特別展では厳島神社への奉納刀の展示が行われていた。また常設展示で行っている館を挙げれば埼玉県立歴史と民俗の博物館があり、鎌倉時代と江戸時代の展示室で、武士の奉納刀と藩工の製作した工芸としての展示が行われていた。しかし、いずれも提示型展示の域を出ず、歴史展示の説示には成りえていなかった。

理工学資料の要素としては、日本刀を科学的に研究した俵国一氏の『日本刀の科学的研究』があり、この研究は日本刀の材料の鋼の成分、沸・匂・映りなどの組織を科学的に分析した大著である。しかし、このような研究を生かした展示は実現されていない。刀剣博物館では、刀の製作工程を展示したものがあり、材料である玉鋼、造込みの方法、焼き刃の方法をパネルと実物資料を用いて展示されていたが、科学的な研究の成果が反映されているとは言いがたい。このように歴史的要素と理化学的要素を展示に生かすことが必要であると考えるのである。

そして何より、提示型展示としても課題が残る。博物館によっては照明が不十分で刃文が確認できない展示もあり、美術的な要素を提示型展示としても生かせていない場合がある。美術品をより美的に見せるため、背景の色の問題や適切な照明の問題など提示型展示としての研究も必要であると考えられる。

註

（1）青木豊　2003『博物館展示の研究』雄山閣　p.24
（2）鈴木卓夫　1994『作刀の伝統技法』理工学社
（3）註1に同じ　青木（2003）　p.282
（4）註1に同じ　青木（2003）　p.283

参考文献

俵國一　1953『日本刀の科学的研究』日立評論社

（國學院大學博士課程前期）

地域博物館における近世地方文書展示の研究

A study of the display of local archives on early modern age at regional museums.

鎌形　慎太郎
KAMAGATA Shintarou

1　はじめに

歴史の復原は文献史料なくして成立しない。そして、その成果は論文という形で言語抽象化されて社会認識を待つ。一方で、博物館の歴史展示はどの分野、どの時代であれ、「モノ」資料からの情報伝達を得意としてきた。この理由は、「モノ」資料が即物的理解しやすい点にある。

田中淳一郎によれば、古文書が展示に向かない理由として、①一見して時代のイメージが湧かず平面的で見晴えがしない・②近世文書は関連文書をまとめないと展示構成できずに連続してしまう・③義務教育段階の児童生徒に理解し難いという三点を指摘している(1)。

だが、小林聖夫報告による、小学生アンケートの結果から、小学生が「江戸時代の人が難しい字を読めて僕たちが読めなくて残念だ」「こんな字で書いている人も読む人も当時読めたのか」等々の声を寄せ、大人同様に史料に接してしたことを浮かび上がらせた(2)。

こうした声を真摯に受け止め、子供から高齢者まであらゆる世代が文書の世界を容易に理解できる展示方法を考えることは歴史展示に携わる者にとって避けては通れない課題であろう。本稿では、多くの文書が作成され、今日まで残存率が高い近世期の地方文書（本論で古文書と表記する場合もあるがこれを指す。一部町方文書を含む）の展示法と問題点を考察し、展望を試論するものである。

ところで今日の地域博物館は、地域に生活する市民自身の自己学習能力を刺激し、育み、自分で自分の学習を発展させていく力量（自己教育力）の形成を図ることが課題とされている(3)。

こうした力量を育む場こそ地域博物館の展示室であり、その地域史の展示は歴史という素材から地域の今日的課題に何らかの示唆を与えるものであることが望ましかろう。いま、地域史の展示空間を、いわば地域課題解決の基礎トレーニングの場であると規定しよう。博物館入館者と史資料をつなぎ、自分でも地域史の学習（研究）ができるように導く営為、これが地域史の展示であると考えられる。つまり、古文書を素材とするならば、古文書をもとに入館者が地域課題を解決するために継続的な利用を促す「はじめの一歩」としての展示が必要であると思われてくるので、この可能性についても若干言及したい。

2　近世地方文書とその博物館展示の意義

2－1　近世地方文書とは

地方文書とは近世の村で行政上の必要性から作成して授受して控写した公的な文書や日記や

村鑑等の表題で村役人が村政あるいは家存続のために記した私的な文書、さらに絵図・典籍類もこれに含む(4)。地方文書の大半はかつて名主・庄屋であった個人宅に私的に所蔵され、整理されるのを待つところに存在の特色がある。一軒の家で一万点を超える文書を有することは稀ではなく、数千点保存されていることも往々にしてある。

文書が膨大に保存されてきた背後には、政治的圧力等による受動的な理由や村民の利害を守る証拠として利用されることが指摘されている(5)。だが、こうした高残存率が示すものは民衆が文書を大量に作成した近世社会の形質である。

すなわち、近世には兵農分離によって村請制による文書支配を必然化させ、百姓身分にも領主側との意思疎通上、文字習得を確立させたことによる。民衆が文字を駆使し始めたということは契約・経営・訴訟・文芸等、何ごとにも文書で、という社会を創出し、証文と判子による文書主義社会の成立を意味した。文字は対領主との意思疎通の機能だけでなく、村相互の契約の手段となり、読み書き計算能力のある村役人層が存したことが大きい。近世後期になると、経済的な伸長も伴い、生産活動だけでなく文化的交流をよくする者が増え、文芸的な文書も多く残されている。

地方文書を機能の観点から分けると、(a) 領主・代官からの下達文書（触書・年貢割付状等)、(b) 村・村民からの上申文書（願書・届書・訴状・返答書等)、(c) 村民相互文書の記録類（村入用帳・御用留・議定書等）と分類される。地方文書にはとりわけ帳簿形式の文書が多いため、状形態の文書が多い中世までの文書とは異なった様式的分類が希求される。だが、文書自体が多種多様であるため地方文書の一元的な様式論を詳説した概説書は未整備のようである。文書を所蔵する家の文書整理を行って文書所在目録を刊行する場合、文書によって項目がたてられる。内容による目録分類では林政・租税・土地・農政・農事一般・商工業・水利・林野・鷹場・貸借売買・戸口・運輸・助郷・宗教・触書内の規制類・災害救恤・家関係というように分類され、文書一点一点を年代順に整理し、閲覧に役立つような文書整理マニュアルが確立されている。

２－２　博物館における地方文書展示の意義

地方文書を収集し、保存して、展示している機関としては博物館の他に文書館における展示活動が挙げられる。ここで問題とすべきは、文書館と博物館の地方文書展示の目的を把握することである。

そもそも、人類の文化遺産を守り伝え、情報資源として社会のために役立てるという目的は両機関とも一致しているが、活動理念は大きく異なるといえる。すなわち、文書館の役割とは、「地域住民・国民・さらには全人類の文化的財産である記録媒体、いいかえれば人類の諸営為の共同記憶を系統的に収集・整理・保存管理し、それを公開して平等利用に供すること」(6)にある。言うまでもなく、資料収集の対象を広くとり、なおかつ各分野の資料ジャンルを包括する博物館法第二条定義とは異なり、文書館という機関名称が示すように記録媒体に特化し、その整理保存に第一義的な機能があることが確認される。

両機関の理念が異なれば、自ずと展示の目的も違ってくる。千葉県文書館において、館の展

示実務に携わった加藤光男によれば、文書館における展示とは「館蔵資料の紹介、文書を通して先人のくらしやその県内の歴史を示すことのほかに、文書に接する機会を作り、文書の保存・利用に関心を持っていただくことを目的としている。この点で文書館における利用者は勿論、文書館にとっても重要な位置を占める」と指摘する(7)。これにより、文書館における展示活動を博物館と比すれば、歴史をいかに伝えるという質的レベルよりも、来館者または閲覧者に文書の概要を紹介し、啓蒙する意図が濃厚であると判別される。

ところで、史料保存をめぐる動きの中で、文書館設立運動が展開されてきており、博物館における史料保存と一線を画す議論は今日的な問題ともいえる。文書館設立運動は、博物館や図書館との安易な共同では円滑な運営と発達を阻害する危険性をはらんでおり、その独自性を主張する論理を含む。これに対して近世史研究者の塚本学が異論を唱えた。氏は文書館を図書館・博物館等の諸機能を併せ持った機関にすることを主張している。その理由として、文献史料にはそれと一群をなす非文献史料（民具等）が一括歴史資料群として価値を有するものであるから、文書館においてもそれらの保存措置を積極的に講じなければならないと提唱した。だが、現在の潮流は史料の種類によって整理・管理や補修の仕方が異なり、なおかつそれぞれ量が多いので文書は専門的な保存利用機関を設け、その上で相互に連繋するようにめざすことが最善の策であるとされている。

だが、ここで私見を折り込むとすれば、今日の地域博物館には自治体史編纂過程等の契機で収蔵されている膨大な地方文書があると想定され、一旦収蔵された史料を文書専門保存機関たる文書館に移すのは史料の現地保存の原則にももとる行為といえないだろうか。文書館は郷土博物館・資料館と比べても施設数が少なく、県立レベルの文書館に文書を一極集中させるより、町村レベルの博物館で保存し、活用するための道を考えなければなるまい。

なおかつ、博物館は非記録情報のうち、生活情報を有する物質資料を多く保存しており、塚本の言を裏返せば非文献史料もまた文献史料と関連する一括歴史史料群であると考えられる。そのため、両者を接合させて調査研究や教育活動ができるのが博物館のメリットであるようにみられ、展示もその成果に基づいた形で展開できるものと思われる。

2－3　展示のための資料としての古文書

博物館展示は内蔵する学術情報を伝達することが基本であるが、広義の展示との共通特性として人を魅了する要素が求められてくる。その要素には、青木豊によれば、①珍奇性・稀少性を有する資料・②金銭的欲望を刺激する資料・③残虐さで人間のある種の感性を刺激する資料・④美的で鑑賞の対象になる資料・⑤臨場感に富む資料・⑥楽しみながら理解度が得られる資料・⑦知的欲求を満たす資料の７項目があるという(8)。

ここで古文書という、平面的な文字情報記録資料を展示のための資料要件に立脚して考えると、生の文書を展示する場合、①～⑦の要件全てを満たさないことになる。だが、歴史＝記述科学であり、歴史展示はその解釈を示すことであることを鑑みれば要件⑥・⑦を満たし得る資料展示の方法を考慮しなければなるまい。つまり、文書の持つ歴史情報を伝達する方法が文書展示の真価を決めるといっても過言ではないのである。

3　研究史にみる古文書展示方法論

3－1　近世史研究者の提起

①塚本学[9]

氏は新設の博物館に対する批判として展示業者への過度の依存の結果、見てくれの良さが優先して業者による史料解釈が展示を大きく規定することが問題であると投げかけた。古文書の展示意義はオリジナルの史料では失われたものを復元し、あるいは社会のみえない細部や内部を公開することにあるとする。つまり、史料によって史料がおかれていた位置や状況を切り離されて失われた意味がある面をある程度カバーする方向を目指す展示手法であり、原物と複製品とを含めた史料を互いに関連づけた配列が博物館展示担当者の腕にかかっていることを指摘した。

②白井哲哉[10]

文書資料の展示の一般的なスタイルは原文書・ネームプレート・読み下し文・解説板であるが、文書資料は解釈の補助媒体が極めて弱いために展示の理解には時に高い水準が要求され、文書資料に対する拒否意識が生じると問題点を明示している。

さらに、現行の博物館が行っている対策には文書展示全体のテーマの明確化や補助媒体の多用等による解釈の容易化、「モノ」資料との併用、参加型展示の追求の三点があると指摘する。展示にあっては文書のみで統一するのではなく、民俗資料・考古資料・あるいは絵画等様々なモノとセットにして、モノクロームの文書資料を埋没させない展示の必要性を唱えている。また、文書が発見された当時の状態を残し、模型や複製をとって展示することにも言及している。

③菅根幸裕[11]

氏は観覧者にとって全く無縁である資料の展示を通して、その無縁な「モノ」にふれた新鮮な感覚を利用して上手に観覧者のもつ歴史に対する自由な好奇心を満たせる工夫の必要性に言及する。展示担当者が地域の歴史を理解させようと気負いすぎる傾向が観覧者による文書展示回避の一因であると警笛を鳴らす。同氏は白井による文書と「モノ」資料との併用を歴史資料群展示として捉え、古文書と同系列で必要不可欠な「モノ」がなければ最終的にはレプリカを登場させる方法を示した。千葉県立総南博物館での展示経験から古文書の面白さを感得してもらうためにマンガチックなパネルを加えた展示法に論及している。

3－2　博物館学芸員の提起

①土井浩[12]

氏は平塚市博物館の展示業務に関わる中で培った文書展示の留意点として、第一に文書は縦書であり筆の運び方は右から左へと移動しているため入館者導線は右回りでなければならないと述べる。第二にくずし字に対応した簡単な解説文を施すことを挙げる。第三に入館者に対してサブテーマに基づく文書が地域に一体どの程度残っているかを知ってもらうことを主眼にそれぞれの文書がいかなる役割を持ち、何がわかるか、またどのような使い方が可能かを学びとってもらうための系統的展示の必要性に言及する。さらにまた、展示スペースには限界があることより文書展示の不足を補うものとして古文書講読会という普及活動を講ずることを実践の中

から提唱した。

②田中淳一郎[13]

氏は京都府立山城郷土資料館で『四季の古文書展』の展示経験を持つ。その古文書展示にあっては春には年賀状・夏には暑中見舞い・冬には寒中見舞いや歳暮等、現在でも行われている習慣が既にあったことを見学者にわかってもらうように工夫し、地域の特色を出すために特産物を紹介しながら構成した。おしなべて、古文書展示の目的は見学者が文書を見ることによって何らかの歴史像を構成してもらうような展示を目指すことにあると論じている。

③杉山正司[14]

氏は博物館の歴史展示における特別展・企画展での史料展示を構成するための試論を行った。試論は具体的方法として、史料選択・配置・照明・解釈方法・史料のマイクロフィルムCH展示・ジオラマ・AV化と、多岐に及ぶ。

史料選択は歴史事象や動向が記される史料を厳選し、歴史事象や動向が記される史料を厳選し、入館者の関心を引きつける内容を構成し、レイアウトは構成上資料と資料の間に展示する場合配置を検討して前後の間隔を余分にとり、史料空間を演出することで史料の存在が演出される。照明に関しては褪色や熱温度に考慮せねばならないとし、解説板は他の文字より大きく資料解説のリード（見出し）を付けることの有効性を試案している。また、一次資料たる史料を二次資料化して展示するのがマイクロフィルムCH展示やAV化であり、注意の喚起を呼ぶ手法として提唱した。

④米谷博[15]

氏は千葉県立中央博物館大利根分館での実践例を紹介する。古文書の内容を漫画で紹介する手法を岐阜市歴史博物館の特別展から摂取し、大利根分館でも文書の内容を四コマ漫画化し、それには時代背景と史料の主題を盛り込み、現代との違いにも気づいてもらえるように配慮したという。漫画によって、子供たちが興味を示したことを報告している。

3−3　博物館学研究者の提唱

①村上義彦[16]

氏は歴史博物館学芸員の経験に裏打ちされた歴史展示の諸理論を提唱したことは周知の通りであるが、古文書展示についても言及している。それによれば、古文書は「本来レコードや磁器テープと同様に一種の情報記録媒体なので、その内容を別の形に変えて展示することが大切で、生の資料の形で展示することは極力避ける姿勢が必要である」とし、解決策としては文献を素材として視覚的に内容面を発展させて展示する方法、つまり絵画化する方法、映像化する方法、ジオラマ・パノラマ化する方法、演劇化する方法の採用を提唱した。同氏は「モノを見せて伝達手段とする歴史理解の手段は決して文献を読まなければ理解できないようにはからうことが目的ではない」と断言し、いわば文献史料は見るものであって読むものではないと捉えた点に独自性がみられる。

②青木豊[17]

展示における文字情報の過多が入館者による文書展示敬遠要因になるという白井の問題指摘

に依拠しながら、文字情報を静止画・動画による映像を駆使して見学者を引きつけることができる見通しを論じている。一方、参加型展示映像機器により、見学者の古文書読解力養成を勘案したシステムを採用することの提唱は、くずし字という文書回避のバリアを逆手にとって展示に活かす道を模索した方法論として独自性がある。

3−4　研究史の問題点と本稿の研究視角

古文書展示方法論を、論考が執筆された時点の論者の立場を見極めながら概観した。これを俯瞰すると、歴史研究者と博物館学者の方法論はいささか乖離した論旨であるように思われる。また、学芸員の指摘はあながちに言ってしまえば歴史研究者の指摘に近似するものであると見做せよう。つまり、歴史研究者は史料の内容面を最大限に引き出して展示する方法論を提起し、博物館学者は内容よりむしろ「伝達法」に収斂される指摘がなされていると看取されるのである。博物館学者は古文書展示に補助媒体活用論を提起している点が特徴である。「歴史を創る」歴史研究者と、「歴史伝達法を考える」博物館学研究者ならではの問題意識といえるのではないだろうか。とすれば、「歴史を創りなおかつ伝達法を考えなければならない」のが現場の学芸員であることが想定される(18)。

この前提を踏まえれば、博物館展示学を学ぶ者にとっての究極的な目標は現場の学芸員の使命に応えられる実践的な伝達法としての展示論を考えることの必要性が痛感されてくる。そのため、基礎的作業として現行の博物館における展示手法の実態を観察し、その特徴を抽出して体系化した上で問題点を考え、有効な方法論を展望することを行いたい。人の性格が多様であるのと同様、資料もそれぞれが異なった性質を持つ。その属性を考え、場合によっては既存の展示概念を組み合わせる等していけば、資料展示の多角的方法論の真価を問うことができるであろう。

4　首都圏地域博物館の地方文書展示の現状

4−1　見学調査方法

末尾の表は、東京都・埼玉県・千葉県を中心に見学調査した地域博物館のうち、常設展示として近世地方文書を展示している60館を抽出し、作成したものである。企画展示としての文書展示をデータとしていない理由は、恒常的な常設展示こそ、その博物館の顔であると考えられ、比較検討しやすいと判断したことによる。見学調査方法は次のような手順である。

①常設展示の近世部門にある地方文書の主要展示内容をピックアップし、基礎情報の伝達手段としての釈文（翻刻文）・現代語訳・解説文の有無やそのあり方を点検する。解説板(19)の解説文に文書の様式的説明が施されている場合を「概要のみ」とし、さらに踏み込んで文書から判明した点や時代背景・記載内容を詳説してあれば「文書作成背景詳説」というように判断する。近世展示の各ジャンルの解説パネルは文書の説明ではなく、ジャンル全体の概説を施しているため、あくまで文書と解説が対照関係にある解説板を基準に観察したものである。②導線は展示室に入って右に曲がり、反時計回りをする場合は「反時計」、逆の場合は「時計」と記すこととする。③解説板の文字色についても観察対象とする。白い解説板に黒い文字で書かれ

ていれば「黒／白地」と表記し、逆の場合は「白／黒地」、銀色の解説板に黒色の文字で書かれていれば「黒／銀地」と記すことにする。④各館の文書展示のうち、特徴的な展示手法の実態を備考のために記す。

上記①から④の観点で各館の地方文書展示データをとり、それぞれ割合を出すことで展示の実態が析出されよう。本稿で扱うデータ量はやや少ない感も否めないが、とはいえ、大方の文書展示の傾向は掴めるであろう。

4－2　見学調査した館の地方文書展示の現況

文書を読むための基礎情報に釈文と現代語訳がある。釈文は60館中22館（36,7%）で添えられ、63,3%は添えられていなかった。添えられた釈文の中にはルビをふっている展示もあり、文書を読むための配慮がみられる館もある。現代語訳を付しているのは全体の10%にあたる６館であった。

次に、解説板による地方文書の解説文についてふれたい。解説板による解説文とは、文書の様式を説明したり、地域に根づいた地方文書に内在する情報を伝達し、入館者に歴史的な地域像を組み立ててもらう手段といえよう。概要のみを記した解説文は26館（43,3%）、文書作成背景まで踏み込んだ解説文は18館（30%）で、解説がない文書展示がみられた館は26,7%であった。言うまでもなく、文書は現在では使わない言語情報の泉であり、現代の言語に置き換えて展示しなければ歴史を物語ってはくれない。そのため、見学した館の７割以上が文書の解説を施し、何らかの展示叙述を行っていることが浮き彫りになった。

次に近世展示セクションの導線に目を向けよう。導線は時計回りを採用している館が51,7%で、反時計回りを採用している館が40%という結果である。近世展示セクションは時間軸展示の中の一時代一区角にあたる。そのため、半ば入館者を規制して時間的な誘導を行っている。

解説板の文字色は黒／白地が78,3%、白／黒地が11,7%、黒／銀地が５%という結果が得られた。あえて黒地の解説板で文字を白抜きすることは、文書が紙に墨で書かれているため、解説板を注視させる効果をねらっていることが推測される。

さらに、展示の手法として文書を単独でみせるのではなく、文書以外のモノを組み合わせた事例は26,7%、文書展示を映像媒体によって効果的に伝えようとする試みが12例（20%）、模型・地図タッチパネルという教育的補助機材を用いた事例が8,3%、文書の内容を解説シートで説明補助する事例が13,3%という結果も得られた。

5　地方文書展示形態の分類－問題点と展望－

前述した文書展示研究史の指摘や、作成した現状展示の表をもとに文書展示形態を分類すると、次頁表のように体系化できると考えるものである。

一館において、解説板の解説文が「概要のみ」を施す比率が高いものの、特定の文書だけが「文書作成背景詳説」した解説板があることがしばしばみられた。この場合、便宜上、その館で標準として採用している解説文の状態を館の展示のあり方の一般形式として判断させていただいた。分類上の展示形態名称の概念や、その利点や問題点を以下論じていくこととする。

分類表

分類基準	分類名	割合
保存の観点による分類	一次（実物）展示	85%
	二次（複製）展示	15%
近世展示構成上の分類	古文書単体展示	33,3%
	モノとの組合せ展示	26,7%
展示の意図による分類	古文書提示型展示	26,7%
	古文書説示Ⅰ型展示	概説のみの解説板…43,3%
		文書作成背景詳説解説板…30%
		展示解説シート（解説書含）…13,3%
	古文書説示Ⅱ型展示	補助機材－8,3%
		映像…25%
配置場所による分類	ケース内の文書展示	通常の古文書展示
	古文書無き古文書展示	3,3%
	（映像利用は含めない）	

5－1　保存の観点による分類

近世地方文書は一次資料（実物）を展示する館が八割を超えている。展示室で展示される文書は館が所蔵する文書全体の一割にも満たないだろう。多くの地方文書が実物で展示されるという事実は、膨大な文書が残存された近世期ならではの傾向であると考えられる。これを中世文書の展示傾向と比較したならば、中世は複製による展示が多いものと予想できる。

しかしながら、実物資料展示の問題として、照度との関係を考慮しなければなるまい。千葉県文書館の展示業務に携わった加藤光男の報告によれば、100ルクスの照度で展示しながらも絵図中の朱や黄色の部分が４ケ月で劣化し始めることを指摘し、「照明の暗さについては文書保存のために行っていることを見学者に理解してもらう必要がある」と言及する[20]。文書が覗きケース等に入っており、調湿管理が実施されているにせよ、文書を長年同じ状態で展示するうちには劣化が懸念されてくる。この対策には、①加藤が指摘するように紫外線カットの光源を用い、常設展示室内に同一の文書を永く常住させずにこまめに入れ替えること、②桶川市立歴史民俗資料館のように入館者が展示室に入った時のみセンサーが感知して自動的に照明がつくようにすること、③複製物を作成してこれを展示することが挙げられよう。

私見では、常設展示では文書の複製展示が最善の策であると考える。つまり、代替二次資料として展示する文書の複製を作成するということである。その理由は、①美術工芸資料や考古遺物等の立体資料とは異なり、文書が平面的であり、制作上複製がしやすいとみられること、②文書は歴史資料の原素材であり、美術工芸資料のように鑑賞を目的としたものではないため、複製展示への忌避観念は少ないと思われること、③複製展示により、展示されている文書に触れられるようになることが指摘されよう。

とりわけ、③に関してはかつて北海道立文書館において文書の複製を展示室で自由に触れるコーナーが設置されたことがあったが、博物館において文書を触り、歴史資料を体感してもらおうという試みは殆んど行われていないのが現状ではないだろうか。ところで、展示への参加の有無による形態としては受動態展示・能動態展示という分類概念がある[21]。これを見学調

査した地方文書展示に対応させて両比率を出すと、古文書受動態展示が81,7%、古文書能動態展示が18,3%という結果になった。だが後者は映像による展示を文書への参加（能動態）が認められるとカウントしており、直接文書に触れられる展示は皆無なのである。文書を触る

人がいれば当然文書が汚損されたり、破られたりすることが往々にしてあるだろう。だが、複製を何部かとっておき、入れ替えを行うことが対応策となる。文書を手で触れる展示の意義は三点想定されよう。第一に当時の紙質や綴じ方、折り方等を確かめられることである。第二に帳簿形式（横綴・縦綴）の文書は表紙のみで展示され、何も解説していない場合がしばしば見られるけれども、文書読解力のある人から積極的に文書をめくりながら、文書読解することも可能であろう。ボランティアや学芸員による展示解説として、複製された文書を指差しながら、一部を読解して文書読解養成をいざなう手段も講じられよう。

したがって、二次資料（複製）展示は一次資料（実物）展示より保存の問題を解消でき、かつ文書能動態展示の可能性をもった方法であると考えられる。

5−2　近世展示構成上の分類

常設展示近世区画のうち、文書がいかなる資料と有機的に結びついているかという観点により、展示形態をあてはめてみた。

古文書単体展示とは、ケース内を基準として、文書が他の資料と隔たり単独で解説を施した形態である。一方、モノとの組合せ展示は白井の指摘に依拠してあてはめた形態名称である。

両者には、文書を文字中心に伝達するか、逆にモノと同等の扱いで情報伝達するかという差異がみられるだろう。一般的な傾向として後者は文書自体の解釈による情報量が乏しいようである。だが、モノとの組合せ展示は古文書単体展示よりも即物的理解が得られやすく視認性があること、さらに文書による言語情報伝達では理解しにくい時代背景や地域特性が具体的にわかるというメリットがあると考察される。

モノとの組合せ展示は、文書直接関連資料との組合せと文書間接関連資料との組合せの二種類に分類されよう。モノとの組合せ展示のうち、前者12,5%、後者87,5%という結果である。

まず、前者の文書直接関連資料との組合せとは、文書が作成された空間において「書く」という行為に伴って用いられたモノ資料を文書と組み合わせて展示することと定義できる。例えば、上福岡歴史民俗資料館では荒川河岸関連文書と一緒に印鑑・版木・御用箱・文箱を組み合わせて展示している。この展示方法の効果は、村役人や商人の文書作成や管理のあり方を視認できることであろう。また、関宿城博物館では算盤・商机と大福帳を組み合わせている。他には寺子屋の学舎の一端を示すため、筆・硯・寺子屋机と往来物等を一括展示している例がある。

この展示方法は、文書一点による歴史展示叙述を行っていないことが明白である。それ故、文書と直接関連資料は対等ではなく補完の関係にあるといい得る。つまり、文書を含む関連資料群が一括で歴史展示叙述の役割を果たすのである。したがって、館の面積の問題からこの展示手法が展示ケース内でみられるのは無理のないところであろうが、村役人家や商家の時代室において、当時の空間を再現する形で展示することも複製文書と直接関連資料を組み合わせて行って然るべきであると考えるものである。

次に文書間接関連資料との組合せであるが、これは文書が作成された時代背景や特定地域を表すためにモノを用いて展示する手法であると判別される。例えば群馬県立歴史博物館では近世の交通史を扱った展示の中で、往来手形・通行手形を文書作成背景詳説の上、展示している。そして、文書の他に懐中鏡・火打袋・旅行道具を組み合わせている。言うまでもなく、関連資料は旅行において携行する道具類であり、文書による公的な通行許可だけではわかりにくい旅行の実態を視認することができる。つまり、文書に表現されないが実際には文書と関連する物質資料を配すことによって、文書に歴史を語ってもらうことも可能になると考えられる。

しかしながら、文書間接関連資料は特定の年代がわかる文書のように、いつ制作され、購入され、使用されたのかといった年代を正確に特定することが難しいのである。湯浅隆は民俗資料（農具等）と文書を組み合わせる場合、その時代に確実に使われたという保証がないことを指摘している(22)。見学調査した八千代市立郷土博物館では検地帳や林畑起返しに関する文書を手前のケース内に展示し、筵織機・転棒・万能・鍬・土入等の農具を組み合わせている。この組合せによって文書では理解し難い田畑開発の道程を伝えており、農業生産のイメージが掴めるものと推察される。つまり、文書による農業生産に関する“事実”以外の部分、換言すれば農業の具体的な“営み”が間接資料である農具を配すことで伝えられるだろう。時代が不明瞭な農具を組み合わせる際は解説板に「類推に基づく展示」といった明示を行えばよいであろうし、文書と同時代の農業技術書を参照しながら、特定の時代に確実に使われたような錯誤を与えないよう配慮した上で展示することが望まれよう。

一方、文書間接関連資料との組合せの場合、文書に表現されたモノの言語情報（間接資料ａ）から疑問が生じ、それを深く調査した結果、間接資料ｂを導き出し、展示に反映させる事例もみられる。それは境町歴史民俗資料館において「玉子荷物送り状」を展示し、さらに鶏卵のレプリカと「藁つと」を組み合わせた展示である。送り状によって鶏卵が奥州から阿久津・久保田・境を経由して江戸に送られるという流通経路が判明した。ところが資料館では壊れやすい鶏卵をどのようにして江戸に運んだのかという疑問が生じたため、調査を行った。その調査結果を以下のように解説板で解説している。

> 境町史の調査団は山形県の調査において藁つとを見出した。展示品は新庄市の観光土産であるが、同様のものが西村山郡河北町においても作られていた。籾殻などで箱をみたし、その中に玉子をくるんで藁つとをつめ、輸送したものであろう。

この展示には、文書→間接資料ａ→調査→間接資料ｂの導入解釈という「歴史調査過程」の情報の内容が明示されているといえよう。また、調査の内容が素朴な疑問から出発し、究明された結果を間接資料ｂで補っていると解釈される。間接資料ａとの組合せのみで完結してしまいそうな文書展示が、綿密な調査によって資料ｂを導き出している展示であり、文書に内在する情報から抽出できる広大な解釈の可能性を伝達できる方法であると考察される。

5−3　展示の意図による分類

博物館展示の基本的区分は資料の性質を基準にして行わなければならないことは論を待たない。鑑賞に力点をおいて資料を展示する場合と、情報伝達に力点をおいて資料を展示する場合

とがあり、両者は資料の性格によって区別される。前者は提示型展示、後者は説示型展示という概念が与えられ[23]、本稿でも基礎概念を援用することにした。

〈1〉古文書提示型展示

文書は文字による情報記録媒体であり、当然現代とは異なった字体や語句が存在する。このため青木豊が「書ならともかく、地方文書や農具・漁具・生活用具等々の民具は一部に美的な要素を保持するものも含まれているであろうが、見せる為に鑑賞目的で製作されたものではない故に提示型展示では不十分なのである」と指摘するように[24]、文書を“調理”した上で展示することが必要である。見学調査した館では割合的には少ないものの、依然として文書を並べて見せるだけという提示型展示が存在していることが明らかとなった。文書を見せるだけでは内容の咀嚼吸収をすることができず、たとえ字面だけ読めたにせよ「古文書読みの古文書知らず」に陥ることが懸念されてくる。よって、地方文書によっていかに地域史を伝達できるのかという命題を問う形で、古文書説示型展示を試行しなければならないのである。

〈2〉古文書説示Ⅰ型展示

本稿では古文書説示型展示をⅠ型とⅡ型に分けて整理しておきたい。説示Ⅰ型展示とは解説板や展示解説シートによるアナログ式の文書情報伝達方法を指し、説示Ⅱ型展示とは補助機材や映像によるデジタル式の文書情報伝達方法のことを示す。

古文書説示Ⅰ型展示とは、解説板の解説内容で区別すると先述のように「概要のみ」と「文書作成背景詳説」の解説板に分けられるようである。両者の展示の利点や限界を実際の検地帳の解説板を比較しながら考えてみたい。

「概要のみ」の解説板とは検地帳の展示ならばその様式的な解説のことである。例えば江戸川区郷土資料室における検地帳に付された解説板には以下のようにある。

> 検地は年貢を課すための土地調査です。検地帳にはその村びとの耕作する耕地の位置・その種類と面積・耕地責任者の名がかかれました。

このように、文書の様式（文書に特有の一般的な記載事項）を解説した解説板には検地帳の性格や検地制度の概要を理解するためには有効な手段である。一般的に解説板は400字程度の短い文章で、難しい言葉を使わないで記されることが適当であるとされている。

例示した解説板はこの点を満たしている。館によっては漢字にルビを付しているが、小中学生等が解説文を読んで理解するためにも必要な対応である。だが、問題はパネルで図示したり説明を補わない限り、一般の入館者にとって展示されている文書自体の深い意味まで理解できないことが挙げられよう。つまり、展示されている検地帳からみえるその地域の村落構造は400字程度の解説板ではあまり表記できず、より長文の解説板を付したり、パネルで図示するといった措置が必要になってくるのである。

次いで、「文書作成背景詳説」の解説板とは検地帳の展示ならば検地帳からわかった事実を抽出し、説明を加えたものである。例えば八千代市立郷土博物館における検地帳（下高野村新畑水帳）に付された解説板には以下のようにある。

> 延享２年（1745）７月に記された下高野村の新畑の水帳です。小字の新山のうちの林畑三町歩が開発されたもので、石盛が二つ、分米は六石でした。林畑とは現況の山林をそのま

ま石高に結んだもので、実際に耕作できる土地ではありません。この林畑は個人持ちではなく、村持ちでした。

このように、文書に内在する情報を解説した解説板はその地域の検地の実態や農村生活の具体的なイメージを抱いてもらうには有効な解説法である。だが、文書の釈文を付した上に文書内容を詳説しており、過多な文字情報伝達となることが懸念されてくる。矢島國雄氏らの調査をはじめ(25)、多くの調査が指摘するように文字による解説は殆んど読まれないのが実情である。そのため、米谷博氏が指摘する文書のパネル四コマ漫画化やイラストによって文字量を考慮し、文字情報を視覚に訴えるようなものに置き換える対策もここで必要であろう。

一方で、見学調査した館では、展示解説シートを提供し、展示室の文書を印刷し、文書の性格や内在する情報・語句等を解説している事例がみられた。だが、展示解説シートや解説書を提供していながらも、文書について解説している事例は少ないことがわかった。私見では、解説板やパネルによる説明を補うための手段として有効であり、一層の充実を望みたい。これらは、「持ち帰り」できるという点で、後日の学習支援にもなることが予想される。横浜市歴史博物館では販売コーナーの一角に常設展示の解説書を販売している。たとえ有料であっても、展示を回顧できるような解説書の提供は多くの館で行われてもよいのではないだろうか。

文書展示を解説シートや解説書で補う場合、展示室と全く同等の情報量に満足せず、内容の拡充や双方向性のある学習シートの提供が求められよう。地方文書展示を解説シートで補う場合の内容拡充案を示せば以下のようなものができると考察する。

①展示室の文書の「くずし字」の書体をＱ＆Ａ方式にした歴史学習シートを提供する。
②あらゆる世代が読むことを想定した平易な文書の地名や語句、現代語訳の解説シートを供給する。
③文書にみられる民俗芸能や絵図の景観等を当該地域の現在の写真を挿入し、比較できるようにする。
④学芸員が抱えている文書に関する内容の疑問を盛り込む。
⑤入館者を歴史研究へといざなうような文書分析法をわかりやすく解説する。
⑥文書の保存の重要性を解説する。
⑦古文書読解養成講座を実施している館ならば講座内容を併記した解説をする。
⑧文書が館内で閲覧できる環境にある場合、展示されている一点の文書の他に同じような内容の文書がどの程度あり、どのようなものがあるのか、または文書目録を紹介する等して、文書に興味をもってもらう動機作りを行う。

上記八点を提案してみたが、展示室での解説はなし得る情報量に限界があることから、持ち帰ることができる解説シートを有効に活用していく方策が必要であると考えるものである。実は解説シートを「持ち帰る」ことに意義があるのであり、展示を観る→帰宅する→解説シートをバックから取り出して内容を再確認する→文書に興味を持つ→再来館するという入館者行動を期待することもできよう。

〈3〉古文書説示Ⅱ型展示

本形態は文字による情報伝達でできる地方文書展示の変化球として情報伝達補助媒体を用い

た解釈型展示方法である。

まず補助機材の利用であるが、見学調査した館では模型や点灯式地図タッチパネルの使用がみられる。模型の一例を示すなら、川崎市民ミュージアムにおいて溝口水騒動関連文書を展示するのを補う手段として「円筒分水模型」を用いている例を挙げよう。模型は水量に関わらず常に同じ比率で分水することができる分水メカニズムの理解を助けている。用水確保をめぐる打ち壊し事件である溝口水騒動を文書によって示す一方で、人と水との関わりを深く理解してもらうために模型が活用されている。分水模型は水の流れの効果音によって注意の喚起が期待できるものと思われる。また、道中日記に基づく参詣ルートを点灯式地図タッチパネルを用いて展示している館もある。これらの補助機材を用いることによってどうしても過多になりがちな文字情報伝達の代替策となり、視認効果も期待できよう。一方、現況では制作費の問題からか文書内容をジオラマで伝える試みはさして見られなかった。だが、遠近感・立体感・臨場感を併せ持つ当手法で文書の時代背景を文書と並列して展示することで、文書の視認効果が増すものと思われる。

次いで映像の利用を考えたい。見学調査した館から得られた現状によれば、地方文書展示を映像によって補うというのはあまり常套手段ではないことが浮き彫りになった。言うまでもなく、文書に限らず映像を用いた展示を行っているのは比較的新しく設立された館や常設展示を更新した館である。見学調査した館で地方文書を映像によって効果的に展示しようとする特徴的な事例は以下に示す通りであり、文書展示における補助媒体活用のメリットを考えてみる。

①安中ふるさと学習館「古文書解読装置」

本装置には三枚の文書ネガ焼付版が収納され、入館者が取り出した一枚を上段の凹面に差し込むと原文・釈文・簡易な時代背景の解説が映写される。くずし字の原文から釈文への読み替えが自動的になされ、解説まで投影されるという効率の良い補助媒体であるように考えられる。

②戸田市立郷土博物館「インテリジェントシステム」

本装置には「検地帳を読む」・「年貢割付状とは」というコンテンツが含まれる。タッチパネルに触れることによって、文書の様式的説明を記した解説文をみることができ、音声による文書読解が組み入れられており、読解のためには有効な方法であると看取される。

③狭山市博物館「四面マルチ」

「狭山の文化財」として歴史資料を映像で紹介するシステムであり、ここに古文書・書籍のコンテンツが含まれている。古文書自体はそう多く紹介されている訳ではないものの、地域文化財紹介としての古文書映像展示として、有効な手段であると考察される。

④神奈川県立歴史博物館タッチパネル式映像

「関所手形を読む」というコンテンツがあり、(1)関所手形の様式的概説、(2)手形の書出しは何と書いてあるか、(3)手形の旅人の人数は何人か、(4)本文の最初のくだりには何と書いてあるか、(5)差出人の宛先は、というQ&A方式の解説が映像によって提供される。Q&A方式という対話式の文書映像展示であり、入館者との双方向性が期待できるものと考えられる。

以上、映像補助媒体を用いている地方文書展示を概観してみたが、共通していえることは過多な文字による歴史的な情報をコンパクトに、かつ多量に伝達でき、入館者が能動的に文書展

示をみられる点である。青木豊による映像展示の利点[26]を現行の映像利用文書展示に援用して考えれば、多量な情報を伝達できる点と参加型展示が容易に取り込める点が挙げられるだろう。また、映像による人寄せ効果もあろう。だが、映像展示の特性はこれだけではなく、従来の静止展示では不可能であった継続する動きが表現できることも指摘されており、文字情報伝達以外の方法で映像を利用する試みも理論上可能であろう。しかし、パネルによる四コマ漫画ならまだしも、動画による映像が文書の正確な内容とどこまでタイアップできるのか等、懸念材料も多いものと予測される。また、古文書解読装置という補助媒体も一見すると文書読解の楽しさを得られるように思われるが、映像が切り替わるスピードが速く、文書の字体を詳説したものではないことが限界として考えられるだろう。したがって、青木豊の指摘通り、古文書読解の訓練を目的とする文字ごとの現行活字の表出システムの開発が望まれよう。ただ、古文書展示において文書読解は第一義的な目的ではないため、あくまで文書の情報を効果的に伝えるソフトの工夫が先決であろう。

一方、映像展示には問題点も少なくない。粕谷崇によれば、その問題点として①映像の技術の部分においては急速に進歩しているが、進歩した映像技術をどのように駆使してソフトを制作するか、あるいは対象者をどのようにして絞るのかという問題、②映像は常に飽きられるという現状があり、展示替えと同様に新しいソフトを計画的に制作していく必要があること、③映像機器は高価であり、メンテナンスが大変なことを指摘している[27]。この他にも、映像展示はイメージとしての“記憶”として残るだろうが、文字情報伝達手段としての解説シートのように“記録”として残りにくいことや、映像機器の展示業者への依存体質が問題であると思われる。また、文書読解養成や歴史解釈の広がりを効果的に伝達できるのかという疑問も生じてくる。そもそも文書資料自体が文字で成立しており、結局文字情報を映像に代替したところで文字情報量に大差がないようにも看取される。このため、映像補助媒体を用いて文書展示を行うには双方向性がとれた対話式のものが最善策であるように思われる。なお、今日では館のホームページによって所蔵文書を閲覧できる環境も整いつつあり、文書展示と“閲覧”をいかに棲み分けるのかという点も課題であろう。

ここで想起されるのは、「書かれた文章の相互伝達性の上にこそ、観覧者との打ち解けた関係がつくられる。解説を書いた者と観覧者の間の関係が親密であるほど、両者の間のコミュニケーションはうまくいく」という樋口政則の指摘である[28]。展示叙述＝文字情報伝達と規定した上での指摘であるが、文書展示にあっては言語抽象化された情報を展示している側面が強いと考えられる。このため映像でのみ可能な展示と文字情報伝達のボーダーラインを厳密に考え、展示に反映することが必要であると考えられる。

5−4　古文書の有無による分類

通常、文書は展示室のケース内に展示される。だが、ケース内に存在する訳でもなく、しかも古文書をコピーして壁面に貼付した事例がみられる。これは二次資料としての文書写真印刷を展示しており、レプリカではない。こうした展示形態を本稿では、先述の杉山正司が指摘するマイクロフィルムCH展示を含め、実体としての文書がない展示という意味で古文書無き古

文書展示という名称を与えることにした。本形態は映像による文書展示は含まないものとする。マイクロフィルムCH展示は見学調査した館では一般的ではないようである。だが、コンパクトな冊子に写真を印刷し、入館者に頁をめくってもらうことで、多量の情報を効率的に伝達することが可能であろう(29)。一方、千葉市立郷土博物館では文書写真の一部をパネルに貼付し、解釈された“情報のみ”を詳細に展示している。そもそも、一般の入館者にとって古文書＝見ただけでは理解不能という等式を前提とすれば、文書展示の意味自体が疑問に思われてくる。だが、文書展示自体なくせば良いという単純かつ乱暴な提唱も空論に等しい。ここで想起されるのは、棚橋源太郎が著した『博物館学綱領』で指摘した資料の二元的配置の見直しである。すなわち、棚橋は学者・専門家のための研究資料を収蔵室で、一般入館者の観覧に供する資料を展示室で展示するという知識レベルの差異に基づく展示法に言及している(30)。これを文書展示に援用するならば、文書読解力のある入館者集団のためには勿論企画展示の文書展示の機会があるにせよ、収蔵庫を展示空間として展示に供することも試論しておきたい。逆に一般入館者が多く利用する展示室は文書の実体よりも解釈された情報をコンパクトに、かつ理解しやすく展示することもあながち批判の対象となるものでもないと思われる。

写真パネルを廊下壁面で展示している事例としては草加市立歴史民俗資料館を挙げることができる。資料館は旧校舎を利用して収蔵庫や展示室等にあてており、廊下部分に市内の文化財を写真パネルで紹介している。新井家・関根家・藤波家・吉岡家の所蔵歴史資料として文書の一部を写真印刷し、解説を加える。解説文は近世における各家の存立状況や有する文書の内訳を簡易に説明している。解説文の中に「市民の文化と伝統への指向性の向上のためにも保存したいものです」とあるところから、文書保存の重要性を入館者に感じ取ってもらうことを目的としていることが看取される。こうした展示方法はケース内の横の空間を利用しなくても展示できる点が特徴と考えられよう。つまり写真印刷の場合、壁面という縦の空間において展示することが可能なのである。とすれば文化財紹介としての地方文書写真印刷展示をエントランスホールの壁面や広がる空間を利用して実施することもできるだろう。エントランスホールとは博物館教育普及事業の紹介等、館活動情報の集積場であるように私見される。このため、文書写真を展示しながら古文書講習会等、文書を通して学ぶ講座へ入館者をいざなう試みも行われてもよいのではないだろうか。

6　まとめ

地域博物館における地方文書展示の実態を踏まえ、既存の文書・博物館展示諸理論に準拠しながら、その問題点や今後の展望を縷々述べてきた。見学調査した館は公立博物館・歴史民俗資料館等が対象であり、これら全てを「地域博物館」という概念で包摂してしまうことに躊躇いはあった。だが、第三世代の「地域博物館」は一部の博物館を除き、まだ理念的な“期待像”であるように見受けられるものである。そのため、見学調査した館を理論的に「地域博物館」と設定することにより、期待理念に近い「地域博物館」のための展示方法が素描できるのではないかと考え、歴史系博物館という呼称を用いなかったのである。だが、独り善がりの曲解になってしまったきらいもあり、大方の御批正を仰ぎたいと懇願する。

ところで、「文書資料は博物館の中でも展示に不向きの資料である」[31]とされ、過多な文字情報伝達をいかにして工夫すればよいかということを最大にして、極めて難しい展示であることは再三述べてきた通りである。その解決策を現状実態調査から考察したが、文字展示と人間心理はいかなる関係なのか、さらに文字展示と映像展示の相克の問題を入館者行動観察によって検証する等、残された課題も多い。だが従来、博物館展示論に依拠し、個別具体的資料の展示技術を客観的体系化する作業はさほど行われていないようである。博物館展示論は“展示技術論の体系化”自体いまだ十分とはいえない状況が横たわる問題であることは論を待たない。とはいえ、徐々に構築されつつある展示論の原則に立脚し、個別具体的な資料の“展示技術の体系化”を行い、“展示技術論の細分化”を行うアプローチも必要であろう。本稿はそのささやかな処女的試論となれば幸いである。

註

（1） 田中淳一郎　1990「古文書の展示と地域資料館－京都府立山城郷土資料館の活動－」『歴史評論』483

（2） 小林聖夫　1990「小学校における博物館・郷土資料館の利用」『地方史研究』228

（3） 伊藤寿朗　1993『市民のなかの博物館』吉川弘文館。周知の通り、氏は「参加し体験するという継続的な活用を通して知的好奇心を育んでいく施設」を第三世代の博物館と捉えている。こうした理念を古文書を素材に実践している例としては市立市川歴史博物館の古文書講座を挙げることができよう（吉田優　1992「近世文書を題材として地方博物館で何ができるか」『月刊歴史手帖』20－3）。同館の講座が高齢者・主婦層を中心に市川近世史研究会の発足へと発展し、市民の手による史料集の刊行にこぎつけたことはこうした理念の到達点と見做せるであろう。

（4） 伊藤好一　1974「地方文書」木村礎編『文献資料調査の実務』柏書房

（5） 青木美智男　1992「近世の地方文書と近世史研究」『講座日本近世史』10　有斐閣

（6） 大藤修・安藤正人　1986『史料保存と文書館学』吉川弘文館

（7） 加藤光男　1988「文書館における展示活動」『MOUSEION』34

（8） 青木豊　1999「博物館資料の分類」『新版博物館学講座第５巻　博物館資料論』雄山閣

（9） 塚本学　1990「歴史学研究と歴史系博物館・資料館」『歴史評論』483

（10） 白井哲哉　1990「古文書をいかに展示するか－文書資料の展示技術小考－」『明治大学学芸員養成課程年報 MUSEOLOGIST』５、同　1992「古文書の公開・閲覧と博物館」『月刊歴史手帖』20

（11） 菅根幸裕　1992「古文書を歴史する」『月刊歴史手帖』20

（12） 土井浩　1981「平塚市博物館における地域研究と地域住民のかかわり方」『地方史研究』170

（13） 註（1）に同じ

（14） 杉山正司　2002「博物館における史料展示の限界と可能性」『埼玉県立博物館紀要』27

（15） 米谷博　2007「古文書をやさしく展示する－歴史資料の展示方法をめぐって－」『Museum ちば』38

（16） 村上義彦　1992『博物館における歴史展示の実際』雄山閣

(17) 青木豊　a1997『博物館映像展示論－視聴覚メディアをめぐる－』雄山閣、同　b 2003『博物館展示の研究』雄山閣

(18) そもそも、歴史展示とはモノによる展示叙述であるというように言われることがある。なお展示叙述に関する議論は吉田伸之　1994「展示叙述について」『歴史評論』526に詳しい。

(19) 本稿では資料の時代背景の諸々を記した板を「解説板」と統一することにしたい。ところで「解説」という用語は、日本博物館協会編『博物館学入門』の中で、その概念が展示の補助役ではなく、教育活動として位置づけられ、“説明”から“解説”へ、名称だけでなく実質的変化が起こったとされる（岩崎浩子　1993「展示解説研究史ノート」『明治大学学芸員養成課程年報 MUSEOLOGIST』８)。こうして考えると筆者は「解説板」という用語の派生もそれと機を同じくしているのではないかと推測している。今日では資料名・年代・所蔵者等の資料の基礎的情報が記される媒体を題箋と呼び、さらに自然史系の野外展示においては「解説板」だけでなく「案内板」「戸外掲示板」というように様々な呼称があり、さらに一般的に美術作品の展示に際してはキャプションという用語も普及している。そもそも「解説板」はもともと「陳列札」「説明札」と言われており、こうした用語の統一整理を時代的変遷の中で行うことを後日の課題とさせていただきたい。また、“説明”と“解説”という用語の使用の差異の追究も、文字展示論の問題として決して等閑視できない点として認識している。

(20) 註（７）に同じ

(21) 註（17）青木ｂ著に同じ

(22) 湯浅隆　1990「歴史系博物館の研究と展示－既存の文献史学との関連で－」『MUSEUM』466

(23) 本稿で用いている提示・説示は新井重三によって定義呼称され、青木豊ｂ著の中で新井氏以前を含めて学史整理を行っている。

(24) 註（17）青木ｂ著に同じ

(25) 矢島國雄　1981「歴史展示における補助媒体について－視聴覚機器の利用を中心として－」『博物館研究』17－２。同氏らの調査によれば、文字による解説は80％以上が「ざっと読んだ」・「ほとんど読まない」と回答した、と報告されている。

(26) 註（17）青木ａ著に同じ

(27) 粕谷崇　1991「博物館における映像の現状と今後の課題」『國學院大學博物館学紀要』16

(28) 樋口政則　2007「博物館展示と文字－文字展示論の試み－」『國學院大學博物館学紀要』32

(29) なお、国立歴史民俗博物館常設展示第３室において中山農村歌舞伎台本を「めくり」という冊子に写真印刷し、解説している事例が挙げられる。

(30) 棚橋のこの理論をうけて新井重三は1958年、二重展示法を提唱した。これは分類展示室と総合展示室の２つの展示室で構成する展示方法である。今後、地域博物館が地域学の総合展示をより具体化できればこの展示方法が見直せるのかもしれないが、展示空間も限られる現段階では、筆者はこの理論でなく、棚橋理論の援用の方が可能性として現実的であると考えている。展示場所の異なりが展示レベルの差異に直結しているという視点は必要ではないだろうか。

(30) 註（17）青木ａ・ｂ著に同じ

（國學院大學大学院博士課程前期）

表　首都圏地域博物館地方文書展示の現状 (2008.11月現在)

博物館名	設立年	設立主体	主要地方文書展示内容	釈文	現代語訳	解説文	一次／二次	導線	解説板色	展示手法の特色
1品川区立品川歴史館	1985	区立	川崎宿	有	無	文書作成背景詳説	一次	時計	黒／白地	解説シート
2新宿区立歴史博物館	1989	区立	村明細・菓子仲間	無	無	概要のみ	一次	時計	黒／白地	解説シート
3杉並区立郷土博物館	1989	区立	助郷・鷹場・用水	有	無	無	一次	反時計	黒／白地	
4世田谷区立郷土資料館	1964	区立	下肥取引・用水・地方文人	有	無	概要のみ	一次	時計	黒／白地	道中日記を使った地図タッチパネル
5八王子市郷土資料館	1966	市立	八王子千人同心関係	無	無	概要のみ	一次	時計	黒／白地	１Ｆ子供歴史展示室、２Ｆ中学生～成人向き
6中野区歴史民俗資料館	1989	区立	年貢・御膳所・桃葉上納	無	無	無	一次	反時計	黒／白地	道中日記を使った地図タッチパネル
7足立区立郷土資料館	1986	区立	村落開発・千住宿・日光社参	有	無	無	一次	時計	白／黒地	名主公務に関わる道具と文書の組合せ
8葛飾区郷土と天文博物館	1991	区立	村明細帳・年貢・下肥値下訴願	無	無	無	一次	特に無	白／黒地	下肥議定と桶や葛西船等との組合せ
9江戸川区郷土資料室	1965	区立	検地と人口・御鷹場・助郷	一部有り	無	概要のみ	一次	時計	黒／白地	御用札・人足札と助郷願書の組合せ
10東大和市立郷土資料館	1994	市立	五人組と土地・年貢・農民生活	無	無	概要のみ	―	反時計	黒／銀地	鷹場関連文書をイラストで対照できる
11清瀬市郷土博物館	1985	市立	戸籍・土地・年貢	無	無	無	一次	反時計	黒／白地	タッチパネル式映像「羽村と玉川上水」（５分）
12羽村市郷土博物館	1985	市立	村明細帳・玉川上水	有	一部有	文書作成背景詳説	一次	時計	黒／白地	タッチパネル式映像「武蔵野新田開発」（３分）
13東村山ふるさと歴史館	1996	市立	新田開発・鷹場	有	無	概要のみ	一次	時計	白／黒地	炭と炭売上書上の組合せ
14青梅市郷土博物館	1974	市立	検地・石灰流通関係	無	無	無	一次	時計	―	
15荒川ふるさと文化館	1998	区立	南千住町生活・浄閑寺過去帳	無	無	一部概要有り	一次	時計	黒／白地	商標版木・計数匙と文書との組合せ
16府中郷土の森博物館	1988	財団	検地と年貢・農村変容・府中宿	無	無	概要のみ	一次	時計	白／黒地	解説サービス・解説シートの提供
17安中ふるさと学習館	2006リ	市立	中仙道と宿場・安政遠足	有	無	文書作成背景詳説	一次	時計	黒／白地	古文書解読装置・双方向シアター「安政遠足」
18榛名歴史民俗資料館	1985	市立	榛名講・村生活・山論・室田宿	有	一部有	文書作成背景詳説	一次	反時計	黒／白地	榛名講で用いた祝木槌・神木等と文書の組合せ
19群馬県立歴史博物館	1979	県立	検地と五人組・碓井関所と番所	無	無	一部概要有り	一次	時計	白／黒地	懐中鏡・矢立・煙管・旅行道具と通行手形の組合せ
20神奈川県立歴史博物館	1967	県立	宿場・開帳・村組織・年貢	有	無	概要のみ	一次	反時計	黒／白地	タッチパネル式映像「関所手形を読む」
21小田原郷土文化館	1971	市立	小田原宿と関所	有	無	無	一次	反時計	黒／白地	
22相模原市立博物館	1995	市立	年貢・入会地・剣術	無	無	文書作成背景詳説	二次	反時計	黒／黄地	タッチパネル式映像「相模国の入会とその開発」
23平塚市博物館	1976	市立	平塚宿・講組織	無	無	一部概要有り	一次	反時計	黒／白地	大珠・銅鑼等、講で用いる道具と文書の組合せ
24川崎市民ミュージアム	1988	市立	川崎宿・境争論・用水	有	無	文書作成背景詳説	一次	特に無	黒／白地	分水装置模型・解説シート提供・マンスリー展示
25横浜市歴史博物館	1995	市立財団	名主の公務	無	無	概要のみ	一次	特に無	黒／白地	タッチパネル映像「名主の語る村」、解説書販売
26津久井郡郷土資料室	1971	市教	富士講関連文書・寺子屋	無	無	無	一次	特に無	黒／白地	
27古河歴史博物館	1990	市立	永井寺定書	無	無	概要のみ	二次	反時計	白／黒地	
28八千代町歴史民俗資料館	1984	町立	飯沼新田開発・国学者の情報	無	一部有	文書作成背景詳説	一次	反時計	黒／白地	内照式パネルを使って飯沼新田記の写真を貼付
29土浦市立博物館	1988	市立	河岸改文書・村と町の生活	無	一部有	文書作成背景詳説	二次	反時計	黒／白地	壁面パネルで村絵図を現在と対比して紹介
30茨城県立歴史館	1974	県立	検地と年貢・町絵図・訴訟文書	無	無	概要のみ	一次	時計	黒／白地	内照式パネルで町絵図を展示 (解説シート提供)
31境町歴史民俗資料館	1979	町立	村絵図・境河岸	有	無	文書作成背景詳説	二次	反時計	黒／白地	藁つとと鶏卵荷送り状の組合せ
32東町立歴史民俗資料館	1996	町立	検地と年貢・新田開発	無	無	概要のみ	一次	反時計	黒／白地	

33松戸市立博物館	1993	市立	新田開発・庚申講・旅参詣	無	無	概要のみ	一次	時計	黒／白地	道中日記を使った平面パネルに反映、展示解説
34袖ヶ浦市郷土博物館	1982	市立	検地と年貢・新田開発・寺子屋	有	無	概要のみ	一次	反時計	白／黒地	新田開発報酬として拝領した掛軸と文書の組合せ
35木更津市郷土博物館	1971	市立	郷学至徳堂・木更津船関連	一部有	無	文書作成背景詳説	一次	時計	黒／白地	木更津由緒書複製をパネルに印刷し、釈文添付
36下総町歴史民俗資料館	1995	市立	五人組・名寄帳・椎名権現文書	一部有	無	文書作成背景詳説	二次	反時計	黒／白地	
37千葉市立郷土博物館	1967	市立	入会地と新田開発・牧・陣屋	無	無	文書作成背景詳説	二次	反時計	ー	パネルに絵図を複製、解説シートの提供
38千葉県立中央博物館	1989	県立	検地と年貢・百姓一揆・産業	有	無	概要のみ	一次	時計	黒／白地	干鰯・〆粕と粕干鰯商売文書の組合せ
39流山市立博物館	1978	市立	江戸川水運・交通・治水・牧	無	無	概要のみ	一次	時計	黒／白地	勢子装束・火縄銃と牧関連文書の組合せ
40鎌ヶ谷市郷土資料館	1987	市立	検地・牧・香典帳・幕末日記	無	無	概要のみ	一次	反時計	黒／白地	展示室の一角に図書閲覧コーナーを設ける
41船橋市郷土資料館	1947	市立	丹羽正伯と滝野台開発	有	無	無	一次	反時計	黒／白地	
42御宿町歴史民俗資料館	1975	町立	十王堂縁起書	無	無	概要のみ	一次	時計	黒／白地	
43関宿城博物館	1995	県立	利根川と江戸川の治水・産業	無	無	概要のみ	二次	時計	黒／白地	算盤・商机と大福帳の組合せ
44八千代市立郷土博物館	1993	市立	新田開発・印旛沼開削・旅	有	一部有	文書作成背景詳説	一次	反時計	黒／白地	農具と生産関連文書の組合せ
45埼玉県立歴史と民俗の博物館	2006リ	県立	検地と年貢・訴訟・伊勢参詣	一部有り	無	文書作成背景詳説	一次	時計	黒／白地	訴訟文書はパネルに印刷、展示解説
46市立浦和博物館	1972	市立	井澤為永と見沼代用水	有	有	文書作成背景詳説	二次	特に無	黒／白地	現代訳を緑字・釈文を青緑字にして目立たせる
47さいたま市立博物館	1980	市立	大宮宿と旅・鷹場・検地	無	無	無	一次	時計	黒／白地	博物館学習シート資料クイズを提供
48上福岡歴史民俗資料館	1984	市立	河岸関連文書・名主の公務	無	無	無	一次	反時計	黒／白地	印鑑・御用箱・文箱と文書との組合せ
49ふじみ野市立大井郷土資料館	1988	市立	大井宿・村明細帳	無	無	無	一次	時計	黒／白地	
50狭山市立博物館	1991	市立	御用留・村組織・新田開発	有	無	無	一次	時計	黒／白地	四面マルチ「狭山の文化財」文書紹介
51飯能市郷土館	1990	市立	飯能戦争関連	無	無	文書作成背景詳説	二次	時計	黒／白地	大砲の弾・小銃弾・玉弾と文書の組合せ
52春日部市郷土資料館	1990	市立	村の開発	無	無	無	一次	時計	黒／銀地	
53八潮市立資料館	1989	市立	農村支配・治水と利水・交通	無	無	概要のみ	一次	時計	黒／白地	
54行田市郷土博物館	1988	市立	年貢・寺子屋	有	無	概要のみ	一次	反時計	黒／白地	寺子屋史料は奥平松平氏の学校模型と対比
55草加市立歴史民俗資料館	1983	市立	草加宿関連文書	無	無	概要のみ	一次	時計	黒／白地	文化財紹介古文書写真展示
56新座市歴史民俗博物館	1981	市立	検地と年貢	無	無	文書作成背景詳説	一次	時計	黒／白地	解説シート
57朝霞市博物館	1997	市立	新河岸川関連	無	無	無	一次	反時計	黒／白地	タッチパネル式映像「舟運クイズ」
58川越市立博物館	1990	市立	村開発・検地と年貢・塩取引	無	無	無	一次	反時計	黒／白地	商家の軒先と文書
59桶川市立歴史民俗資料館	1990	市立	桶川宿・旅・治水・年貢	無	無	一部概要有り	一次	時計	黒／銀地	道中記と飛脚札・手ばかり・陣羽織等の組合せ
60戸田市立郷土博物館	1993	市立	村開発・鷹場・教育・旅と信仰	無	無	文書作成背景詳説	一次	時計	黒／白地	タッチパネル式映像「検地帳を読む」

文学博物館における教育活動の課題と一試案

The problem and tentative plan of educational activity in Literature museum

藤﨑　温美
FUJISAKI Harumi

1　はじめに

今日、博物館教育活動は博物館において大きな比重を占めている。「通俗教育」が叫ばれるようになってから、人々の学習意欲や要求が高まり、博物館はそれに応じて展示以外の多くの教育活動を行なうようになった。それは、近年ますます盛んになり、博物館における展示以外での教育活動は多種多様で、多くの人々のニーズに応えられるよう工夫されている。

博物館教育活動が盛んに行なわれるにあたり、平成11年３月に改正された学習指導要領では、「総合的な学習の時間」の項目に「（４）学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育団体等との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること」が追加され、社会教育施設との連携を目的とし、「学社連携」「博学連携」といったことに力を入れるよう推進している。平成14年４月からの新学習指導要領には、「学社連携」「博学連携」に関しての推進がより明確に示された。

現在、多くの博物館が「博学連携」に力を入れ、参加型展示が主体の科学博物館や自然史系博物館、歴史系博物館からの実践報告は数多く発表されている。また、美術館や水族館による実践報告も見られるようになってきた。しかし、詳しくは後述するが、文学博物館に関する実践報告は、博学連携を行なっている例が少ないため、皆無に等しいのである。本稿では、その文学博物館の教育活動を調査し、そこから見えてくる課題や、また文学博物館が博学連携を行なっていくにあたって、何が必要となってくるのかを考えてみたいと思う。

なお、文学博物館と称されるものは細かいものも含め、全国に550余りあるとされ(1)、全ての文学博物館を調べるまでには到らなかった。そこで、本稿では、全国各地の文学館の草分け的存在である、日本近代文学館が中心となって発足した全国文学館協議会に会員登録をしている館を対象とした(2)。

2　文学博物館の定義と教育活動

2－1　文学博物館の定義

教育活動について述べる前に、まず文学博物館の定義について触れたいと思う。文学博物館の定義というものは、未だにはっきりと定義されていない。文学博物館と呼ばれるものには、性質で分けると、地域にゆかりのある文学者を全般に扱っている館から個人記念館や図書館内に設置された文学者の記念室、歴史系の博物館の一部に設けられた文学展示、文庫なども含ま

れている。また、組織で分けると、財団や公立、個人に分けられる。このように多種多様な形態が存在し、中々はっきりと定義付けすることが難しいのである。

全国文学館協議会が編集した『全国文学館ガイド』の全国文学館等一覧では、550余りの文学博物館名が記されている(3)。しかし、駒見和夫氏の「文学系博物館少考」には、文学博物館と文学展示設置博物館を合わせて、全国に217館の文学博物館が存在するとしている(4)。全国文学館一覧を作成した木原直彦氏は、一覧について「文学館・記念室・コーナー・文庫・旧居など規模を問わず採録した。文学者でもある美術家の施設をはじめ、脚本家・作詞家・文筆家・思想家・歴史上の人物など近似の施設も含んでいる。ただし、形態が多種多様であるため明確な基準はたてられず、きわめて恣意的である(5)。」と述べているように、この分類は少々細かすぎるものであるが、両氏の述べる館数の食い違いから見ても、定義付けされていないことが明確である。

博物館法の中で「文学博物館」というものは博物館施設の分類項目の中に取り上げられておらず、文学博物館は歴史系博物館に含まれている。文京区のふるさと郷土館には文学者に関する展示が数多くされており、そのことからも分かるように、文学はその地域の歴史の一部を担うものなのとして扱われているのである。日本近代文学館の理事長、そして全国文学館協議会の会長を務めている中村稔氏は、『文学館感傷紀行』で「文学館は本当に必要なのであろうか」という根本的な疑問を投げかけている(6)。また、中川成美氏は1982年にフランスで開催された第５回国際文学博物館会議総会に出席した際に、日本には100を超える文学博物館が存在することを伝えると驚かれたという。複合民族の国であれば、それだけ多くの文学博物館が存在することも納得できるが、単一言語国家によるものとしては、日本は世界でも珍しい存在なのである。しかし、中川氏は、「こうした状況が一方に規模・施設の多様化を生み、研究的側面でバラつきがみられる因ともなっている。」と指摘している(7)。中村氏も中川氏も、ただ文学者の顕彰のみをするためだけに、そして観光資源として次々に作られる文学博物館に警鐘を鳴らしているのである。観光資源としての文学博物館がすべて悪いというわけではないが、実際、その土地にゆかりの薄い文学者を集め、観光目的に設立した文学博物館や、学芸員がいないために博物館機能を持ち合わせていない文学博物館は多く存在するのである。これは文学博物館以外のすべての博物館に対しても言われていることだが、箱だけつくっても中身が伴っていないようでは、それは博物館と呼べないのである。

しかし、だからといって文学博物館は必要がないというわけではなく、また、博物館施設でないと言っているわけではない。文学博物館には、「図書館的機能」と「博物館的機能」の２つの機能が存在する。中村氏は、「きわめて限られた小数の読者のための図書館的機能を果たすことが本来、文学館の役割である(8)。」と述べ、例として1967年の設立時から「資料の散逸を防ぐ」ことと、「博物館的機能」よりも「図書館的機能」に重点を置いている日本近代文学館を挙げている。その一方で、「だが、今日、多くの文学館に求められているのは、文学館の収蔵品をひろく展示し、公衆の閲覧に供する、いわば博物館的機能を果たすことである(9)。」と、「図書館的機能」と「博物館的機能」の両機能を兼ね備えたものが必要になってきていると述べている。世田谷文学館の館長を務める生田美秋氏は、地域に根ざす文学館は「図書館的機能」

と同じくらい「博物館としての文学館[10]」に重点を置いていると述べている。どちらに重点を置いているかは各館次第であるが、ここにまた文学博物館の形態の多様性を見ることができる。いずれにせよ、文学博物館は「図書館的機能」を核に持ち、そこに「博物館的機能」が加わったものであり、図書館の延長線上にある博物館施設といえるであろう。

博物館施設である以上は、博物館の４大機能である「収集・保存・調査研究・教育普及」が兼ね備えられていることが「文学を専門に扱う博物館」である文学博物館の１つの定義として挙げられることは間違いないであろう。しかし、博物館と文学博物館の違いとして１つ言えることは、展示の方法についてである。文学博物館の展示は、生田氏が「美術作品が作品鑑賞（見ること）で成り立つのに対し、読むことを前提として成り立つのが文学作品です。文学展で原稿の一部や書簡、創作ノートを読み、遺品や写真を見ても作品を読んだことにはならない。文学展において作品を読むことが不可能である以上文学展でできることには限界がある。美術展が作品鑑賞という美術作品を理解する第一義的な意味を持ち、読書はむしろ補助的、第二義的な作業であるのに対し、文学展はその逆で読書が第一義的な意味を持ち、展示は二義的、補助的な意味を持った作業となる[11]。」と述べているとおり、文学博物館にとっての展示は、博物館の「顔」といえる展示とは異なり、文学作品の鑑賞という点から見ると、単に二義的なものでしかないのである。文学博物館の展示の目的は、宮瀧氏が言うように、「文学作品鑑賞の動機付けと作品理解の深化[12]」を目的としたものであるといえる。このことから、あくまで「収集・保存・調査研究」が成された上で、文学博物館は展示に力を注ぐこともちろん重要なことだが、むしろ文学の受容（＝教育活動）に重点を置いていくべきなのではないか。展示以外での教育活動が文学博物館にとって重きを置くところであり、強化していくべき部分であると感じた。そういったことから、本稿では文学博物館の教育活動について述べていくこととする。

２－２　文学博物館にみる教育活動

全国文学館協議会に登録している館は、現在準備中の２館を除くと90館となっている。この中にでも文学者個人の記念館であったり、地域ゆかりの文学者を総合的に扱う館、また図書館内に設置されていたり、文化センターとの複合施設であったりと、形態は様々である。

表１の教育活動の内容を見ると、①講座・講演会がもっとも多く、90館中67館、74.7%の館

表１[13]

教育活動内容	館数(90館中)	%
①講座・講演会・シンポジウム	67	74.4
②朗読会・読書会・句会・川柳大会等	57	63.3
③ボランティア・友の会	30	33.3
④子供向け講座・イベント等	27	30
⑤上映会・コンサート	24	26.7
⑥文学賞の設置	23	25.6
⑦資料検索	21	23.3
⑧文学散歩	17	18.9
⑨博学連携事業	4	4.4
⑩海外との交流	2	2.2

で行なわれていることが分かった。文学に興味・関心を持っている人を対象とし、開催される頻度は、毎週、月に一度、年に数回、企画展等を行なったときのみなどと、館によって差がある。内容は作家やその作品に関する研究的なテーマに関することが多く、高校生以上を対象としたものが多い。講座や講演会は、文学系博物館にとって、文学愛好者を増やしていくための重要な活動であるといえる。

②朗読会・読書会・句会・川柳大会等の行事は、63.3%の館で行なわれている。①講座・講演会の次に多く行なわれており、これらも文学愛好者を広げるための重要な行事であろう。句会や川柳大会、または歌会などの創作活動をすることで、参加者の発表の場を設ける館が多く見られる。

③ボランティア・友の会を設置しているところは33.3%で、意外にも少ないように思われた。ボランティアや友の会会員によって展示解説が行なわれている場合が多く、また、資料整理や閲覧室のレファレンスなどもボランティアに任せている館もあった(14)。館の運営費を友の会や賛助会からの資金で補っている館も多く存在する。運営をしていくにあたって、ボランティアや友の会は大切な組織である。

④子供向け講座・イベントは30%の館で行なわれていた。内容は、紙芝居の実演や絵本の読み聞かせ、クイズ大会、子ども向けの俳句講座、夏期・冬期休業に行なわれる文学教室、ワークショップ等である。中でも紙芝居の実演を行なっている館が多数あった。

⑤映画の上映会・コンサートは26.7%の館で行なわれていた。著名な文学作品は映画やアニメなど、映像化されていることも多い。映像によって作品を読んだことのない人や文字を読むことが苦手な人にとっても抵抗なく作品世界に入ることが可能であるし、原作である文学作品に親しみを持つきっかけにもなる。コンサートは主に音楽演奏であり、文学と音楽を共に楽しむことを目的に行なわれている。

⑥文学賞の設置も25.6%の館で行なわれており、賞は各館が扱う作家の名を冠したものが多い。広く市町村民や県民、または全国から作品を募集し、受賞作品の発表や展示、冊子を作り近隣の図書館や学校に配布するといったことも行なわれている。

⑦資料検索・デジタルアーカイブは、図書館機能を併せ持つ文学博物館には必須のものであろうが、23.3%の館しか設置されていなかった。

⑧文学散歩は18.9%の館で行なわれている。文学博物館周辺には、作家の生家や公園、文学碑などの縁あるものが設置されていることが多いため、それらをめぐるツアーによって、作家やその作家の作品世界の理解を深め、より身近に感じてもらえるよう行なわれているものである。

⑨博学連携事業と⑩海外との交流を行なっている館は、共に3.3%と非常に少ない館でしか行なわれていなかった。

2－3　教育活動の実践例

教育活動の実践例として子ども向けの講座やイベントを行なっている館の中でも特色のある文学博物館を取り上げてみたいと思う。

＜市立小樽文学館＞

表１の⑩海外との交流を行なっている館の１つであり、サポーターである「小樽文學舎」により、韓国の大学と交流し、協力して文学展やシンポジウムを開催している。また、小林多喜二や伊藤聖を研究する海外の研究者の受入なども行なっており、積極的に海外の文学研究者との交流を持っている。

＜函館市立文学館＞

函館市美術教育研究会提供による中学生制作の絵画展や、道南高文連書道部提供による高校生制作の書道展といった、中高生制作作品の展覧会を開催することにより、連携を図っている。また、小学生対象の冬休み自由研究の補助なども行なっている。

＜北海道文学館＞

中高生を対象にした「夏休み文学道場」、小中学生を対象とした「夏休み短歌コンテスト」、絵本の読み聞かせや紙芝居、絵本手作り教室などが行なわれる「わくわくこどもランド」を開催し、小中高生全てを対象としたイベントに力を入れている。

＜大阪府立国際児童文学館＞

子どもたちが読書や物語に興味関心を持つことができるよう、専門職員により年齢別に団体プログラムを行なっている。

・「おはなし・児童文学を楽しむ」【保育園・幼稚園（４歳以上）～小学生】【小学校３年生～６年生】【中学生・高校生】
・「おはなし・児童文学を知る」【小学校３・４年生】【小学校５・６年生】【中学生・高校生】
・見学ツアー
・自由子ども読書

である。詳細はこの団体プログラムでワークショップを担当している土居安子氏の論文に詳しいが[(15)]、この団体プログラムにはトータルで約18,000人もの参加があったようで、小中高生全体を対象としてとらえ教育普及を行なっており、文学博物館における教育活動の良い参考例となるであろう。

＜さいたま文学館＞

表１の⑨博学連携事業を行なっている館のうちの１館である。確認した範囲内で「教員のための文学講座」を開設している唯一の館である。

埼玉県立総合教育センターとの共催事業で、小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校の国語・社会・総合的な学習担当教員５人を対象に、さいたま文学館の施設や展示などを利用した埼玉ゆかりの文学についての学習・発表を行い、国語科、社会科、総合的な学習の時間に利用できる講座を開いている。ホームページ上で広報しており、その中では施設の利用方法や活用の仕方などが明記されている。

また、さいたま文学館を利用した学習プランも提示されている。そのプランは、

・学習プラン１：中学校　総合的な学習の時間　第１or ２学年
　　テーマ「文学館を知ろう」

・学習プラン２：中学校　選択国語（書写）　第３学年
　　テーマ「直筆の迫力を知ろう」
・学習プラン３：小学校　生活科　第２学年
　　テーマ「さいたま文学館体験」
・学習プラン４：中学校　国語科　第３学年（年度末学年内特別時間割編成）
　　テーマ「文学館に親しむ」
・学習プラン５：中学校　国語科　第１・２・３学年
　　テーマ「埼玉ゆかりの詩人・歌人・俳人について調べよう」
・中学生社会科体験チャレンジ事業～５つのふれあい３daysチャレンジ～の受入
（文学館の運営に関わるさまざまな事務作業や図書室・展示室でお仕事など、日常業務の一端を職員とともに行なう）

と、いったものであり、学習計画や略案、参考資料などが明記してある[16]。この学習プランの実践報告はみつけられなかったのだが、この実践報告がされれば、文学博物館における「博学連携」に大きな影響が与えられるのではないであろうか。

２－４　課題

文学博物館の教育活動の中で、講座や講演会、朗読会・読書会・句会・川柳大会等の行事、そして子ども向けの講座やイベントは比較的多くの館が行なっている。しかし、館によってバラつきがあることも否めない。それは、各館の設立目的や理念、または人員や予算、施設設備不足によるものなどが原因であろう。子供向けの講座・イベントは特に小中学生に対する教育活動に力を入れている館が多く見られた。２－３の実践例では高校生を対象にしている活動もあるが、中心は小中学生であり、さいたま文学館の博学連携の対象も主に小中学生である。どの系統の博物館でも、子どもの頃から博物館に親しみを持ってもらい、将来的にも継続的に来館してもらうことを目標としているため、小中学生を対象とした教育活動が多く見受けられ、博学連携の実践報告でも圧倒的に小中学校の事例が多い。もちろん文学博物館にとっても、子どもの頃から親しみを持ってもらうことは必要不可欠である。しかし、文学博物館の資料に関して思うところは、小中学生にはやや難しいレベルであり、適さないように思うのである。大阪国際児童文学館のように資料が児童文学のような絵本であったり、童話作家を扱っている場合は、むしろ幼児や小学生に適しているが、大方の文学博物館は小説作家を扱っているのである。その中でも『オツベルと象』の作者である宮沢賢治のように、中学一年生の国語の教科書に出てくる有名な作家であれば良いが、地域ゆかりの作家を扱う文学博物館ではそうはいかない。資料の内容に関しても、文学博物館の資料は書簡や直筆原稿、初版本、愛用品等であり、作家のファンや研究者にとってはこの上なく貴重な資料であるが、小中学生、もしくは作家に関して知識がない人にとっては、必ずしも興味を示すモノではないのである。

また、博学連携を積極的に行なう館は今のところ限られた館でしか行なわれていない。イベントや講座を行なって子どもたちへの教育活動を行なうことも、もちろん重要なことであり、欠くことのできないものであるが、博学連携が叫ばれる中、「（文学）博物館」としての責任を

果たすためには、学校との連携を強めることが必要になってくるであろう。高校生であれば、ある程度作家に関しての学習もしており、資料に関しても興味を示せるのではないだろうか。博学連携によって、何に重点を置いて学習させるかにより、対象とする年齢もまた違ってくるのであるが、文学博物館の資料を十分に活かすためには、高等学校との連携を強めることが必要と思われる。

しかし、博学連携を行なうには、まず文学博物館の学芸員の配置や体制、資質を育てることが先決となる。

3　文学博物館教育活動への一試案

3－1　学芸員の素質の養成

上記のように、博学連携を行うにあたって、また文学博物館が博物館施設であるためには、まず学芸員の素質の養成が必要不可欠であろう。文学博物館の学芸員について、伊藤陽子氏は、「文学（博物）館は図書館に近い形で発足したため学芸員というものに対する考え方が従来なく、文学（博物）館にいる学芸員の多くは文学（博物）館に勤めてから通信講座などで学芸員の資格を取った者か、本来の専門分野に関係なく文学（博物）館の学芸員として職に当たっているものが大多数である。そうしたことの要因は、文学を専門分野とする学芸員が育っていないということが挙げられる（要約）。」と指摘している[17]。また、駒見氏は、文学系の学生が自己の専門性を生かした学芸員を目指せるよう文学博物館での文学資料に対する研究の視点や文学博物館に求められる学芸員像を述べている[18]。その論文では、研究の視点として「第一に作者に対する研究、第二に作者が生活していた時代や地域社会の研究、第三に作品の背景となった時代や地域社会の研究[19]」を挙げており、その研究をもとに展示・保存・教育活動が行われるとしている。そのようなことから求められる学芸員像は、「第一に国文学を深く学習理解していること[20]」はもちろんのこと、「その上で、文学を地域社会の中に位置づけ、そこから課題を追求する眼と姿勢が[21]」必要であると述べている。このことから、大学などで国文学の深い知識を得て、そして学芸員の資格取得のために勉強をした学生が、文学博物館の学芸員としてもっとも近いところに身を置いているように思える。そして、文学博物館の学芸員に、自身が学芸員である意識を、博物館学意識を認識させることに重点を置くべきであろう。

また、文学博物館側の体制を整えることも重要である。現在では学芸員を置く文学博物館も増えたが、まだ学芸員が配置されていなかったり、人数が不足していたりと多くの問題を抱えている。館側も単なる文学者の顕彰をするだけの施設や観光資源としての施設でなく、「文学の博物館」であることを強く意識する必要がある。

そして、館側も学芸員もしっかりと意識を持った上で、「図書館的機能」と「博物館的機能」を持つ文学博物館は、学芸員と司書を配置し、協力しあっていくことが理想的であろう。

3－2　周囲の博物館との連携

表2からわかるように、対象とした文学博物館90館のうち、周辺に文学博物館や歴史系・自然系・美術系等の博物館施設がある館は、33館であり、全体の36.7％であった。また、その33

館のうち、周辺の博物館と連携し、共通券などを販売している館は５館であり、15.2％と少ないことが分かった。

表２

周囲に博物館施設がある館	90館中33館	36.7（%）
共通券あり	33館中５館	15.2（%）

周囲に博物館がある、といった好条件を利用しない手はないはずである。学校との連携を行なうよりも、まず他の博物館との連携を強くすることが重要である。近接した文学博物館同士、実際は連携して館もあるのかもしれないが、今回調べた限りではあまり見えてこなかった。連携しているならば、それが目に見えるよう広報するべきであろう。

また、連携する博物館の系統やその博物館の学校との連携の状況にもよるが、歴史系の博物館であれば、その博物館の中で行なわれている博学連携事業の選択項目や、学習プランの一部に「文学博物館を見学する」や「地域の文学について学ぶ」といった内容で文学博物館を取り入れてもらうといったことも可能ではないであろうか。博物館側にとっても、選択項目のバリエーションが増えるし、展示資料の貸し借りといった面でのメリットも生まれてくる。東京都渋谷区にある白根記念渋谷区郷土博物館・文学館は、博物館と文学館の名称が並んで付けられている珍しい例であるが、郷土博物館と文学館を一緒にすることで、「渋谷学」の確立に成功したのである(22)。歴史系の博物館と連携し博学連携事業を行なうことで、文学という限られたジャンルのみならず、より一層広く、その地域の全体について学習することが出来るのである。

３－３　図書館や公民館などの社会教育施設との連携

図書館や公民館といった博物館以外の社会教育施設との連携も必要であることは、もう言うまでもない。90館中周囲に社会教育施設がある、または併設している館は22館、全体の24.2％であり、その22館中図書館と併設されている館は９館、40.9％といった結果になっている。

表３

周囲に社会教育施設がある、または併設している館	90館中22館	24.4（%）
図書館と併設	22館中９館	40.9（%）

２－２でも述べたが、文学博物館は「図書館的機能」と「博物館的機能」の両方を備えているものである。表３からわかるよう、図書館と併設、例えば１階は図書館で２階に文学博物館が設置されているといったようなものが40.9％となっている。調べた限りでは、見つけることが出来なかったが、文学博物館で企画展が行なわれている場合は、図書館でもそれに応じた何かしらのイベントや広報が行なわれているのであろう。

現在、社会教育施設同士の連携に関しても強く叫ばれており、博物館と図書館が連携して事業を行なっている例も見られる。文学博物館に関しても社会教育施設と連携を強めることにより、イベントを行なう際の場所等のハード面の問題の解決にも繋がる。

4　おわりに

以上、文学博物館の課題として上がってきたこと、そして試案してきたことは、すでに論じられ、多くの博物館では解決されているものでもあるが、文学博物館ではほとんど行なわれておらず、未解決のものである。

それには様々な事情があるであろう。実際、博学連携を行なうにあったっても、そう簡単に出来るものではない。相互のスケジュールを合わせることや、予算や設備などのハード面に関する問題、相互理解のための打ち合わせの時間や準備の問題、そして一番の問題は、文学博物館で博学連携を行えるほど、体制や人員の配置などが整っていないことである。文学博物館は、今まで以上に教育活動に力を入れ、まずは文学の受容者を着実に増やし、そして少しずつ実践を重ねて行くことが大切なのであろう。

本稿は文学博物館や、学校などの教育の現場にほとんど携わったことのないものの意見であるため、現実性に乏しいかと思われる。しかし、文学博物館は、まだ発展中であり研究の進んでいないのが現状である。その文学博物館は文学作品やそれらを執筆した作家たちの生涯を学び、歴史の一部に触れるきっかけを持つ、「文学の博物館」であり、これからも発展していくべきである博物館施設だと考えている。今後は、まず学芸員が博物館学的意識をしっかりと持ち、現場にいる立場から、より多くの研究報告が出されることを願うものである。

註

（1）『全国文学館ガイド』2005　全国文学館協議会編　小学館

（2）会員でないために、本稿の文学系博物館の対象からもれてしまう館が数多く出てしまうが、その中でも明確な理念と目的を持ち、教育活動にも力を入れて運営されている館があることを特記しておく。あくまで一つの指針として全国文学館協議会の会員の館を対象とさせていただくだけであり、会員登録している館のみが文学系博物館であると述べているわけではないことをご理解いただきたい。

（3）註（1）に同じ

（4）駒見和夫　2005「文学系博物館小考」『和洋国文研究』第10号　和洋女子大学国文学会

（5）註（1）に同じ

（6）中村稔　1997『文学館感傷紀行』新潮社

（7）中川成美　1983「第５回国際文学博物館会議総会に出席して」『博物館研究』全日本博物館協会

（8）中村稔　2001「文学館の使命　図書館的機能と博物館的機能」「全国文学館協議会会報」18

（9）註（8）に同じ

(10) 生田美秋　2001「博物館としての文学館　随想 - 文学館学序説のためのエスキスのために＜総務編＞について」「全国文学館協議会会報」18

(11) 生田美秋　1997「『共同討議・文学館の展示に関する諸問題』について」「全国文学館行儀会会報」5

(12) 宮瀧交二　1998「文学館における展示について - さいたま文学館の企画展を例として - 」

『MOUSEION』第44号　立教大学

(13)　この表は、(1)の『全国文学館ガイド』や『日本の文学館　百五十選』(淡交者編集局編、淡交社、1999)、『文学館のある旅』(東京新聞・中日新聞文化部著、集英社、2004)、そして各文学博物館のＨＰなどを参照にして作成した。実際すべての文学博物館に訪れて確認したわけではないため、確定的な数字ではない。

(14)　藤井節男他　2001「文学館における普及活動について」『風文学紀要』第５号　群馬県立土屋文明記念文学館

(15)　土居安子　2002「大阪国際児童文学館における物語体験の可能性(９)作品選択の観点の考察」『国際児童文学館紀要』(17)　大阪国際児童文学館

(16)　さいたま文学館ＨＰ　http://www.mmjp/or/jp/saibun/

(17)　伊藤陽子　1992「９　武者小路実篤記念館」『博物館学概論』中村たかを編　源流社

(18)　駒見和夫　1991「博物館と文学系学芸員」『国府台』第２号　和洋女子大学

(19)　註(18)に同じ

(20)　註(18)に同じ

(21)　註(18)に同じ

(22)　粕谷崇　2007「都市部における地域博物館活動の一視点　白根記念渋谷区郷土博物館・文学館を例として」『博物館学雑誌』第33巻第１号　全国日本博物館学会

参考文献

中川成美　1983「アジアの文学博物館とその課題 - インドの場合 - 」『MOUSEION』第29号　立教大学

中川成美　1986「世界の文学博物館 - その現在と未来 - 」『博物館研究』第21巻11号　全日本博物館協会

土居裕美子他　2001「中国四国地方における文学館の実態と課題」『比治大学現代文化学部紀要』比治大学現代文化学部

遠山人恵　2000「実践例「学校教育との連携」と博物館の課題」『Museum ちば』通号31　千葉県博物館協会

寺田史朗　2002「文学展示と文学理解への一試論」『杉並区郷土博物館研究紀要』第10号　杉並区郷土博物館

糸田和樹　2003「学校団体の博物館利用状況と課題について」『秋田県立博物館学紀要』秋田県立博物館

一場育夫　2004「歴史学習における博物館の効果的な活用方法」『Museum ちば』通号35　千葉県博物館協会

渡邉真衣　2007「文学館の目的と機能」『博物館学紀要』第32輯　國學院大學

(國學院大學大学院博士課程前期)

トルコにおける近代博物館の萌芽

—オスマン・ハムディ・ベイの業績—
The germ of modern museum in Turkey
— Achievements of Osman Hamdi Bey —

野中　優子
NONAKA Yuko

はじめに

博物館は知の殿堂であるのと同時に、その国の人々のアイデンティティを象徴するものであると考えることができる。それは様々な文明を持ち、東洋と西洋が融合する国トルコにおいてもあてはまる。ヒッタイト、フリュギア、リディア、アケメネス朝、ローマ帝国、ビザンツ帝国（東ローマ）、セルジューク朝、オスマン帝国、トルコ共和国とトルコの大地を治めた国家は多く、その文化や民族、宗教は一様なものではなかった。トルコ共和国が成立した時、ナショナリズムの興隆のなかでトルコ人という概念をどこに求めればいいのか、トルコ人の基盤はどこにあるのかという問いかけが生まれた。その問いかけに答えうるのはやはりその歴史のすべてであり、その歴史を端的に象徴するものが博物館であったと言ってもいいだろう。

トルコの博物館はまだ帝政（1299 ～ 1922）が敷かれていたころに形成される。1923年にトルコ共和国の宣言が行われ、オスマン帝国が倒れた後は、初代大統領ケマル・アタテュルクが文化遺産の研究・発掘や博物館の建設を重視していたことにより博物館が全国的に認知され、多く建設されるようになる。このケマル・アタテュルクの政策が行われる以前にトルコに存在していた博物館は帝国博物館として作られた現イスタンブール考古学博物館、アヤイリニに建設された軍事博物館、スレイマニエ複合建築にあるイスラーム基金博物館、アナトリアのいくつかの都市に建てられた王立博物館があるのみだった。その中でも最も古くに作られたイスタンブール考古学博物館はヨーロッパの博物館に啓発されて建設された、近代博物館の骨格を持った博物館だった。そのイスタンブール考古学博物館を建設した人物、オスマン・ハムディ・ベイの生涯と業績に焦点を当て、トルコの博物館の成立を考えていきたい。

1．博物館建設以前

1　斜陽のオスマン帝国

現在のイスタンブール考古学博物館は1891年７月13日に帝国博物館として公開された。1891年はまだオスマン帝国が存続していた時期であった。オスマン帝国は12世紀末、騎馬戦士集団ガーズィー[(1)]の首領にオスマン１世（在位1299年-1326年）がなった事から始まる。遊牧民族が君候国になり、徐々に領土を広げ、７代スルタンのメフメット２世（在位1444年-1446年、1451年-1481年）がビザンツ帝国の首都コンスタンティノープルを陥落させることによってビザン

ツ帝国を滅ぼし、９代セリム１世（在位1512年-1520年）はイスラームの聖地メッカとメディナを保護下に置きヨーロッパとアジアにまたがる広大な領土を持つイスラーム的世界帝国を作り上げた。10代スレイマン１世（在位1520年-1566年）の時代に最盛期を迎えるがその後無能なスルタンが続き内乱などで国力は衰えていった。オスマン帝国が西洋の近代を取り入れ始めたのは28代スルタンのセリム３世（在位1789年-1807年）からであった。この頃は「瀕死の病人」と称されるほど国力は疲弊していたが、セリム３世以降のスルタンは西洋の近代化を取り入れ、オスマン帝国を立て直そうと奔走した。しかし、努力も虚しく、キリスト教のナショナリズム、クリミア戦争、露土戦争、青年トルコ革命、など内外に問題を抱え、第一次世界大戦での敗戦により国土の大半をイギリスやフランスに占領され、スルタンは列強の言いなりになってしまう。これに危機感を持ったムスタファ・ケマルらによりトルコ革命が行われ、オスマン帝国は倒れ、トルコ共和国が生まれた。(2)

これがオスマン帝国の勃興から衰亡であるが、第一次世界大戦後イギリスやフランスに占領される以前にも政治的な介入を受けている。政治的な介入だけでなく、トルコで発掘されるローマ帝国時代やビザンツ帝国時代の考古資料や美術品が大量に密輸されるという文化面での侵略も起こっていた。これは長らく行われてきたことだが、考古遺物や美術品の密輸の事実があってもオスマン帝国は効果的な政策がとれずにいた。(3)

２　博物館への意識

トルコにおいて博物館への意識が生まれたとされる年代は諸説ある。トルコ政府が公にしている博物館への意識が始まった年は、オスマン帝国が古代の品の収集をはじめた1846年という説、一般の人の中で多いのは、トプカプ宮殿の外庭にあるアヤイリニ(4)に収集されていた武器や貴重品を展示し、公開した1723年とする説、もう一つは「コレクション」という用語が「ミュージアム」に直結するという論が認知され、博物館への関心が高まったとされる1869年を博物館への意識が生まれた年とする説である。(5)1846年も1723年も博物館の要件として重要な「コレクション」への意識のはじまり、展示と公開の試みの始まりの年であるが、近代的な博物館という観念で見ると疑問を持たざるを得ない。1846年は収集を大々的に始めた年で1723年から行われた武器の展示は教育的なものというより見世物の要素が強かったように思われるからである。しかし、この二つの年代はオスマン帝国でコレクションが形成されていたということを示すものであり、1869年の「コレクション」という用語が「ミュージアム」に直結

トプカプ宮殿の第一庭園Hunername1584年（トプカプ2007年より）

するということから博物館への関心が高まったとされる説を後押しするものであると考えることができる。

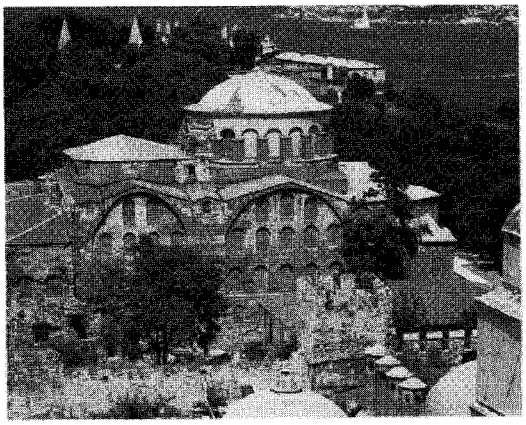

アヤイリニ（トプカプ2007年より）

これらの説はいずれも一般的な国民が近代的な博物館を意識した年とされているが、オスマン帝国の支配階級は度々ヨーロッパを訪ねており、32代スルタンのアブデュルアズィズは1867年のパリ万国博覧会を視察するという目的でヨーロッパを歴訪している。このアブデュルアズィズの視察には帝国博物館が設立された時のスルタンであるアブデュルハミト２世も同行しておりヨーロッパの博物館を見物したようだ。(6)このパリ万国博覧会の視察を経て、次に行われるウィーン万国博覧会に出展することを決めており、このウィーン万国博覧会が国内に博物館を作る大きなきっかけになったと考えられる。これは収集・保存・調査・研究・展示・教育・レクリエーションなどにわたり広く市民に開放された恒久的な施設としての博物館(7)、つまり「近代博物館」をトルコに作るきっかけになった出来事であると思われるが、先ほども述べたが、収集したものを展示する試みはウィーン万国博覧会以前に行われている。

トプカプ宮殿の第一庭園にあるアヤイリニは1453年にメフメット２世によってコンスタンティノープルが征服された際、教会から武器庫に変えられた。トプカプ宮殿の第一庭園にはアヤイリニの他に宮殿用のパンや菓子を作る場所、火薬庫、医務局などがあり(8)広く一般の人々に公開され、重要な取り決めを人々に知らせるための広報の場という役割を持っていた。(9)

そのような場所で、武器庫として帝国の戦利品や数々の武器を集めた一大コレクションができていったのである。そして、1723年にアヤイリニの内部の少しの改装の後、展示された。多くの人がアヤイリニに展示された武器などを見たと考えられるがこの展示は帝国の威信を示すためだけの展示であり、近代博物館と呼ぶことはできないだろう。

３　博物館の建設

集めたものを国の威信を示すため展示するという一方的なものではなく、収集・保存・調査・研究・展示・教育・レクリエーションなどを備える博物館の建設は、オスマン帝国の支配階級のヨーロッパへ歴訪から始まった。パリ万国博覧会の視察をしたアブデュルアズィズ、アブデュルハミト２世が国に帰り、ヨーロッパの国々で見たような博物館をオスマン帝国にも作る計画が持ち上がる。アブデュルアズィズ以降のスルタンは西洋に倣った近代化に力を入れており、博物館の計画も近代化へ向けた政策の一つであった。

パリやウィーンの視察を経て、博物館建設の計画を練るうちに、今までアヤイリニで行われてきた、武器の展示ではなく、自分たちの歴史や文化を広く一般の人に感じてもらうことのできる考古資料を展示する案が出る。元々考古資料は1846年から収集してある程度のコレクションがあったが、それらを展示して公開することはしておらず、集めたものはトプカプ宮殿の庭

にある建物に雑然と置かれていた。そこで、そのコレクションを利用し、ヨーロッパの博物館でスルタンが見学した風景をそのままオスマン帝国の博物館でも行おうとしたようだ。

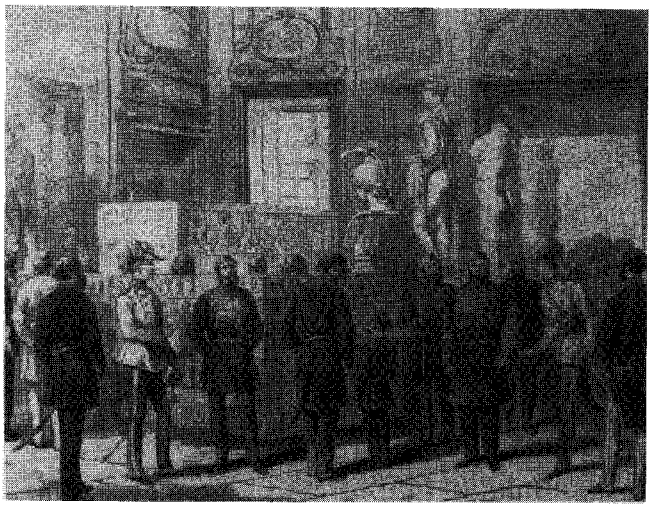

パリで博物館を見るアブデュルアズィズ
(Wendy2003 より)

それと同時に、次々に密輸される考古資料をトルコ国内にとどめておくためにも博物館の建設が急がれたのではないだろうか。これらの計画が実行され、政治の中枢がドルマバフチェ宮殿に移って使われなくなっていたトプカプ宮殿の外庭に近代博物館の骨格をもつ帝国博物館が作られ、一般に公開されたのは1891年7月13日のことだった。この帝国博物館の建設と博物館の基礎を作る努力をした人物がオスマン・ハムディ・ベイである。

2. オスマン・ハムディ・ベイ

1　誕生と教育

オスマン・ハムディ・ベイは1842年大宰相のイブラヒム・エデュヘム・パシャ（Ibrahim Edhem Pasha）の長男として生まれた。大宰相の息子ということもあり、1857年イスタンブールの学校で法律の勉強を始める。法律の勉強を始めてから4年後の1860年に父親の勧めでオスマン帝国とヨーロッパの両方の文化、教養を身につけるため、パリに留学している。パリへの留学は法律の勉強のためであったが、パリに着くとすぐに絵画や芸術の華やかな世界に魅了され、自らも絵を習うようになる。1869年にはパリ万国博覧会に3枚の絵を出品するほど上達した。しばらくはフランスで生活し、結婚をしたが、1869年にイスタンブールに戻り、官僚として働き始める。官僚としての初めの仕事はタンジマート[10]を推し進めるためにバクダットへミドハド・パシャ行くことだった。そこで一年を過ごし、再びイスタンブールに戻ったオスマン・ハムディ・ベイは1873年に開催されたウィーン万国博覧会の準備を命じられる。ウィーン万国博覧会ではオスマン帝国を象徴する物をもってオスマン帝国のアイデンティティを内外に知らしめる事に成功した。そして、その働きが認められたのか1881年の9月3日に帝国博物館の責任者に任ぜられた。それから、西洋の近代博物館のような博物館の建設に向けて数々の努力をした。

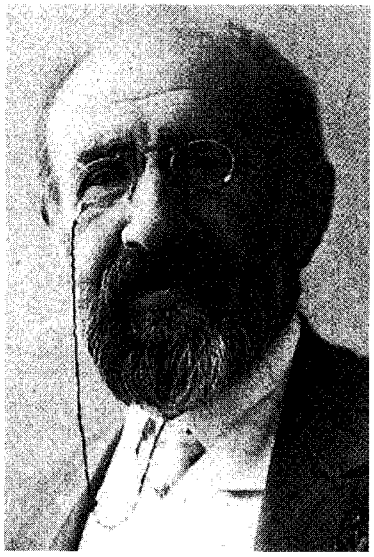

Osman Hamdi Bey

・略年表

1842年　オスマン帝国の大宰相 Ibrahim Edhem Pasha の長男として生まれる。
1856年　イスタンブールの学校で法律の勉強を始める。
1860年　法律の勉強をするためにパリへ行くが絵画に目覚め、絵画を学び始める。
1867年　パリ万国博覧会に３点絵を出品する。
1869年　イスタンブールに戻る。Midhat Pasha らとともにバクダットへ官僚として行く。
1873年　オスマン帝国のウィーン万国博覧会出展のために働く。
1881年　帝国博物館建設の責任者になる。
1882年　芸術学校を創設する。
1884年　歴史的な工芸品などを海外に密輸することに対し監視をする法律を整備する。
1891年　現在の国立考古学博物館が開館する。
1910年　２月24日没。

２　画家として

先ほども述べたが、オスマン・ハムディ・ベイは法律の勉強をするために1860年にパリに留学するが、絵画に魅了され絵を学ぶようになり、パリの画塾に入り、オリエンタリズムの画家ジョン・レオン・ジェローム（Jean-Léon Gérôme）とギュスターヴ・ブーランジェ（Gustave Boulanger）の指導を受けた。この二人のもとで力をつけていき、1867年にはパリ万国博覧会に３点の絵を出品するまでになった。イスタンブールに戻り、官僚として働いている間も絵を描き続けた。彼は現在のトルコで最も高額で絵の取引が行われる画家になっている。

The Tortoise Trainer（1906）

３　帝国博物館建設の責任者と考古学

ウィーン万国博覧会の後、帝国博物館建設の責任者に任命されると、1846年より集められ650点程になっていた考古遺物に加え、もっとコレクションを充実させるために地方へ行き発掘を行った。この発掘にはコレクションを充実させることともう一つ重要な、貴重な遺跡の出土品を海外に持っていかれるよりも早く発掘するという目的があったようだ。

しかし、当時オスマン帝国に考古学者と呼ばれる人物はおらず、考古学という学問は浸透していなかった。そんなオスマン帝国に考古学を浸透させたのは他ならぬオスマン・ハムディ・ベイなのである。彼はパリで絵を習っていた時、考古学についても少し学んでいた。彼は、トルコの貴重な財産である遺跡とそこから発掘される物をヨーロッパの国に持っていかれるよりも早く発掘しよう

と奔走し、アレクサンダー大王の石棺をはじめとする現在のイスタンブール考古学博物館の目玉となる展示品の多く発掘し、それを帝国博物館に持ち帰っている。意欲的に発掘をし、密輸を防いでいたが、それでも考古遺物の密輸は行われていた。

国内で発掘される物をただ建物に保管しても近代博物館には近づけない。当時発掘された考古遺物はイスタンブールのトプカプ宮殿の敷地内にあるチニリ・キョシュク(11)に集められていたが、展示という展示はされておらず、石棺の上石像の首が置かれているように、ただ雑然と積み重ねられていた。チニリ・キョシュクで博物館の展示をしようとしても展示すべきコレクションに対して場所が狭すぎて、満足な展示は出来そうもなかった。そこで、充分に展示ができ、公開できる建物を建設することになった。これを指揮したのも帝国博物館建設の責任者のオスマン・ハムディ・ベイであり、建物の建設は実質の近代博物館誕生に繋がる事業であった。しかし、オスマン・ハムディ・ベイは建物を造るだけで近代博物館ができるわけではないことを知っており、博物館に展示する物を守るために、国内で発掘される貴重なものを海外に流出させないために、考古遺物などの文化財を守る法律も整備しなければならないし、これからの博物館を担う人材も育成しなければならないと、それらの事業に着手した。

4　芸術学校の創設

博物館を担う人材はすぐには育たない。まず、オスマン・ハムディ・ベイは博物館を担う人材を育てることを重要視し、美術史家、考古学者、博物館を担う人材を育てるための学校を帝国博物館の責任者に任命された翌年に創設する。これは現在のミマール・シナン芸術大学である。オスマン・ハムディ・ベイ自身が画家であったこと、考古学を学んでいたことが芸術学校の創設、学習内容に大きくかかわっている。そして、この学校を出た人物が博物館事業を担うことになった。

5　法律の整備

芸術学校を作ると、以前から危惧していた貴重な考古資料の国外への流出を止めるため、文化財を保護、規制する法律の編纂に努めた。元々文化財を保護する法律は1874年に作られていたが、この法律は穴だらけでヨーロッパの考古学者によって依然多くのものが発掘され持ち出されていた。持ち出されたものの例としては現在ドイツのペルガモン博物館に収められている収蔵品などである。そもそもペルガモンの考古資料は1867年に調査、1871年に発掘をはじめられ、1880年には大祭壇が発掘された。それらのものは1881年から1886年の間にドイツへ運ばれた。オスマンハムディは1882年よりドイツの博物館のアレクサンダー・コンツェ（Alexander Conze）に再三手紙を出し、返還要請をしている(12)が、その願いは叶えられることはなかった。

このような事例の反省から1884年にオスマン・ハムディ・ベイの手によって考古遺物など文化財の密輸を取り締まる法律が改正された。改正された内容で最も重要な改正は発掘されたものを移す時に正式な許可が必要になったことである。それも、外国人が遺跡を発掘し移動しようとした場合は政府、領事館、地主の許可が必要だった。(13)こうして、法律が整備され、国内で発掘されたものは帝国博物館へ集められる仕組みが整った。

6　帝国博物館開館へ

発掘された考古資料を主に展示し、現在のトルコがどのような歴史的な土台の上に成り立つのかということを示す展示方針を基に、ついに建物の建設に取り組むことになる。建物はトプカプ宮殿の外庭で、今まで発掘された考古資料を雑然と置いていたチニリ・キョシュクの前に建てられる。

建物の形は博物館の収蔵品の目玉であるアレクサンドロス大王の石棺と嘆く女達の石棺の装飾からヒントを得ており(14)、はじめから博物館となるために建てられた建物の中ではかなり古い部類に属する。この建物が出来上がるとオスマン・ハムディ・ベイが発掘した石棺やとチニリ・キョシュクにあった考古資料は帝国博物館に収められ、分類され、展示された。石棺は石棺、石像は石像でまとめ、貴重なものには容易に手を触れられないように柵を設け、来館者が休める椅子も少しであるが置かれていた様子である。そうして、1891年６月13日に一般に公開される。かつてオスマン帝国で行われてきた雑然とした、見せるだけの展示ではなく、利用者の立場にたった、わかりやすい分類の展示と、考古資料を集め、自らの国をわかってもらおうという明瞭なコンセプトは一般市民に自分の国を再認識する場所を与える教育的な機関になったととらえることができる。また、ここに収蔵することで自分たちの文化を海外流出から守ることもできた。こうして、帝国博物館は西洋に倣った近代博物館の骨格を持った博物館として開館された。

おわりに

帝国博物館が建設されたのち、オスマン帝国が倒れ、トルコ共和国の宣言が行われた。トルコ共和国では、初代大統領ケマル・アタテュルクが文化遺産の研究・発掘や博物館の建設を重視していたことにより博物館が全国的に認知され、多く建設されるようになることは前述したが、その政策では様々な博物館が生み出される。派手なデモストレーションで当時の様子を伝える博物館や展示品は特にないが空間そのものを博物館とする博物館、もちろん帝国博物館と同じような構造の博物館もあるが、トルコ独自の博物館ができる。

これらトルコ独自の博物館ができるようになり、ケマル・アタテュルクの政策を行いやすくした土台はオスマン・ハムディ・ベイが作り出した。芸術学校での博物館を担う人材、考古学者、画家の育成や文化財を保護する法律の整備、考古学を浸透させる活動などである。トルコの博物館の成立を考える中で、オスマン・ハムディ・ベイの業績は非常に偉大なものである。今後の課題として、トルコで多く見られる派手なデモストレーションで当時の様子を伝える博物館や人物が昔の兵士の服装をしてあたかも展示品になりきるかのような展示がいつから生まれ、発達していったのかを考えると共に、イスラーム圏すべてを見渡し近代博物館について考えていきたい。

註

（１）　遊牧騎馬民族という説もある。

（２）　鈴木董『オスマン帝国の解体』、筑摩書房、2000年

（3） Wendy M. K. Shaw,Possessors and Possessed -museums, archaeology, and the Visualization of History in the Late Ottoman Empire, California,University of California press,2003,p.89.

（4） トプカプ宮殿の外庭にある、ビザンツ帝国時代６世紀に建てられたキリスト教の教会。ハギア（聖）イレーネ教会ともいう。メフメット２世がコンスタンティノープルを征服した際に協会としての機能を失い、武器庫になった。

（5） Ibid., p.31.

（6） Ibid., pp.83-88.

（7） 矢島國雄「近代博物館と古代における博物館の前史」『museologist』１号、明治大学学芸員養成課程、1986年、17頁

（8） サバハッティン・テュルクオール『トプカプ』NETTURiSTiK YAYINLAR A. Ş. 2007年、Istanbil、13頁

（9） 鈴木董（監修）「オスマン帝国の歴史と文化」『トプカプ宮殿の至宝展 ~オスマン帝国と時代を彩った女性たち~』図録、朝日新聞社、東映、2007年、24頁

(10) タンジマートとはバルカン半島でナショナリズムが進む中、帝国内を安定させようと行った1839年から1876年にかけて行われた改革である。恩恵改革という意味を持ち、西洋近代の市民社会の理念を取り入れようとしたもの。

(11) チニリ・キョシュクは1427年スルタン・メフメット２世によって建設された建物で、現在イスタンブール考古学博物館の中の装飾タイル博物館になっている。

(12) Ibid., pp.108-109.

(13) Ibid., pp.110-113.

(14) アルパイパンシリ『イスタンブル考古学博物館』A Turizm Yayinlari、1995年、Istanbul、６頁

参考文献

Adolphe Thalasso,OSMANLI SANITI,OMERFARUKSERiFOGLU,2008,Istanbul.

アルパイパンシリ『イスタンブル考古学博物館』A Turizm Yayinlari 1995 Istanbul

アラン・パーマー 白須秀子訳『オスマン帝国衰亡史』中央公論社 1998

テレーズ・ビタール 鈴木董監修『オスマン帝国の栄光』創元社 1995

矢島國雄「近代博物館と古代における博物館の前史」『museologist』1986 ３月号

REPUBLIC OF TURKEY MINISTRY OF CULTURE AND TOURISM

http://www.kultur.gov.tr/EN/BelgeGoster.aspx?17A16AE30572D313679A66406202CCB01966176E3ABFFFF2

ALMANAC Türkiye 2007

http://www.byegm.gov.tr/YAYINLARIMIZ/kitaplar/turkiye2007/japan/494-495.htm

イスタンブール国立考古学博物館の Osman Hamdi Bey の展示パネル

（國學院大學大学院博士課程前期）

博物館法改正と残された制度的課題

Museum Law Revision and Left System Problem

大貫　英明
ONUKI Hideaki

はじめに

筆者は「博物館の運営と博物館法の改正」(注1)で、平成19年６月13日の全国博物館長会議で報告された「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」（以下「検討協力者会議」）による「新しい時代の博物館制度のあり方について」（以下「博物館制度の在り方」）を受け、この博物館制度改革は住民の学習活動を豊かなものとする博物館改革にはつながらないと批判し、法改正に関わる諸氏の再考を願うとした。

「博物館制度の在り方」は、博物館の多様化に応えるとして、登録館でない博物館法の枠外に位置する類似施設の多様化を例示し、法改正して登録の範囲を拡大すべきと主張するが、教育機関として位置づけられていないものを博物館法の枠に取り込もうとする提案は、公的社会教育を否定するものとした。また、採用時に学芸員資格を必須とする例は50％以下に過ぎないとする統計から、学芸員の職位を上げるために法改正すべきとする提案については、青木豊先生も「博物館法改正への経緯と望まれる学芸員資格と学芸員養成」(注2)で主張したとおり、省令改正により取得すべき単位を見直しすれば事足りるとした。

「博物館制度の在り方」は、平成19年６月15日に文部科学省に提出された。提案は中央教育審議会生涯学習分科会制度問題小委員会（以下「小委員会」）の審議などを経て、ほぼその骨子を失いながらも改正博物館法は第169回通常国会で成立をみた。

今回の博物館法改正に対する評価としては、朝日新聞は2008年８月30日の文化欄に「博物館法改正、期待外れ」と報じている（新聞記事１）229頁。朝日新聞の記事の大意は「半世紀ぶりの大改正と期待されたが、結果は「空振り」との声が関係者からもれてくる。」とするもので、改正案作りに関与した博物館学研究者の「実質的に、ほとんど得るものがなかった。議論した年月を返して欲しい。」とする愚痴を掲載するなど、「検討協力者会議」の立場を尊重したものであった。

これに対して筆者同様登録制度の改定に危惧を持った栗山究氏は、「博物館法改正をめぐる論点とその動き」(注3)において、中央教育審議会生涯学習分科会の審議の経過で、今回登録制度改定は断念されたものの国会質疑から見るならその検討の余地を含ませているとした。

本稿は、こうした評価を受けるにいたった博物館法改正の経過と結果を検討し、市民の学習を豊かなものとする博物館活動を築き上げるため、再び登録制度をめぐる議論が空転することが無いよう、博物館研究者として心すべき点を確認したい。

1　審議会での博物館法見直しの議論

はじめに、文部科学省のホームページで公表された「小委員会」の第５回議事録の確認からはじめたい。日時は平成19年７月27日14時から17時、場所はホテル虎ノ門パストラル新館「ミント」とある。

出席者は山本恒夫委員長（八洲学園大学教授、筑波大学名誉教授）、菊川律子副委員長（福岡県立図書館長）、明石要一委員（千葉大学教育学部教授）、井上昌幸委員（栃木県教育委員会事務局生涯学習課社会教育主事）、糸賀雅児委員（慶應義塾大学文学部教授）、興梠寛委員（世田谷ボランティア協会理事長）、鈴木眞理委員（東京大学大学院教育学研究科准教授）、高橋興委員（青森中央学院大学経営法学部教授）、高橋守委員（新潟県立生涯学習推進センター所長）、水嶋英治委員（常磐大学コミュニティ振興学部教授、常磐大学大学院ミュージアムマネジメント領域教授）、山重慎二委員（一橋大学経済学研究科国際・公共政策大学院准教授）、米田耕司委員（長崎県美術館長）であり、事務局側出席者は、加茂川生涯学習政策局長、合田総括審議官、関口大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）、清水生涯学習総括官ほか13名である。

会議は山本委員長あいさつのあと、今日の論点を図書館法、博物館法の見直しとして、はじめに博物館法を取り上げるとし事務局の説明を求めている。以下は、議事録をもとに筆者が発言者の意図をまとめたもので、転載・引用は無用であり、必ず原典文科省ＨＰに当たっていただきたい。

事務局説明は平林社会教育課長が、会議配布資料１－１「博物館法の見直しの方向性について（論点案）」、資料１－２「博物館法制の検討に当たっての関連資料」、そしてこれからの博物館の在り方に関する検討協力者会議の報告である「新しい時代の博物館制度の在り方について」をもとに行った。

その後、山本委員長の司会により博物館法見直しの方向性について議事は進められるが、初めに委員長から指名された水嶋委員が、博物館の現状と博物館法には乖離があり、生涯学習社会の実現に向け改正が必要とし、学芸員制度、登録制度の見直し、博物館の定義、設置主体について議論いただきいとした。

議論は配布資料１－１の論点案に基づき、博物館法の目的（第１条関係）からはじめられた。最初の発言者は鈴木委員で、第１条に「この法律は、社会教育法の精神に基づき」とあり、社会教育法９条は博物館や図書館は社会教育の機関とある、ここをきちんと抑えておくほうがいいとした。

続いて糸賀委員は、博物館法第２条の定義に目的を掲げるような内容で「レクリエーション等に資するために必要な事業を行い」とある。図書館法も同じなのだが、レクリエーションの施設というとらえ方は生涯学習施設と整合するのか、山本委員長や水嶋委員の考えを聞きたいとした。米田委員からレクリエーションとか娯楽というものを教育の範囲だけでなく、広く文化的役割として解釈すべきとする考えが示される。

これに対し糸賀委員は、偶発的な学習、娯楽やレジャーに近いという誤解を与えかねない、条文として残すなら意味合いを明確にすべきとする。米田委員は、博物館は地域おこしとか、まちづくりからも期待され、教育だけに特化することはできないとする。この二人の議論に対

し明石委員は、米田委員の意見に近いとしながら、文化的な側面の博物館も無視できないとした。時間の関係か、山本委員長はここでは学習性と文化性について議論したとして、あえて厳密な規定をもめず「広くとらえていくということあたりで」と議論をまとめる。

この第一ラウンドともいうべき議論が、その後の論点の行方を暗示している。なぜなら、鈴木委員は博物館を社会教育の機関としてきちんと押さえるべきとし、糸賀委員の博物館や図書館が娯楽やレジャー施設と市民に誤解を与える条文は検討すべきとする意見は、「博物館制度の在り方」が示す、「首長が所管し地域活性や観光などの役割を持つものも登録博物館とすべき」とは相容れないものであるにもかかわらず、「検討協力者会議」副主査でもある水嶋委員から論理的な反論は一切行われなかったのである。

ただ反論が無いとしたのでは、水嶋委員や米田委員に対しフェアとはいえず、その理由を、第５回「小委員会」にいたる経過の議事録から探ってみた。第２回「小委員会」では、生涯学習・社会教育に関する有識者ヒアリングが行われている。講師として出席した横浜市生涯学習部長石原敏明氏は、博物館は「全国で優れた活動や顕著な実績を上げている施設でも、登録はおろか、相当施設あるいは類似施設にもなっていないところがたくさんあります。私どもの歴史博物館もそうでございます。そのために特定公益増進法人の申請も非常に難しいと理事長はおっしゃっていました。そこで、ミッションを踏まえた新たな共通基準などの設定によりまして、相当及び類似施設を包括、再評価した新登録制度をぜひ構築していただきたい。」「博物館、図書館が教育委員会にある限り発展はありません」などとした。これに対し鈴木委員は、教育委員会は学校教育に忙殺されているから博物館や図書館が出て行ったほうが良いとするのでは、学校教育との連携が薄くなってしまう。さらに横浜美術館にはかかわり持ったが、「すごく変な感じでいたんですけど、なぜ横浜は行政が主導でそういうようなものをそのときにつくったのか」市民が動けばと感じたとした。これに対し石原氏は、博物館、図書館の所管を文部科学省の所管から他の省に変えてほしいといっているわけではないとした。

さらに鈴木委員は第４回「小委員会」で、公民館や図書館はほとんど行政が設置運営しているが、博物館の場合は、民間のものがあり、民間のカルチャーセンターみたいなものをどう考えるのか、いかないのか、博物館の場合は登録というようなことで行政との関係を考えるわけであるが、ここで考える必要があるかないのかが検討の論点となるとしている。こうしたそれまでの会議での鈴木委員の意見が背景となり、水嶋委員はあえて反論しなかったと推察される。結局、第７回「小委員会」で、博物館法の目的等については、引き続き検討するとまとめられた。

論点の２、学芸員制度の見直しは、「どういう問題があるからこういう提案になろうとしているのか」わからない、どこに問題があるのかを教えていただきたいとする山重委員の質問から始まる。水嶋委員は、学芸員資格が取りやすく年間１万人弱という資格者が大学から出ているが就職口は無い、学芸員の社会的位置づけはなく上級資格を検討したいと返答する。

これに対し鈴木委員から、行政の仕組みに問題があるというのはわかるが、学芸員の養成と採用とは話が違うとする意見が出される。水嶋委員は社会の仕組みが変わってきたことから学芸員に求められている能力も違ってきたことを議論いただきたいとし、鈴木委員と水嶋委員の

やり取りが続く。

二人の議論を受けた糸賀委員は、単純素朴な質問として養成を変えれば現場は採ってくれるか、現場はどこも新規採用ができない状況に置かれており、養成を変えることが、どれだけ効果的なのかはわからない。粗製とか乱造ということは司書でもおなじように言われるが、博物館や図書館の理解者を増やす意味では悪いとは思わない。問題は、博物館や図書館で働くプロを育てるキャリアパスができていない点だとする。

米田委員からは糸賀委員に同調する意見が出される。山重委員も糸賀委員と同じ意見だとして、学芸員の養成で一定期間の実務経験を求めるとしても、ただ実務経験を求めてもレベルアップにはつながらないとする意見が出される。水嶋委員も糸賀委員の意見に同感とする意見が出され、山本委員長は論点を次の登録制度へ導こうとする。

これに対し鈴木委員は、学芸員の資格取得では大学での養成が議論されているが、国家試験等もあり、こうした仕組みを生かし実際にきちんと仕事をしている中で、きちんとした実務的な経験もある者について試験を行うような形、講習を受けて試験を行うことが一番丁寧だとする。

結局、学芸員の資格については第７回「小委員会」で、養成課程の科目などは省令事項であり、その見直しを含め引き続き検討する。上級資格は将来課題として引き続き検討する必要がある。学芸員の研修については引き続き検討する必要がある。大学養成課程修了者に一定の実務経験を学芸員の資格要件とする件に関しては、実現は困難と考え、現職研修の充実や体系化を図り資質の向上を図ることが適当であるとまとめられた。青木先生や筆者が主張するとおりの結論となる。

続いて論点３、博物館登録制度に移るが、山重委員の「博物館制度の在り方」を見ると、「何か登録してもらうように促そうという改革をやられているような印象があるけれども、なぜそうしなければいけないのかがよくわからない」、民間でも博物館的な機能をもつところもあるが、別に登録しなくてもいいのではとする質問から議論は始まる。

水嶋委員は、博物館と名乗るものがこれだけできてくると、博物館の質を維持するために一定の基準を守ってもらうことも必要である。登録か認定、あるいは認証制度も含めて議論いただきたいとする。これに対し山重委員は、良いところを認定する、あるいは登録するということが博物館のレベルアップにつながるのか、そこがわからない。提案の形でやったとして具体的に何が変わるのかと再質問する。

水嶋委員は、イギリスの認定制度による博物館振興策を例として挙げるが、山重委員からイギリス例は、メリットがあるから認定されるように頑張るという構造になっているのではと問われ、水嶋委員は資格に合っているところには補助金が出ていると答えている。

この二人の議論を受けた糸賀委員は、報告書別紙２に登録のプラス効果が列挙されているが、大事なことは学習者のモチベーションが上がることで、どんなに登録がいいといっても、お役所がつくった登録博物館制度では、住民みずからが身近に感じる博物館評価が大切だとする意見が出され時間切れとなる。

山本委員長の「どうでしょうか」の言葉とともに、論点４、入館料規定、論点の５、その他

(指定管理者制度の活動の審査、地方独立行政法人の博物館を認める件、博物館運営の改善のための自己評価)については、「これは大体この報告書のような線でいいですかね」と、まとめられ博物館法の見直しの実質的審議は終了した。

第７回「小委員会」では、論点３登録制度は、関係者の幅広い合意形成になお時間を要することについて十分踏まえる必要があり、その上で引き続き検討する必要がある。論点４入館料の無料規定については、現行の公立博物館の入館料原則無料の規定を維持することが適当である。その他の地方独立行政法人立の博物館については引き続き検討する必要がある。博物館の自己評価については、公民館、図書館と同様、法に規定するとまとめられる。

結局、登録博物館制度の見直しも、関係者の合意になお時間がかかるとして見送られる。提案の登録制度は市民の学習を豊なものとする博物館改革にはつながらないとした筆者らにとつては当然の結末ではあるが、朝日新聞から「半世紀ぶりの大改正と期待されたが、結果は「空振り」との声が関係者からもれてくる。」と評価が下ることとなる。

「小委員会」でまとめられた結果は、第45回生涯学習分科会で確認されることとなる。日時は平成19年11月30日10時から12時、会場はグランドアーク半蔵門「富士(西)」である。

出席委員は田村哲夫分科会長(学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校長)、糸賀雅児委員、江上節子委員(東日本旅客鉄道株式会社顧問、早稲田大学客員教授)、菊川律子委員、小杉礼子委員(独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究官)、柵富雄委員(富士インターネット市民塾推進協議会事務局長)、島田京子委員(学校法人日本女子大事務局長)、高橋興委員、高橋陽子委員(社団法人日本フィランソロピー協会理事長)、土江博昭委員(島根県雲南市教育委員会教育長)、平野啓子委員(語り部・カタリスト、大阪芸術大学放送学科教授、武蔵野大学非常勤講師)、藤ジニー委員(銀山温泉藤屋若女将)、水嶋英治委員、山岸秀雄委員(ＮＰＯサポートセンター理事長)、山重慎二委員、山本恒夫委員である。なお制度問題小委員と重なる委員の職名は省いた。事務局側の出席者は、加茂川生涯学習政策局長、関口大臣官房審議官(生涯学習政策局担当)、清水生涯学習総括官ほか12名である。

議事録はＡ４版42ページに及ぶが、博物館法の見直しにかかわる「生涯学習・社会教育関係制度の検討の方向性について」の議事録は11ページに過ぎない。

議事は田村分科会長挨拶のあと、小委員会の山本委員長が資料と経過説明を行い、事務局の上月生涯学習推進課長から資料２「生涯学習・社会教育関係経度の検討の方向性について」の説明が行われる。博物館法かかわる部分は資料ページ数として20％程で、(１)博物館法の目的等、(２)学芸員の資格、(３)学芸員等の研修、(４)博物館登録制度、(５)その他、にまとめられている。なぜか議事録を見ると上月課長の説明は(２)学芸員の資格からはじまり、(５)その他の博物館の自己評価で終わる。

学芸員資格については、学芸員資格の実質化という方向で議論したが、大学における履修科目等の見直しが必要であり、実習のあり方を含め引き続き検討が必要であるとされた。

学芸員等の研修は、研修により資質の向上を図ることが必要とされ、法の規定を新設することについて引き続き検討するとされた。また博物館での一定期間の研修は、直ちに実現するのは困難であると整理されたとされた。

博物館登録制度については、質の向上には意義があるという意見がある一方で、制度がわかりにくいといった指摘もあり、関係者の合意形成になお時間を要することを踏まえ、引き続き検討をする必要があるとまとめられた。

また地方独立行政法人立の博物館については地方の要望もあることから、引き続き検討する必要があるとされた。その他では、博物館の自己評価は公民館、図書館と同様の方向で引き続き検討する必要があるとされた。

議事録にないが、配布資料２の「（１）博物館法の目的等」は、「小委員会」では基本法等を踏まえ、博物館法の目的等をどのように見直すべきかについて審議したが、「社会教育法の精神」に基づくことが重要であること、地域づくりや文化の継承という観点の重要性についての指摘がされたが、これらの指摘については生涯学習社会の実現に向けて重要であることを踏まえ引き続き検討する必要があると記されている。

また（５）その他では、入館料の無料規定については、公立博物館入館料を原則無料としている現行規定を維持することが適当と考えられると記されている。

事務局説明のあと、小委員会の委員長である山本委員は、小委員会では検討の方向性を検討してきたが「引き続き検討する必要がある」というのが多く、小委員会でも話題となった。引き続き検討する必要があるということはこの分科会で受けてほしいと要望する。また小委員会委員である糸賀委員は、引き続き検討していくというのが多くてぼかしてあるが、これまでの議論を踏まえこれが出てきているという文章にしたほうが理解しやすいと述べ、討論はなく博物館法の見直しの議事は終了する。

筆者は「博物館の運営と博物館法の改正」で繰り返し述べたことであるが、現法体系つまり憲法、教育基本法、社会教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の枠組みでは、「博物館制度の在り方」が提案する、首長や営利団体が設置する娯楽的施設の登録博物館化などはありえず、審議会委員にも支持されることはなかった。

その後こうした会議の成果は、平成20年２月19日中央教育審議会の「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」として公表される。博物館に関わるものとしては、「２、今後の行政等の在り方」の「（３）生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方」（学芸員等の在り方）として、養成と研修の充実、任命権者のほか文部科学大臣及び都道府県が研修を行う規定の法令化、大学等の履修科目、単位の具体的な見直しの検討として示される。

注目すべきは、「（５）地方公共団体における体制について－教育委員会と首長との関係等」において、「生涯学習支援に係る行政については、首長が行うことを可能としつつも、社会教育に関する事務は教育委員会が担当することが適切である」「社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられる」とされている点である。

登録博物館に営利団体や首長部局が設置する観光施設や娯楽的施設を組み込もうとする「検

討協力者会議」では、なぜこうした教育法規の理念的の押さえができなかったのか不思議でならない。

2　国会での博物館法改正質疑

審議会による手続きを終えた文部科学省は、法令改正の具体的な事務手続きを経て、第169回通常国会に社会教育法等一部改正案を提出する。委員会附託された社会教育法等一部改正案（図書館法・博物館法改正案を含む）は、平成20年５月23日の衆議院文部科学委員会で一括審議を受けることなった。

文部科学委員会では糸賀雅児及（生涯学習分科会委員・制度問題小委員会委員）と長沢成次（千葉大学教育学部教授、社会教育推進全国協議会委員長）両参考人による意見陳述も行われたが、博物館法改正案については具体的な質疑は無く審議を終了し採決された。

これに対し平成20年６月３日に行われた参議院文教科学委員会では、浮島とも子委員による「博物館制度の在り方」を基にした具体的な質疑があり、大臣・副大臣以下関係政府委員の具体的な答弁を得ている。

浮島委員のｗｅｂページを見ると、委員は公明党文化局長であり、博物館関連では「子どもと一流の文化との出会いを増やす」として国立博物館、美術館の無料化に向け活躍している。また2008年８月以来、福田・麻生両内閣において文部科学大臣政務官を勤めている。

以下は審議会同様、国会会議録検索システムによる議事録を、筆者なりに発言者の意図とするものをまとめたものであり、引用・転載は無用であり、議事録原点に当たられたい。

浮島委員最初の質問は、「博物館制度の在り方」によると、新しい博物館像として、集めて伝える活動に加えて市民とともに資料を探求し、知の楽しみを分かち合う博物館を提言しているが、こうした博物館の在り方について大臣の見解を伺いたいとするものであった。

渡海紀三朗大臣は、「検討協力者会議」の検討結果を踏まえ、学芸員の研修とか運営の評価などの規定を盛り込んだが、博物館の定義の見直しや、登録制度の在り方、学芸員の養成制度の見直しなどについては引き続き検討したいとした。

審議会の審議過程で確認したとおり「博物館制度の在り方」の提言の中核をなす学芸員の資格制度や博物館の登録制度などは、「小委員会」の討議を経てほぼすべてが否定された改正案となっており、文部科学大臣としては苦しい答弁である。事前の調整に関わらず、こうした答弁がされているということは、浮島委員に対するロビー活動がうかがわれる。「博物館制度の在り方」の策定に関わった者の努力を生かしてほしいとする意を汲んだ質疑である。

次に見直しできなかった登録制度について、趣旨や目的、制度の在り方について委員は質問する。これに対しては加茂川幸夫生涯学習政策局長が、登録制度は博物館として必要な条件を備えた博物館を振興するという制度で、法制当初は優遇措置など講じられていたが、私立博物館の税制優遇措置を除き、見直し廃止され、制度のあり方を検討することが課題となっているとする。さらに「博物館制度の在り方」では登録申請資格の設置主体限定の撤廃などが提言されたが、法改正には盛り込んでおらず、今後とも検討を進めたいと登録制度の見直しの継続を表明した。

次に「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の運用が都道府県によってばらつきがあるが、今回の改正を受け基準改定の予定があるのかと質す。これに対し加茂川局長は、改正後速やかに協力者会議を立ち上げ検討いただきたいとした。これまで審議会等で議論の対象とはしていない「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」について、文部科学省は改定の意図があると答弁で表明している。何を何のために変えようとしているのか今後の協力者会議の設置に注目したい。

次に委員は、博物館の評価制度は財政削減のための評価でなく、設置目的に沿った質的な評価システムにすべきと政府見解を求める。これに対し加茂川局長は、冗費の削減や効率的な運営に結びつくこともあるが、利用者のサービス向上、博物館本来の使命の充実に資することが何より大切だとする。

浮島委員は続いて、博物館の助成制度が廃止されて以降、登録メリットが減少し登録館が増えないのではないか、博物館の助成状況はどうなっているのかと質問する。これに対し加茂川局長は、平成20年度は予算額１億８千万円を計上し、昨年度は51館がモデル事業に参加しているとした。これに対して浮島委員は、博物館振興策としては不十分とし全力で取り組むよう要望する。

次に委員は、関係団体から早期実現が要望されている美術品等の国家補償制度の創設について副大臣の見解を質した。これに対して池坊保子副大臣は、美術品の破損や盗難に対する保障制度には課題も多く、検討したいとした。

浮島委員は再び「博物館制度の在り方」をもとに、国立の美術館・博物館を博物館登録制度の対象とすべきと大臣を質す。渡海大臣は、登録制度の意味は品質保証にあり、独立行政法人の博物館は、ねらいとする品質は担保されていると考えられるが、ナショナルセンター、博物館の代表として、他の博物館の登録加入を促進させる効果を考える必要はあるとする。ただしとして博物館法23条の公立博物館の入館料の原則無料があり、独立行政法人の運営を考えると総合的に考えて結論を出さざるを得ないが、真摯に前向きに検討しなくてはならないとする。

この質疑応答は重要である。与党の質疑で、委員が大臣を質す形で得た答弁は、文部科学省の姿勢を表明するものである。大臣が課題はあるが真摯に前向きに検討しなくてはならないとしたことは、文部科学省は国立博物館を登録博物館とする法改正を検討すると宣言したことになる。

次に委員は、博物館法23条に無料の規定がある。平成16年の行政監視委員会で国立博物館、美術館の高校生の無料化を質し４月に実現をみた。しかし博物館は、東京だけであるとして、国立博物館の常設展示高校生無料化について見解を質す。これに対し池坊副大臣は、本来は国立文化財機構が自らの判断で決定するものであるが、高校生の無料化は、次世代育成のため来春からの無料化を検討しているとした。

この質疑応答も先の大臣答弁同様重要である。国立博物館の登録化を前提とした、博物館法23条無料の原則に対応する体制作りとして評価できる。

次に委員は、国際博物館会議総会の日本開催についての見解を求め、池坊副大臣は検討したいとする。

そして最後の質問は、「博物館制度の在り方」にある登録制度や学芸員制度などが積み残されているとして、文部科学省の対応を再確認する形で大臣を質す。これに対し渡海大臣は、学芸員養成課程の見直しは省令改正を行うことで対応し、登録制度などの積み残し課題は時間をかけずに結論が出るよう検討したいとした。

この最後の答弁は、検討協力者会議をはじめとする博物館制度の改革にかかわってきた関係者に対する大臣の慰労の意を表したものと思われる。

こうした浮島委員と文部科学省の思慮は、委員会採決のあと、林久美子委員（民主党）朗読による、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議に表れることとなる。同様の附帯決議は衆議院文部科学委員会でも議決されるが、参議院で全会一致により委員会決議とされた「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」には、衆議院のものにはない「博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色の無い博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。」が付け加えられている。

そして委員会の終了に当たって渡海大臣は、決議については、その趣旨に十分留意をして対処してまいりたいとした。

こうした一連の博物館法改正案の国会審議で確認できることは、学芸員制度の見直しは筆者らの主張するとおり省令改正の方向で決着を見ることとなったが、登録主体の撤廃を含む博物館登録制度の見直しについては、栗山氏の評価「登録制度の改定は今回断念されたものの検討の余地を含ませている」とする結果となる。

3　登録博物館制度再検討への課題

「博物館制度の在り方」が提言した博物館法見直しは、中央教育審議生涯学習分科会制度問題小委員会での議論と国会審議を経て、朝日新聞が「博物館法改正、期待はずれ」、「半世紀ぶりの大改正と期待されたが、結果は「空振り」との声が関係者からもれてくる。」と評価する結果となった。

提言の見直し再考を主張した筆者らにとっては、当然の結末ではあるが、博物館登録制度の見直しは国会質疑に明らかなとおり、国立博物館の登録を視野に入れた検討が示唆された。ここでは登録博物館制度が再検討されるに当たり、再び他の社会教育研究者との議論が空転することが無いよう、博物館研究者として押さえるべき点を確認したい。

まず毎日新聞が毎週水曜日に連載する「遊ナビ」欄の「博物館ガイド」を例として、博物館の制度的位置づけと課題を整理したい。「博物館ガイド」は「美術館ガイド」と共に一覧表として示され、「美術館ガイド」には、国立西洋美術館をはじめ47館の国公立と私立美術館の展覧会名、会期、休館・料金、電話・最寄り駅が紹介されている。

「博物館ガイド」には、国立（独立行政法人）の東京国立博物館、国立科学博物館、日本科学未来館、（大学共同利用機関法人）国立歴史民俗博物館の４館と、都立江戸東京博物館、そ

して県立の神奈川県立歴史博物館、埼玉県立歴史と民俗の博物館、千葉県立中央博物館、茨城県自然博物館、栃木県立博物館、群馬県立歴史博物館の６館、区立の世田谷文学館、市立が富士市立博物館、そして私立の鉄道博物館、古代オリエント博物館、パナソニック電工汐留ミュージアム、野球体育博物館、たばこと塩の博物館、切手の博物館、文化学園服飾博物館、日本新聞博物館の８館、合わせて首都圏21館の展覧会名、会期、休館と料金、電話・最寄り駅が紹介されている。

「新聞記事２」（229頁）は2008年11月５日の「博物館」である。掲載基準などは明らかでないが、読者一般が必要とする首都圏の博物館観覧の手引きとして長い年月を経て選択された博物館を表としたものであろう。

まず注目したいのは、登録主体の撤廃を含む登録制度の見直しの鍵となる博物館法上の位置づけである。読者一般は法律上の位置づけなどに関係なく、表の博物館を利用しているのであるが、まず博物館法第10条（登録）「博物館を設置しょうとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする」を受けた博物館を表中に確認したい。

私立の古代オリエント博物館、野球体育博物館、切手の博物館、日本新聞博物館、そして市立の富士市立博物館、県立の神奈川県立歴史博物館、埼玉県立歴史と民俗の博物館、千葉県立中央博物館、茨城自然博物館、栃木県立博物館、群馬県立歴史博物館の11館が登録を受けている。21館中11館であるから52％の登録率といえる。

次に博物館法29条（博物館に相当する施設）に基づく、「博物館の事業に類する事業を行う施設で、（中略）文部科学大臣（中略）都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したもの」を確認する。博物館法上登録の対象とならない国立の博物館では、東京国立博物館と国立科学博物館が指定を受け、首長部局が所管する区立世田谷文学館と大学設置の文化学園服飾博物館も指定を受けており、博物館相当施設は４館となる。

21館中15館、７割が博物館法上の規定を受ける博物館施設となる。残りは規定外の博物館ということになる。国立では日本科学未来館と国立歴史民俗博物館が相当施設の指定を受けておらず、私立では鉄道博物館とパナソニック電工汐留ミュージアム、たばこと塩の博物館が登録も相当施設の指定も受けていないことが分かる。このうち国立二館は、明らかに博物館としての教育事業を行っている機関であり、相当施設として文部科学大臣の指定を受けるべきである。受けていないのは館と文部科学省生涯学習局の怠慢というべきである。

私立館には設置団体の事情もあろうが、博物館なりミュージアムと名称を関し、教育事業を行っているのであれば、登録なり相当施設としての指定を考慮するよう、博物館の所在する教育委員会は働きかけなくてはならないが、働きかけを行っているのだろうか。

問題は、江戸東京博物館である。江戸東京博物館は、首長が設置し博物館事業を実施する施設であり、運営を財団の指定管理としている。東京都の条例で施設名に博物館を冠しながら、都は教育機関としての位置づけをしていないのである。同様の例は第２回「小委員会」で紹介された横浜市の美術館や歴史博物館にも見られる。

社会教育法第９条（図書館及び博物館）は「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。」とし、第１条（この法律の目的）は「教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。」と定めている。また教育基本法第12条（社会教育）２項は「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」としている。

こうした法の理念を無視した博物館を設置運営する首都東京の行政は、博物館法を所管する文部科学省によって是正指導されるべきであり、東京都の教育委員会も東京都の教育的課題として知事にその解決を迫るべきである。わが国の地方政府を代表する東京都は、地方行政の範を示すべきである。横浜市も然りである。

こうした原理原則が守られていない博物館を、法の枠組みに取り込もうとする「博物館制度の在り方」の提言は、「小委員会」の鈴木委員に博物館法第１条は「この法律は、社会教育法の精神に基づき」とあり、社会教育法９条は博物館や図書館は社会教育の機関とあるとしており、ここをきちんと抑えておくほうがいいとする見識にバッサリとしてやられるのである。

次に注目したいのは、観覧料である。博物館の観覧料は、1960年第11回ユネスコ総会で採択された「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」によって「覧料はできる限り無料とすべきである。観覧料が常時無料でなく、または、それが名目的なものに過ぎなくとも、小額観覧料を徴収することが必要であると認められる場合には、各博物館の観覧料は、少なくとも１週間に１日あるいはこれに相当する期間無料とすべきである。」とされている。博物館法第23条（入館料等）は、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」としている。

ところが「博物館ガイド」が示す観覧料（一般）には、国立の東京国立博物館1,500円、日本科学未来館1,200円、都立江戸東京博物館1,300円と極めて高額な表記がみられる。私立館の高額例、古代オリエント博物館の1,200円、鉄道博物館の1,000円に比べても高い。また他の国公立の歴史民俗博物館830円、国立科学博物館600円、茨城県自然博物館720円、世田谷文学館700円、神奈川県立歴史博物館、埼玉県立歴史と民俗の博物館600円、千葉県立中央博物館と群馬県立歴史博物館の500円、栃木県立博物館250円も、私立館のパナソニック電工汐留ミュージアム、野球体育博物館、文化学園服飾博物館、日本新聞博物館の500円、たばこと塩の博物館300円、切手の博物館200円に対して高い設定となっている。無料館は一つも見られず、富士市立博物館の100円が目立つ存在となっている。

首都圏の主な博物館の観覧料は、ユネスコの勧告や博物館法第23条が守られるどころか、公立館が私立博物館に比べて高額の観覧料を徴収している事実を示しているのである。これに対しては「博物館ガイド」が示す観覧料は特別展の観覧料であり、常設点は軽減されているとする反論もあろう。この反論に応えるべく常設展示の観覧料や無料の特例などを「表１」(230頁)としてまとめてみた。

常設展示の観覧料（一般）は、国立の東京国立博物館と国立科学博物館が600円、日本科学

未来館が500円、国立歴史民俗博物館が420円であり、都立江戸東京博物館は600円、県立茨城県自然博物館は520円、神奈川県立歴史博物館、埼玉県立歴史と民俗の博物館、千葉県立中央博物館が300円、栃木県立博物館が250円、群馬県立歴史博物館が200円であり、世田谷文学館は200円、富士市立博物館が100円となる。相変わらず無料は皆無であり、私立館のたばこと塩の博物館の100円、切手の博物館の200円に対しても明らかに高額である。最も高額の私立館、鉄道博物館の1,000円を別とするなら、古代オリエント博物館、パナソニク電工汐留ミュージアム、野球体育博物館、日本新聞博物館は500円であり公立館に比べ割安の感さえする。

しかしこうした公立博物館も徐々にではあるが、参議院文教科学委員会の浮島とも子委員の活動に表れるとおり、次世代を担う子どもたちに対して観覧料を無料とする例も増えつつある。

高校生以下を無料とするのは、東京国立博物館、国立科学博物館、神奈川県立博物館があり、中学生以下を無料とするのは国立歴史民俗博物館、埼玉県立歴史と民俗の博物館、千葉中央博物館、栃木県立博物館、群馬県立歴史博物館がある。私立でも日本新聞博物館は中学生以下を無料とする。これに対して江戸東京博物館の中学生は都内在住在学に限り無料、日本科学未来館や世田谷文学館、茨城自然博物館の子どもも有料とするのは公立館として見識にかける感すらある。

高齢者や障害者の観覧料の免除や、期日や曜日を限った無料観覧日の設定が見られるのも公立博物館の特徴であるが、ＩＣＯＭの勧告や博物館法の規定の遵守と拡大が、「登録制度は博物館として必要な条件を備えた博物館を振興するという制度」とするなら、法の遵守を登録の前提とすべきである。

「中国における博物館の現状」[注4]によれば、中国では博物館の無料化が進められており、2008年１月23日には、中国共産党中央宣伝部、財政省、文化省、国家文物局による合同通達「全国博物館、記念館の無料開放に関する通知」が出されたとある。

筆者は昨年の11月の末、韓国慶州と釜山の遺跡と博物館を見学したが、慶州国立博物館はすべての施設の入館料は無料とされていた。また釜山市立博物館は、特別展を含め一人500ウオン（地下鉄初乗り運賃1,200ウオン）と、ガイドブックの表示からは半額に減額されていた。

我が国においても、奈良県は海外の旅行者などの入館料が高いとする不満を解消するためとして、８月１日から県立美術館（一般400円）、県立民俗博物館（一般200円）、県立万葉文化館（一般600円）、県立橿原考古学研究所付属博物館（一般400円）の４館を外人に限って無料化した[注5]。観光振興のため外国人旅行者に限る施策はいかがなものかと思われるが、無料化はやろうとすればできるのである。

観覧料の無料化は、公立博物館が公教育としての使命を果たす大事なキーワードである。私立館に対しては観覧料軽減のための支援が必要であり、登録制度の見直しには、公教育の機会均等、公教育無償の原則を守るべき公立博物館の観覧料無料を登録の基礎要件とすべきである。

４　ま　と　め

高度経済成長のさなか、地方自治体は豊かな財政に支えられ、橋爪紳也氏が『ニッポンバブル遺産建築100』[注6]で指摘するように「テーマパークの手法に影響を受け、「物語性」を強調す

る施設」を続々と登場させるなど異常な事態を生じさせた。まさに「ポストモダニズムを標榜する建築家たちのわがままな自己主張に、施主であるデベロッパーや企業、自治体も、そして資金を融通する銀行やノンバンクも納得していた。誰もが踊らされていた」のである。そうしたバブルの落とし子としての科学館や美術館が数多く紹介されているが、江戸東京博物館はまさにその代表である。

江戸東京博物館をはじめとするバブルの落とし子としての文化施設の多くは、設置理念があいまいで、「失われた十年」の後、こうした施設の維持管理費は地方自治体の大きな負担となり、行政サービスに市場原理を当てはめたり、さらには官の仕事を民間に回せとする指定管理者制度の対象、民間資本のおいしいパイとさえされている。

それでも社会教育機関に対する指定管理者制度の導入に対しては、「社会教育法などの一部を改正する法律に対する附帯決議」に、「国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に応えていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について検討するとともに、社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと。」とその行き過ぎが指摘されるにいたっている。

その一方で、栗山究氏は「博物館法改正をめぐる論点とその動き」[注3]で、指定管理者に内在する問題点として、博物館を首長部局への移管することにより登録外博物館とし、教育施設としての枠をはずすし付帯決議が考慮すべき枠外とする可能性を秘めていると指摘している。

国と自治体が生み出した天文学的数字とも言うべき財政赤字、それに伴う付けを負わされる世代間格差の問題は、教育行政とて無視することはできない。しかしその問題を自由で競争原理が働く社会の実現によって打開しようとする論理は、アメリカ合衆国のサブ・プライムローンの問題で崩壊したといえる。すべての価値観を市場に委ねる市場優先主義は、貧富の格差の拡大という社会問題を生んでいる。

博物館活動を教育の枠にとらわれず、広く文化活動としてとらえなおすとした考えは、一見進歩的な考えともとらえられがちである。生涯学習というあいまいな政策概念で教育機関である博物館をとらえ、市場原理を導入しようとする考えはバブルに踊らされた首長部局の文化施設をも登録博物館とすべきとする考えに陥り勝ちである。しかし鈴木委員が「小委員会」でも述べているように、教育は教える者と教えられる者により成立するのであり、図書館は貸し本屋であってはならないし、博物館も決してお客の必要とする品物をそろえる道具屋となってはならないのである。博物館は教育専門職である学芸員が、住民の学習要求（生活課題）に応じ、社会的課題（学習必要課題）を設定し教材として資料を展示する社会教育機関であることを忘れてはならない。社会教育と生涯学習を混同してはならない。つまり学習という対等のとらえ方で社会教育機関としての博物館をとらえてはならない。

刈谷剛彦氏は『格差社会と教育改革』[注7]において、教育はいわばサービスとして、受益として受け取られるようになると、教育に対する価値観が変わり、教育の持つ公共性やパブリックという役割より、受益という教育の発想が強まることで「個人化」が進むと指摘している。また、教育は知識や技術やルールを獲得しているものが、それを持たないものに対して及ぼす作

用であり、そこには対等という関係がないと指摘している。

市役所の職員が市民を教えるなどということはおこがましいなどとする考え、公的社会教育を否定する考えが、生涯学習というあたかも対等の関係で学びあうなどといった姿が優れているなどとする理論に組みし、教育をサービス、受益として受け取り、教育の公共性やパブリックという役割を軽視し、結果として社会教育に受益者負担制度を導入する発想を、誤りと看破できない博物館研究者を作ることになる。

森永卓郎氏は『「カネ」はなくても子は育つ』(注8)で、「世の中が一握りのスパーエリート層とその他おおぜいの非エリート層に二極分化していくことなどということは、高度経済成長期の日本では想像すらできなかった事態である。ましてや、終身雇用制と年功序列制が完全に崩壊し、能力主義と成果主義が悪霊のように跋扈」するなどということはありえない話であったが、学校教育制度の在り方やそれに踊らされる大衆がそうした社会を助長していると警鐘を鳴らしている。

こうした格差社会における教育の役割を問う、本田由紀氏は著書『軋む社会』(注9)において、2007年時点で15～24歳の非農林雇用者のうち、男女とも半数近くが非正社員であり、25～34歳では男性の14%、女性の42%が非正社員であるとしている。こうしたアルバイト・パートの年収の平均値は200万未満であり、自立生計が困難な賃金水準にあり、そしてどのような就労形態の仕事に就けるかは、個人の学歴や出身大学の威信によって左右されているとしている。また家庭の所得格差が拡大し、経済的な壁によって進学の機会が大きく制約されているとする。

教育制度のこうした課題は、学校教育の制度改革のみにより解決するわけではなく、社会教育との連携、とりわけ公的社会教育機関としての図書館、博物館、公民館の役割が今問われていると言える。憲法や教育基本法が保障する教育を受ける権利は、家庭の所得格差に左右されてはならず、博物館は、いつでも誰にでも開かれた公教育としての機会均等、公教育としての無償の原則を放棄してはならない。

註

註１　『國學院大學博物館學紀要第32輯』 2008.3.31　國學院大學博物館学研究室　21頁から39頁

註２　青木　豊　2007．Ａｕ　「博物館法改正への経緯と望まれる学芸員資格と学芸員養成」７頁『考古学研究54-２』

註３　栗山　究　2008.8.23　「博物館法改正をめぐる論点とその動き」 56頁から63頁　社全協ブックレットNo.３『2008年「改正」社会教育法・附帯決議をどう読むか』 社会教育推進全国協議会

註４　財団法人日本博物館協会「博物館支援策にかかる各国等比較調査研究」（平成19年度文部科学省委託事業）37頁

註５　Ｙａｈｏｏ！ニュースは産経新聞の2008/７月３日７時51分配信「入場料高い！県立美術館など、８月から外国人無料に」

註６　『ニッポンバブル遺産建築100』橋爪紳也　1999.6　７、８頁　ＮＴＴ出版株式会社

註７　刈谷剛彦　山口二郎　2008.6.5　『格差社会と教育改革』岩波ブックレット726　18頁、44頁～

45頁　岩波書店

註８　森永卓郎　2004.12.10　『「カネ」はなくとも子は育つ』シンプル人生の教育設計　136頁　中央公論社

註９　本田由紀　2008.6.1　『軋む社会』　34.35頁　双風舎

（相模原市立博物館長）

博物館法改正 期待外れ

学芸員資格 見直し頓挫

古い規定 がんじがらめ

質の向上へまず一歩

1週間の実習、負担重く

新聞記事１（朝日新聞 2008 年８月 30 日）

博物館ガイド

休館日は変更もある。祝日の場合、※は翌日休館、◎は開館。料金は一般の額。

館名	展覧会名	会期	休館	料金	電話／最寄駅
東京国立博物館	尾形光琳生誕350周年記念　大琳派展	～11／16	月※	1500円	03・5777・8600 上野
国立科学博物館	標本の世界	～11／9	月※	600円	03・5777・8600 上野
江戸東京博物館	ボストン美術館浮世絵名品展	～11／30	月※	1300円	03・3626・9974 両国
鉄道博物館	常設展示		火※	1000円	048・651・0088 鉄道博物館
世田谷文学館	地に伏して花咲く 宮尾登美子展	～11／30	月※	700円	03・5374・9111 芦花公園
古代オリエント博物館	古代エジプトの美展	～11／30	会期中無休	1200円	03・3989・3491 池袋
パナソニック電工汐留ミュージアム	アーツ・アンド・クラフツ展 イギリス・アメリカ	11／8～1／18	月◎	500円	03・5777・8600 新橋
野球体育博物館	名選手のバット展	～11／30	月◎	500円	03・3811・3600 水道橋
たばこと塩の博物館	近世初期風俗画 躍動と快楽	～11／30	月※	300円	03・3476・2041 渋谷
切手の博物館	赤・紅・朱 切手で見る赤	～12／27	月	200円	03・5951・3331 目白
文化学園服飾博物館	世界の靴	～12／22	日・祝	500円	03・3299・2387 新宿
日本科学未来館	アマゾニア展　生命の森、アマゾンの危機と未来。	11／8～1／12	火	1200円	03・3570・9151 テレコムセンター
日本新聞博物館	予は下野の百姓なり 田中正造と足尾鉱毒事件	～11／30	月※	500円	045・661・2040 関内
富士市立博物館	映像にのこされた富士	～12／21	月※翌日	100円	0545・21・3380 富士
神奈川県立歴史博物館	戦国大名北条氏とその文書	～11／24	月◎	600円	045・201・0926 桜木町
埼玉県立歴史と民俗の博物館	名もなき至宝―うけつがれし重要有形民俗文化財	～11／24	月◎	600円	048・645・8171 大宮公園
国立歴史民俗博物館	〔災〕と〔福〕の神―日本と韓国・守り伝えられた染織品	～11／30	月※	830円	043・486・0123 京成佐倉
千葉県立中央博物館	発掘された日本列島2008	～12／14	月※	500円	043・265・3111 千葉
茨城県自然博物館	ザ・ストーンワールド 人と石の自然史	～1／12	月※	720円	0297・38・2000 愛宕
栃木県立博物館	高原山の自然	～11／30	月※翌日	250円	028・634・1311 宇都宮
群馬県立歴史博物館	日本刀は磨る 名工の技と心	～11／24	月※	500円	027・346・5522 高崎

新聞記事２（毎日新聞 2008 年 11 月５日）

首都圏の博物館

毎日新聞文化欄　常設展示の観覧料等調べ　平成20・11・19

No.	館名	設置主体	種別	分類	料金（大人）円	料金（子供）	無料の特例など	無料観覧日
1	東京国立博物館	独立行政法人	美術	相当	一般600 大学生400	高校生以下無料	・70歳以上・障害者とその介護者1名は無料 ・子どもといっしょ割引：高校生以下といっしょに来館した同伴者2名まで団体料金500円で観覧	国際博物館の日5/18 敬老の日９月第3月曜日 黒田記念館・資料館は入館無料
2	国立科学博物館	独立行政法人	総合	相当	一般・大学生600	高校生以下無料	・65歳以上 ・障害者とその介護者1名は無料	文化の日11/3
3	江戸東京博物館	都立	歴史	無	一般600	中学生（都内在学在住）小学生以下無料	・65歳以上300、大学（専修各種）480、高校・中学（都外）300 ・障害者などとその介護者2名は無料・都内の小・中・高校生と引率者が教育活動で観覧は無料	・シルバーデー毎週第３水曜日は、65歳以上は無料 ・家族ふれあいの日毎月第３土曜・日曜日は、都内在住の18歳未満の子ども同伴保護者は、半額
4	鉄道博物館	財団	理工	無	一般1,000	小中高生500 幼児（３歳以上）200	・障害者と付添い人１名は団体料金一般800	
5	世田谷文学館	区立	歴史	相当	一般200	大学高校150 小中100	・65歳以上と障害者は100	障害者で小中高大学生および介護者１名は無料
6	古代オリエント博物館	財団	歴史	登録	一般500	大学高校400 小中150	・障害者手帳持参は半額	無
7	パナソニック電工汐留ミュージアム	会社	美術	無	一般500	大学高校300 小中200 シニア400	・障害者手帳持参は付き添い１名とともに無料	無
8	野球体育博物館	財団	歴史	登録	大人500	小中生200	65歳以上は300	無
9	たばこと塩の博物館	会社	歴史	無	大人・大学100	小中高生50	・障害者と付き添いの１名は無料 ・70歳以上は無料	無
10	切手の博物館	財団	歴史	登録	大人200	小中100	・障害者と付き添いの１名は無料	ふみの日毎月23日は無料
11	文化学園服飾博物館	私大	歴史	相当	一般500 大学専門高校300	小中200	・障害者と付き添いの１名は無料	無
12	日本科学未来館	独立行政法人	理工	無	大人500	18歳以下200	・小学校未就学児は無料 ・障害者手帳所持者と付添い人１名は無料 ・サイエンスライブラリーは無料	・毎週十曜日は18歳以下無料、5/5は18歳以下無料、・開館記念日7/9は無料、・科学技術週間金／土曜は無料、・敬老の日9/17は65歳以上は無料、教育文化週間の土曜日は無料
13	日本新聞博物館	財団	歴史	登録	一般大学500	高校生300 小中生無料	・障害者と付添い人１名は無料 ・ファミリー料金：中学生以下保護者１名400 保護者２名で500、保護者３名以降は１人400 65歳以上は400	無
14	富士市立博物館	市立	歴史	登録	大人100	小人50	・生活保護、一人親の家族、障害者は無料	無
15	神奈川県立博物館	県立	歴史	登録	20歳以上300	20歳未満・学生200 高校生以下無料	・65歳以上、障害者手帳持参無料 ・教育事業の引率者	無
16	埼玉県立歴史と民俗の博物館	県立	歴史	登録	一般300 高校大学150	中学生以下無料	・65歳以上、身障者手帳持参は無料 ・学校教育課程で団体見学は手続きにより無料	無
17	国立歴史民俗博物館	大学共同利用機関法人	歴史	無	一般420 高校大学250	小中学無料	・学校団体の引率者は無料 ・身障者手帳保持者は介護者とともに無料	・毎週土曜日は高校生は無料
18	千葉県立中央博物館	県立	総合	登録	一般300 高校大学150	中学生以下無料	・65歳以上は無料 ・身障者など手帳所持者は介護者とともに無料	・生態園は無料 ・県民の日6/15と文化の日11/3は無料
19	茨城県自然博物館	県立	自然史	登録	大人520 高校大学320	小中学100	・未就学児と70歳以上の方無料 ・身障者手帳持参者無料	・高校生以下毎週土曜日無料 ・サイエンスデー春分の日、みどりの日、環境の日、県民の日は無料
20	栃木県立博物館	県立	総合	登録	一般250 高校大学120	中学生以下無料	・学校利用は無料 ・老人週間9/15から9/21は65歳以上は無料	・６月第２土曜・日曜、県民の日、文化の日は無料
21	群馬県立歴史博物館	県立	歴史	登録	一般200 高校大学100	中学生以下無料	・障害者手帳など持参者は介護者とともに無料	・県民の日は無料

＊独立行政法人国立文化財機構法第３条は、「博物館を設置して、有形文化財……を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財……に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民財産である文化財の保存及び活用を図ること」としている。
＊独立行政法人国立博物館法第３条は、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集・保管（育成を含む）及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。
＊東京江戸東京博物館条例は、第１条で、江戸及び東京の歴史と文化に関する資料を収集し、保管し、及び展示して、都民の利用に供するとともに、都民の江戸及び東京の歴史と文化に関する活動並びにそれを通した交流の場を提供し、もって都民の教養、学術及び文化の発展に寄与するため……設置するとしている。

渡金双龍文

表紙の図案は、古墳時代の大刀の把頭である
双龍環より取材し、博物館学研究室のシンボルマーク
として使用する目的で、デフォルメしたものである。

國學院大學
博物館學紀要　第33輯

発行日　平成21年3月31日
発行所　〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28
電話（03）5466-0268（直通）
國學院大學博物館学研究室
編集権代表者　青木　豊
印　刷　協和オフセット印刷株式会社

國學院大學
博物館學紀要

2008年度　第33輯

目　次

日本人が範とした北欧の野外博物館 …… 落合知子 …… 1

坪井正五郎博士の博物館学思想 …… 青木豊 …… 23

明治期の植物学者の博物館学意識 …… 下湯直樹 …… 31

明治末・大正初期における博物館構想
—通俗教育調査委員会の活動を中心に— …… 今野農 …… 43

日英博覧会の評価についての一考察 …… 伊藤大祐 …… 97

戦時下における東京帝室博物館資料の保護と展示 …… 森泉海 …… 109

日本の博物館における模型活用とその過程 …… 大貫洋介 …… 117

収集と伝習 二つの事例から …… 眞田芳彰 …… 127

北海道における「陣屋」の保存と展示 …… 有田大悟 …… 135

公共図書館と文学展示 …… 渡邉真衣 …… 143

床面展示・床下展示に関する一考察
—床及び床下を見る行為から博物館展示への変遷— …… 小島有紀子 …… 151

日本刀展示の研究（序論）—現状と課題— …… 大竹弘高 …… 165

地域博物館における近世地方文書展示の研究 …… 鎌形慎太郎 …… 171

文学博物館における教育活動の課題と一試案 …… 藤﨑温美 …… 191

トルコにおける近代博物館の萌芽
—オスマン・ハムディ・ベイの業績— …… 野中優子 …… 201

博物館法改正と残された制度的課題 …… 大貫英明 …… 209